

第三部 労働政策

第三部 労働政策

第一編 サンフランシスコ条約の発効

と行政協定の締結……………七二

第一章 行政協定の締結……………七三

第二章 行政協定に伴う刑事特別

法および土地使用法……………七七

第三章 ボツダム政令の処置……………七四

第四章 再軍備の進展……………七五

第五章 保安庁法の成立と保安隊・

警備隊の発足……………七六

第二編 治安対策……………七二

第一章 破壊活動防止法の制定……………七三

第二章 警察の中央集権化……………七四

第三章 法廷秩序維持法その他の

治安対策……………七七

第三編 労働組合・共産党・大衆運動

対策……………七九〇

第一章 ストライキ対策……………七九〇

第二章 大衆運動対策……………八〇六

第三章 朝鮮人対策第……………八三

第四章 共産党対策……………八五

第五章 公務員および教育対策……………八六

第四編 賃金政策……………八九

第一章 概況……………八九

第二章 人事院の賃金対策……………九〇

第三章 公共企業体の賃金対策……………九六

第四章 労働省その他の賃金対策……………九三

第五章 資本家団体の賃金対策……………九六

第五編 失業対策……………八六

第一章 失業対策審議会……………八六

第二章 産業開発青年隊……………八四

第六編 労働行政、労働法の改正……………八四七

第七編 使用者の労働対策……………八七二

第一章 基本方針と新陣容……………八七二

第二章 治安対策・労働運動対

策・職場防衛運動……………八七六

第三章 学生対策……………八八八

第一編 サンフランシスコ条約の発効と行政協定の締結

昨一九五一年の労働政策は、「日本国との平和条約」および「日米安全保障条約」の二つによつて特徴づけられた。本一九五二年はこの二つの条約の発効と、「日米行政協定」の締結をその特徴とする。日本政府の政策はすべてこれに従属し、労働政策もその例外ではない。独立国会といわれた第一三国会は、おびただしい数の法律をつくりあげたが、そのうちの重要なものは、行政協定の締結に「伴う」法律であり、第一五国会をも含めて本年中の国会は、占領政策をいかに忠実に日本の国法にうつしかえるかに努力が集中されたといえる。

安全保障条約——行政協定のラインはとりもなおさず日本再軍備の方向であつた。そのもとで日本の労働者は低賃金と失業とに苦しまねばならなかつたし、経営者団体の活動もこのような方向によつて規定され、また逆にそれを促進するような役割を果たしたのである。労働者の運動をもその方向へもつていこうとする政策は労働協約・経営協議会強化の政策ともなつてあらわれたが、しかし、基本的には労働政策は治安対策であつた。その焦点にたつたのが破壊活動防止法である。この法律を軸として、ストライキ、デモンストレーション、法廷闘争などにたいする弾圧が展開され、また、ストライキ禁止にむかう第一歩としての緊急調整を中心とする労働関係調

整法の改正法が制定された。

これは、上述の如く本年の政治的特徴である日本再軍備、軍国主義の復活の方向に労働者階級をむけようとする努力であつたが、すでに第二部でみたように、このような政策に対する国民的反対運動は強烈であり、その政策は十分に成功したとはいえない状態であつた。

他方、労働者保護立法はこの年すでに死んだかのごとくであり、社会保障制度にいたつては、社会保障制度審議会の数次にわたるひかえめな勧告さえ実行できないありさまであつた。

労働運動に対する干渉の強化と労働者保護立法の後退とがここ数年間の特徴であることは、本年鑑が毎年指摘しているところであるが、本年の特徴である二つの条約の発効Ⅱ形式上の独立ということは決してその実質をかえていないことが以下各編で指摘されるであろう。

一九五二年は、日米安全保障条約と行政協定、それによるアメリカ軍隊の駐留という事実を大前提にしつつ、独占資本家と政府とがいわゆる占領政策の「行きすぎ」をもとにもどそうとして反げきを加えた年であつた。労働政策の面でいえば、占領政策によつて「不当に」育成された労働運動をもとにもどそうとした年である。それが

どのような労働運動をもたらしたかは、第二部でつぶさに見たところであるが、第三部労働政策は、それが占領政策の是正ではなく、その継続であつたことが、客観的資料にもとづいて記述される。

第一章 行政協定の締結

「日本国との平和条約」とともに昨年調印された「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」はその第三条で「アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する」と定めた。平和条約はポツダム宣言に違反するがゆえに無効であるとする見解はしばらくおいて、平和条約が日本に独立をもたらすとするアメリカおよび日本政府の立場からすれば、アメリカ軍隊の日本駐屯につき一応の法的形式をとる必要があつた。安全保障条約第一条はそのためこそおかれたのであるが、駐屯の条件を決定する行政協定は、両条約の効力発生の日までには発効するよう締結されなければならなかつた。

かくして行政協定締結の正式交渉は一月末東京で開始された。すなわち、一月二三日ホワイト・ハウスはディーン・ラスク氏を大統領特使として行政協定の交渉・締結にあたらせることを発表、同氏は一月二六日東京に到着した。以後約一カ月、日本側岡崎國務相との間に交渉をつづけ、二月二八日に調印、その第二七条の規定により両条約と同じ四月二八日に効力を発生した。この日以後、協定実施のための日米合同委員会は、従来の最高司令官にかわつて、日本に対する大きな力を發揮することになつたのである。

行政協定については、それが日本国民にとつてほとんど死活の問題であるにもかかわらず国会の承認をへなかつたこと、内容につい

ても国家主権・憲法とくに戦力放棄、国民生活等々との関係が大きな問題となつた。

第一三国会は「独立国会」といわれ、右のような問題が活潑に討議されたが、他方この国会はのちにみるように、行政協定実施のために、刑事特別法その他の法律をつくりだし、さらに、中華民國との平和条約、インドとの平和条約、国際連合加盟等の承認というように、日本の政治的方向を急速にきめていつたのであつた。

行政協定の交渉経過 岡崎外務大臣が二月二八日参議院本会議で報告したところによると行政協定の交渉経過は次のようであつた。

行政協定につきましては、かねてからラスク大使、ジョインソン陸軍次官補一行と交渉をして参りましたが、本朝、日米両国政府間に完全な意見の一致を見まして、相互協定の調印、附属文書の交換を了するを得ました。調印者は、アメリカ側はラスク大使及びジョインソン次官補でありまして、日本側は私でありました。

この行政協定は外国軍隊の国内における配備の条件を定めるものでありますから、両当事者間に最も友好的な相互信頼の関係がなければ（「飛んでもないこと」と叫ぶ者あり）実効を挙げ得ない性質のものであります。従いまして、今回の交渉は互いに権利を主張し合うものではなくして、日米両国関係の将来を勘案し、互いに現状に即して最も適当と思われる協定の案を被露し、相互に相手方の意を了解するに努め、かようにして最も合理的と思われる協定案に落ち着くよう、日米双方において努力いたしました。その結果、両国政府にとつて最も満足すべき協定を締結得たとひそかに信じておる次第であります。

以下交渉の経緯と協定の大綱について御説明をいたします。一月二八日ラスク大使と非公式に会談して交渉の進め方について打合せました結果、公式会談を開催するほか、一般的性質の事項に

については両者間で随時非公式に会合することとし、「(秘密会だよ」と叫ぶ者あり)又技術的事項については専門委員会を設けて双方の専門家の間で討議させることになりました。二九日第一回の公式会議を開きましたが、それ以来一回に亘り公式会談を開催いたしました。公式会議後、その都度、日米間に意見の一致を見た事項につきましては、その件名と内容の要約を発表して参りました。専門委員会は二〇回近く会合いたしました。ほかに起草委員会を設けて案文の整理に当らせた次第であります。

協定は前文と本文二九カ条から成っております。別に附属の交換公文が一つあります。更に正式の議事録があります。

行政協定の内容 行政協定の主要な内容は次の如くである。

(協定の目的)

日米両国は、安保条約第三条の規定にもとづく、米軍の日本およびその周辺における配備を規律する条件を定めるため次の条項を協定した。

(定義)

軍隊とは米国の陸軍、海軍および空軍で、日本にあるものをいう。軍属とは米軍に使用され、これとともにいる米国籍を有する民間人をいい、家族とは軍人軍属の配偶者、二十一歳未満の子、両親および二十一歳以上の子で生計の半分以上を扶養されているものをいう。

(施設・地域の提供)

日本は米軍が日本国内で必要とする施設、地域を合同委員会の決定にしたがつて提供する。

(物資・役務の調達)

①米軍隊、軍人、軍属、その家族は必要の物資、役務を一般日本人と同様の条件で、日本で調達できる②その調達が、日本経済

に悪影響を与えないように、また調達の便宜を図るため、両国は緊密に協議する③米軍に必要な日本人労務者は、日本政府機関が協力の上、米軍が使用する。この場合の雇用条件、労務条件、労務者の基本権利は日本の法規による。米軍は日本人労務者の使用に際しては日本の慣習を尊重する。

(米軍の機密および財産の安全保持)

日本は米軍の機密および財産の安全を保持するため米軍に協力する。このため日本は必要な措置をとり、米軍の機密および財産の安全を害した者を処罰するための法令を制定する。

(所得税等の免除)

米軍人、軍属の駐留に伴う給与には、日本の所得税は課せられない。またこれらのものが日本に滞在するためにつけてきた動産にも日本の税は課せられない。ただしこれらのものが日本で営利事業によつて得た収入には課税される。また米軍人、軍属、家族相互間の売買には、日本の税は課せられない。しかし米軍人、軍属、家族が行う日本市場への投資は課税される。

(関税の免除)

①一般に米軍隊、軍人、軍属、家族は日本の関税に関する法規の適用をうけるが、米軍が、その部隊、軍人、軍属およびその家族の使用のため輸入する物資には、日本の関係は課せられない。これらの輸人物資には証明書が必要である②米軍人または軍属が、駐留軍勤務のためはじめて日本に入国する場合は、その身廻り品家具には関税を課さない。また日本勤務の米軍人、軍属の家族が初めて日本に入国する場合にも同様に取扱う③日米両国は、無関税輸入物資の轉売防止のため協力する④部隊として行動する米軍軍事郵便物、外交上の公式文書は税関の検査をうけない。

(公共事業の利用)

米軍は日本の電信、電話、水道、電気、鉄道、ガスなどの公共事業を日本政府が利用する場合よりも不利でない条件で利用することが出来る。

(刑事裁判権)

①米軍人、軍属およびその家族のうち二十一歳未満の子が日本国内で犯したすべての犯罪は原則として米軍が裁判する②米軍の施設および地域外で犯罪を犯したこれらの米国人は日本の官憲が逮捕し米国の官憲に引渡す③米軍の施設、地域で犯罪をした日本人は米国の官憲が逮捕し、日本の官憲に引渡し、日本が裁判する④日米両国はそれぞれ相手国の利害に關係ある事件を処理した場合には、その結果を相手国に通報する⑤米軍の施設、地域は米軍隊が警備する。この地域内では日本側は、米軍責任者の許可がない限り、逮捕したり、民刑事の令状を送達できない⑥地域外でも、米軍が部隊として行動している場合は、これに対する警察権は米軍が有する⑦米軍警察が、地域、施設外で行動することが必要な場合にはその行動は日本側との別段の取決に基くものでなければならぬ。その場合にも日本側警察と連絡の上行動する⑧両国は犯人の逮捕、捜査、証拠の収集、提出につき協力する⑨日本は北大西洋条約行政協定の発効するときまたは日米行政協定の発効後一年を経過したときに、北大西洋条約行政協定に準ずる方式か前記方式の何れかを選択する権利を留保する。

(米軍出動の条件)

米軍を日米安全保障条約第一条に規定された目的のために使用するに当つては、必要に応じて、日米両国政府の間に協議が行われなければならない。

(合同委員会)

①権限この委員会はこの行政協定の実施に当つて日米間で協

議を要する事項を取扱う。この委員会が取扱う事項には次のものが含まれる。(一)日米両国間にこの協定の解釈または適用について意見の相違があるとき、これについての決定(二)米軍が必要とする、土地建物で日本が提供するものの決定、画定および変更②機構この委員は日米各一名とするが、委員はそれぞれ何人かの委員代理を置くことができる。

(経費の負担)

米軍政府は、米軍が駐留している期間、日本政府が支払うべき項目の経費を除き、日本に駐留する米軍の経費を支払う①日本にある米軍施設、地域の土地、建物の賃貸料②米軍の輸送費、サービス、光熱費など計一億五千五百万ドルとし、この金額については適当な期間を置いて定期的に日米両国政府の間で検討する。

(協定の廃棄)

この協定は、日米安全保障条約が有効である間有効である。但し、同条約の有効期間中でも、この協定の廃止について両国が合意すれば廃棄される。

行政協定の国会承認に関する決議案 行政協定の締結は国会の承認を必要としないという政府・自由党の態度については、国会の内閣で異論が多く、第一三国会では衆議院(三月二五日)、参議院(三月二六日)とも野党から「行政協定の国会承認に関する決議案」が提出された。衆議院では三木武夫議員が左のような提案理由の説明をおこなったが、九八対一九〇で否決され、参議院でも八二対一一六で否決された。

行政協定を国会の承認を受くべしとの第一の理由は、憲法第七十三条第三号の、条約は、事宜によつては事後に国会の承認を経ることを必要とするとの解釈上から、この決議案を提出する次第

であります。この条項は、主権在民の日本国憲法当然の帰結として、ありとあらゆる対外的約束ごとは、主権者を代表する国会の承認を求めなければならないという大原則を規定したものであります。(拍手)その対外的約束の名前が、条約となつておろうが、協定となつておろうが、議定書となつておろうが、その名前によつて問題の軽重がきまるものではない。また憲法第七十三条の適用を受けるかどうかということが名前によつてきまるものではないのである。また安保条約によつて委任があるとかないとかということも、この憲法の条項は問うところではないのである。一切の国際的約束ごとは憲法という条約であり、国会の承認を受けべきが、これが憲法上の大原則であることは明らかであります。(拍手)ただ例外として、単なる行政事務をはかどらすために郵便とか衛生とか通信とかいうがごとき国際的約束が、国会の承認を要せずに政府間できりきめのできることは、常識的にも当然許されておることあります。しかしながら、行政協定のごときその発動いかんによつては個人並びに国家の運命を左右するがごとき、深刻にして重大な内容を含んだものが、条約という名前を用いず、協定という名前を用いたがゆえに、憲法第七十三条の適用を受けなくともよいのだということは、まったく三百代言的言いのがれ以外の何ものでもないであります。(拍手)このような協定という名のもとに、国家の主権、国民の権利義務を制限するがごとき重大な国際的とりきめが、国会の承認を経ずして、一政府の専断によつて締結されるものだとするならば、主権が国民にあるとの日本国憲法の大原則はまったく蹂躪されるものであります。

第二の理由は、行政協定は安保条約による委任の範囲をはなはだしく逸脱しているから、この点からも国会の承認を必要とするものであります。

であります。(拍手)すなわち、安全保障条約第三条は、米軍の配備を規律する条件を行政協定にゆだねられたものであります。が、一体軍隊の配備を規律する条件とは何であるか。これを何らの政治的意図なしに考えるとすれば、軍隊の配備とは、軍隊がどの区域に駐留するかとかどこに住むかとか、練習場はどうなるか、また日本側ではどのような便宜を提供するか、家族の出入国の問題はどうかというようなことが、一般に考えられる配備の条件であつて、軍人が団体として、個人として動く場合の条件のごときは、米軍を配置する条件でないことは明瞭であります。(拍手)しかるに、行政協定は、第二十四条に、米軍が団体として動く場合、すなわち緊急非常時の米軍出動の共同措置を規定し、第十七条には、米軍が個人として動く場合における裁判管轄権を規定し、広汎なる治外法権を認めておるのであります。これらは明らかに委任の範囲を逸脱しておりますから、当然に国会の承認を受けなければならぬのであります。(拍手)現に北大西洋条約においても、治外法権に関する規定は、軍隊の地位に関する協定として、批准条項をつけて別項の協定が締結されておりますが、これが当然の措置であります。行政協定は国会の承認を求めべしという第二の理由がここにあるのであります。

第三は、政治上の理由からも国会の承認を必要とすると思ひます。すなわち、日米安全保障条約並びに行政協定の締結の目的は日米の完全なる協力のもとに日本の安全を保障するにあるのであります。安全保障条約や行政協定を結ぶことは、その目的を達成するための手段にすぎないのであります。従つて、政府は、米国の真意を日本国民に伝え、日本国民の真意を米国に伝え、両者の間に何らの誤解なく完全なる了解が成立するよう最大の努力を払うことが、政府の厳粛な義務であります。しかるに、政府は、こ

の努力を払わず、国会を輕視し、国民のあることを忘れて、独善と秘密外交に終始していることは、天下周知の事実であります。（拍手）安全保障条約の審議の場合は、まだ行政協定がきまつていないからと言つて逃げ、いざ行政協定がきまればこれは安全保障条約によつて委任を受けているからと言つて開き直り、おそらくは今後個々の立法措置の場合は、すでに行政協定によつてきまつているから、それが変更は國際信義に反すると言ふに違ひないのであります。（拍手）一体これでは、国民が意見を述べる機会はないではないか、国会の外交に対する審議権はまつたく蹂躪されるではないかと言いたいのであります。

しかも、政府も自由党も、たとえば裁判管轄権の問題にしても、犯罪の種類によつて裁判管轄権の問題を処理せよというのが世界の傾向であるにかかわらず、属地主義か属人主義か、二者択一のごとく国民を欺瞞し、世界に類例を見ざるがごとく広汎な治外法権の承認を、あたかも日本に有利なごとく宣伝をして国民を愚弄していることは、まつたく政治的良心の喪失といわなければならぬのであります。（拍手）しかも、国民の間から批判が起れば、共産党のしり馬に乗つたがごとく、あべこべに国民を非難するがごとく吉田首相の態度は、まつたく言語消滅である。日米關係の障害は、共産党のしり馬に乗つたから起るのではなくて、むしろ政府の不誠意と、政府の狡猾なる責任回避に基くものであると断言せざるを得ないのであります。（拍手）そのためにも、行政協定のごときものは、日本の国民の運命に關係をする重大な問題でありますから、こういう政治的見地に立つても、行政協定は国会の承認を必要とするのであります。

この行政協定に対する国会の承認は、与党とか野党とかいう問題でもなければ、議員の数の問題でもない。われわれは、国会と

国会議員の良心を守るために、諸君の賛成を求めるものであります。（拍手）

なお、行政協定の締結は国会の承認を必要としないという政府の見解は、たとえば二月二九日參議院本會議で岡田宗司議員の質問に対する岡崎外相の答弁に代表されている。

この協定をどうして国会の承認を求めないかというお尋ねであります。これは安全保障条約第三条に、兩政府間の行政協定によつて決定するというふうにはつきり書いてありまして「兩國の」となく、「兩政府間の」と書いてありますので、これは政府間でできるものと考えております。（「どこの国の協定だ」と叫ぶ者あり）そこで、實際上裁判管轄権のごとき、行政協定の範圍を逸脱しておるのではないかという御意見でありましたが、安全保障条約でアメリカの軍隊の駐屯を国内に認めました以上は、國際法及び國際慣例によりまして、外國の軍隊が他國に駐屯する場合の特権については規定があるのであります。又實際行われておる慣例があるのであります。今度の協定におきまして、この國際法なり國際慣例なり、或いはどこかにあるもの以外は入れてないのであります。（「フイリピンより悪いぞ」と叫ぶ者もあり）従つて國際軍隊をすでにここに置くという以上は、この程度の特権は當然認めるべきものと考えております。又特に今度の協定の二十七条の二項には、本協定実施のために、予算上、立法上の措置を必要とするときは、おのおのかかる措置を国会に求めることを特に記載してあるのであります。

また、三月四日に參議院外務委員會で兩者の間に次のようなやりとりがあつたが、結局この問題についての政府の説明は、安全保障条約第三条で「政府間の協定」と規定しているから、ということにつきるようであつた。

(岡田宗司君) この行政協定は、今あなたのお話だというと、まあ細目協定のようなものだ、こういうふうにおつしやつておる。そこで私どもはあの条約を審議する場合に、一体この行政協定の内容になるものはどういふものか、大体のことをお聞かせ願いたい。少くともどういふ問題が含まれるかということをお伺いしたいのです。なぜなら私どもは当時行政協定の内容に盛られるものが単に事務的のものでなくて、日本の国民の権利義務に非常に大きな関係を持つものである。或いは基本的人権を制限するものである、主権に対する制限をするものである、そういうものが含まれると考えましたので、その点についてお伺いしたところが、それについては何にもお触れにならない。そうしておいてできたものは、こういうものだ、若し当時事務的なことであつて、そして批准を要さないものであるということが大体おわかりになつておつたら、当時我々に示すはずであつた。それもしないで、行政協定は事務的取極だ。こう言つておいてでき上つたものは、国民の権利義務等に非常に大きな関係のあるものである。こういうことになつて来ると、政府のやつたことは非常に手落ちがあつたと、こう私どもは考えざるを得ない。要するに白紙委任状を取つておいて、そうして何でも勝手にきめてしまつたと、こう言われても仕方がないと思うのであります。先ほど吉川委員の答弁に対するあなたのお答えから見ても、政府はあゝのときに議会が安保条約を承認したのだから、従つてそれに基いてやつたものである、こういうお答えから見ると、白紙委任状をもらつてやつたのだからそれでいいだろう、こういう御答弁と変りないように思うのです。その点についての岡崎国務相の御見解を承わりたい。

(国務大臣) 只今申しましたように、例えば国民の権利義務に係のあるもの、これは当然立法措置を要するものでありますから、

国会の審議にかけるわけであり、そして国会の決定があつて初めてそれに関係する規定は実施されることになつておるのは、行政協定の二十七条二項に規定してある通りでありますから、政府は白紙委任状をもらつて、国民の権利義務に関連のあることまで勝手にきめられるというふうな解釈はとつておりません。

(岡田宗司君) 只今の岡崎国務相のお話を聞いておりますと、とんでもない矛盾である。この行政協定から生ずる国民の権利義務に關係のあるものは、これは法律にして国会にかける。その基になつておる行政協定のほうは、国会で審議して承認してもらふ必要がない。こんな馬鹿げたことはない。若し行政協定に基いて、そういう国民の権利義務を制限し、予算に關係があり、国会の承認を得なければならぬ法律や予算が出るとするならば、その基をきめておる行政協定自体を、国会の審議にかけ承認を求めることは当り前じやありませんか。その根本を捨てて、枝葉末節の、これから生ずるところのことだけを国会の承認を必要とする。それでよろしいのだという態度が私は非常な誤りを犯しておる、国会を無視しておる、国民をないがしろにしておると思う。そして政府は、何でも勝手に外交上のことはできるのだ、こういう昔の考え方をそのまま続けておられるように思うのです。甚だ私にとつては、腑に落ちない話であります、一体なぜですね、その行政協定に基いた法律なり、予算なりは国会の審議に付するが、その基になつておる行政協定は国会の審議に付さないか、その点をもう一遍明確なる御答弁を願いたい。

(国務大臣) これは先ほど吉川委員にお話した通りでありまして、安全保障条約第三条において、国会で行政協定を両国政府間で決定することについて認められたのでありますから、それで行政協定を作る。但し国民の権利義務等に係のあるものは、立

法措置をする、こういうことにいたしております。

刑事裁判権・米軍出動・緊急事態 岡崎外務大臣は二月二三日衆議院本会議で、行政協定における刑事裁判権等に関する中曾根議員の緊急質問に対して次のように答えた。

第一は、行政協定における刑事裁判権のことについていろいろお話がありました、ただいまの国際慣例は、アメリカとイギリスの間でも、その他の国々におきましても、いずれも駐屯軍がその所屬員に対して裁判権を有するような協定になつておりますから、われわれはこれを国際慣例と考えております。なおお話のアメリカとフィリピンの協定はなるほど地域外ではフィリピンの裁判権が行われますけれども、そのかわり大きな軍事基地内におきましては、フィリピン人に対してもアメリカの裁判権が及ぶのであります。すなわちこれが典型的な治外法権ともいわれるものでありまして、最近ではこの方式をとつておらないのであります。従つて、われわれが考えております属人方式が最近では適當であるということになつております。もつとも、北大西洋条約の行政協定ができますと、これはさらに進んだ一つの国際慣例的な協定と考へますので、その際は日本もこの北大西洋条約の行政協定を選択する権利を留保するのであります。なお駐屯軍の一員として家族を含めるのは適當でないというお話であります、たとえばアメリカとイギリスの間の協定にも家族は含まれております。また北大西洋条約の行政協定、これはまだ成立しておりませんが、この中にも軍隊所屬員として家族を含めております。安政和親条約についてのお話であります、あの当時は、日本に滞在する一般のアメリカ人に対しての規定でありましたが、今回ののは、日本に駐屯する軍隊だけに關しての特殊の規定でありまして、一般に日本に滞在するアメリカ人その他に対しては日本が裁判権を

持つことは當然であります。

次に、米國軍の出動条件を了解事項できめるのはよろしくないというようなお話であります、了解事項でそういうことをきめるといふことを申した覚えはないのであります。元來、アメリカと日本との安全保障条約及び今回の行政協定につきましては、お互いに好意を持ち、お互いに信頼を持たなければ、實際に効果の上るような結果は得られないのであります。またわれわれは、アメリカに日本を守らしてやるといふことではないのであります、われわれは今のところ適當な手段がないからアメリカに守つてもらふ、こういう意味でありますから、費用の分担その他についてでき得る限りのことをいたすのは當然であります。

なお内乱の場合につきましているいろいろお話がありました、内乱といひましても、外國の使噓策によつて行われる内亂の規模については、今のところ一部であるか全部であるか、その場合になつてみないとわかりません。従つて、あらかじめ協定を定めておくといふことは困難であります。また費用の分担につきましても自分の國の騷擾を鎮壓するのでありますから、元來は日本で全部負担するのが當然と思ひますけれども、それはまたその場合のことでありまして、全部負担することになるかならないか、それは現實の場合に決定するのであります。

なおアメリカ軍の海外出動につきましているいろいろお話がありました、元來この協定は、日本の平和を維持する、つまりダレス特使も言われましたように、外國が日本を侵略せんとする場合にこれを抑制せんとする力に重きを置いておるのであります。ただちに戦争をするといふようなことを考へておるのではないのであります。アメリカ軍が日本に駐屯することによりまして、外國から侵略をされるといふ危險を少くする、つまり日本の平和を維持

するということを目的としておるのであります。従つて、いろいろお話がありましたが、たとえば、ほうつておけば日本が攻撃されたり、あるいは爆撃されたりする、そういう危険を取去るために、アメリカの軍隊をここに置いておるのであります。そして、この出動条件について特別の規定を要するかということですが、こういう危険が起るか、これは今から予測することは困難であります。従いまして、われわれはアメリカ政府とふだん緊密な連絡をとりまして危険の迫るような場合には、双方の政府で隔意なき協議を行い、適當の措置を講ずる、こう考えておるのであります。これについて必ずしも別個の機関がいどるは考えておりません。

また緊急事態の問題等についても、三月一八日参議院予算委員会で岩間正男委員と岡崎國務大臣との間に次のような質疑応答があつた。

(岩間正男君) お伺いしたいのは、行政協定と関連した諸問題でございます。その中でこの行政協定の中でやはり大きく今後の日本の動向の中で考えておかなければならないのは二十四条の緊急事態或いは戦争の場合の日本の共同措置、こういう問題が非常に国民としても関心を持つてゐる問題だと思ひます。そこでこの点についてお伺いしたいのでありますけれども、先ずこの二十四条によりますという、日本区域という言葉が謳われておるのであります。この日本区域に対するところの政府の説明というものは現在においてもはつきりしてゐないと思ひます。で、これは日本区域というやつは情勢次第で拡大されたり、縮小されたりする、そういうふうに変るものなんでしょうか、先ずこの点からお伺ひしたい。

(國務大臣) 日本区域という言葉は正確でないことは、これは日

本の領土という意味ではないのでありますから、その意味では正確でないと云えば正確でない。併し常識的には日本区域ということとは当然言い得るのであります。で、これは安全保障条約の第四条に日本区域というのがありまして、その当時もしばしば日本区域とは何ぞやという質問があつて、これを説明しておつたのであります。行政協定はこの安全保障条約第四条の日本区域という言葉を取つただけでございます。で、實質的には、もう一遍繰返して申上げれば、日本及び日本の極くまわりの周辺、こういう常識的な意味にお取りになれば結構と思ひます。

(岩間正男君) 私が伺ひしてゐるのは、この範圍が絶えず拡大されるのか、縮小されるとかそういう移動性を持つたものだ、こういうことはどうなんです。それは只今の御説明でもそういうふうにとつてよろしうございますか。非常に不明瞭だ。

(國務大臣) これは元來常識的なものであります。日本のほうに向つて、日本の領土のみならず日本のほうに向つての敵対行爲等の危険があるかないかという判断の問題でありまして、別に拡大するとか縮小するとかというものは全然ないのでございます。

(岩間正男君) どうもこの点が不明瞭なのでこれは非常に不安なのであります。これは情勢次第ではいろいろ解釈のつくところの問題なんでありまして。その次にお聞きしたいのは、敵対行爲の急迫した脅威、こういう言葉があるのであります。これはどんな場合で誰がこれを認定するのか、認定するのは誰でありますか、その点をお伺ひしたい。

(國務大臣) 急迫したる脅威というのは、要するに日本の領土内で敵対行爲が起つた場合は、これは敵対行爲が起つた場合であり、日本の領土に及ぼすような敵対行爲が起りかかつてゐるが、まだ日本の領土に及んでおらんというときには、敵対行爲が起り得る

緊急事態がありそうだという意味でありまして、そうしてこれは日本政府は当然注意して見ておりますから、日本政府も考えているのであります。又アメリカ側でそういう危険がありと見れば、日本政府に通報をいたすのであります。両方の政府でそれは考える問題であります。

(岩間正男君) 具体的にお聞きしたいと思う。不幸にして朝鮮戦線で、この朝鮮の会談が決裂してアメリカ軍が朝鮮から追出された壹岐、対馬に退却したような場合、或いは台湾を占領しているアメリカ艦隊が中国人民によつて沖縄に撃退される、そういうような事態に余儀なくされた場合、こういう場合には当然これは緊急事態と認定するものと思うのでありますが、これはどうでありますか、具体的にお聞きしたいのであります。

(國務大臣) 私はそういう妙な場合は起らないと考えておりますが、そういう仮定の問題について一々お答えすることはできません、ただ緊急事態が日本にとつて発生しておるかどうかということとは、日本政府が当然注意して觀察しておりますから、決してそれがためにときを遅らすというようなことはしないはずであります。

(岩間正男君) 仮定の問題に答えないというのは、これは一体仮定の一つの条約です。だから仮定を予想しなければこんな条約は必要ないのです。現実につておりますか、仮定でしよう、この条約は。だから日本としてはあらゆる場合を想定して、これに對して対策を立てておくということが当然これは政府の任務なんです。そういう点から私はお聞きしておるのです。そういう事態は起りませんという、そういうお言葉であります。それはあなたの個人的な意見としてはお聞きしますけれども、起つた場合にはどうするかということをお聞きしておるのです。こういう一つの

仮定によつて、そうして対策を立てておかなければ不安でたまらないからお聞きしておるのです。どうでありますか、これはもう一度お聞きします。

(國務大臣) 私はそういう妙な仮定はないと、こう言つておるのであります。そういうことは起らないと確信しております。

駐留軍施設 日米合同委員会の両国代表は、七月二六日アメリカ駐留軍に提供する施設・区域に関する協定に調印した。無期限使用三九六、一時使用三三六、合計七三二で、ほかに保留されたもの、軍機上公表されないレーダー基地がある。この施設協定は一〇月になつて部分的に改正された。

防空演習 アメリカ軍の防空演習への協力が七月になつて問題となつたが、その点に関して吉田首相は七月二三日の参議院本会議で高田なお子議員の緊急質問に答えて、次のようにのべた。

防空演習参加については、七月七日合同委員会を通じて関係市町村の自発的協力を期待する旨の申入れがあつたので、七月八日の閣議に諮つて、住民の自発的意思に基き、特定の地域においてできる限り民業に影響を及ぼさざるような方法で、これに協力するということにいたしましたのであります。同日外務省より、地方自治庁、国警本部を通じて、関係市町村に連絡方を依頼いたしました。本件は行政協定二十四条とは何らの関係がないのでござい。又防空法の制定というような法的措置を講ずるかどうかはそれまでの必要は未だ差迫つておると考えま。未だ考えておりません。

また、岡崎外相も次のようにつけ加えた。

これは予防の意味から申しますと、差当り危険があるなしにかかわらず必要なことでありまして、日本においてもこれをやつても何ら差支えないのみならず、むしろやるべきであると考えてお

りまするが、ただ我が国におきましては国民の間にまだ戦争中の不安がありますので、不必要なこういう不安を更に与えたくないという意味で成るべく差控えているような次第であります。併しこれは勿論そういう意味でありますから、朝鮮の事変等には全く関連のないことでもあります。なお現在の防空演習は別段の法的根拠はないのであります。従いまして自発的に行なつていゝるのであります。

労務契約 占領軍関係の労務雇用については昨年度の本年鑑で述べられたが（六三一ページ以下）、その不安定な状態は平和条約発効によつても何ら変らなかつた「日本人役務に関する基本労務契約」は彼らが駐留軍労務者に衣がえしても、あいかわらずいわゆる保安解雇を含んでいた。労務三法は適用されるたてまえでありながら、実際はしばしば無視されてきたのである。行政協定は「米軍に必要な日本人労務者は、日本政府労務者は日本政府機関が協力の上、米軍が使用する。この場合の雇用条件、労務条件労務者の基本権利は日本の法規による。米軍は日本人労務者の使用に際しては日本の慣習を尊重する」ことをきめたけれども、これでは直接雇用か間接雇用かはつきりせず、労務三法の適用についても不明瞭であつた。

第一三国会では本会議、委員会での問題がとりあげられたが、二月二〇日参議院本会議における次の質疑応答にも見られるように政府側の答弁はいずれもはつきりしないものであつた。

（波多野鼎議員）進駐軍に使用されている日本人労務者について憂うべき事態が起つております。今日では日本人労務者の雇主は日本政府であり、而もその使用者は占領軍であります。雇傭関係と使用関係が分裂いたしておりますために、労務者の権利保護において遺憾の点が多いことはこれ又周知の事実であります。政府は、占領軍が安保条約に基づく駐留軍に代る場合、この労務関係

を如何に確立せんとしているのでありますか。日本人が駐留軍に直接雇用さるべきではない。外国軍隊の軍属的身分関係に置かるべきではないと私は考えますが、政府の所見はどうでありますか。

（岡崎国務大臣）進駐軍関係の労務者の雇用をどうするかということ、直接雇用か間接雇用かというお話がありました。これは普通の協定に基づく駐留軍でありますから、本筋から言えば直接に雇用するのが当然と考えておりますけれども、言葉の関係もあり、習慣の違いもありますので、進駐軍関係と組合では、むしろ間接雇用、日本政府が雇用してこれを提供するというほうを望んでおるようでありまして、そういう場合には別にこの主義主張にこだわることなく、勤労者の好むようにできるだけ便宜を図ろう、どちらでもよろしいから勤労者の好むほうにいたそう、こう考えております。

（荒木正三郎議員）次に進駐軍労務者及び軍需工場雇用者と労務三法との関係であります。先ほどの質問にもあり、説明を聞いたのでありますけれども、甚だ分明を欠いておるように思うのであります。政府は、しばしば本議場におきまして、これらの労務者に対しても労務三法に適用されているということを言明しておりますけれども、現にこの言明に反する事実が幾多起つておるのであります。その内容については我が党の三輪君からも先般の本会議において指摘したところでございます。講和条約が発効いたしまして後においても、かかる事態が起るということは十分予想されるのでございます。その意味におきまして、労務者の基本的権利を如何ようにして守ろうとしておるか、その具体的な構想について政府の説明を伺いたいと思つております。

（吉武国務大臣）特需関係の労務につきましては、勿論労務法

の適用あるべきことは当然でございます。なお駐留関係の勞務につきましても国内勞働法規が適用せらるべきものであると存じまして、目下その線に沿つて行政協定の折衝中でございます。

また、三月二十九日衆議院内閣委員会では、松岡委員と吉武國務大臣との間に次のようなくわしい質疑応答があつた。

（松岡委員）この問題はあまり多く聞こうとは思いませんが、行政協定の十二条によれば、直接の雇用と間接の雇用と兩者を認めているようであります。今日の日本の勞働組合の実力をもつてし、發達の狀態から考えまして、直接雇用の場合においてはたして勞働者の利益が完全に守られるであろうかということに対して多大の疑念を感じざるを得ないのであります。このことが一つ。それからそういう場合において、行政協定と関連して考えられることは、事実上強制勞働的な、あるいは命令による勞務に服するようなことが不幸にして行われはしないだろうかという懸念、あるいはまた不當勞働行爲のある場合におきまして、これに対して一体どういう制裁が使用者に加えられるかという問題、ことに従來の軍管理工場とほぼ似通つたようなことに將來なるらしく聞いているのであるが、過去における軍管理工場において行われておりましたはなはだ好ましからざる事実、そういうことが今後も引続き行われるであろうということが懸念される。それからいわゆる軍事基地内における勞働関係がどう扱われるか。それらのことにつきまして、一切は国内法が適用されるということとはすでにしばしば繰返されているので、私は同様のことを、いたずらに時間を空費して聞こうとは思わないのであります。それはほかの委員会においてあつたことでも、ここで繰返し聞いていいであらうけれども、私はそういう時間の空費を避けまして、從來大臣がしばしば他の委員会において答弁なさつておられるのでは、間接にこれを

聞き調べてみて私ははだ不滿を感じているのであります。これらの懸念に対して、行政協定のいかんにかかわらず、真に国内法を嚴格にアメリカ軍をして遵守せしめることができるかどうか、大臣の信念と決意を伺つておきたい。かように思うのです。

（吉武國務大臣）ただいまの松岡さんの御質問でございますが、第一点は、行政協定の十二条によつて、駐留軍勞務が間接雇用か直接雇用か、もし直接雇用だとすると、保護の上において遺憾の点がないだろうか。こういう御質問でございますが、この点は行政協定を結ぶ際に相当向うとも折衝をいたしました。御承知のよう、本来の勞働構成からいえば、事実使つてゐる者が雇用主として直接雇用関係にあるのが建前でありますが、言葉の関係あるいは事情の違ふ関係で、ただいま御指摘になりましたように、現実に勞働者の保護ができるかどうかという多少心配がございます。また勞働組合側からもその点の心配がございます。自分たちとしては現実の保護を求む方がいいので、間接雇用を希望するというのがございましたので、折衝いたしました結果、十二条ではどちらでもできる。いずれの場合であつても日本の国内法を適用するということになりました。運用面におきましては、できるだけ勞働組合の希望を入れて、運用をしたいということになつたわけでありまして、従いまして、現在でも大体調達庁を経てやつておりますが、個々の小さい雇用については直接雇用をしている部面もございますので、全部が全部間接雇用でなければならぬとする、また実情に沿わない点もございますので、そこは組合側の希望をできるだけ入れまして、運用に遺憾なきを期して行くつもりでございます。

それから第二に御指摘になりました駐留軍勞務の場合に強制勞働の心配がなからうか。こういうことでございますが、この点も

向うと折衝いたしました。そういう懸念はなくて、国内法が完全に適用される。事実進駐が始まりましたときも、軍の関係がございまして、万一強制的に雇用するという必要がありはしないかというので、政令が出ておりましたが、事實は使わないで済みまして、昨日でありましたが、両院とも通過して、その政令も廃止しておるような状況でございまして、向うとしてはそのつもりは全然ございませんし、今度は国内法を適用することとございまして、私どもといたしましてもその心配はないものと考えております。

それから第三に御指摘になりましたのが不当労働行為でございまして、御指摘のように、管理工場その他において多少ごたごたがございました。その点は私ども調べましたところ、内部関係においてはいろいろないきさつがあつたようであります。ただ法律の問題になつて参りますと、内部の関係はいろいろございまして、けれども、表向きになりますと、はたして不当労働行為であるかいかという点については疑問の点が多いわけでありまして、その点は現在でも不当労働行為に対する救済の道はふさがれてはいないのであります。事実それは訴えないで話がついたという事例がございまして。そこで、今後の問題であります。今後の問題は、軍の管理工場でございまして、軍が直接使用する労務につきましても、いずれでも国内法が適用あることでありますから、不当労働行為につきましても、それぞれの機関にかけて救済されることであります。従いまして、いわゆる管理工場と称するものにつきましても、これは一民間工場でございまして、当然日本の国内法が適用されるべきであり、不当労働行為のような状況がございすれば、労働委員会その他において救済されるべきものだと思います。従来は占領下でありましたために、実はいろいろの

問題がございましたが、この点は現在でわれわれとしてもしては厳重なる監督をしなければなりません。独立後におきましては、御指摘のように、私どもとして十分気をつけて行つて、遺憾のないことを期するつもりでございまして。

それから施設内の労働関係についての御質問でございましたがこれも同様でございまして、管理工場でございまして、軍が直接使用する労務でございまして、行政協定の際にいずれも日本の国内法を適用する、そして尊重して行くということを言つております。また私も直接GHQの人とも会ひまして、その点は十分自分の方でも尊重して行くつもりであるから、労働大臣も十分ひとつ気をつけてやつてくれ、こういうことでございまして、私といたしましては、いろいろの個々の事象は起るかもしれませんが、その際には十分法が守られるように努力するつもりでございまして。

なお衆議院厚生委員会では七月一日駐留軍労働者の健康保険に關して次のような質疑応答があり、その中で政府委員は労働三法が適用しがたい事情をほのめかしている。

(青柳委員) 私は駐留軍労働者の健康保険の問題につきまして、質問をいたしたいと思つております。この問題につきましても、前々国会、前国会におきましても、問題になつたものであります。最近当委員会に陳情もあつた問題でございまして。

それです。第一に、これは労働部長にお尋ねするのは、ちよつとおかしいのかもしれませんが、お仕事を通じて御存じだろつと思つております。今国会に、非常に長い法律が可決されたのであります。すなわち日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案、この

法律案の第八条に、駐留軍に雇われている人の身分を規定してあるのであります。これによりますと、国家公務員ではない、こういうことでもあります。国家に雇用されておることは事実でありますが、国家公務員でない。こうなりますと、一体その身分の実体はどういうものなのかということにつきまして、まず承りたい、こう思うのです。

(中村(文)政府委員) ただいまの御質問は、これは法案が上程されました際にも、いろいろと御質疑があつた点でございますが、従来、御承知の国家公務員法におきまして、これらの労務者は特別職の扱いを受けておりましたが、この法律が提案されましたときに、国家公務員の資格、身分をはずそうという考えが生まれて、その結果としまして、ただいまお読みになりました法案の第一条において、特別職の身分を切つたのでございます。さらに第八条で、再び国家公務員ではないというふうなことにいたしましたのは、格別他意があつたわけではございませんで、単に、御承知の国家公務員法の第二条の第六項だと存じますが、あそこで政府の支出を制限されております。それらの面から見ましても、いろいろと国家公務員としての疑わしい疑義がありますので、かりに国家公務員の特別職をはずしますれば、逆説的な話でありますけれども、それでは一般職だというふうな結論になるのであります。それを避ける意味におきまして、国家公務員の資格は全然ないのだ、一般職でもなければ特別職でもないのだ。それからまた国家公務員法の第二条の六項に、いかなる勤務者でも、政府は国費をもつて払つてはならぬという制限が確かにあつたはずでございますが、これらの制限からも、これははずれておるのだという意味合いをとりましたのが、第八条でございます。それで、結局国と雇用関係にあることにつきましては、議論のないところでござ

います。ただ国家公務員法上の扱いは受けない、こういう意味でございます。

(青柳委員) そういたしますと、国家が雇つておる人であるけれども、公務員ではない、こういうことでもあります。そうして、この法律の第九条を読みますと、勤務条件は、調達庁長官が定めるというふうに、第九条の二節においてなつております。ところで承りたいのですが、調達庁は事業主の立場にある、こう思うのであります。そう考えてよろしいのでありましょうか。

(中村(文)政府委員) ただいま御質問の通りでございます。雇主の立場において、たとえば労働三法その他におきましては、使用主としての立場からいろいろと規制を受けております。

(青柳委員) そこで使用主たる調達庁は、健康保険の保険料を負担することになると思うのでありますが、その健康保険の負担はどういうふうになつておりますか、承りたい。

(中村(文)政府委員) ただいまの御質問につきましては、先ほどのことにも触れるのでございますが、御承知の通り、進駐軍関係の労務と申しますのは、従来、労働三法その他から判断いたしますと、きわめて型がわりな関係でございます。と申しますのは、政府は御承知の通り、占領下におきましては、連合国軍司令官の指令第二号に基きまして、また昨年の四月からは契約に基きまして、労務の提供の責めは負っておりますが、作業上の指揮監督その他複雑な関係につきましては責任を負い得ないような姿になつております。ただ法律上きような使いわけも非常に困難でありますので、この点につきましては、労働省方面におきましても、非常に異論のあつたところでありまして、実態がきような姿にありますので、法適用その他におきましても、きわめて遺憾な点が多々あつたのでございます。今日におきましても、やはりそ

の点につきましては、相当異論がございます。この六月三十日をもちまして、従来の契約が期間満了になつたのでございまして本日より新たな契約の効力が発効することを予想いたしまして、その間いろいろと折衝して参つたのでございます。この折衝の過程におきまして、ただいまの御質疑のような事業主あるいは使用主という姿の不合理さを、何とかして直したいというふうなことで努力して参つたのでございますけれども、国といたしましては、法律の実施は相当善意をもつて協力しました万全を期したいという意向でございすけれども、何にいたしまして外国軍隊でありますので、この点について、相当異論がございます。われわれといたしましては、これらをできるだけ実態に即した姿に持つて行きたいと思ひまして、努めて参つておるのでございますが、さような事情にありますので、ただいまの最後の御質問の、保険料の負担の問題につきましても、単純に事業主であるがゆえに、法律の定めるところに従つて行くというふうには、ただちには行きかねる事情にございます。打碎いて申し上げますれば、なるほど調達庁は事業主という立場にありますので、使費料の負担は、法律の定めるところに従つて負担しておりますけれども、その裏には、それだけただちに償還される、補償されるものがあるものでございます。これがなければ、事業主といたしましては、ただちに実施ができないというのが今日の実情でございす。と申しますのは、言葉をかえますれば、これは労務者のための契約の一切は、ドルで米国政府から償還される形になつております。従いまして、償還されました範囲内で措置するという以外には方法がないのであります。従いまして、保険料の話でございすが、かりにいかような結論が出ましても、軍が承諾を与えぬ限りは、調達庁といたしましては、ただちに簡単にお受けができないというの

が実情でございす。これらのことにつきましては、ひとり保険料だけではございませんので、給与、基本給の問題につきましても、昨年の十月、一般公務員が全部約二割近い給与の引上げを行つたのでございすけれども、これらの労務者の給与の引上げにつきましては、相当難航いたしまして最終的な結論が出ましたのは今年の二月でございす。さようなわけで、政府並びに調達庁だけが考慮いたしまして適当な措置を取進めようといつたしましても、なかなかさように簡単に行かないというのが今日の姿でございす、この辺のところをお含み、御了解願うために、実は雇用関係の姿につきましても、くどくどしく申し上げたわけでございます。

防衛分担金 安全保障条約の発効および行政協定の締結にともない、いわゆる防衛分担金のことが各方面で問題とされたが、一二月一日衆議院予算委員会に向井國務大臣は次のような説明をおこなつた。

第一に、防衛支出金につきましては目的であります。この経費は、日米安全保障条約に基いて駐留する米軍に関して、行政協定に基きわが方が負担するものであります。それは大別して三つにわかれます。

すなわち一、駐留米軍の需要する物及び役務の調達に要する経費として駐留米軍に交付するもの、二、駐留米軍の使用する施設及び区域提供に伴い負担する経費、三、海上演習に伴う漁場補償その他事故による損失の補償等でございます。

二に、使用実績、十一月二十九日現在を申し上げます。その中を小わけにして、一番、駐留米軍への交付額は三百七十二億円、二が駐留米軍の使用する施設等の借料、補償費等のために調達庁の支出官へ移替使用額が五十七億円、その合計四百二十九億円で

あつて、その残額は二百二十一億圓となつております。

三、今後の使用見込みでございますが、当初の見込みでは一、駐留米軍の物及び役務の調達経費五百五十八億圓、二がその使用する不動産の借料等九十二億圓となつていましたところ、平利条約の発効が四月二十八日となつたこと等のため、一方において一の物及び役務の調達経費として駐留米軍に交付する金額は、五百七億圓に減額されたのでございますが、他方において二の不動産の借料及び補償等の経費は所有者の強い要請もありますし、駐留米軍の継続して使用する演習場のうち、買上げを必要とするものが、当初の見込みより相当上まわることになります。また接收施設の解除の進捗状況により、その原状回復の補償費に相当多額の金額を予定する必要を生じたこと等により、百四十三億圓を要するので、結局二十七年度内に支出負担行為を必要とする金額は当初の予定通り六百五十億圓と見込まれるのでございます。

なお百四十三億圓の内訳を示しますと、一、施設提供に伴う経費百二十五億圓、それは借上費四十六億圓、買上費三十七億圓、接收に伴う家屋の移轉費等の補償費二億圓、返還財産補償費四十億圓、漁業等補償費八億圓、旧連合国軍人等住宅公社債務弁済が十億圓となつております。

第二の安全保障諸費につきましてその目的を申し上げますと、その経費は前国会において大藏大臣より答弁したごとく、主として平利条約の発効に伴う日米両国政府間の了解事項に基き、米軍が大都市の中心部から周辺地区に移動する場合、必要とせらるる施設等に充てるためのものでございます。それは米軍の営舎、事務所、住宅及び補給所並びにその附帯設備の建設と、また右に関連する通信施設、付属工場、各種荷役設備等の建設、新施設周辺の道路の新設、改良、軍の救難基地の建設、また接收継続港灣施設の代替としての港灣施設の建設に充てるためのものでございます。

二、使用実績、十一月二十九日現在、現在までの移替使用額は四十五億圓でございます。残額は五百十五億圓でございます。これは主として施設区域の具体的決定が遅れましたことによるものでございます。

三、今後の使用見込み、施設移轉の關係については、米軍との間に目下着々話し合いが進行中であつて、大体固まつたものは概算で一、施設關係百九十億圓、うち陸軍關係約七十億圓、海軍關係約二十億圓、空軍關係約百億圓となつております。二、通信關係約十億圓、三番目が道路關係約三十億圓、四、港灣關係約二十億圓であります。五、その他ヘリコプターの購入等約十億圓、合計二百六十億圓となつておりまして、目下設計等に着手しておるもので、近く使用される見込みでございます。

次に、移轉先の場所の關係等もありまして、最終決定を留保しておるものとしましては、施設關係約二百三十億圓、通信その他の関連施設約十五億圓、道路及び港灣關係五十億圓、その他五億圓、合計三百億圓が見込まれております。これらに該当するものについては、現在使用中の施設は所有者より強い返還要求もあり政府としてはその移轉に關して、できるだけすみやかに、米軍との話し合いをつけるべく、努力をしておるのでございますが、近いうちにその大部分について、代替施設の建設計画が具体化確定するものと考えられます。

第三、平利回復善後処理費について申し上げます。

一、目的、この経費は、主として外貨債の償還その他対外債務の支払い及び連合国に対する賠償の支払い等、平利条約の発効に伴い処理を必要とする経費並びに平利回復の結果として必要を生

じた諸般の経費等に充てるためのものでございます。

二、使用実績、十一月二十九日現在、運輸省、調達庁、外務省等へ移替使用額十一億円でございます。

三、今後の使用見込み、予算としましては、二十六年度よりの繰越額百億円と合せて二百十億円でございしますが、今後の支出分として確定しておるものは、一、外債処理関係百三十七億円、二、港灣及び都市道路復旧費七億円、三、返還飛行場等復旧費五億円、四、接収解除財産返還補償費等十億円等合計百五十九億円でございまして、すでに移替使用額と合せて、さしあたり百七十億円が使用される見込みであります。残額約四十億円は、今日までのところ使途未確定でございしますが、今後涉外債務の処理等のために充てられることになりますと存じます。

第二章 行政協定に伴う刑事特別法および土地使用法

刑事特別法 行政協定の締結に伴い多くの法律が制定されたが、ここでとくに重要なものは、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法」である。それはアメリカ駐留軍に関して、刑事上の実体法および手続法に特別規定をもうけたものであり、行政協定に基いてアメリカ駐留軍の機密と安全を保護し、あわせて刑事裁判権の管轄を規定したものである。

そのおもな規定は次のとおりであるが、全体として刑がおもいと、軍機保護については、機密の探知、収集、漏えいのほか、その未遂を含み、その上、陰謀、教唆、煽動をも罰することになつてゐる点、また手続規定の部分ではいわゆる属人主義をとつて治外定

権の色彩がつよいことなどが指摘される。

第一章 総則

第一条 【定義】(略)

第二章 罪

第二条 【施設または区域を侵す罪】正当な理由がないのに、合衆国軍隊が使用する施設または区域であつて入ることを禁じた場所に入り、または要求を受けてその場所から退去しない者は、一年以下の懲役または二千万以下の罰金もしくは科料に処する。ただし、刑法に正条がある場合には、刑法による。

第三条 【証拠を隠滅する等の罪】行政協定により米合衆国の軍事裁判所(以下「合衆国軍事裁判所」という)が裁判権を行使する他人の刑事被告事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、もしくは変造し、または偽造もしくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役または一万円以下の罰金に処する。

犯人の親族が犯人の利益のために前項の罰を犯したときは、その刑を免除することができる。

第四条 【偽証の罪】合衆国軍事裁判所の手続に従つて宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。虚偽の鑑定または通訳をしたときは、前二項の例による。

第五条 【軍用物を破壊する等の罪】合衆国軍隊に属し、かつその軍用に供する兵器、弾薬、糧食、被服その他の物を損壊し、または傷害した者は、五年以下の懲役または五万円以下の罰金に処する。

第六条 【合衆国軍隊の機密を侵す罪】合衆国軍隊の機密(合衆国軍隊についての別表に掲げる事項およびこれらの事項に係る文書、図画もしくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて

または不当な方法で、探知し、または収集した者は、十年以下の懲役に処する。

合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知しまたは収集することができないようなものを他人にもらした者も、前項と同様とする。

前二項の未遂罪は、罰する。

第七条 前項第一項または第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

前条第一項または第二項の罪を犯すことを教唆し、または扇動した者も、前項と同様とする。

前項の規定は、教唆された者が、教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第八条 (略)

第九条【制服を不当に着用する罪】正当な理由がないのに、合衆国軍隊の構成員の制服またはこれに似せて作った衣服を着用した者は、拘留または科料に処する。

第三章 刑事手続

第十条【施設または区域内の逮捕等】(略)

第十一条【施設または区域外で逮捕された合衆国軍隊要員の引渡】(略)

第十二条【合衆国軍隊によつて逮捕された者の受領】(略)

第十三条【施設または区域内の差押、搜索等】(略)

第十四条【日本の法令による罪にかかる事件についての捜査】行政協定により合衆国軍事裁判所が、裁判権を行使する事件であつても、日本の法令による罪に係る事件については、検察官、検察事務官または司法警察職員(鉄道公安職員を含む)は、

捜査をすることができ。(以下略)

第十五条【証人の出頭等の義務】合衆国軍事裁判所の囑託により、裁判官から合衆国軍事裁判所に証人として出頭すべき旨を命ぜられ、または合衆国軍事裁判所において宣誓もしくは証言を求められた者は、これに応じなければならない。

前項の者が、正当な理由がないのに、出頭せず、または宣誓もしくは証言を拒んだときは、一万円以下の過料に処する。

第十六条【証人拘引についての協力】(略)

第十七条【書類または証拠物の提供等】(略)

第十八条【日本の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力】検察官または司法警察員は、合衆国軍隊から、日本の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、合衆国軍隊要員の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、または検察事務官もしくは司法警察職員に逮捕させることができる。(以下略)

第十九条 (略)

第二十条【刑事補償】(略)

付則 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の公布の日から施行する。

別表 一、防衛に関する事項(イ)防衛の方針もしくは計画の内容またはその実施状況(ロ)部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数または部隊の装備(ハ)部隊の任務、配属または行動(ニ)部隊の使用する軍事施設の位置、構成、設備、性能または強度(ホ)部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類または数量

二、編制または装備に関する事項(イ)編制もしくは装備に関する計画の内容またはその実施の状況(ロ)編制または装備の現況

(ハ) 艦船、航空機、兵器、彈藥、その他の軍需品の構造または性能

三、運輸または通信に関する事項(イ) 軍事輸送の計画の内容またはその実施の状況(ロ) 軍用通信の内容(ハ) 軍用暗号

なお国会においては、次のような反対論があつた。(第一三国会参議院本会議五月六日、岩間正男議員の反対討論)

私は過般の二十七年年度予算審議に当りまして、日本共産党を代表して、この刑事特別法案が如何に日本国民の基本的人権を侵犯し、言論の自由を完全に封殺して平和と独立への一大障壁となるであろうかということを、再三再四指摘したのであります。而も更にその及ぼす実害が、駐留軍という軍事的権力によつて背後から支配される関係上、曾つての軍機保護法や只今問題となつておりますところの破壊活動防止法案などに優るとも決して劣らない悪法であることを又指摘して来たのであります。日本国民は破壊活動防止法と刑事特別法の二本建によつて文字通り軍事警察のテロルの支配下に置かれ、まさに有史以来の民族的危険にさらされようとしているのであります。

次に、私は本法案の危険極まりない一、二の性格を指摘してみたいと思います。

先ず第一に、本法案は、政府の説明によれば、アメリカ軍隊に對して現に敵対関係にあるもの及びさして遠くない将来敵対関係を生ずる可能性のある国その他米軍の安全を害する意図あるものに機密を知られることは、その安全にとつて危険なので、その機密保持のために提出されたと言われております。これは誠に驚くべき説明であると言わねばならない。ここに現に敵対関係にあるもの、及びさして遠くない将来云々とは、具体的に言えば中共、ソ連、北鮮等を指すのでありましたが、これらの国々を仮想敵

国視して今後の政策を推し進めることは、日本並びにアジアの平和のために危険極まりない暴挙と言わねばならないのであります。而もそれは何ら日本の必要によつてではない。アメリカ軍の必要のみによつてかかる立法が行われることは全く沙汰の限りと言わねばならないのであります。

更に驚くべきことは、その軍機なるものの内容であります。これは本法案の別表として例示されているところでありますから、諸君もその内容については詳しく御承知のことでありましょう。これによれば、防衛の方針、計画の内容、実施方針は言うに及ばず、アメリカ部隊の隷属系統、部隊数、その兵員数、裝備、任務、配備、行動、又軍事施設の位置、構成、設備、性能、艦船、航空機、兵器、彈藥等の種類、数量、構造、性能等の一切に及んでるのであります。無論軍事輸送や通信等についてもその例外ではないのであります。而してこれらの事項及びこれらの事項にかかわるところの文書、圖書若しくは物件で公けになつていないもの、即ち、新聞、雑誌、ラジオ等で公表されないものを探知収集し、又は他人に漏らした者は、十年以下の懲役に処することになつており、又その未遂者、陰謀者、更にこれを教唆した者、煽動した者等に対しては五年以下の懲役に処することが規定されているのであります。これは一見すれば誠に尤もなことのように實際は甚だ尤もでないであります。なぜならば、例えば我々の頭上を朝夕飛び交うところのあの飛行機が一体B二九であるか、或いはB三六であるか、或いはジェット機であるか、又その性能がどうか、一体その機数がどれくらいあるか等について会話を交えたことゝあります。そうしたことは今までの日常茶飯事にあつたことであります。こうした事実すらも、取りようによつては直ちに軍機に触れるというので処断される結果になるのであります。

何せアメリカ軍がいるのでありますから、いろいろなこういう事態を隠すことはできない。我々の目に日常生活の中でこれは触れる。だから、若しこういう危険は困るというなら、これはアメリカの軍隊に帰つてもらうよりほかはないのであります。この根源を基にしないでこういう法案を作つて日本国民を弾圧しようとしている。殊に行政協定がいよいよ実施されれば、国民生活は今までより多くの圧迫と破壊にさらされることは必至であります。軍管理工場の労働者はその劣悪な条件に堪えかねるでありましようし、今後ますます頻発する農地の取上げや漁区の立入り禁止に對しては、農民や漁民はその生存権を守るために反対闘争を組織せざるを得ないであろう。これは又労働者、農民の権利であります。ところで、その反対闘争に當つて、どこその工場ではどんな兵器が作られ、どこそこにはB三六発着の飛行場が作られつつあるということを訴えるに至ることは、これは当然自然の成り行きであります。而もこのような止むに止まれぬ基本的権利を守る闘いすらも忽ち軍機に触れ、その処断が要求されることになるのであります。無論、新聞やラジオは事の真相を伝え、その賛否を論ずることはできなくなるのであります。学者、評論家の論評が又忽ち当局の忌諱に触れることになるのは明らかであります。もはやこうなれば、新聞やラジオのニュースは、一々米軍の許可を受けるか、又その提出奨励にかかわるものだけを取扱うことになるのであります。これでは日本国民は事の真相を知り世界の情勢を刻々に判断する一切の権利が奪われ我々の知らない間にあの東条時代のような重大な段階に追い落されるのであります。尤も本法案の第六条によれば、本法案の適用は「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で」軍機漏洩を企てた者を罰する建前には一応なっております。併しこれを判

定する者は、先ほどから問題になりましたように誰かと言うと、言うまでもなくそれは米駐留軍当局であり、又その下請の日本警察であります。労働組合運動や農民組合運動弾圧のために、これらの悪法が常に拡張解釈され、不当極まる適用を見たことは、まだ我々の記憶になまなましい事実であります。否、初めからこうした人民弾圧の目的を以て作られているのが本法案の真の狙いであるとは断ぜざるを得ないのであります。

第二に私の指摘したいのは、米軍軍事裁判に呼び出される証人が出頭しなかつた場合及び証言拒否、証拠湮滅、変造等に対する処罰であります。証人不出頭の場合には、米軍事裁判官の拘引状によつて日本の警察職員が逮捕できると明記してあるのであります。併し更に重大なことは、他人の刑事事件に対する参考人までが、取調や実況検分の名の下に身体の拘束及び捜査を行われ、又書類の提出を要求される。若しこの処分を拒み妨げ忌避した者は、一万円の過料であります。証人や参考人に対するかかる規定は、全く世界にその例を見ないところであります。これに對して米軍の場合はどうかというに、日本の裁判管轄の適用除外、つまり治外法権の適用を受ける者は、現に服役中の米軍とその軍属はもとより、米軍に雇用され、又はこれに勤務し更にこれに随伴する者、家族等、いわゆる軍の公的、私的を問わず、殆んど一切の関係者を含めていたのであります。それらの者が受入国たる日本に對して犯した犯罪に對しましては、日本の裁判権から完全に除外されているのである。これを前記の日本側の証人や参考人に對してまで人権無視の罰則を設けているのと比較するときにその屈辱的條件が如何なるものであるかについて、むしろ我々は啞然とするものであります。

土地使用法 さらに、同じく行政協定に伴うもののうち重要な

ものとして「行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」がある。これはアメリカ軍隊に提供する施設、区域の使用、収用について定めたものである。

政府は、第二三国会でその提案理由を次のように説明している。
(四月一八日、参議院建設委員会における政府委員の説明)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案提案の理由の概略を御説明申し上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づいて締結されました行政協定によりまして、日本国はアメリカ合衆国に対し安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域を提供することと相成りました。この義務を履行するためアメリカ合衆国軍隊の必要とする土地等の使用又は収用手続について必要な規定をし、以て条約の遵守と私有の財産権との調整を図ることがこの法律案の目的であります。

アメリカ合衆国軍隊の必要としまする土地等が民有のものであります場合は、日本政府はこれらの所有者又は権利者の相互の自由意思に基づく賃貸借若しくは売買等の契約に基いて土地等の使用権を取得いたしましたして、これをアメリカ合衆国軍隊に提供するのが本来の建前でございまして、このため日本政府としては所有者又は権利者との自由意思に基づく契約の締結のためあらゆる努力をいたす考えでございしますが、これらの努力にもかかわらず相互の合意に基づく契約の締結が不可能に相成ります場合には、止むを得ずこの法律により目的物を使用又は収用しうることにいたしますして、条約上の義務を履行いたしたいと存するのであります。

この法律を適用して、止むを得ず土地等の使用、又は収用手続を進める必要がある場合におきましては、その使用又は収用の手

続の過程において所有者等に不安を与え又は財産上の損失を与え等ることがないよう十分留意することといたしまして、このためこれらの点について詳細な規定をしている土地収用法の内容を原則として取入れることといたした次第であります。

併しながら若干の特例を規定することが必要且適切であると思われまますので、これらの点を特に規定することといたしたのであります。その主要な点を申し述べますと、土地収用法の規定する事業の認定手続につきましては、他の多くの特別法におきましても例外手続が規定されておるのでありますが、駐留軍の必要とする土地等の使用又は収用の認定手続についても特例を規定することといたしました。又駐留軍の引揚、移轉等に伴う土地等の使用廃止等の結果従来使用中の土地等を、これらの所有者又は権利者に返還する場合におきまして、使用中形質を変更したような場合には、これを原状に復して相手方に返還するを建前といたしますが、原状に復することが著しく困難であるとか、又は客観的に見て原状に復することが適且合理的でないと認められる場合には、原状に復さないで返還することができるといたしまして、原状に復さないことによつて所有者等に損害を与えた場合はこれを補償することといたしましたのであります。又建物の返還に際しまして、建物の使用中その改良のため有益費が費されたことによりまして、その建物の所有者等の利得が生じておりますときは、利得の存する限度において、利得金を国に納付させることができることといたしました。なお以上の点について、政府の決定に不服がある者は内閣総理大臣に不服の申立をすることができると道を開いております。

その他引渡調書の作成について特例を規定いたしましたのが、その趣旨は、建物等を所有者又は権利者に返還するに際しまして、

返還時の建物の状態につき双方立会の上引渡調書を作成しおき原状回復等について後日紛争が起ることを防止しようとする趣旨であります。

最後に附則といたしまして、從來連合国軍の調達要求に基いて使用中の土地を平和条約の発効後九十日を経過したのち、なお駐留軍が継続して使用する必要のものについては、六カ月を限度として一時使用をなし得ることといたしましたのは、この法律の本則の規定によりまして、土地等の使用、収用をなすためには相当期間に亘る準備が必要でありますので、その経過的措置として必要な規定をするとともに、損失補償等については、土地収用法による旨規定いたしました次第であります。

アメリカ駐留軍による土地の使用、収用の決定は、事実上は日米合同委員会がおこなうが、この法律によつて形式上は内閣総理大臣がおこなうことになり、手続も著しくかんたんになつてゐる。そのおもな条文は次のとおりである。

(定義)

第二条 この法律において「土地等」とは、土地若しくは建物若しくはこれらに定着する物件又は土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第五条に規定する権利をいい、建物にある設備又は備品で当該建物の運営上これと一体的に使用されるべきものを含むものとする。

(土地等の使用又は収用)

第三条 駐留軍の用に供するため土地等を必要とする場合において、その土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを使用し、又は収用することができる。

(土地等の使用又は収用の認定の申請)

第四条 調達局長は、この法律により土地等を使用し、又は収用しようとするときは、土地等の所有者(土地収用法第五条に規定する権利にあつては、権利者。以下同じ。)又は関係人の意見書その他政令で定める書類を添附の上、使用認定申請書又は収用認定申請書を調達庁長官を通じ、内閣総理大臣に提出し、その認定を受けなければならない。

(土地等の使用又は収用の認定)

第五条 内閣総理大臣は、申請に係る土地等の使用又は収用が第三条に規定する要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、土地等の使用又は収用の認定をしなければならない。

(土地等の使用又は収用の認定に関する処分) 通知、告示及び公告)

第七条 内閣総理大臣は、土地等の使用又は収用の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該調達局長に文書で通知するとともに、当該調達局長の名称及び使用し、又は収用すべき土地等を官報で告示しなければならない。

2 調達局長は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、使用し、又は収用しようとする土地等の所在、種類及び数量を、調達局長が定める方法で公告するとともに、土地等の所有者及び関係人に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は土地等の使用又は収用の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を当該調達局長に文書で通知しなければならない。

(建物の使用に代る収用の請求)

第九条 建物を使用する場合において、建物の使用が三年以上(使用期間の更新の結果三年以上となる場合を含む)にわたるとき、又は建物の使用に因つて建物の形状を変更し従来用いた

目的に供することを著しく困難にするときは、建物の所有者はその建物の収用を、請求することができる。

(土地等の使用に対する損失補償の金額の支払)

第十条 土地等を使用する場合において、その使用の期間が一年をこえるときは、調達局長は、当該使用に対する損失補償の金額を一年分ごとに分割して支払うことができる。但し、その支払は、当該分割して支払われる損失補償の金額に対応する使用の期間の開始する日までにしなければならない。

(土地等の返還及び原状回復の制限)

第十一条 調達局長は、この法律により駐留軍の用に供した土地等を返還するに際し、土地等の所有者から原状回復の請求があつた場合において、土地等を原状に回復することが著しく困難であるとき、又は土地等を原状に回復しないでもこれを有効且つ合理的に使用することができると認めときは、その土地等を原状に回復しないで返還することができる。

前項の場合においては土地等の所有者および関係人の受ける損失はこれを補償しなければならない。

(附則)

2 この法律施行の際、連合国最高司令官の要求に基いて現に使用している土地等で、この法律施行の日から九十日を経過した後なお引き続き駐留軍のために使用する必要があるものについて、土地等の所有者及び関係人との間に使用についての協議が成立しないときは、調達局長は、この法律施行日から九十日以内に使用しようとする土地等の所在、種類、数量及び使用期間を土地等の所有者及び関係人に通知して、六月をこえない期間においてこれを一時使用することができる。(以下略)

国会では各党からの反対がつよかつたが、村瀬宣親議員は四月二

六日、衆議院本会議で次のような反対論をおこなつた。

反対のおもなる理由の二、三を申し上げますならば、第一には、土地に関する限り、ことさらに鬼面人を驚かすがとき、かかる法律によらずとも、現行の土地収用法をもつて十分目的を達することができるものであります。本法第九条、第十条等において、土地等の使用期間を一箇年ごとに契約するがときは実情に即せざる規定であつて、政府がかつてに一年と決定しておきながら、使用期間の更新の結果、三年以上にならなければ、所有者から収用の請求があつても、これを受付けないというがときは、所有者または使用者に対し不当なる権利の侵害といわねばなりません。ことに一時的、臨時的と称しながら、本法案の名称を臨時措置法としないで、特別措置法と名づけておるところを見ても、本法の適用期間が相当長期にわたることを政府みずから認めている証拠であります。

さらに政府は、土地の収用を主とし、使用を従として規定しているが、駐留軍の要請は使用を主とし、収用を従とするがゆえに本法制定の必要があると言ふのでありますが、合衆国軍隊の駐留が何年続くかわからない現状においては、土地等の所有者または使用者の身にとつては、使用も収用も大差ない結果となるのであつて、これは何らの理由にもならないのであります。

また本法第三条には、「土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるときは、この法律の定めるところにより、これを使用し、又は収用することができる」と規定しておりますが、適正かつ合理的であることを何人が決定するか、いかなる手続によつて現在合衆国軍隊に施設及び区域が提供されつつあるかを知るならば、この規定は単なる空文にひとしいことがわかるのであります。(拍手)すなわち、独立とともに徴発方式による施

設の使用をやめて、両国政府の合意によることとし、発効前に予備作業班をして検討せしめ、予備作業班で解決できなかったものは合同委員会に引継いで、九十日以内に完了させることとし、この合同委員会は日米両国政府代表各一名で組織せられ、各代表者の下部機関として、一名または二名以上の代理及び職員団が設けられ、さらに所要の補助機関及び事務機関を置くこととなつておられますが、これらの予備作業班または合同委員会のとりきめが行われたとき、これをくつがえすことがきわめて困難なるのみならず、かりにこれが可能としても、これを決定する者は終局において総理大臣であつて、駐留軍のために土地、建物等を使用または収用する者と、それが適正かつ合理的であると判定する者とが同一人であるという結果になります。

さらに最も重要なことは、本法と農地との関係であります。現在駐留軍に使用されている民有地は一億四千五百万坪に及んでおります。さらに今後、合衆国軍隊の移動や新兵器の出現によつて新たな演習地や射撃場を要求されるかもしれません、これがため農地または開拓地を接収される事態が生ずるのではないかと、関係農民の不安と動搖ははかり知れないものがあるのであります。終戦以来、莫大なる国費と、血のにじむ労力をつぎ込んで、ようやく営農の道を見出し、開拓地を墳墓の地と定めて食糧増産にいそしんでいる農民に対し、本法の成立は多大の不安と恐怖を与えずにはおきません。

最後に、本法最大の欠陥は、附則2において、現に駐留軍の使用している土地、建物等で、この法律施行の日から九十日を経過した後、なお必要があるときは、さらに六箇月までこれを使用することができるという規定であります。この規定は、二つの異なつた誤りを犯しております。その一つは、国民の私有権をかつて

に六箇月間侵害せんとするものであり、他の一つは、ラスク・岡崎両代表の交換公文の末尾の条項を一方的に国内法で廃棄せんとする国際信義の責任をいかにするかという問題であります。

これを要するに、かかる法案の出現は、行政協定の不手ぎわの結果であつて、他の国内法との関連においても、木に竹を継いだような支離滅裂の法文が多く、かくては国民に、依然として占領の延長であるかのごとき感を与え、いたずらに対米感情を悪化せんとする煽動に好餌を与える結果となるのであります。

第三章 ポツダム政令の処置

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（勅令第五四二号）およびそれに基くいわゆるポツダム命令は、日本占領に大きな役割を果たしたが、平和条約発効にさいしては、当然その存廢が問題になつた。一方では、そのような命令は一切廢止することが独立にふさわしいと考えられたが、他方ではその役割を實質的にのこしていこうとする要請もあつた。政府はその廢止案を第一三国会に提出したが、その法案および提案理由は次のようである（衆議院法務委員長昭和二六年一月二五日）。

（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廢止に関する法律案）

1 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十一年勅令第五百四十二号。以下「勅令第五百四十二号」という。）は、廢止する。

2 勅令第五百四十二号に基く命令は、別に法律で廢止又は存続に関する措置がなされない場合においては、この法律施行の日

から起算して百八十日間に限り法律としての効力を有するものとする。

3 この法律は、勅令第五百四十二号に基づく命令により法律若しくは命令を廃止し、又はこれらの一部を改正した効果に影響を及ぼすものではない。

附 則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行のための経過的规定その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(提案理由)

(佐藤(達)政府委員長)ただいま議題となりましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件の廃止に關する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回日本国との平和条約が調印され、その効力発生を目前に控えて、占領継続中の特殊の事態に基き制定されましたいわゆるポツダム緊急勅令とこれに基きいわゆるポツダム命令の処理をいたす必要を生じたのであります。御承知の通り、昭和二十年九月、わが国の降伏後における事態に即応して、当時の憲法第八条に基づく緊急勅令としてポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件という勅令第五百四十二号が制定され、連合国最高司令官のなす要求にかかる事項を実施するため、特に必要のある場合には命令をもつて所要の定めをなし、及び必要な罰則を設けることができるという旨の規定が設けられたのであります。このいわゆるポツダム緊急勅令は、その後の第八十九回帝国議会において事後承諾を得、法律としての効力を持つて現在に至つております。

このポツダム緊急勅令に基き委任命令いわゆるポツダム命令

は、この六箇年間に相当多数制定されたのでありますが、現在において効力を存しているものは、勅令、政令、府令、省令等を合せまして、百四十数件と相なっております。なおこのほかに既存の法令を廃止した命令でその附則がなお効力を有しているものが若干あるのであります。

ところで、占領の終止とわが国の主権の回復に伴いまして、このポツダム緊急勅令及びこれに基いて制定されました諸ポツダム命令についてとるべき処置であります。まず、ポツダム緊急勅令第五百四十二号は、占領の終止に伴い連合国最高司令官が存在しなくなる以上新たに発動する余地はないものでありますから、当然廃止の措置をとるべきものと考えます。

次に、ポツダム緊急勅令に基き各個のポツダム命令の措置については大きく二種類にわけて申し上げるのが妥当であると存じます。すなわちその第一は、命令の内容上連合国軍の存在を前提としているもの及び占領が終りました後に將來に存続させることを不適当とするものであり、第二は内容上將來に向つて存続させることを適当とするものであります。

前者については、この際廃止の措置をとるべきものであり、後者については、内容に従い、全面改正を行うものと、一部改正を行うもの及びそのまま存続するものと、三つの區別にわけて措置すべきものと存じます。

そこでこれらの個々のポツダム命令の処置につきましては、右に述べました廃止、存続等の措置をおおむね各府各省別にとりまとめまして、その法律案を別途提案することといたしております。なお全部改正を要するポツダム命令につきましては、これらの各府各省別のポツダム命令の措置に關する法律案とは別に單獨の法律案として提案いたすつもりであります。

以上申し上げましたところがポツダム命令の措置に関する政府の方針の概要であります、次に本法律案の内容について簡単に御説明申し上げます。

この本文は三つの項にわかれておりますが、まず第一項は、基本法令たるポツダム緊急勅令を平和条約の最初の効力発生の日限り廃止するもので、前に申し上げました通りいわば当然の措置であります。

次に第二項は、右のポツダム緊急勅令に基くもろもろのポツダム命令は、他の法律で廃止または存続の措置がとられない限り、平和条約の最初の効力発生の日から百八十日間を限つて法律としての効力を有するものと定めたのであります。個々のポツダム命令をどう処置するかは、先ほど申し上げました通り、別の法律案で、それぞれの措置を定めているのであります、万一これらの法律案が平和条約の最初の効力発生の日までに成立のないようなことがあつた場合等に備えまして、いわば念のための規定として設けたものであります。

第三項は、これこそまつたく念のための規定でありまして、過去においてポツダム命令をもつて他の法律または命令を改廃した効果についてこの際いささかの疑念の生じないようにとの配慮に基いたものであります。

この法案に対する反対討論のうち、田万広文議員の分をかがげると左のとおりである（二月五日、衆議院本会議）。

私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案に對しまして反対の意思を表明するものであります。

本法案におきまして処理されようとしているポツダム緊急勅令、すなわち勅令第五百四十二号及びこれに基くポツダム命令は、

申すまでもなく敗戦に伴う占領期間中に制定されました、いわゆる変態時における所産でございまして、国権の最高機関たる国会において、国民の自主的自由な意思に基いて立法化されたものではございません。今や平和条約が調印され、その発効を目前に控えて、国民はひとしく長き占領のきずなから解放される日の一日も早からんことを念願し、自由国家としての再出発に多大の希望をつないでおるのであります。かかる切実なる国民感情を、われわれは絶対に無視することはできないのでございます。かかる実情から申しまして、平和条約発効と同時に、占領期間中に変態的につくられました衣類は一度さつぱりぬぎ捨てまして、われわれの自由な意思による、われわれの手による衣類を求めてやまないのでございます。（拍手）この国民的要望に對し、われわれはその率直なる国民の気持を取上げ、その意思に従つて進むことが民主主義国家の姿でなければなりません。これに反するすべてのものは反動的であり、反対されねばならぬのでございます。かかる意味から、勅令第五百四十二号はもろもろのこと、これを根幹として生れしたるポツダム命令は、すべて平和条約の発効と同時に、すなわち独立国となつたその瞬間に全部消滅されねばならぬことは当然のことと申さねばなりません。

本法案中、第一項におきまして、勅令第五百四十二号は平和条約の効力発生と同時に消滅するとうたつておりますのはけだし当然のことではございましょうが、この第二項の点、すなわち第一項において消滅するといつておる勅令第五百四十二号から派生したところの命令は、別に法律で廃止または存続に関する措置がなされない場合において、この法律施行の日から起算してなお百八十日間に限り法律としての効力を有するものとするというこの条項は、幹が枯れてなくなつてしまふのに、これにくつついている

ところの枝葉が生きて残るという前代未聞の考え方でございませう。社会常識から申しまして、また法理上から申しまして、とうてい理解のできないところでございます。またこれをたとえれば、当然死亡した人間を、なお六箇月間生きていたという擬制をつくるものでありまして、大きな欺瞞がその中に含まれていることに気づくのでございます。この欺瞞をあえて強行せんとする政府の真意はどこにあるかといえ、この六箇月の期間を利用いたしまして、団体等規正法等一連の反動的作爲をなさんとするものであることは明瞭であります。頭隠してしり隠さずとは、けだしこの法律案のごときものをさすものでございましょう。

占領状態において変態的に生れました諸命令を、平和条約発効と同時に一応消滅さす、しかる後に存続さすべきものは民主的に国会にかけるという考え方をとるべきであるにもかかわらず、その方法をあえてとらないで、命令を簡単に法律化そうとすること、吉田内閣の非民主的性格がはつきり浮び上つて参るのでございます。(拍手)食糧確保臨時措置令並びに警察予備隊令等の、国民生活に重大なる関係を有する一切のものを、占領政策に便乗して政令で処理したところの吉田内閣のやり方、またこれを支援したところの自由党の反動的、非民主的な行き方と何らかわらない、この姿のはつきりした証明をしている本法案に對しましては、強く反対を表明せざるを得ないのでございます。(拍手)

右の法律の2によるポツダム命令の存廃のうち、とくに重要なものは政令三三五号占領目的阻害行為処罰令である。政令三三五号は昭和二十七年五月七日法律第一三七号で廃止されたが、そのさい「この法律施行前にした行為に對する罰則の適用についてはなお従前の例による」と定めたため大きな問題になった。とくに、横浜、福岡、山口、和歌山等の地方裁判所では免訴、無罪の判決が出されたため

近い将来最高裁判所が判例を出すことが期待されるに至つた。

第四章 再軍備の進展

自衛力漸増計画と戦力論 吉田首相は一月三十一日衆議院予算委員会で、警察予備隊を本年十月でうちきり、「防衛隊」を新設すると言明し、さらに三月二四日には同委員会において大橋國務大臣から「自衛力漸増計画」が次のとおり発表された。

一、人員 今国会に予算案として提出している十一万については予算案の通り実施するが、これ以上の増員については今後の治安および財政事情を考慮して決定する。

一、編成 増強される三万五千名をもつて一、方面総監部および直轄部隊の新設、管理補給諸部隊の増強ならびに学校等の整備に当てるという構想の下に準備を講じている。なおこの際特に学校を整備して現在の幹部の指揮能力および技能の向上を計るとともに幹部の養成に全力を注ぐ。

右のうち一、一万名をさらに増員することについては、総司令部から強い要望があつた模様であり、そのために安全保障費を使用するよう指示されたことが伝えられた。

かくして、警察予備隊は平和条約発効を契機として実質上の軍隊としての力をさらに増大する勢いにあつた。そのため第一三国会ではいわゆる「戦力論」がかつぱつにおこなわれた。その間、三月六日には参議院予算委員会で「自衛のための戦力は憲法第九条で禁じている戦力ではない」という発言があつて大きな問題をなげかけたが、警察予備隊の任務等についておこなわれた質疑応答のうち、主要なものは次のとおりであつた。

(一) 二月二日衆議院法務委員会で木村國務大臣がおこなつた答弁。

われわれの考えておるのは、日本の内地の治安の維持に必要な力は、どのくらいが相当か、それには今の警察予備隊程度であればよからうかと考えておるのであります。政府としては再軍備をする意思は毛頭ないのでありますから、今いかなる兵力が憲法第九条第二項の戦力に該当するやいなやということは答弁の限りではないと思ひます。

(二) 三月一日衆議院本会議における木村國務大臣の答弁。

総理はしばしば再軍備はしないということを申しておるのであります。再軍備をしないということは要するに戦力を持たないということでありまゝ。そこで、昨日参議院の予算総会におきまして、総理はあらためて、たとい自衛のためであつても、戦力を持つことは再軍備であるから、この場合には憲法の改正を要する、ということとを断言されたのであります。従つて、自衛のためでも憲法第九条第二項の戦力を保持することはやらない、こういう趣旨にほかならないのであります。

そこで、戦力とは何ぞやということですが、私がしばしば申し上げました通り、戦力の一つの総合的の力である。戦争を遂行し得るに有効かつ適切な装備と編成を持たなければならぬ。これでありまゝ。そこで問題は、現在の警察予備隊がはたしてかような戦力に相当すべき編成と装備を持つておるかということでありまゝ。これは断じて持つていないのであります。しかして、この警察予備隊というものは、いわゆる警察の補助であります。あるいは外国の干渉、あるいは教唆によつて内地に動乱が起つた場合を予想いたしましたして、これに対抗すべき一つの機構として警察予備隊を設けたのであります。従つて、これの有する装備と編

成その他は、決して軍力あるいは戦力というような程度に至らないものであります。この警察予備隊は、どこまでも内地治安確保のために設けられたものでありまして、外国との戦争のために設けたものでないということは明瞭であるのであります。(拍手)しかして、一たび外国から侵略を受けた場合にはどうするかと申しますと、これは個人が正当防衛権を有するがごとく、国家もまた正当防衛権を有するのであります。その場合には、国民はおそらくこの正当防衛権を行使するであらう。警察予備隊もあるいはこれに参加するであらう。その目的自体は、決して外国と戦争するために設けられたものでなく、ただ内地治安確保のために設けたものでありますから、これは決して憲法第九条第二項の戦力に該当しないということを断言し得るのであります。(拍手)

(三) 三月二四日参議院予算委員会昭和二十七年度予算と憲法に関する小委員会で木村禧八郎委員に対して大橋國務大臣は次のように答えた。

解釈してよいかと仰せられますから、恐らく法規をそう解釈してよいかという、そういう御質問かと思ひますが、法規は私は法文を基礎にして解釈すべきだと思ひます。従ひまして警察予備隊の任務というものは法文によりまゝするといふと「わが国の平和と秩序を維持」するのである。こういうことが明らかに任務として謳われておるわけでございます。これは即ち国内の治安を守るといふことなのでございます。そこで只今国内治安とか、或いは外国関係の治安とか、そういう言葉を言われましたが、私は治安は一にして二ならず(笑声)即ち国内の治安というものは飽くまで一つであると思ひます。それは国内における国民の権利と自由が常に正しく法によつて保護されておるといふ状態が治安だといふ

ことだろうと思うのでございます。そこで御質問に関係いたして参ります点は、さような国内の治安が如何なる原因によつて紊される場合があるかということになるのでございます。それは仰せのごとく三つに分けて考え得ると思います。第一は純然たる治安紊乱の原因が国内に存在する場合。第二には、純然として国外に存在する場合。これは明らかに不正なる外国の侵略行爲と申します。直接侵略だと思ひます。その間において中間的な準国外の原因というようなものがこの間接侵略であると思うのでございます。そこで警察予備隊とこれらのことに又帰つて参りますと、警察予備隊は、国内の治安をどこまでも守ることが任務でございまして、如何なる原因によつて治安が害された場合において国内治安を守るのであるかということについては、法文上何らの限定がいたしてありませんから、私はこれらの如何なる原因によつても国内治安が害された場合においても、それを回復するために警察予備隊の任務というものは当然働き得る余地があるところと思うのであります。但し実際上の問題となりますというところ、以上は全く法律的な解釈でございします。実際上の問題になりますというところ、その装備実力というような点からおのずから限界があるわけでありまして。又本来の任務というものの意味から言つてもおのずから限界があるのでございしますから純然たる国外に原因のある治安の紊乱に対しましては、一応駐留軍によつてこれを保護してもらふということが適當である。その場合において警察予備隊は補助的な役割を果し得る場面があるうと思ひます。それから第二の間接侵略即ち国外に準すべき原因というような場合におきまして、これが大規模になりますというところ、警察予備隊の実力から見まして到底これに対処し得ないという場合、そういう場合は当然政府は駐留軍に対して出動の要請をすることにな

るだろうと思うのであります。そのほかの場合におきましては、国内の警察なり或いは警察予備隊などが適宜に出動して処置し得るものは処置して行く、こういうふうに見えるべきじやなかろうか、こう考えます。

(四) 三月二四日参議院予算委員会昭和二十七年予算と憲法に関する小委員会岡本愛祐委員に対して大橋國務大臣は次のように答へた。

私どもの考えといたしましては、海上警備隊の装備というものを拡充をいたして参る、特に小口径の砲というようなものも必要に応じて装備をいたして行く。これは確かに戦力にあらざるものから戦力の方向に向つて進んでおるのじやないか、こういう御質問でございします。この点は誠に同感に存するわけでございします。そこで御質問といたしまして、それではこの傾向が漸次進んで参つた場合には、やがて戦力になるであろう、その戦力になる境を示せと、こういう御質問でございしますが、この戦力になる境というものは憲法上の一つの法律問題でございしますが、私どもの考えといたしましては、絶えず戦力に近付けるような方向に向つてこの海上警備隊を無制限に拡充をいたして参るといふことは、これは考えておらないのでございします。私どもの考えといたしましては、現状は不十分でありますから、海上警備隊の任務として必要な範囲にまで装備を拡充をいたして参る、この方向は自然、どちらかと言へば、戦力に近付く方向であることは間違いないこととございしますが、併しそれにはおのずから限界が存在いたすわけでございまして、その限界は一つには警備隊の任務から来るところの必要の限度というものが、この拡充の一つの限界になつて参ります。又如何に拡充ということが海上警備隊の任務から申しまして必要であるといたしましても、なおもう一つ限界があるわけでござい

まして、それは憲法第九条第二項による限界でございます。従いましてたとえ海上警備隊として必要であると申しましても、それが非常に高度の武装をするということになりますと、これは戦力の段階に入る危険がある。従つて憲法違反の虞れがありますから、たとえ任務遂行上必要なりということが仮にあつたといしましてもその場合にその程度まで装備を拡充するということはこれは政府としてはとらざるところであるわけでございまして、ただ政府といたしましては海上警備の必要ということを基準にして警備隊の装備を決定する、そして現実にこの程度の装備をしなければならぬという場合に、果してそれが戦力であるかどうかということとを判断し、戦力であるという場合においては、それがたとえ警備上必要なりとしても、実施すべからざるものであるとこういうふうに考えるわけでございます。併しこれは理論上の見解を申上げたのでございまして、実際上の問題といたしましては、只今のところでは海上警備の必要からいつて、そうした高度の装備まで必要とすることは先ず現実の問題としてはないものと考えておりますし、又仮に抽象的には必要であると申しましても、国の財政その他の点から申しましてその程度に至らしめるということは実行上において不可能であるところ考へるのでございまして、只今の見解といたしましては海上警備隊の装備というものが戦力の方向に向つて進んでおることはこれは否定することはできませんが、併し戦力の段階に達するということは實際問題としてはないと、こういうふうにお考へておる次第でございます。

田 三月二十九日衆議院内閣委員会。

(鈴木(義)委員) 警察予備隊の増員の問題は重大でありますから一通り質疑を尽しておきたいと思つております。私はわざといやがらせに質問したり、あるいは陥穽を設けて質問をするのじや

ないのでありまして、後日のために明らかにしておくことがわれわれの義務と考えますから、その趣旨で質問をいたすのであります。どうか率直に、簡明にお答えを願いたいと思ひます。

木村法務総裁などからはすでに他の委員会で見解の発表があつたように承つておりますが、大橋國務大臣に承つておきたい。警察と軍隊とをどういふ点で御区別になるかということがまず第一点であります。

(大橋國務大臣) 警察と軍隊との区別ということでございますが、軍隊というものは、元來国の自衛または國際紛争の解決その他の必要に基きまして、国が戦争に訴えることがあるわけでありまして、これは國家の固有の權利であると存じますが、その戦争を目的といたしまして組織編成いたしました部隊がこれすなわち軍隊であると思ひます。これに反しまして警察は、国内の治安を確保するということが第一義的な、直接的な目的となつておるわけでございます。従いまして、その目的とするところの異なるに従いまして編成、装備等におきましてもおのずから差異があるのが實際であらうと存じます。

(鈴木(義)委員) それならば、装備についてはどの程度まで警察というものは持ち得るといふ御見解でございましょうか。

(大橋國務大臣) 装備はおのずからその任務から考へまして必要なる限度において持つということになると存じます。

(鈴木(義)委員) 非常に抽象的ではつきりいたしませんか、たとえば大砲とか飛行機とか、そういうものもやはり警察としても持つ場合があり、必要があるとお考へでしょうか。

(大橋國務大臣) 大砲にも大小いろいろありますし、飛行機にも、戦略爆撃に用いますようなものから、偵察機、戦闘機等多種多様にわたつております。警察の任務、目的からいたしまして、

必要な場合におきましては、必要な程度のもを備えるということとは、十分にあり得ることと考えます。

(鈴木(義)委員) 現在の警察予備隊は、どの程度装備を持つていまいしょうか。

(大橋国務大臣) 大体申し上げますと、現在警察予備隊といたしましては、小銃——この小銃はカービン銃及びライフル銃ということに相なっております。それから自動拳銃、短機関銃、ブローニング自動銃、ブローニング機関銃、ブローニング機関銃は各種の様式のものがあります、それからブローニング重機関銃——重銃身の機関銃であります。それからロケット弾発射機、迫撃砲、こうしたものを備えております。

(鈴木(義)委員) 将来もつと装備を強化するというようなことを承っておりますが、そういう御予定があるのでありまいしょうか。

(大橋国務大臣) 将来の装備につきましては、なお予備隊本部といたしまして研究いたしておるところでございます、ただいままで具体的に決定をいたしました計画は持ち合せておりません。

(鈴木(義)委員) 次に憲法第九条にいう戦力ですが、ただいまお述べになつて程度の警察予備隊は、憲法第九条にいう戦力という概念の中に入るのはないかとわれわれは考えるのであります、その点の政府の御見解を承りたい。

(大橋国務大臣) 警察予備隊の目的、またその範囲内において現在装備をいたしておるわけでございまして、この程度のもは憲法上の戦力に該当しないというのが、政府の見解でございます。

(鈴木(義)委員) そこで安全保障条約によると、アメリカの軍隊がしばらく日本の安全を保障する、そして日本もまた防衛力を持つ。そしてだんだんその防衛力を漸増することによつて、アメリカ

カの軍隊が駐留することを減らして行くということが予想されておるようであります、そうであるとすれば、今やつておる警察予備隊をこの安全保障条約の予想する防衛力、こう考えてよろしいですか。

(大橋国務大臣) 国の防衛につきまして、直接にこれを目的として組織されますものは、私はこれは軍隊でなければならぬまいと考えております。しかしながら、軍隊以外のものが、不時の防衛に使用され得ることが絶対でないかという、そうではないのでございまして、直接防衛を目的としてつくられました軍隊以外におきましても、国家緊急の際におきまして、その目的のために使用され得る実力がありといたしましたならば、国が自衛のためにそれを用いるということとは、当然あり得ることを予想しなければならぬことと思つてございます。従いまして、かような意味におきまして、直接に防衛を目的とした軍隊ではありませんが、しかし防衛上必要があれば、警察予備隊の持つておりますところの実力が防衛のために利用され得る場合も十分にあり得ると考えます。従いまして、そういう意味におきましては、警察予備隊は防衛のために利用されることのあり得る力であるということはいふ得るかと思ひます。私はこの安全保障条約におきまして、この日本が、漸次に防衛をみずからの責任において行うような措置をとることを期待される。その防衛のためのみずからの措置ということとは、かような第一義的な使命にはあらずしてそうした場合に用いられ得るところの力である警察予備隊というものの増強をも含むかどうか、はつきり確かめておりませんが、自衛というものの場合の力として、警察予備隊が働くことは、全然あり得ないとは思っておりません。そういう意味において多少防衛に寄与する力であると考えます。

(鈴木(義)委員) 非常にまわりくどく御説明になりましたが、結局簡単に言えば、アメリカの軍隊がだんだんいなくなる。そのときふやして行つて、それにかわり得るものという事になれば、常識では、もし違つた言葉を使うことが必要なら、軍隊にかわり得るものである、こういうことになるだろうと思うのでありますが、そう解してよろしゅうございますか。

(大橋國務大臣) 米国の駐留軍を軍隊と言われるのであらうと思われませんが、米国の駐留軍の、日本において担当いたしておりますところの全部に対してかわるといふことはあり得ないかもしれないが、その使命の一部については、かわり得るものたる性質を持つと思ひます。

(四) 四月二日衆議院外務委員会における植原委員の質問に対する大橋國務大臣の答弁。

ただいま仰せられました警察予備隊は、国内の平和と秩序を維持するためのものでございますが、しかし實際不幸にいたしまして、外国の不法な侵略がありました場合には、一面におきましては、お話の通りわが国といたしまして、その不法な侵略に対しまして正当防衛を行うところの固有の権利は国として持つておると思ひます。と同時に、警察予備隊の立場から申しまして、この外国の不法な侵略というものは、明らかにその限りにおきまして、国内の平和と秩序を破壊するものでございますから、この平和と秩序の破壊者に対しまして、實力をもつて措置することは、本来警察予備隊の使命のうちには、当然一部分として含まれるべきものと考えられるわけでございますから、そういう場合において、当然国としての自衛上の措置、また警察予備隊といたしましてはその使命であります国内の治安を確保するという立場から行動に出ることは、当然あり得ることと考えておるのでございま

す。

しかしながらそれでは自衛のために軍備をすることがいいか悪いか。これは明らかに外国との交戦を予想し、これを目的とした軍事的組織を国内に準備することは、これは現行の憲法において許されざるところと考えるわけでございます。どの点につきましても、まったく同感に存する次第でございます。

警察予備隊の増強 警察予備隊を約三万五六千名増員し、同時に警察予備隊令を当分のあいだ法律として存置しようとする法案は第一三国会で成立したが、その法案および四月三日、衆議院本会議で行われた門司亮議員の反対討論は次のとおりであつた。

(警察予備隊令の一部を改正する等の法律案)

(警察予備隊令の一部改正)

第一条 警察予備隊令(昭和二十五年政令第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「定員」を「定員(二月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。)」に、「七万五千百人」を「十一万一千七十六人」に、「七万五千千人」を「十一万人」に改める。

第六条中「経理局」の下に、「工務局」を加え、同条に次の一項を加える。

2 本部に警察予備隊建設部を附置する。

第八条の次に次の一条を加える。

(募集事務の一部委任)

第八条の二 都道府県知事及び市(特別区を含む。以下同じ。)

町村長は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指揮監督を受け、警察予備隊の警察官の募集に関する事務の一部を行う。

2 前項の事務については、都道府県知事は市町村長を指揮監

督する。

3 内閣総理大臣は、国家地方警察及び自治体警察に対し、警察予備隊の警察官の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。

4 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により自治体警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

(将来存続すべき命令)

第二条 前条に規定する命令は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後も、当分の間、法律としての効力を有するものとする。

附 則

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

(反対討論)

私は、ただいま上程されております警察予備隊令の一部を改正する等の法律案に対しまして日本社会党を代表致しまして、反対の意思を表示するものであります。

ただいま、自由党の鍛冶君の賛成の御意見を拜承いたしております。すると、警察予備隊の増強は、目下のわが国の情勢から見ても得ざるものであるかのごとき言辞を弄せられておるのであります。同時に、これの理由といたしまして、外敵あるいは北方における侵略者があるかのごとき言辞を弄せられておりますが、そもそも警察予備隊令の第一条によれば、警察予備隊は国家地方警察並びに自治体警察の警察力を補うものであることがその目的であるということは明確になつておるところであります。従いまして、この警察予備隊は、あくまでも警察の組織でなければなら

ない。警察の組織は国内治安を維持することが目的であつて、もし外敵その他にこれを備えるとするならば、明らかなる軍隊であると申し上げても決して過言ではないのであります。(拍手)私どもは、この議論を拜聴いたしておりました。自由党の諸君が、どんなにこれを申されまして、明らかなる再軍備への移行であるということは申し上げるまでもないのであります。

なお、警察予備隊の増強を必要とするような、国内に万一不穏の行動が起り得る可能性があるとするならば、まず政治家として反省しなければならぬのは、国民の生活不安が頂点に達したときが国内の騒動を起す原因であり時期であるということでありま。す。(拍手)われわれは、少くとも国内の治安を維持する最大の要素は国民生活の安定にあり、それを基盤に置かなければならぬと思ふのであります。この基盤を忘れて、いたずらに国民を刺激し、対外的に疑惑を持たれるようなこの警察予備隊三万六千の増強に対しましては、根本的に反対の意思を表明するものであります。

次に、本法案の内容の一つになつております、市町村長に対する、いわゆる行政の執行に対してその権限を委託することによつて、これが非常に大きな疑惑を持つ一つの問題であるということとであります。すなわち、この問題は、おそらく政府の意図は、地方自治法の百五十条に規定いたしております、普通地方公共団体の長が国の機関として処理する行政事務につきましては、都道府県においては主務大臣、市町村においては都道府県知事及び主務大臣の指揮監督を受けるといふ、この条項をたてにとつて挿入されたものであると私は考えるのであります。問題はここに存しておりまして、自治法の百五十条には、国の機関として処理する行政事務とあります。すなわち、当然市町村長の権限に委譲さ

れた内部において処理し得るものが、初めてこうした条件に適合するのであります。しかるに、警察予備隊の募集は、何ら地方自治体の長がこれ进行处理し得るものではございません。従つて、この制度は、明らかに地方公共団体の長、いわゆる市町村長並びに都道府県知事に選抜徴兵の義務を無理に押しつけるものであると断定いたしましたも、決して私は過言でないと思ふのであります。われわれは、かくのごとき徴兵制度を再び日本にしようとする前提条件であるがごとき危険性を持つておりまする法案の内容に對しましても、反対の意思を強く表明しなければならぬのであります。

次に問題になりますのは、かくして募集されて参りましたものが、先ほどから申し上げておりますように、戦力でないとはたれも言えないということである。諧謔的に申し上げますならば、吉田総理大臣は、おたまじやくしは、かえるではない、何に化けるかわからぬと言つておりますが、おたまじやくしが、かつて、いもりに化けた例はございますまい。われわれは、この戦力への移行としての第一歩が、この選抜徴兵制度の面に強く現われて来ておるといふことを申し上げても、決して過言ではないと思ふのであります。

さらにその次に申し上げておきたいと思ふことは、警察予備隊令を当分の間法律として存置するというこの問題であります。警察予備隊令は予備隊令であつて、決して法律ではなかつたということである。しかるに、その予備隊令をそのまま存続しておいて、そして予備隊令の内容だけは法律によつてかえようとするこの意図であります。もし自由党が、真にこの警察予備隊令を法律として必要とするならば、なぜこの予備隊令を堂々と国会に出して、予備隊令自身に對して、公然と討議を行わないかとい

うことであります。(拍手) かくのごとき法律の運営におきましても、多大な疑義と欺瞞を持つておりますこの法案に對しましては、私どもは反対をせざるを得ないのであります。

これを要約して申し上げますならば、今軍隊を持つということが、先ほどから議論されておりますように、憲法違反であるということが明確になつておりますことのために、この警察予備隊令をことさらに法律にして国会において議論することとを避けて、そして軍隊の組織を既成事実としてつくり上げようとする自由党の、あるいは政府の意図であるということを申し上げてもさしつかへはないかと私は思ふのであります。われわれはこうした意味におきまして、やみの軍隊の創設のごとき本法案に對しましては、社会党といたしましては断固として反対の意思表示をするのであります。(拍手)

警察予備隊の武器使用関係 警察予備隊で使用している武器の法律關係については從來不明確であつたが、政府はその点を次のように明かにした。

(一) 三月二四日参議院予算委員会昭和二七年度予算と憲法に関する小委員会で堀木鎌三委員に對する大橋國務大臣の答弁。

武器につきましての現在の警察予備隊の使用關係は、これは日本に駐在しておりまする占領軍たる米軍の所有並びに管理下にあらるものでございます。そしてこれを米軍におきましては、民事局を主体といたしておりまする警察予備隊に對する顧問団が司令部から一括して中央において借りる。そして顧問団はこれを各警察予備隊の原隊に駐在をいたしりおまする顧問將校に管理をさせる、この顧問となつておりまする米軍將校がその責任において管理し必要の際に予備隊に貸付ける、そして使用後はこれを回収して保管しておく、こういった法律關係といひますか、事実

上の使用関係になつております。従つてこの数量はアメリカの、日本において占領軍が保管をいたしております。武器の内容を説明することに相成りますので、数量につきましては、明確な数量をここで申上げるとは、先方の了解を得る必要があると存じますが、しかし大體現在の警察予備隊というものの組織編成から申しまして、或る程度の推測はなし得られるのではないかと思います。

武器の種類といひましては、先ほど御説明申上げました通り、小銃といひましては、カービン銃及びライフル銃でございます。当初は殆ど全部カービン銃でございまして、これが大體警察予備隊員の各隊員に殆ど一名一挺ずつ渡つておりまして、無論幹部等につきましては、これを使用しないということもございしますから、それらの数量は、その員数に相当する数量は七万五千から差引かるべきだと思います。それが漸次ライフル銃に代えられつつあります。しかしこれはカービン銃が全部ライフル銃に代わるのではなくて、やはり部隊の任務、或いは要員の任務によりまして、ライフル銃よりも、小型で軽いカービン銃を使用すること が便宜であると、そういう任務につきましては、引続きカービン銃を使用させておる、こういう状況であります。それから今日これ以外の兵器といひましては、機関銃並びにバズーカを使用いたしております。この機関銃及びバズーカを使用いたしまする部分につきましては、当然カービン銃なり、ライフル銃なりというもの、僅少の護衛要員以外には小銃を持たない、こういうことになるわけでございますから、その部分は小銃に代えてバズーカなり、或いは機関銃を持つておる、こういうことになるわけでありまして、従いまして、これらの点でおよその数量について御推察を頂きたいと存じます。

(二) 三月二五日参議院予算委員会での大橋國務大臣の説明。

警察予備隊で借りております武器につきましては、これは正式に借受けるという形ではございません。現在は占領軍が日本において保管をいたしております占領軍の武器を警察予備隊が事実上使用を許されておる、こういう形でございまして、借受けるという言葉は必ずしも当るかどうかわからないと思つてあります。従いましてこれに伴ひまして日本側でどういう責任を負うか、賠償の責任を負うか、そういう問題はこれは又別途に考えらるべきであつて、借受けに伴つて当然に賠償の義務があるというふうな性質を持つておるものではないのでございまして、そういう意味において義務を負担するということは、このことから直接には出て参つておらん。そういうような関係になつております。

(波多野鼎君) いや、それはどういう……何か契約書でも取交しておりますか、そういう了解はありませんか。

(國務大臣) 現状におきましては何らの了解もございません。ただ米軍の顧問が日本側のキャンプにおいて保管のための倉庫を持つております。そこでその倉庫は、その倉庫において保管してあります兵器を個人の隊員に直接貸して使わしておる、こういう状況でありまして、今までの例から申しますと亡失した例もございします。亡失した際においてはこれは管理者たる米軍の將校の責任として米軍將校が米國政府に対して會計法上の責任を果す、こういう形になつておるだけであります。但しその点は司令部といひまして、現実に自分が使用しておらない品物について、他人の保管中と申しますか、他人の使用中に損害又は亡失があつた場合に、その責任を米軍の將校が負担をするということは不合理である、従つてこの方式は変えなければいけない、こういうことに相成りまして、そこで現在では日本側の予備隊の機関に一括して

兵器を引渡して、予備隊の責任において使用をしてもらいたい、こういう意味でございます。但しこの場合におきまして、その亡失或いは損害に対しまして米国が損害賠償を要求するという意味においてそういう制度の改革をするのではなく、従来米軍の將校が自己の責に帰することが困難な事情の下に責任を負わされておつたその顧問の責任を解除する、こういう意味においてそういう方式を採用したい、こういう申入れがありまして、現在この申入れを基礎にいたしまして、双方で如何にするかということとを協議いたしておるような事情でございます。

(波多野鼎君) それはそれでまあいいと思うのだが、現地の予備隊が借りて保管並びに使用しておるわけですね、それに対してあとで賠償しろと言われた場合に丁度今の援助資金と同じことで、これはもう賠償するのは当然だと大藏大臣が言い出すと国民は非常に迷惑しますから、何か的確な契約がしてあるかどうかということ聞いておる、返さんでもいいとか、或いは賠償しなくともいいとか、返す場合に原状に回復して返すとか、そういうことをしなくとも、もらいつ放しだとか、その辺のところはどうなんですか、あいまいなままじや困る。

(國務大臣) 現在におきましてはただ使用をいたしておるのでございまして、貸借というような正式の関係はないわけでございますから、従いまして賠償といった問題は生ずる余地はないわけでございます。今後米軍から借受けるものについて、どういう形式にするかということは今向うと打合せ中でございまして、その結果或いはこちらが受取を出して借るか或いは又補償の責を負うかそういう点は、これから打合せをしなければならんことであります。

海上警備隊の設置 海上保安庁法を改正して海上警備隊を設置し

ようとする法律は第一三国会で成立したが、その主要点および四月二三日、衆議院本会議での成瀬幡治議員の反対討論は次のとおりであつた。

(要 旨)

①海上保安庁に、海上警備隊を置く。

海上警備隊は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合において、海上で必要な行動をするための機関とする。

②海上警備隊は、總監部及び地方監部をもつて組織する。

總監部の内部組織は、運輸省令で定める。

地方監部の名称、位置及び内部組織は、運輸省令で定める。

③海上警備隊に、海上警備官その他の職員を置く。

④海上警備隊の職員(以下「隊員」という。)の定員は、六千三百八十人とする。

⑤隊員は、国家公務員法第二条の特別職の職員とする。

⑥隊員の任用、免職、叙級、休職、復職及び職務指定は、海上保安庁長官が行う。

(反対討論)

私は日本社会党第四控室を代表いたしましたして、只今議題となりました海上保安庁法の一部を改正する法律案に対しまして反対いたしますのでございます。

本法案は一部改正となつておりますが、実は内容は實質的に一変されておるのであります。即ち、吉田内閣は今までもたびたび再軍備はしないと言明しておりますが、その半面、原爆を持つていなければ軍備ではないと言つてみたり、二千億ばかりの予算では軍隊はできないとか、憲法第九条は自衛戦力を否定していないと言明してみても、又これを慌てて取消してみたりしておるのであ

ります。実は再軍備はしたい、併し憲法はこれを認めていない。憲法改正再軍備と打ち出せば、平和を愛好するところの国民の総反響を受けることは必然であるというので、「おたまじやくしは蛙でない」式の論法を以て国民の目をごまかしつつ、既成事実を作り上げて、以てその目的を達成しようと思図しているのであります。何となれば、今回の改正におきましては、たとえアメリカから船舶千五百トンが十隻、二百五十トンが五十隻の貸与があつたからといつて、ピストルを大砲に替え、基地を商港から旧軍港に移し、隊員を新たに特別職として六千三十八名を増加することは、明らかに再軍備への第一歩であり、憲法第九条に違反するものであり、反対する第一の理由であります。

次に法文についてであります。海上保安庁が今までにたびたび汚職事件を出したことは周知の通りであります。これが防止に当つての機関の監査を今まで通り五名で、経理補給部の一部門として、購入、支払、監査をただ一人で行うのに等しいことでありまして、数百億の予算を費すこの国民の血税に対して何と考へてゐるのか了解に苦しむ点であります。次に第二十五条の二十一は居住制限をしておるのでありますが、その運営如何によつては兵營を再現することになる憂いがあるのであります。又第二十五条の二十には「隊員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする、隊員は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表する場合には、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。その職を退いた後も同様とする。」とあり、これに関連して二十条の三十五に、「左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。一、第二十五条の二十の規定に違反して秘密を漏らした者」と、こうあるのであります。問題は

「証人、鑑定人等」という字句であります。仮に隊員が退職後講師などとなりまして、たまたま秘密事項に言及したからといって罰則規定の適用を受けたり、或いは国会の委員会などに証人として喚問され、証言したことで罰せられては大変なことになるのであります。罰則規定のあるものを最もあいまいな「等」という字句で表現していることは、如何にこの法案が馬鹿げたものであるかを端的に表現しているものと言へるのであります。

以上立案の趣旨は、何と政府が強弁しようとして、それは再軍備への第一歩であり、憲法違反である点、法文の内容が不備であり、拡大解釈、運用如何によつては危険極まりないものの二点から反対するものであります。（拍手）

海上警備隊の装備計画 新たに設置される海上警備隊の人員・船舶等その装備に関する計画は、三月二五日参議院予算委員会における大橋國務大臣の説明によれば、次のとおりである。

まず第一に人員でございますが、海上保安庁の現在の状況といたしましては、船舶四百五十一隻約五万トンでございます。このうち五十トン以上のものは百六十四隻約四万トンということになっております。これに附随いたしております現在の人員の総数は一万三千人余りでございしますが、昭利二十七年予算におきましては、六千八名の増員を要求いたしている次第でございます。このほかに海上保安庁といたしましては、予備費その他の費目の使用によりまして、海上における偵察のために航空機、と申しましてこれは極く小型のヘリコプターでございますが、ヘリコプター十機程度を早急に装備いたしたい、こういう計画を持っております。これに伴ひまして、予算案に示してございます以外に、ヘリコプターを装備いたします際には、約二百人の増員が必要となるものと予想をいたしております。

次にこの増加分についての編成等について申し上げますが、予算案に示されました六千人の増員は、六十隻の船舶の要員及びこれが管理のため必要な陸上要員に充てることとなつておるのでございます。次の装備のところはその六十隻の船舶の内容について若干の説明を加えてございますが、この船舶につきましては、千五百トン程度のものを十隻二百五十トン級五十隻、こういうものを米国より借受けたいと存じまして、只今交渉をいたしておるところでございます。これらの船舶につきましては、号砲として用いるための小口径の大砲を備えたい、こういうふうに考えております。恐らく希望通りのものが手に入り得るのではないかと考えておる次第でございます。これらの新らしい船舶六十隻及び六千人の人員は、その全部を以ちまして、現在の海上保安庁の管轄下におきまして特殊の部隊を組織したいと存じます。これは海上警備隊と名付けまして、差当り二、三カ所に根拠地を置きまして、その根拠地において平時は訓練を行い、特別の必要がありまする場合には海上警備並びに救難等のために出動をいたす。こういうふうな運営をいたして参りたいという計画を立てておる次第でございます。

なおこれ以上の今後の増員につきましては、第四項に掲げてありますとおり、今後も治安の状況において必要ある、こう認められ、且つ、財政の事情がこれを許すという場合におきましては、多少の増強をおこないたい、こういうふうな考えをいたしておりますが、しかし、これについての具体的な計画は、警察予備隊同様に、まだなんら定まつたものはございませんような次第でございます。一応簡単ながら御説明を申し上げます。

第五章 保安庁法の成立と保安

隊・警備隊の発足

前章でみた自衛力漸増計画は、陸上および海上の武力をそれぞれ保安隊、警備隊とする保安庁法の成立によつてその飛躍の第一歩をふみ出した。

保安廳法の成立 政府は保安庁法案を第一三国会に提出したがその提案理由は次のとおりであつた（六月二日参議院内閣・地方行政連合委員会における大橋國務大臣の説明）。

平和条約の効力が発生した今日、我が国の自主自立態勢に即応して、現在の国力にふさわしい簡素且つ能率的で、民主主義の原則に立脚する行政機構を樹立するため行政機構の改革を実施することと相成りましたので、その基本的構想に基きまして、現在の警察予備隊と海上警備隊及びこれと密接な関係のある海上保安庁の機構で水路燈台等運輸省に属させる部分を除いたものとを統合して、これが一体的運営を図り、以て今後いよいよ重要性を加えるれことが予想される治安の確保に万全を期することといたさんがために、新たに保安庁を設置することとした次第であります。

次に、保安庁法案の要点についてその概略を申述べます。

保安庁は、我が国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため特別の必要がある場合において行動する部隊を管理し、運営し、及びこれに関する事務を行い、併せて海上における警備救難の事務を行うことを任務とするものであります。このうち海上における警備救難の事務を行うのは、保安庁に置かれる海上公安局でありまして、これは、従前の海上保安庁の警備救難部を中

心として設置されるもので、常時海上において、その任務を行うこととなるのであります。

これについては、その任務、組織、権限等から考えまして、別に海上公安局法を以て、これらの事項を規定することを適当と認め、本法案と併せて海上公安局法案を提出いたして御審議を願うことにいたしております。

保安庁が管理し、運営するところの我が国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため特別の必要がある場合において行動する部隊は、主として陸上において行動することを任務とする保安隊の部隊及び主として海上において行動することを任務とする警備隊の部隊であります。

本法案におきましては、保安隊は従前の警察予備隊の、警備隊は従前の海上警備隊の任務を引き継ぐものとしたしまして、その任務、目的等につきまして規定するほか、今日までの経験等に鑑みて、これらの任務、目的の遂行上その規定の十分でなかつたと思われる点を整備し、且つ明確にしてその本来の任務を一層能率的に達成できるよう必要な措置を講じますと共に、保安隊及び警備隊の管理、運営等について、民主主義の原則に基き、政治が完全に手配し得るよう、部局の組織、権限等について必要な規定を設け、又内閣総理大臣が保安隊又は警備隊の出動を命じたときは国会の承認を求めることとする等、特に意を用いております。その他保安庁職員の身分取扱等についても、以上の趣旨に従つて、保安庁の任務の特殊性を勘案の上、職員がよくその職責を遂行できるような必要な規定を設けた次第であります。

本法案は、他の行政機構の改革と同時に、来る七月一日から施行することといたしております。但し、警察予備隊については、現在の隊員の大多数の任用期間が、本年の十月十四日までに満了

いたしますので、それまでの間は、警察予備隊を存続せしめることとして、この法律の適用との関係において必要な調整規定を設けております。

保安庁法の成立により、保安庁は八月一日設置され、一一万名の保安隊と七五九〇名の警備隊が発足、保安隊についてはとくに北方を重視して札幌に総監部をおく北方方面隊が創設された。

保安隊は国軍建設の土台 保安庁の発足にさいし、吉田首相は八月四日初代長官として訓示をおこなつたが、その中で「警察予備隊を保安隊に編成替えした目的は新国軍の建設である。保安隊は国軍建設の土台となる任務をもつている」とのべた。

保安隊の出動に関する訓令 保安庁では一〇月一日「保安隊の出動に関する訓令」を各部隊に通達、即日実施したが、その内容は次のとおりである。

(出動要請を受領した場合の措置) ①駐在地部隊長が部隊の出動要請の手続きを経て、都道府県知事から出動要請を受領した場合は、速やかに指揮系統を通じて長官に報告するとともに、事態の状況、警察の活動状況その他出動の可否を判断するのに必要な情報を集め、意見を添え指揮系統を通じて長官に報告し、併せて統括系統の直属部隊長にも必要な事項を報告しなければならない。②この場合は出動要請を受領した駐在地部隊長を統括する方面総監と管区総監は統括系統を通じて長官に意見を具申しなければならない。

(正規の手続きによらない出動要請を受けた場合の措置) ①駐在地部隊長が法令の定める手続きによらない出動の要請を受けた場合は要請者に対して所定の手続きにより要請するよう勧告するとともに急を要するものと認められる場合は、速やかに指揮系統にある管区総監に状況の報告をしなければならない。②また駐在地

部隊長以外のものが、出動の要請を受けた場合は、要請者に対して、最寄りの駐在地部隊長に対し要請をするよう勧告するとともに、急を要すると認められる場合は、統括系統を通じて管区総監に状況を報告しなければならぬ。

(特に報告を必要とする事態) 方面総監等はその警備担当地域内に発生した事態が次の場合にあってはまると認められる場合には、特に情報活動を活発にし、意見を付し統括系統を通じて逐一状況を長官に報告すること。

一、国警、自治警の警察力をもっては事態を收拾することのできぬとき。

一、国警、自治警の警察力をもっては事態を收拾することができないことが予め明らかなる場合。

一、国警、自治警が適切な措置をとり得ないことが明らかなる場合。

(警察側の意見聴取) 前記の事態が発生した場合、方面総監等は保安隊出動の要否について速やかに次に掲げるものの意見を確かめ統括系統を通じてこれを長官に報告する場合に次に掲げるものが出動を必要としない意見であつても、方面総監等はその後事態の変化に応じて改めて意見を確かめ報告しなければならぬ。

一、警察法による国家非常事態が布告されている場合は、国警本部長官、または関係の管区本部長。

一、非常事態の布告がない場合には、国家公安委員会または関係の都道府県公安委員会あるいは六大都市の公安委員会。

(長官の出動に関する命令) ①長官が出動に関する命令を発する場合、「命令」出動と「要請」出動との区別、出動部隊の任務出動区域などを明らかにして、文書によりこれを行い、通常出勤す

る人員の概数または部隊数および所要の装備等はあわせて指示する。②この命令および指示は、口頭または電信、電話により行うことができる。ただしこの場合は文書で速やかに追完する。

(出動命令を受けた場合の措置) 方面総監等が、出動命令を受けた場合は、ただちに部隊を現場に派遣しなければならない。この場合方面総監等は、同時に事態の様相、出動人員を増強する必要が起つた場合の対策、出動後の駐在地部隊の警備、出動部隊の補給、通信連絡等諸般の状況を検討し、必要な措置をとらねばならない。

(出動の周知措置) 方面総監等が、出動命令を受領した場合には保安隊に対し、出動が命ぜられた旨および出動地域その他必要と思われる事項を関係地域の国または地方公共団体の関係機関および住民に速やかに周知させねばならない。

(武器の携行および武器使用の心得) ①出動部隊は武器を携行するものとする。ただしバズーカ、迫撃砲等の携行は、長官の特命した場合に限り携行する。②武器の使用にあつては、とくに法令を厳守し、法令に許された場合であつても、人または物に対する被害は最小限度にとどめて目的を達成するように努めなければならない。

(武器の使用) ①武器は、出動部隊の最高指揮官の命令により使用しなければならない。ただし最高指揮官の命令を待つことのできないことが明らかなる急迫した事情にあるときは、事情の許す限り、統括系統にある上位の幹部指揮官の命令により使用することができる。②前項の規定にかかわらず、正当防衛、緊急避難に該当する場合は、個人の判断で武器を使用することができるが、この場合は、過剰防衛、過剰避難にならないよう、冷静沈着な判断に基づきこれを使用しなければならない。

(出動部隊の指揮命令) 出動部隊は部外のもを指揮命令し、または部外のもをの指揮命令をうけて行動してはならない。

(出動時の弘報活動) 出動時においては相手方の氣勢をくじき、民衆の不安を解消するため、適切な弘報宣伝活動を行う。

(警察による事態の処理が可能となつた場合の措置) 警察力による事態の処理が可能となり、出動部隊の活動の必要がなくなつたものと認められる場合には、出動部隊の長は速かにその状況を統括系統を通じて長官に報告しなければならない。

(撤収要請を受領した場合の措置) 駐在地部隊長または出動部隊の長が、都道府県知事の撤収要請を受領した場合は、意見を添え、速やかに統括系統を通じて長官にその旨を報告しなければならない。

(その他の事項) この訓令に定めるもののほか、出動部隊の活動につき必要な事項は、第一幕僚長の指示による。

船舶貸与協定の調印 政府は十一月二日「日米船舶貸与協定」に調印、第一五国会でその承認を得たが、これにより一五〇〇トン級のフリゲート艦一八隻、四五〇トン級の上陸支援艇五〇隻を借り入れることになった。その要点は次のとおりである。

①貸与期間は協定の効力発生の時から五年とし、日本の要求があれば、さらに五年延長される。

②貸与は無償とする。

③艦艇に損害を生じた場合の補償、その支払条件は双方の協議によつて定める。

憲法改正問題 一方では、以上でみたとおり、自衛力漸増という形で再軍備が進展し、他方では防衛生産という形で軍需生産体制が着々整備されていくなかで、本年度は憲法改正問題が大きくなつた。政府はしばしば憲法改正はしないと言明したが、公然たる再軍

備を主張する側では憲法改正を強く要望しはじめ、また、憲法改正のための国民投票法の準備がはじまるなどしたが、一月一日吉田首相は衆議院予算委員会で星島議員の質問に答え、次のように述べた。

今のお話の憲法改正云々であります。一國の独立はその國の国力によつて守ることは当然であります。当然であります。敗戦後の日本として、国力の充実にせざる日本としては、あるいは過去における蓄積をすべて失つた日本としては、ただちに陸海軍を持つとか、あるいは軍備を持つ、国力の回復せざる前になお軍備を先に考えるということは、これは私はよろしくないと思つてあります。ゆえに、安全保障条約で集団的に、あるいは日本に対して侵入をするという外敵が生じた場合には、一應集団的の防禦方法を考へて、そうして安全保障条約で守り、また内輪における平和秩序を破壊する者があれば、保安隊でもつてこれに対応する、これ以外に日本の進むべき道はないと思つておりますので、従つてただちに軍隊を持つために憲法改正に着手すべしとか、あるいはまた國連に加入することは希望するところではありますが、その加入の条件として軍隊を持つという注文がつく場合には、このときには政府としてはあるいは加入までもできないといつて、拒否しなければならぬような状態になるかもしれませんが、しかしまだ加入の条件については明らかにされておらないのであります。のみならず加入を許されておらないのでありますから、加入を予想してそうして軍隊を置くとかいうようなことは、これは考へ方があまりに早く、早計に失ふことと考へます。ゆえに私は憲法を改正する用意なり、もしくは調査機関を持つということ、はまだ早いのではないかと政府——私としては考へておるのであります。

第二編 治 安 対 策

第一章 破壊活動防止法の制定

法案の作成 昨年、国家公安保障法案として出発した治安立法の構想は昨年末九章一〇三条におよぶ団体等規制法案に発展したが、大橋法務総裁の下で作成されたそれらいわゆる大橋案は、世論の強い反対にあい、また自由党内部でも異論があつたため、本年に入つてからは、木村新法務総裁のもとで独自の構想により練りなおされた。

自由党では一月一日の常任総務会、治安問題調査会の連合審査会に木村法務総裁を招き、団体等規正法案を検討したが、就職禁止規定の削除、特審局拡大強化の取りやめ等を決定した。

二月八日には次のような木村構想が自由党に伝えられた。

一、法務府の外局として治安維持に必要な特殊犯罪を処理する公安庁（仮称）を設置する。

二、警察予備隊など防衛機関を担当する保安庁（仮称）を独自の機能を持たせてこれも法務府の外局として新設する。

三、一般の行政、司法警察は国家公安委員会を廃止して地方に移管する。

これに対して自由党では

①情報警察を司る公安庁と検察庁とを法務府が一手に握ることは「警察国家」の印象を内外に与える。

②一般行政、司法警察をすべて地方に移管することは全国的な犯罪などの処理に支障を来す。

として強く反対したが、二月一四日には法務府から次のような木村案が発表された。

一、暴力主義的破壊活動の概念を明確に定め、一般に言論・出版などに對し行き過ぎの制限であるとの感じを与えぬようにする。

一、破壊団体に対する行政処分は必要最小限度に止め、とくに思想、言論の統制に陥らぬようにする。行政処分の種類は次の通りとする。

①破壊活動の地盤となる集会、集団行進の禁止。②破壊活動の基盤となる機関誌紙の発行停止。③破壊活動に関係した役員などの当該役職からの排除。④団体の解散。

一、罰則は刑法との重複を避け必要最小限度に止める。

一、行政処分に対する救済方法は一般の行政訴訟による。

右の構想のもとに治安立法は「特別保安法案」の名称のもとに成文化がいそがれたが、法務府では三月下旬「破壊活動防止法案」としてその最終案を決定、「公安審査委員会設置法」「公安調査庁設置

法」の案文とともに、次のような要綱および木村法務総裁談を發表した。

(破壊活動防止法案要綱)

暴力主義的破壊活動を行つた団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、かかる破壊活動に関する刑罰規定を補整するため、破壊活動防止法を制定し、左の事項をこれに規定するものとする。

一、暴力主義的破壊活動の観念を明確に定めること。これがため、その基本観念を刑法の内乱、ソウジョウ、殺人等の条項に求めるとともに、その教唆、煽動等の危険な行爲を採り入れ補整するものとする。

二、団体とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体または連合体とすること。

三、団体の規制の条件は、暴力主義的破壊活動を行つた団体が將來さらに暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときに限るものとする。

四、規制の種類は、六カ月をこえない期間を定め集団運動及び機関誌紙の発行停止、特定役職員の団体活動の禁止等の制限処分と団体の解散とすること。

五、制限処分または解散処分を受けた当該団体の役職員または構成員はその制限処分に違反すること、または団体のためにする活動をなすことを禁止するものとともに、これらの脱法行爲も禁止するものとする。

六、解散団体は、その解散の処分が確定した場合には、すみやかに財産を整理し、公安調査庁長官に届け出るものとする。

七、団体の規制処分は、公安調査庁長官の請求によつて公安審査委員会において行うものとする。

八、公安調査庁長官は、団体の処分を請求するに當つては、あらかじめ当該団体に十分な意見弁解を聴く機会を与えなければならぬものとする。この審理に當つては、当該団体に代理人の選任、証拠の提出を認め、特定範囲の者に限つて傍聴せしめるものとする。

九、審理に當る公安調査庁の職員は調書を作り、当該団体の請求があればこの調書及び証拠書類の謄本を交付するものとする。

十、公安調査庁長官は、処分の請求をしないものとしたときは、その旨を当該団体に通知するものとする。

十一、(略)

十二、処分請求書は、その謄本を当該団体に送付するものとし、当該団体は、これに対し意見書を公安審査委員会に提出し得るものとする。

十三、公安審査委員会は、提出された処分請求書、意見書、証拠等を審査して、請求が理由ありや否やを決定するものとする。

十四、決定は、文書によつて行い当事者に通知し、官報に公示するものとする。

十五、処分の決定は官報に公示した時に効力を発生するものとする。この決定に対しては、三審の行政訴訟を提起し得るものとする。

十六、公安調査官の調査は、すべて任意のものとし、強制調査権は、認めないこととし、ただ公安調査庁長官にのみ、関係人の出頭要求、書類の提出等につき間接強制を認めること。公安調査庁と警察との協力につき規定を設けるとともに、公安調査官の関係機関の有する書類の閲覧、物件の領置等に関する所要の

規定を設けること。

十七、委員会の決定が裁判所で取り消された場合は、官報で公示し、また団体規制の状況を、年一回、国会に報告すること。

十八、暴力主義的破壊活動につき刑法との重複を避け、必要な罰則を補整するとともに、この法律による行政処分違反について罰則を設けること。

十九、(略)

(公安審査委員会設置法案要綱)

一、公安審査委員会は法務府の外局として設けるものとする。

二、(略)

三、委員会の委員長及び委員は独立して、その職務を行うものとする。

四、委員会は委員長及び委員四人をもつて組織するものとする。

五、委員長及び委員は法務総裁が両議院の同意を得て任命するものとし、任命、資格要件及び罷免について所要の規定を設けること。

六、委員長及び委員の任期は、四年としその身分を保障すること。

七、(略)

八、委員会に委員補佐を置き、委員長が任命するものとする。

九、委員長委員及び委員補佐はいずれも非常勤とすること。

十、委員会の規則制定権を規定すること。

十一、十二、(略)

(公安調査庁設置法案要綱)

一、公安調査庁は、法務府の外局として設けるものとする。

二、(略)

三、公安調査庁に内部部局として、総務、調査第一及び調査第二部の三部を置き、特別の職として次長を置き、各部の所掌事務を規定すること。

四、公安調査庁の附属機関として公安調査庁研修所を設けること。

五、公安調査庁に地方支部局として、公安調査局(八カ所)と、地方公安調査局(四二カ所)を設置するものとする。

六、公安調査庁の調査に従事する職員は、公安調査官とし、必要な地に駐在勤務せしめるとともに、管轄区域外において職務の執行をなし得るものとする。

七、(略)

(木村法務総裁談)

最終案を完成するに当つては、特に次の四点を基本の方針とした。

①法案の焦点を、専ら団体組織により国家社会の基本的秩序を破壊する暴力主義的活動の取締におくことを明確化すること。

②言論、集会、結社等の一般的取締法とならないことは固より特に労組組合や報道、通信及び各種研究機関の通常の活動を取締の対象としたり、またこれを制限したりすることは、絶対ないよう十分な考慮を払うこと。

③破壊的団体に対する規制の手續は、公正であるとともに有効に動き得るものであること。

④各規定は、実体及び手續にわたりいずれも厳に合憲的であり、かつその精神に則るものであること。

この案は、今日の憲法の下、現下の事態に対処して、公共の安全の保持に資する必要最小限のものであつて、行過ぎた点の如きは

絶対にないものと確信している。(以下略)

かくして昨年春以来立案されてきた治安立法は四回にわたつて名称がかわり、条文の書きかえは二三回に及んだが、昨秋大橋法務総裁が発表した団体等規制法案要綱の重要規定、すなわち、団体の届出制度、就職制限制度、防諜規定、非常拘禁制度、解散団体の財産没収、強制調査権などの規定は行きすぎとしてすべて除かれたわけである。

同法案は三月二八日の閣議で決定したが、同法反対の労働ストライキ(労働法改悪反対闘争委員会)にあり、次のように一部修正の上、四月一七日衆議院に提出された。

①この法律の目的が「団体として」の活動にあることを明記する。

②「この法律による規制および規制のための調査については、いやしくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するようなことがあつてはならない」という規定をつけ加える。

③行政処分に対する訴訟は、百日以内に裁判するように努めなければならないことにする。

④公安調査庁長官の強制調査権をとりやめる。

国会の審議 四月一七日衆議院本会議では木村国務大臣から次のような提案理由の説明があつた。

(提案理由)

破壊活動防止法案の趣旨を御説明申し上げます。

今や、わが国は、平和条約の発効を目前に控えまして、民主国家として世界の期待に沿ひ得るよう全力を傾注する要あるは申すまでもないところであります。政府におきまして、かねて国民の自由と人権の擁護に努め、これを基礎として民主主義の育成強

化をはかつて参りましたが、今後ともこの態度を堅持し、いよいよその健全な発達のため邁進する所存であります。

しかるに、現下国内の治安状況を顧みましますに、御承知のごとく、あるいは集団暴力により、またあるいはゲリラ戦法により警察及び税務署等を襲撃して、放火、殺傷等の犯罪をあえてする暴力主義的破壊活動が、ひんぴんとして各地に行われておるのであります。しかも、これらの破壊活動の背後には、憲法及びそのもとに成立した政府を武装暴動によつて轉覆することの正当性を主張し、またはその準備的訓練として暴力の行使を煽動する不穏な文書が組織的に配布されているのであります。かかる事実に徴しまするとき、これら一連の事犯は、広汎かつ秘密な団体組織によつて指導推進されている疑いを深めざるを得ないのであります。

およそ世界いずれの民主国家におきましても、自由権を濫用し、団体組織によつて国家社会の基本秩序を破壊せんとするとき行為は、最も悪質かつ危険なものとして、刑罰または行政措置によつて結社の禁止、解散などをなし得る等所要の法的措置を講じている現状であります。しかるに、わが国におきましては、現行刑法その他の刑罰法令はいずれも個人の犯罪行為を対象とするものでありまして、破壊活動をあえてした団体に対しましては、たといその団体自体がいかに危険なものでありましても、手をこまねいて傍観せざるを得ないので、治安確保の法令に、警戒すべき空白状態が生じているのであります。

かかる理由から、今日この種破壊活動の危険を防止するための最小限度の立法が当面緊急の課題となるのであります。すなわち、この法案は、この要請にこたえまして、まず暴力主義的破壊活動を行つた団体に対し、行政措置をもつて所要の規制を行ひ得るものとしたのであります。これは、この種破壊活動の危険を防止す

るには、その活動がよつて行われる組織自体を規制することが何よりも必要かつ有効であるからであります。

次に、この法案は、暴力主義的破壊活動に関して若干の罰則を補整することとしたのであります。それは、かかる破壊活動のうち、実害的行爲はすべて刑法等によつて処罰されておりますが、その予備、陰謀、教唆、煽動等の行爲は、現下の事態にかんがみまするときに、きわめて危険な行爲であるにもかかわらず、現行刑法の規定をもつてしては決して十分ではないからであります。

申すまでもなく、民主政治は国民の公正な論議の自由を基礎として成立するものでありますから、いやしくも集団暴力を手段として政治目的を貫徹せんとするがごときは、民主政治の基礎を破壊し去るものであります。断じて許すべからざるところであります。従つて、かかる破壊活動の危険を防止することこそ、すなわち民主主義を擁護するゆえんであります。これがため必要最小限度の法的措置を講ずることは、まことに日本国憲法の精神に合致するものと確信する次第であります。

これを要しまするに、本法案の目的は、もつばら団体組織によつて国家社会の基本秩序を破壊する暴力活動の危険を防止することとありまして、およそ自由権の正常な行使や、労働組合運動その他公正な団体活動が本法による取締りの対象となるがごときは、とうてい想像し得ないところであります。むしろ、かかる暴力活動を排除することによつてその健全な発達に寄与するものと、かたく信ずるのであります。よつて、この法案におきましては、正常な自由権の行使を阻害しないよう、また規制が公正かつ民主的に行われることを方針といたしまして、調査及び規制処分の請求をなす機関と、その審査決定をなす機関とを分離して権力の集中を避け、後者に準司法的な独立性を付与して、その判断の自由と

公正を担保し、また当該団体に十分な意見弁解を述べる機会を与える等、法案全体を通じて、常にその運用が本来の目的を実現し得るよう慎重なる考慮を払つておるのであります。以上が本法案の趣旨であるのであります。

また公安調査庁設置法案および公安審査委員会設置法案の提案理由は次のとおりである。

（参議院法務・内閣・地方行政・労働連合委員会における木村国務大臣の説明）

公安調査庁設置法案につきまして御説明申し上げます。御審議を煩わします破壊活動防止法案におきまして、いわゆる破壊的団体に関する調査及び処分の請求事務を所掌せしめる機関といたしまして、公安調査庁を設置すべきことが要請されておるのであります。これが同法案に関連して本法案の御審議をお願いする理由であります。即ち本法案におきましては、公安調査庁の任務、権限、内部部局、研修機関及び職員等について所要の規定を設けておりますが、以下簡単にその概略の説明を申し上げます。

公安調査庁は、これを法務府の外局として設置することとし、一般国家行政組織法上の権限のほか、破壊的団体の規制に関する調査と、これに対する処分の請求等の権限を行使せしめんとするものであります。内部部局としては、総務及び調査一、二部の三部を置き、長官及び次長（一人）の監督の下に、それぞれの事務を分掌せしめることとし、又その職務の性質に鑑みまして職員の資質の向上を図るため、特に研修所を設けることといたしました。

又、地方支分部局としましては、全国に八つの公安調査局と四二の地方公安調査局を設置いたしました。その事務を分掌せしめることといたすほか、職員に関する所要の規定を設けておるのであります。

次に、公安審査委員会設置法案について御説明いたします。

本法案におきましては、公安審査委員会は、法務府の外局として設置することとし、委員長及び委員四人を以て組織し、特定の身分保障の下に、独立してその職権を行うことにいたしました。これは破壊的団体の規制に関する審査及び決定が自由且つ公正に行われることを保障せんとする趣旨に出でたものであります。又委員長及び委員は、その職務の重要性に鑑みまして、人格が高潔であつて、団体の規制に関し公正な判断をすることができ、且つ法律又は社会に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、法務総裁が任命するものとしておりまして、実際には、労働、言論その他社会各界に広くこのような人材を求めようと思つてゐる次第であります。

委員会には、委員長及び委員の外、その補助としまして、委員補佐三人をおくことに致しております。

最後に附則におきまして、この法律の施行に関連する法務府設置法の一部改正等所要の規定をいたしておる次第であります。

同法案は五月一五日衆議院を通過、一九日から参議院法務委員会で審議が開始された。その間、自由党は原案を強硬に通そうとし、右派社会党は「煽動」・「文書所持」の削除と「濫用の罰則」をもうけるという修正案でこれに対抗したが、キャスティング・ボートをにぎる緑風会の票をいづれが握るかに問題が集中、緑風会は六月五日議員総会で修正案を決定したが、それは原則として政府案をのみ、ただ次のような形式的修正を加えたものであつた。

(緑風会修正案、要旨)

一、第一条(目的)に第二項として「この法律は国民の基本的人権に重大な関係があるから、公共の安全の確保に必要な限度においてのみ適用すべきであつて、いやくもこれを拡張し拡釈

して解釈しはならない」を加える。

一、第二条(規制の基準)第一項「前条に規定する目的を達成するために必要かつ相当な限度においてのみ行うべきであつて」の次に「いやくも権限を逸脱して」を追加する。

一、同条第二項の「いやくもこれを濫用し」を「いやくも職権を濫用し」と修正する。

一、第三条(定義)の第一項イに刑法第八十一条(外患誘致)または第八十二条(侵略援助)を追加する。ロの「……の規定する行為の」の次に「実現を図る目的をもつて」を追加する。ハの「……規定する行為の実現を容易ならしめるため」を「実現を図る目的をもつて」と修正、また「公然揭示するため」を「公然揭示する目的をもつて」と修正する。

一、同条にニとして「この号イに規定する行為の実現を図る目的をもつて無線設備または電波法第百条第一項第一号の通信設備によつて、その実現の正当性または必然性を主張する通信を發表すること」を加える。

一、同条第一項第二号を「政治上の主義もしくは施策を推進し、支持しまたはこれに反対する目的をもつて左に掲げる行為の一をなすこと。またこの号イからリまでに規定する行為の一の実現を図る目的をもつてその行為の予備、陰謀、教唆または煽動をなすこと」と修正する。

一、同条第二項に煽動の定義として「この法律で煽動とは文書、図画または言動により人をして特定の事項の実行を決議せしめまたは実行の決意を助長せしめて直接行動を誘発せしむべき刺激を与えることをいう」を加える(しかし「直接行動」という字句が狭すぎるので、この項は原案のままとなる公算が大きい)。

一、第四条（団体活動の制限）の第二項の「その処分の趣旨に反する行為」を「前項の禁止に反する行為」と修正する。

一、第十九条第二項の「証拠、調書」を「すべての証拠、すべての調書」と修正する。

一、職権の罰則規定はなお研究する。

以後、法務委員会における原案（衆議院送付案）右派社会党修正案、緑風会修正案の三案否決、四回にわたる会期延長、議長職権による本会議の強行等、議長不信任案の二回におよぶ上程、議員懲罰動議の提出等混乱をきわめたが、結局七月三日日本会議で緑風会の修正案を可決し、翌七月四日には衆議院も右修正案を承認、ここに破防法および関係二法案は成立するに至つた。

七月四日衆議院本会議でおこなわれた反対討論は次のとおりである。

（鈴木義男君）日本社会党は、原案はもとより、かかるぬえ的修正案に対しても、はつきり反対の意思を表明するものであります。（拍手）

参議院は新たに第二条を追加しましたが、かかる実効なき訓示規定は、これをいくら入れても思想の弾圧については何らの意義を持たないものであります。また新たに外患の罪に関する諸規定を入れたのでありますが、外患罪のごときは、きわめてまれであつて、刑法本条の規定で十分なことは内乱罪と同様であります。

参議院は、内乱の煽動を削除したことを誇るのでありますが、内乱には、朝憲紊乱という、大時代がかりの、時の政府にたてつく者を拉致し得る便利な規定があるのであります。危険千万であります。（拍手）「せん動」の削除くらいで片づく問題ではないのであります。修正の最も不徹底な部分は、正当性を主張する文書の「所持」だけを削除して、「印刷」「頒布」「掲示」を依然として

犯罪としている点でありまして、これによつて言論の暢達を妨ぐる弊は、真に恐るべきものがあります。（拍手）

いかなる見地から見ましても、われわれはこれに賛意を表すべき何ものも見出すことはできない次第であります。（拍手）

（田中堯平君）日本共産党を代表しまして、破防法案外二件の参議院回付案に反対をいたします。（拍手）

参議院回付案は、さきに衆議院で自由党が多数をもつて議決した原案と本質的には同じものであるのみならず、むしろ改悪されておるのであります。（拍手）この破防法は、アメリカ帝国主義と、その支柱である吉田政府の、日本国民に対する軍事植民地支配のための最も残酷なる武器であります。（拍手）日本国民は、かかる暴力支配に対して断じて屈することなく、實力をもつて売国破防法粉碎の闘争を推し進めるであります。（拍手）日本共産党は、全国民とともに、かかる売国植民地法を成立せしめようとする吉田自由党政府と、その一味たる悪質社会民主主義者の責任を徹底的に追究し、吉田政府の退陣と衆議院の解散を要求するものであります。（拍手）

最後に、この法案がかりに可決されようと、憲法と国会法を無視したものでありますから、違法かつ無効であることを宣言するものであります。（拍手）

（猪俣浩三君）わが党は、原案並びに修正案に断固反対します。

その意思表示は投票をもつてこたえます。（拍手）

（岡田春夫君）労働党は、この参議院の回付案に断固反対をいたします。

その理由としては、破防法は吉田内閣の戦争準備の一環である。（拍手）第二の理由は、この破防法を通じて、憲法に明らかに規定されている学問と言論と思想の自由を拘束するものであ

る。(拍手)第三の理由としては、全国民がこの破防法に反対を
している。(拍手)たとえば、この破防法を自由党の多数の暴力
によつて通過さしても、国民はこれを絶対に実施させないであろ
う。われわれは、あくまでもこの点に立つて反対することを明ら
かにいたします。多数の力をもつて、すべて民主主義であるとい
うならば、ナチス国会においてヒトラーが多数を握つたというこ
とも民主主義になつてしまふ。自由党は、明らかに日本の民主主
義を破壊して、日本を戦争にぶち込んで、独裁政治をやらうとし
ている。その意味において、われわれは反対しなければならぬ。

(拍手)

なお、両院における賛否のいろいろわけは次のとおりであつた。

(参議院)

賛成者氏名

藤森 真治(緑)	藤野 繁雄(緑)	早川 慎一(緑)
波多野林一	野田 俊作	西田 天香
中山 福藏	徳川 宗敬	常岡 一郎
田村 文吉	伊達源一郎	館 哲二
竹下 豊次	高橋竜太郎	高橋 道男
高瀬莊太郎	高田 寛	高木 正夫
杉山 昌作	新谷寅三郎	島村 軍次
西郷吉之助	小宮山常吉	楠見 義男
木下 辰雄	河井 彌八	加藤 正人
片柳 真吉	柏木 庫治	加賀 操
小野 哲	岡本 愛祐	岡部 常
梅原 真隆	伊藤 保平	石黒 忠篤
飯島連次郎	赤木 正雄	結城 安次
山川 良一	村上 義一	森八三一(一ク)

島津 忠彦(自)	上原 正吉(自)	岡田 信次(自)
青山 正一	中川 幸平	九鬼 紋十郎
大矢半次郎	郡 祐一	広瀬 与兵衛
岡崎 真一	楠瀬 常猪	加藤 武徳
城 義臣	植竹 春彦	山本 米治
古池 信三	小杉 繁安	山県 勝見
石川 栄一	木村 守江	西山 亀七
大谷 瑩潤	一松 政二	深水 六郎
仁田 竹一	草葉 隆田	徳川 頼貞
左藤 義詮	大島 定吉	黒田 英雄
小林 英三	中川 以良	川村 松助
寺尾 豊	溝口 三郎(緑)	三浦 辰雄(一ク)
堀越 儀郎(一ク)	小野 義夫(自)	小串 清一(自)
野田 卯一(自)	重宗 雄三	大野木秀次郎
入交 太藏	宮田 重文	西川 甚五野
宮本 邦彦	平井 太郎	杉原 荒太
田方 進	松本 昇	秋山 俊一郎
鈴木 直人	石村 幸作	長谷山 行毅
高橋進太郎	石原幹市郎	堀 末 治
鈴木 恭一	愛知 揆一	安井 謙
平林 太一	長島 銀藏	平沼 彌太郎
竹中 七郎(民ク)	菊田 七平(民ク)	溝淵 春次(自)
団 伊能(自)	滝井治三郎(自)	池田宇右衛門(自)
前之園喜一郎(民ク)	駒井 藤平(民ク)	林屋亀次郎(民ク)
油井賢太郎(民ク)	北村 一男(自)	中山 壽彦(自)
白波瀬米吉(自)	岩沢 忠恭	鈴木 強平(民ク)
木内 四郎(民ク)	栗栖 赴夫(民ク)	西田 隆男

大屋 晋三(自)	泉山 三六(自)	黒川 武雄(自)	小林 亦治(右社)	松永 義雄(右社)	相馬助治(右社)
横尾 竜(自)	石坂 豊一(自)	境野 清雄(民ク)	山下 義信	赤松 常子	伊藤 修
大隈 信幸(民ク)	木内 キヤウ(民ク)	谷口 彌三郎	三木 治朗	棚橋 小虎	波多野 鼎
稲垣平太郎			原 虎一	曾禰 益	松浦 清一
反対者氏名			片岡 文重		
奥むめお(緑)	山本 勇造(緑)	宮城 タマヨ(緑)	棄権、欠席者氏名		
成瀬 幡治(左社)	重盛 壽治(左社)	門田 定藏(左社)	池田七郎兵衛(自)	加納 金助(自)	工藤 鉄男(自)
千葉 信	三輪 貞治	小林 孝平	小滝 彬	鈴木 安孝	玉柳 実
三橋八次郎	若木 勝藏	中田 吉雄	松平 勇雄	森田 豊壽	山県 勝見
小酒井義男	栗山 良夫	梅津 錦一	山田 佐一	赤沢 与仁(緑)	井上なつゑ(緑)
三好 始(改)	有馬 英二(改)	荒木正三郎(左社)	尾崎 行輝(緑)	川上 嘉一	小林 政夫
内村 清次(左社)	羽生 三七(左社)	紅露 みつ(改)	高良 とみ	前田 穰	山内 卓郎
石川 清一(改)	松浦 定義(改)	松原 一彦	佐藤 尙武(議長のため投票せず)		小川久義(民ク)
高田なほ子(左社)	森崎 隆(左社)	吉田 法晴(左社)	清沢 俊英(左社)	佐多 忠隆(左社)	椿 繁夫(左社)
和田 博雄	山崎 恒	深川栄左衛門	藤原 道子	山花 秀雄	加藤シズエ(右社)
菊川 孝夫	岡田 宗司	河崎 ナツ	小泉 秀吉(右社)	小松 正雄(右社)	下条 恭兵
一松 定吉(改)	櫻内 辰郎(改)	堀木 鎌三(改)	堂森 芳夫	中村 正雄	岩男仁藏(改)
岡村文四郎	小笠原二三男(左社)	木下 源吾(左社)	岩本 哲夫(改)	鬼丸 義斉	深川タマエ
金子 洋文	野溝 勝	須藤 五郎(共)	大山郁夫(一ク)		
岩間 正男(共)	兼岩 伝一(共)	江田 三郎(左社)	(衆議院)		
木村禧八郎(労農)	堀 真琴(労農)	水橋 藤作(労農)	賛成者氏名		
鈴木 清一	岩崎 正三郎(右社)	大野 幸一(右社)	阿左美広治(自)	逢沢 寛(自)	安部 俊吾(自)
上条 愛一(右社)	千田 正(一ク)	東 隆(一ク)	青木 正	青柳 一郎	浅香 忠雄
田中 一	山田 節男(右社)	斎 武雄(右社)	浅利 三朗	麻生太賀吉	天野 公義
羽仁 五郎(一ク)	西園寺 公一(一ク)	矢嶋 三義(一ク)	新井 京太	井手 光治	井上 知治
村尾 重雄(左社)	永井 純一郎(右社)	吉川末次郎(右社)	伊藤 郷一	生田 和平	池田正之輔
カニエ邦彦	島 清	佐々木良作(一ク)	池田 勇人	池見 茂隆	石田 博英

第二編 治安対策

石原 登(自)	今村 忠助	植原悦二郎	衛藤 速	小笠原八十美	小沢佐重喜	小淵 光平	越智 茂	大内 一郎	大西 禎夫	大村 清一	岡田 五郎	岡村利右衛門	加藤隆太郎	角田 幸吉	片岡伊三郎	金光 義邦	川西 清	菅家 喜六	菊池 義郎	金原 舜二	黒沢富次郎	小平 久雄	小西 英雄	近藤 鶴代	佐々木盛雄	佐藤 親弘
稻田 直道(自)	今村長太郎	内海 安吉	江花 静	小川 平二	小高 熹郎	尾崎 末吉	大石 武一	大上 司	大野 伴睦	岡延右衛門	岡西 明貞	奥村又十郎	鹿野 彦吉	風間 啓吉	甲木 保	上林山栄吉	川端 佳夫	木村 公平	北川 定務	倉石 忠雄	小金 義照	小玉 治行	小峯 柳多	佐久間 徹	佐瀬 昌三	坂田 英一
犬養 健(自)	岩川 与助	江崎 真澄	遠藤 三郎	小川原 政信	小野瀬忠兵衛	尾関 義一	大泉 寛三	大沢 嘉平治	大橋 武夫	岡崎 勝男	岡野 清豪	押谷 富三	鍛冶 良作	柏原 義則	門脇 勝太郎	神田 博	河原 伊三郎	木村 俊夫(無)	北沢 直吉(自)	栗山 長次郎	小坂 善太郎	小西 寅松	小山 長規	佐々木 秀世	佐藤 栄作	坂田 道太
坂本 実(自)	島田 末信	首藤 新八	鈴木 明良	鈴木 正文	千賀 康治	田中 伊三次	田中 元	田中 豊	高木 章	高橋 英吉	高間 松吉	玉置 信一	岡司 安正	土倉 宗明	坪内 八郎	寺本 斎	内藤 隆	中村 清	仲内 憲治	長野 長広	西村 直己	橋本 竜伍	花村 四郎	平野 三郎	福田 一	福永 健司
清水 逸平(自)	澁谷雄太郎	庄司 一郎	鈴木 仙八	関内 正一	田口長治郎	田中 角栄	田中 不破三	田淵 光一	高木 松吉	高橋 権六	竹尾 式	玉置 実	塚田十一郎	辻 寛一	坪川 信三	苦米地英俊	中垣 国男	中村 純一	永井 英修	二階堂 進	西村 久之	幡谷仙次郎	平井 義一	福井 勇	福田 喜東	藤枝 泉介
篠田 弘作(自)	島村 一郎	周東 英雄	鈴木 善幸	関谷 勝利	田嶋 好文	田中 彰治	田中 萬逸	多武良哲三	高塩 三郎	高橋 等	橋 直治	中馬 辰猪	塚原 俊郎	田谷 光衛	寺島隆太郎	奈良 治二	中川 俊思	中山 マサ	永井 要造	西村 英一	根本竜太郎	畠山 鶴吉	平島 良一	福田 篤泰	福永 一臣	淵 通義

淵上房太郎(自)	船越 弘(自)	古島 義英(自)	福田 繁芳(改)	増田 連也(改)	水野 彦次郎(改)
保利 茂	星島 二郎	細田 栄藏	森山 欽司	山本 利壽	浅沼稻次郎(右社)
堀川 恭平	本多 市郎	本間 俊一	井上 良二(右社)	石井 繁丸(右社)	大矢 省三
真鍋 勝前	前尾繁三郎	前田 郁	加藤 録造	鈴木 義男	堤 ッルヨ
牧野 寛索	増田甲子七	益谷 秀次	土井 直作	中崎 敏	西村 栄一
松井 豊吉	松浦 東介	松木 弘	前田栄之助	松井 政吉	松尾 トシ子
松田 鉄藏	松永 仏骨	松野 頼三	松岡 駒吉	三宅 正一	門司 亮
松本 善壽	丸山 直友	三池 信	山口シヅエ	池田 峯雄(共)	江崎 一治(共)
三浦寅之助	三宅 則義	水田三喜男	加藤 充(共)	柄沢とし子	田島 ひで
水谷 昇	満尾 君亮	南 好雄	田代 文久	田中 堯平	高田 富之
宮幡 靖	武藤 嘉一	村上 勇	竹村奈良一	立花 敏男	梨木 作次郎
守島 伍郎	森 幸太郎	八木 一郎	深沢 義守	山口 武秀	渡部 義通
柳沢 義男	山口 好一	山口六郎次	猪俣 浩三(左社)	上林与市郎(左社)	坂本 泰良(左社)
山崎 岩男	山崎 猛	山村新治郎	鈴木茂三郎	田中織之進	成田 知己
山本 猛夫	吉田吉太郎	吉武 恵市	福田 昌子	八百板 正	足立 梅市(三)
竜野喜一郎	若林 義孝	亘 四郎	浦口 鉄男(三)	石野久男(労農)	岡田 春夫(労農)
反対者氏名			黒田 壽男(労農)	中原 健次	
荒木萬壽夫(改)	有田 喜一(改)	石田 一松(改)	棄権・欠席者氏名	今泉 貞雄(自)	大西 弘(自)
井出一太郎	飯田 義茂	稲葉 修	井上信貴男(自)	久野 忠治	五島 秀次
今井 耕	大西 正男	川崎 秀二	川野 芳満	志田 義信	塩田 賀四郎
河口 陽一	北村徳太郎	吉川 久衛	河野 謙三	多田 勇	高木 吉之助
小林 信一	小松 勇次	河野 金昇	瀬戸山三男	飛嶋 繁	富永 格五郎
坂口 主税	笹森 順造	笹山茂太郎	東井三代次	野原 正勝	橋本登美三郎
志賀健次郎	椎熊 三郎	鈴木 幹雄	長尾 達生	森 曉	森下 孝
高橋清治郎	千葉 三郎	内藤 友明	村上 清治	山口喜久一郎	吉田 茂
中島 茂喜	中村 寅太	中村 又一	薬師神岩太郎	前田 正男	芦田 均(改)
並木 芳雄	原 彪	平川 篤雄	樋貝 詮三		

小野 孝(改) 大森 玉木(改) 岡田 勢一(改)
 金塚 孝 木下 栄 河本 敏夫
 佐伯 宗義 高倉 定助 竹山 祐太郎
 吉米地義三 中曾根康弘 長谷川 四郎
 林 好次 松本 滝藏 宮腰 喜助
 柳原 三郎 山手 満男 松沢 兼人(右社)
 今野 武雄(共) 赤松 勇(左社) 勝間田清一(左社)
 佐々木 更三(左社) 武藤運十郎 世耕 弘一(三ク)
 玉井 祐吉(三ク) 中野 四郎(三ク) 羽田野次郎(協)
 大石ヨシエ(協) 尾崎 行雄(無)
 林 讓治(自)は議長のため投票せず

破防法の適用 破防法の施行後、八月一三日、静岡地方検察庁は同法第三八条違反の疑いで日本共産党員を逮捕したが、証拠不十分で処分保留のまま釈放、九月一〇日には京都市警察は、「京都のハタ」多数を通行人に配布したという疑いで二名の者を破防法違反現行犯として逮捕したが、京都地方検察庁は一〇月三日両名を起訴した。同起訴状の公訴事実は次のとおりである。

被告人両名は共謀の上内乱を実行させる目的で
 一、昭和二十七年九月六日頃京都市右京区太秦安井車道町の被告人八住梧楼方にて春山こと文億沫に対し第一面に
 「民族解放国民政府をつくれ」
 「日本共産党の新綱領は当面する日本の革命は平和的にできないことを示している。全国民はメーデーはじめあらゆる闘いの中でこのことを身をもつて理解しはじめている」第二面及び第三面に
 「我々は武装の準備と行動を開始せなければならぬ。」と題し、
 「売国的な吉田政府はアメリカ帝国主義のこの野望に同意し、占領制度を延長するための日米安全保障条約を結び、警察や予備隊

海上保安庁の新しい軍隊を強めている、我等はこれによつて日軍国主義を再建すると共に警察や軍隊の周囲に消防団、鉄道公安官、刑務官等やガード職制反動的暴力団等を結集し国民にファッショ的な体制を押し付けているのである。この侵略的な武装力と一切の暴力組織が吉田政府と占領制度に反対する国民を弾圧し戦争によつて利益を得る日本のすべての反動勢力を守っている。われわれが軍事組織を作り武装し行動する以外にない。われわれの軍事組織は、この根本原則に従つて敵の部隊や売国奴達を襲撃し、それを打ち破つたり軍事基地や軍需工場や軍需品倉庫、武器車輛等を襲い破壊したり爆破させたりするのである。われわれの軍事科学は武器をつくることや、それを保存したりすること等の技術的な問題から地型や条件に応じて味方を配置し力を充分に發揮する作戦や全革命戦争の見透しと戦術等日本の革命戦争に必要な一切のものを含んでいるのである。軍事組織の目的は日本の国民を現在の奴隷状態から救い、人間らしい自由と生活を闘い取ることにある。このために国民の武装した力によつて現在の反動制度を徹廃し、民族解放民主制度を確立するのである。同盟者と協力して新しい国民の政権を作るためにも進んで統一戦線の結成に努力し、地方や全国の統一戦線に積極的に参加せなければならぬ。それ故にこそ軍事組織が大量と結合して敵の武装力を地域的に覆えすならばそれが直ちに国民の権力を地域的に打ち建てる力となるのである。」

第四面以下に

「中核自衛隊の組織と戦術」と題し
 「大量の持つてゐる刀や工作道具、農具も武器となり得るし、亦竹槍や簡単に作ることが出来る。武器も使用できる。従つてまず最初は手あたり次第可能なもので武装することである。特に敵を襲

撃するために必要な輸送用のパンク針、手榴弾、爆破装置の簡単なものは直ちに製作することが必要である。この遊撃戦術と戦略の関係については既に（我々は武装の準備と行動を開始せなければならぬ）述べられている」

等の言論を掲載して内乱の正当性及び必要性を主張した文書である日本共産党京都府委員会発行の「京都のハタ」復刊第二号百部を多数配布した。

第二章 警察の中央集権化

警察法の改正 昨年における警察法の改正は、警察の地方分権化、警察に対する政府の支配排除（公安委員会制）等を中心とする警察法の特色を大きく変更する役割を果たしたが、本年に入つても、警察を中央集権化して政府の支配を強化しようとする努力がつつけられた。

政府は、メーデー事件等を理由にして警察法の改正にのりだし、五月七日の閣議でその要綱を決定、また自由党ではすでにメーデー事件の翌五月二日、緊急臨時総務会で警察法改正案の国会提出を決定していた。

かくして、首都警察を国家地方警察にうつすかどうか等について検討がすすめられたが、結局、次の四点を中心とする改正案を第一三国会に提出した。

- ① 国家地方警察本部長官は内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いてこれを任免する。
- ② 特別区警察の長即ち警視總監は、内閣総理大臣が特別区公安委員会

③ 内閣総理大臣は特に必要があるときは、国家公安委員会の意見を聞き、都道府県公安委員会又は自治体警察公安委員会に対して公安維持上必要な事項を指示することができる。

④ 特別区警察に要する経費の一部は国庫で負担する。

衆議院では右の①と②については、任命権者を現行法どおり、それぞれ国家公安委員会および特別区公安委員会とし、その場合いずれも内閣総理大臣の意見をきかなければならない、とすることに修正、参議院もこれに同意して修正案どおり可決した。かくして警察法は八月七日法律第三〇〇号をもつて改正された。

なお、右の③にいう「公安維持上必要な事項」および④については、七月三十一日の参議院本会議で、木村国務大臣から次のような説明があつた。

改正法案第六十一条の二の「公安維持上必要な事項」と申しまするの、主として警備運営等に関する事項を言うのでありまして、犯罪の捜査は含まれていないのであります。ただ治安上特に重要な場合には、捜査に関しまして、捜査態勢を整えさせるため、例えば警察の応援関係について指示をするようなこともあり得るのであります。併し捜査そのものについて指示する意図はないのであります。捜査につきましては、警察と検察との関係は、刑事訴訟法によることになつておるのであります。警察法は一般法で、刑事の特別法ではないのでありますから、刑事訴訟法に違反するような指示はできないものであると考えております。

第二に、総理大臣の指示に基きまして、特別区の費用について一部国庫の予算の許す限りにおいて負担をすることに規定はなつておるのであります。この特別の指示によりまして普通の自治警察についても特に費用が要つた場合におきましては、それについては、将来国庫において予算の許す限りこれを補填いたした

いと、こう考えておる次第であります。

また右の「指示権」につき、それは人事権にはおよばないむね、七月二八日の参議院地方行政委員で斎藤国警長官から次のように説明があつた。

首相の指示権は自治警の運営管理のみを対象とするもので、人事権には及ばない、運営管理の中でも捜査については警備上の事項だけに限定し、捜査内容に対しては指示を与えない建前である。さらに政府は、同法施行後八月一五日には、その点につき次のような事務処理規定を施行した。

内閣総理大臣はつぎに掲げる場合につき、必要があると認めたときは国家公安委員会の意見をきき、都道府県公安委員会、市町村公安委員会に対し当該事件を適切に処理させるため所要の報告または措置を命ずるものとする。

一、大規模な災害が発生し、このため当該地方の民心に不安のある場合。

一、地方の静穏を害するおそれのある騒乱が生じ、または生ずべき危険のある場合。

一、国家的重大事件、または国内全般に関係もしくは影響のある治安上重大な事件にかかわる場合。

なお、警察法改正案に対する反対討論のうち、七月三十一日参議院本会議で労働党堀真琴議員がおこなつたものは次のとおりである。

私は労働党を代表いたしまして、ただいま議題となつておりますところの警察法の一部を改正する法律案に対しまして反対をいたすものであります。

我々は警察の制度運営についてここで十分考えてみなければならぬと思います。先ず第一に、警察は、人民の警察、民主的な警察でなければなりません。（「そんなことわかつていよ」と叫ぶ

者あり）若しも警察が人民の敵であり、反民主的な警察であつたとしたならば、どうなるでございましょう。もともと警察が人民の警察でなければならぬことは二つの点から論証できると思ひます。一つはその沿革であります。私は何もここでイギリスの警察制度がどういう形で発達したか、或いは又大陸の警察制度がどのような沿革を持つてゐるかということをごく詳しく述べる必要はないと思ひます。（「聞かしてやつてくれ」と叫ぶ者あり）イギリスや大陸におきまして、警察制度はそもそも人民の生活を保護するために、いわば自助的な組織として出て参つたものであります。決して本来的な中央集権的な権力の下に発生したものではありません。このことを、（「その通り」と叫ぶ者あり）私は先ず第一に指摘しなければならぬのであります。又その機能から申しましても、警察には勿論犯罪を予防する或いは犯罪者の捜査を行うとかいつたような司法的な警察の機能があるのであります。併しそれにも増して重要なことは、社会の生活を保護する、人々を保護するといふ機能が最も大事なものであります。警察が、いやしくも人々の生命に対して危険を与えたり或いは財産に対して侵害するがごとき者に対して、これを保護するといふことは、警察の本来の任務でありまして、若し警察がそのように保護的な機能を果し得ないとするならば、それは警察の名に値しないものと申さなければならぬのであります。（「その通り」「幼稚な議論だ」と叫ぶ者あり）日本の警察は終戦後一応民主的なものとして発足いたしましたのであります。が、残念ながらその機能において、保護的な、或いは助成的な、民主的な機能をともしれば忘れがちなものであり、（「そうだ」と叫ぶ者あり）むしろ司法的な、司法警察的な機能だけが前面に押し出されてゐるかのとき感を与えることは、甚だ残念だと申さなければなりません。（「その通り」と叫ぶ

者あり）この点から、私は先ず警察の法規は、人民の警察ということを目的にして規定されなければならず、よしんばその規定があつたところで、それが侵害されているならば、これを本来の警察機能に還さなければならんということを、先ず第一に指摘しなければならんと思います。

次に第二に、私は、警察は民主的な組織、民主的な運営を持たなければならんということを指摘したいと思つてあります。警察の権力はできるだけこれを地方的に或いは地方分権的に編成されることが望ましいのであります。というのは、若しもこれが中央集権的に編成され、そして事実上の力としてそれが発動する場合においては、いわゆる警察国家を出現するのであります。歴史上十九世紀までの警察国家は専制君主の下に強力な事実的な力としての物理的な力を持つたところの組織としてこれが編成されました。いわゆる警察の中央集権化が行われ、同時に秘密警察が利用されまして、あらゆる人民の活動、経済的な活動にしろ、或いは又政治的な活動にしろ、或いはその他の社会的な活動にしろすべてこれが弾圧を受けたのであります。このことが十九世紀までの国家体制が警察国家として非難された主要なる理由であると申さなければなりません。従つて、こういうような体制を改めまして、警察の組織を民主化するといふためには、できるだけ警察の中央集権化を排除しなければなりませんのであります。今回の修正法案を見まするといふと、警察の権力を中央集権化しよう、総理大臣の行政権の下にこれを統轄しようといふ意図が見られるのであります。このことは、取りも直さず、警察の権力集中、中央集権化の傾向として、我々は排除しなければならんと思つてあります。それと同時に、警察は、事実的な力を持つております物理的な強力組織であります。その手には武器を持つてい

あります。曾つては警察の官吏、警察官はいわゆるサーベルを吊つておつたのであります。当時の全体主義的な日本の君主制の下においても、警察官のサーベルを抜くことにつきましては強い規制が設けられておりました。勝手にこれを使用することは禁止せられておつたのであります。今日警察官はサーベルを吊つてはおりません。棍棒とピストルを持つております。ところが、その棍棒にしろ、ピストルにしろ、今日ではしばしば不当にこれが使用されるということを我々は見ておるのであります。例えば、この間も政府当局の言明によりますと、ピストルは、若しそれが必要な場合においては、幾ら射つても構わんだというようなことが公然と述べられて、それが必要な場合にはという条件を付けておるのであります。その必要な場合の判断はすべて個々の警察官にその判定が任されていることとでありまして、「（「そうだ」と叫ぶ者あり）かくては武器を携行するところの警察官の人民に対するところのこの事実的な力というものがある。どんな結果をもたらすかは、全く私ども想像に余りあるものと申さなければならんのであります。

このようにいたしますと、民主的な警察が編成され、そして、それが組織の上からも又その運営の上からも、飽くまでも民主的でなければならんと思ひますが、そのためには、例えば現在設けられておりますところの公安委員会のごときものを強化して、そして、時の政治勢力、殊に政府的な組織から独立のものとして、警察そのものの運営を最も民主的な組織から独立のものの警察の任務だと申さなければならんのであります。今回の修正案は、残念ながらそれに逆行するものであり、延いては将来日本に警察国家を再現する危険をすらその中に含むものと申さなければならんのであります。その意味におきまして、我々はこ

の法案に反対を表明するものであります。(拍手)

国家地方警察の強化 右のような警察の中央集権化とならんで、本年後半には国家地方警察そのものも人的、物的に強化された。そのおもなものは次のとおりである。

(一) 機動部隊の設置とその強化

メーデー事件以来、国警では国民の運動に対処する必要があるとして、訓練された機動部隊の設置を計画して直ちに実行したが、同部隊は、部隊訓練、自動車訓練、超短波無電機機の操作、ピストル射撃訓練、救急法訓練等をおこない、一般警官の中核となつた。一二月末現在二九府県におかれている。はじめ全国約一〇六〇名で発足したと伝えられるが、その後の実数は明かでない。

国警では、大衆運動との衝突で警官の負傷者が二〇〇〇名をこえているのは「部隊活動の訓練不足」によるものとし、この機動部隊の拡充を緊急の任務としている模様であり、昭和二八年度の計画として次のようなものが伝えられている。(一二月二八月、朝日新聞)

① 人員の増加、二四〇〇人、人件費予算約七億円。

② 編成は一個大隊二二〇人、一個中隊一〇八人、大隊を東京・大阪・兵庫・愛知・神奈川・京都・福岡・広島各都道府県に増派中隊は静岡・福島・山口など一三県に配置し、とくに北海道には五個中隊をおくる。

③ 中隊の装備は輸送車五台、指揮官車一台、無線車一台、ガス銃一〇—一四丁、防毒面(全員)、催涙弾(一個分隊分)、火炎ビンよけのタテ(一個分隊分)とする。

(二) 幹部の養成

国警では九月一日から「国警基本規定」を改正、警察前歴者の採用、他官庁(主として旧内務省系統)からの受け入れ等により、幹部を強化することになった。その要点は次のとおりである。

① 警察三級職(警部補)の警察官採用試験に合格した者は警部補の階級で採用できる

警察三級職は六級職の一般国家公務員に相当し、受験資格は六級職の国家公務員採用試験の場合を準用する

② 自治警の警察吏員として勤務中の者は、選考により国警の相当階級に採用できる。但し隊長がその者を警視の階級で採用する場合は管区本部長の承認を受ける

③ 以前に警察官または警察吏員として勤務したことのある者は選考により国警の相当階級に任命できる、但し隊長がこれを警視の階級に任命する時は、長官の承認を得る

④ 現在、国警部内で警察官以外の職にある者はその経歴に相当した階級で国警警察官に任命できる

⑤ 国警以外の各省庁または地方公共団体の職員は選考によつてその経歴に相当した階級で国警警察官に任命できる

また、十一月には「警察三級職」の試験をおこなうことになつたが、これは人事院の了解もえて、大学旧高専卒業者を三級職(警部補)として採用、将来の幹部に養成しようとするものである。

第三章 法廷秩序維持法その他の

治安対策

法廷秩序維持法 いわゆる法廷闘争の激化にあたり、政府はこれに対抗する法律を制定しようとして、すでに数回国会に提出されたが、つねに審議未了になつていた。第一三国会では、政府はこれを「裁判所侮辱制裁法案」として提出、同法案は「法廷等の秩序維持に関する法律」と名称を修正されて成立した。また内容も多少修正され

たが、九月二五日から施行された。

同法の主要な内容は次のとおりである。

一、裁判所または裁判官が法廷外で事件につき審判その他の手続をするに際し、その面前その他直接に知ることができる場所で、秩序を維持するため裁判所が命じた事項を行わず、もしくは執つた措置に従わず、または暴言、暴行、けん闘その他不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害し、もしくは裁判の威信を著しく害した者は二十日以下の監置もしくは三万円以下の過料に処し、またはこれを併料する。(第二条)

一、右の行爲があつたときは、裁判所は、その場で直ちに行爲者を拘束させることができる。この場合、拘束の時から二十四時間以内に監置に処する裁判がなされないときは、裁判所は直ちにその拘束を解かなければならない。(第三条)

一、制裁を科する裁判は決定です。この裁判は行爲が終つた時から一カ月を経過した後はすることができない。(第四条)

一、制裁を科する裁判に対しては抗告または異議の申立を行うことができない。(第五、六条)

一、監置の裁判の執行はその裁判があつた時から三カ月を経過した後は、開始することができない。(第七条)

一、制裁を科する裁判について抗告、異議申立等により取消しの裁判を受けた者が、すでに制裁の執行を受けた場合には、その者は国に対して補償を請求することができる。(第八条)

この法案に対して六月七日衆議院本会議でおこなわれた加藤充議員の反対討論は次のとおりである。

日本共産党は、まず裁判所侮辱制裁法案に絶対反対するものであります。

諸君、何人も裁判を受ける権利を奪われないということは、裁

判所の權威を規定したものではありません。国民の基本的人權の侵すべからざることを制度的に現わしたものであります。裁判官は断じて一般国民よりも上位の權威を有するものではありません。裁判の對審及び判決は公開法廷で行う、政治犯罪、出版に関する犯罪または国民の權利が問題になつておる事件の對審は常に公開しなければならぬということとは、裁判は国民に対して責任を持たねばならないことを明確に規定したものであります。

元來公共の福祉あるいは公共の治安などという空漠、卑劣な言葉によつて人權を蹂躪したり制限したりすることは許されないとであります。政府がそういうことをやるならば、国民は何時でもその政府を変更し、または廃止し、新政府を樹立する權利を有することは自明の理である。国民は専制と圧迫に對抗する權利を有し、その最後の手段として政府に反逆する權利を有しておる。人權の歴史は権力との徹底的抗争の歴史であつたことを知るべきであります。しかるに、人民広場の愛國行進に対して鬼畜のごとく発砲し、数百名を殺傷した。続いて、数千人に対する不法な取調べ、檢挙、投獄を強行した。しかも、その留理由の開示の公判にあたつては、バリケードを築き、多数の武裝警官を動員した。これは政府の狂暴な売國ファッショの蛮行が暴露されることをおそれたためであります。(拍手)

吉田政府とその一味は、日本を米國の軍事植民地にするかえた講和、安保兩條約を承認した。行政協定によつて米軍に強力な權利、權力、權能を与え、歴史上その比を見ざるがごとく屈辱的治外法權を認めさせられたではないか。そうして、アメリカ軍事による日本の永久占領、日本の再軍備、日本を基地とする侵略戦争、ファシズムの復活等の反國民的政策を強行するために、刑事特別法、破防法等を多数で押し通したではないか。今日、日本の社会

不安、従つて裁判問題の本質と原因は、実に売国政府吉田が、この売国、戦争反動政治を恥知らずに強行しているところにあるのであります。

警察官、検事、予審判事どもが、彼らのいう職務執行に際して、国民を拷問にかけ、生命を奪い、あるいは越権、法律違反を敢行したことは、公知の事実である。それを見て見ぬふりをしたり、拷問による不当な自由を採用したり、あるいは長期にわたる不当拘禁をしなかつた判事が一人もいなかったことは隠れなき事実であります。彼らは、まったく一体となつて、神聖不可侵の天皇の裁判として、この許すべからざる不法不当を冷然と強行し続けたのであります。今日も、この本質は依然温存、継続、強行されさえしております。現在、判事の大部分、特に高級裁判官は戦争時代からの判事であり、戦後新任の判事のうちに、最も反動、残忍な旧植民地の判事、検事の横すべり者どもが相当多数含まれておることも明らかである。しかも、現最高裁判所長官田中耕太郎は、彼の独善的、好戦的憲法無視の言動のために、吉田三市郎君外八十余名の弁護士諸君から、裁判官弾劾法による訴追請求を受けているという始末である。日本国民大衆は、警察官、検事、判事一体となつて、平和と自由を求めるすべての国民に加えた、あの残虐な諸事実と体験を断じて忘れてはいけなないのだ。われわれは、独立と平和と自由のために、主権在民の民主主義のために、無反省にして恥知らず、石頭の裁判官を糾弾し、その免官、免職を要求するものである。

本法案は、米帝国主義者と吉田政府の意のままに、刑事特別法、破防法などの売国反動諸法律を仿かせるためのものである。神聖を押しつけて、強権によつて審理を尽さず、問答無用の暗黒裁判の強行を合法化するためのものである。本法案は、裁判所

の売国ファッショ化法案である。この本質は、その糾問主義その他いわゆる裁判所侮辱に対する審判手続のうちにも、そのきたないしりを隠し切れずに、はつきりと出しているのではないか。

裁判所傍聴規則 最高裁判所で九月一日、要旨次のような「裁判所傍聴規則」を制定施行した。

裁判長は、①傍聴人の所持品検査、②危険物その他法廷において所持するのが適當でないとと思われるものの持ちこみ禁止、③法廷内の静しゆく等について指示することができる。

集團示威行進取締法案 従来、集團行進等の取締りは、都道府県市町村の条例（いわゆる公安条例）によつておこなわれてきたが、政府はこれらを治安対策の一翼として一本の法律にするため、五月七日の閣議で「集團示威運動等の秩序保持に関する法律案」を決定、第一三国会に提案した。提案理由の要旨（七月二三日参議院地方行政・法務・労務連合委員会における木村國務大臣の説明）および法案の主要条文は次のとおりである。

（提案理由）

現在集團示威運動、集團行進、集会に関する法令は府県又は市町村の条例として立法化されておりますが、これらの条例はその内容におきまして区々であるばかりでなく、条例の制定してない地方も少からず存在しております。かくて基本的人權であります集会、表現の自由が地方によつて異なる取扱を受けるといふ不合理な状態におかれておりますので、これをこの際法律化し全国的に同一内容のものとすると共に必要最小限度の規正を以て、これら集團示威運動が秩序を保ちつつ行われることを確保する必要があるのであります。

申すまでもなく集会、表現の自由は、憲法によつて保障された基本的人權でありますから、あくまでこれを尊重せねばなりません。

んが、公共の福祉のためには必要最小限度の制約に服さなければならん場合もあるのであります。従いまして、その性質上当然一般公衆に対して影響を及ぼすべき集団示威運動、公共の場所における集団行進、公共の場所における屋外集会につきましても、公共の秩序、公共の福祉のため或る程度の制限が課せられることは止むを得ないのであります。即ち本法案はこれら集団示威運動等が公衆の生命、身体、自由、財産に危険を及ぼさないよう秩序を保持しつつ行われることを確保することを目的として作成したものでありまして、集団示威運動、公共の場所における集団行進、屋外集会に関して届出制をとり、公衆の生命、身体、自由、財産に対する直接の危険が認められる場合においてのみ公安委員会に対し一定の条件を附し、又は一定の事項の変更を命じ得る権限を認めると共に、警察官吏に対して警告、制止、解散の権限を認め、以てこの目的を達成せんとするものであります。

(主要条文)

(目的)

第一条 この法律は、集団示威運動、集団行進又は屋外集会が公衆の生命、身体、自由又は財産に対して直接の危険を及ぼすことなく行われるようにすることを目的とする。

(届出)

第二条 集団示威運動又は道路、公園その他の公共の場所における集団行進若しくは屋外集会を行おうとする場合には、あらかじめこれを実施しようとする場所を管轄する公安委員会に届け出なければならぬ。但し、これらの集団示威運動、集団行進又は屋外集会が左の各号の一に該当するものである場合には、この限りでない。

一 冠婚葬祭その他これに類する行事で一般の慣例として行わ

れるもの

二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による選挙運動として行われるもの

三 学生、生徒の遠足又は修学旅行で示威を伴わないもの

四 もっぱら学術研究、体育、競技、娯楽、興行又は商業宣伝のみの目的で行われるもの

五 官公署がその職務として行うもの

六 前各号に掲げるものの外、公安委員会が届出を要しないとして指定するもの

(届出の手続)

第三条 前条の規定により届出を要する集団示威運動、集団行進又は屋外集会(以下「集団示威運動等」という。)を主催しようとする者(団体が主催しようとするときは、その代表者とする以下「主催者」という。)は、集団示威運動等を開始しようとする日時(七十二時間前までに、集団示威運動等を実施しようとする場所を管轄する各公安委員会にあて、その管理に属する各警察署(同一の公安委員会の管理に属する警察署が二以上あるときは、当該集団示威運動等を実施しようとする場所を管轄する警察署のうちそのいずれか一とする。))に対し、当該集団示威運動等に関し左の各号に掲げる事項を記載した届書各一通及びその複本各二通を提出しなければならない。この場合において、集団示威運動等を実施しようとする場所の使用について管理者の承認を要するものについては、その承認を得たことを証明する書類の写を添附しなければならない。

一 当該集団示威運動等の名称、種別及目的

二 主催者の住居、氏名及び年齢(主催しようとする者が団体であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地並びにそ

の団体の代表者の住居、氏名及び年齢)

三 この法律の規定による公安委員会の送達を受領すべき者(以下「送達受領者」という。)の住居、氏名及び年齢並びにこれらの送達を受領すべき場所(届書を提出する警察署の管轄区域内にあることを要する。)

四 当該集団示威運動等を実施場所において統轄指揮すべき者(以下「統轄者」という。)の住居、氏名及び年齢

五 開始及び終了の日時

六 実施場所及びその略図

七 参加団体の名称及びその主たる事務所の所在地並びにその団体の代表者の住居、氏名及び年齢

八 参加予定人員数及びその参加団体内訳
(警察職員に限る)

第八条 警官又は警官吏員は、第二条の規定による届出をせず、若しくは第三条第一項の規定により届け出た事項若しくは第四条第二項の規定により公安委員会の承認を受けた事項に違反し若しくは第六条第三項の規定による公安委員会の命令に違反して、行われ、若しくはまきに行われようとする集団示威運動等の主催者、統轄者若しくは参加者又は第六条第一項の規定により公安委員会の定めた遵守すべき事項に違反し、若しくはまきに違反しようとする主催者、統轄者若しくは参加者に対して、違反行為を是正し、又は防止するため、警告を発し、又はその行為を制止することができる。

2 警察隊長若しくは警察長又は当該集団示威運動等についてこれらの者の命を受けてその実施場所において警察官若しくは警察吏員を統轄して指揮する警察官若しくは警察吏員は前条の規定による警告又は制止によつてもなお違反行為を是正し、又は

防止することができない場合において、公衆の生命、身体、自由又は財産に対する直接の危険を防止するため必要やむを得ないと認めるときは、当該集団示威運動を解散させることができる。

なお、第五条では、届出が第三条第一項に規定する要件の一部を具備しないときや、主催者のうちに一六歳未満の者や禁治産者がいるときには、公安委員会は届出の補正を命ずることができる(補正命令)、また第六条では、(一)危険物の携帯の制限または禁止、(二)道路における蛇行進、すわりこみの禁止、(三)夜間または学校、図書館、病院等の周辺におけるけん騒防止、(四)行進隊形、行進隊列の区分等について、公安委員会は遵守すべき事項を命令することができる(遵守命令)としている。

同法案は、国民の基本的権利の侵害として野党各派からはげしい反対をうけ、衆議院では、第三条規定の「七十二時間前」を行進を伴わないものについては「四十二時間前」に緩和修正の上可決されたが、参議院では審議未了となり、ついに成立にはいたらなかった。

なお、六月一〇日衆議院本会議において、日本社会党八百板正議員は次のような反対討論をおこなった。

第一条の法の目的を見ますと、一見この法案は屋外集会についてのみ行われるよう見えるのであります。また政府の答弁も、屋外集会の秩序保持だけを対象とする旨を答えております。しかし、第一条には「この法律は、集団示威運動、集団行進又は屋外集会が公衆の」云々と書かれておるのであります。法律にして文字通りになりますと、屋内の集会でも集団示威運動であると認定され、この法律の対象に入れられる場合が予想されるのであります。しかも、それらの判定が形式上は公安委員会の判断にあるかの如き外見をとりながら、実際には、第五条に明かなごとく、この権限の行使は警察長又は警察官もしくは警察吏員を指定して委任でき

ることを定めております。

さらに、この法律は、先に同僚議員の指摘もありましたように、法の体裁は届出制をとりながら実際は、ああせよ、こうせよと命令する権限を警察に持たせたもので、警察の思う通りにならなければ許さないという、普通の許可制以上にきびしい取締許可制となつておることが問題であります。憲法二十一条は、集会、言論の自由、その他一切の表現の自由を保障することを規定いたしております。また二十八条は、勤労者の団結する権利及び団体交渉の権利、その他団体行動をする権利を保障しているのであります。団体行動とは、集団をもつて個人では守れない自由を守ることであつて、団体行動それ自体、集団示威的なものを固有のものとして包むものであります。この憲法上の権利を、一警官の判断と独断により制限し、ときには禁止と同様の処置をなさしめることは、公共の福祉に名をかり、団体の運動を弾圧する意図を示したものと判定せざるを得ないのであります。これが解釈のあいまいなるこの法律によつて、人によつて運用せられるということは、戦前の治安警察法よりもさらに野蛮な法律の退化となる危険を指摘しなければならぬのであります。

公安条例の違憲判決 集団示威運動等の取締りは、前述の如く一本の法律としては成立しなかつたが、その役割はいわゆる公安条例が果していた。ところが公安条例についてはつねに憲法違反ではなにかという疑いがあり、本年鑑前年度版でも見たように、すでに京都地方裁判所の違憲判決があつたが、その後も同じような判決がでた。

一〇月三〇日には、川崎市における市条例違反事件について横浜地方裁判所の判決があり、次のような理由で同条例を憲法違反とした。

当裁判所は、日本国憲法第二一条の保障する表現の自由は、同憲法の最重要な原理である民主主義を有効ならしむる基盤をなすものであつて、いわゆる基本的人権のうちでも、その存在理由は特に重視さるべく、公共の福祉による事前の制限をなしうるとしても、せいぜい集会、集団行進、集団示威運動等の届出を要求するをもつて限度とし、本件で問題になつてゐる川崎市条例のように全面的に許可制とすることは、たとえ濫用防止のための条文が羅列されていても、違憲無効と断ぜざるをえないと考えるものである。

さらに一二月一〇日には広島地方裁判所でも、広島市条例が違憲であるとする要旨次のような判決があつたが、とくにその第二項は注目に価する。

(一) およそ集団行進乃至集団示威運動は公衆に対し多数の威力を示して集団共同の意思を表現し、その主義主張乃至抗議について社会の関心を惹くために用いられる行爲であつて、基本的人権として憲法第二一条が保障する「表現の自由」に属するものであることは云うまでもない。

(二) ここに「公共の福祉」という概念が問題になるのであるが、我が憲法においては、すべて国民は個人として尊重され、(第一三条)主権は国民に在り、国政の権威は国民に由来する(前文)ものとされているから、国民の基本的人権を超え或はこれに對する存在としての権威を認めることはできない。故に「公共の福祉」という概念も基本的人権の上に君臨するものでなく、一的基本的人権の行使が他の基本的人権を侵害し、若しくはこれに脅威を与えるおそれのある場合にこれを制約し、すべての基本的人権をして平等にその自由を享受させるため相互の摩擦を調整する、いわば基本的人権に内在する一の調節的機能であ

ると解するのが相当である。

しかも表現の自由は思想の自由と共に民主主義社会の根幹をなすもので基本的人権の中でも特に重要なものとされているのであるから、その制限については特に慎重な考慮を払わなければならない。

③ 集団行進については要許可の対象を殆ど限定せず、道路その他公共の場所で行う一切の集団行進を取締の対象に置き集団示威運動に至つては「場所の如何を問はず」として一切の集団示威運動を取締の対象に置き、公安委員会の許可なくしてこれを行うことができないものとするのは、本来侵すことのできないこれら表現の自由を一般的に禁止制限し、特に許可を受けたもののみがその自由を享受できるとするものであつて、このような立法の建前自体憲法の保障する基本的人権尊重の精神を否定しているものと云わざるを得ない。

尤も、同条例はその第三条に、「公安委員会は、前条の規定による申請があつたときは、周囲の情勢から合理的に判断して、その集会、集団行進、又は集団示威運動の実施が公共の安寧を保持する上に直接危害を及ぼすと明らかに認められる場合の外は、これを許可しなければならぬ」と規定しているから、形式上許可制をとつてはいるが、許可が原則であり、実質上は^④出制をとりながら、一定の場合にその自由を制限する前記のような届出制と殆ど同一結果に帰着するであろうと云えないこともないが、全く同一結果になるということはできないし、殊に要許可の対象が殆ど無制限と云つてよいほど広汎である以上時に正当な集団行進等の実施が制肘を受け、自由権の行使が消極化するおそれのあることは否定できない。従つて実質的に見ても、かような許可制は前記のような届出制より制限の程度を超

えており、その限りにおいて現下の情勢における必要止むを得ない最小限度を逸脱しているものと認めざるを得ない。

刑事訴訟法改正案 刑事訴訟法（昭和二三年法律一三一号）とくにその「保釈制度」や「黙否権」等について政府は実施の経験から改正が必要であるとし、改正法の国会提案を計画していたが、法制審議会では昨年一〇月以来、裁判所、検察庁、弁護士会、学会、警察、法務府代表による小委員で同法改正を検討、本年一月成案を得、三月二〇日同審議会総会は二二項目にわたる改正点を法務総裁に答申した。

そのうち、いわゆる「権利保釈」については刑期による除外事由を拡張するとともに、氏名、住所についてはその両方が知れないときにのみ除外事由とする現行法を改正して、その一方が明かでない場合には権利保釈をゆるさないものとし、また「多数共同して罪を犯したものであるとき」を除外事由に加え、大衆的な運動に対処しようとした。

黙否権については、検察官、司法警察官等はあらかじめ被疑者に対して自己に不利益な供述を「拒むことができる」むねをづけなければならぬとする現行法を改正して、「強要されるものではない」ことをづければ足りるものとした。

政府はこれに基き第一三国会に「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」を提出したが、その提案理由を次のように説明している（五月八日、参議院法務委員会新刑事訴訟法の運用に関する小委員民事訴訟法改正に関する小委員会連合小委員会における政府委員の説明）。

現行刑事訴訟法は、旧刑事訴訟法に対し根本的な改正を加えたものであることは周知のところでありますが、当時の情勢上比較的短時日の間に企画立案し施行するのやむない次第でありましたため実施後三年有余を経た今日修正を要する点もかなり多く見られるのであります。

そこで、昨年一月法制審議会に対し「刑事訴訟法運用の实情に鑑み早急に同法に改正を加えるべき点」の有無につき諮問いたしましたところ、同審議会におきましては、昨秋以来、総会二回、刑事法部会十回、小委員会十三回を重ね、その間裁判所、検察庁、弁護士会、学界その他各方面の有識者から選ばれました委員及び幹事の間において慎重審議の上本年三月二十日に至り、取りあえずその一部、二十二項目を挙げて答申を寄せられましたので、この答申に基づき、法務府におきまして鋭意立案に努め、ここに刑事訴訟法の一部を改正する法律案として御審議を願うこととなつた次第であります。なお、今後も法制審議会を継続し、その答申を待つて遂次所要の改正を施して参る所存であります。

そこで本案の内容について御説明申上げることいたします。本案は次の四つに大別することができまので、これにつき順次主な改正点を御説明申上げることいたします。

先ず第一は、被疑者及び被告人に対する身体の拘束に関する規定の改正であります。現行法は起訴前の勾留期間を一応十日以内とし、止むを得ない事由のある場合に限り更に最大限十日の延長を許しているのですが、終戦以来現在までの犯罪の動向について考えますと、事件の規模はいよいよ大きく且つ複雑となつて参り、捜査機関が如何に努力いたしましても現行法の認める最大限二十日の期間を以てしては到底起訴不起訴を決定するに至らない場合が少なくないのであります。そこで、これに対処するため、極めて特殊の事情のある場合に限つて、嚴重な要件の制約の下に最大限七日だけ延長し得ることといたしたのであります。この期間の延長につきましては、法制審議会における審議の経過を仔細に検討し、且つ、現下の捜査の实情を慎重に考慮した結果七日の延長を相当と考えたのであります。起訴後の勾留期間

につきましても現行法はその更新を原則として一回に限つておりますため、起訴から判決の確定までの勾留期間は、三カ月となり、審判及び刑の執行に著しい支障を来しているのであります。かかる实情を考慮し、本案においては、禁錮以上の実刑の宣言があつた後の勾留期間の更新につき、これを形式的に制限せず、裁判所の裁量に委ねることといたしました。

次に、いわゆる権利保釈につきましては、その除外事由が狭きに失し事案の性質上当然拘束の継続を要する場合にも保釈が許され、訴訟の進行に著しい支障を来しておりますばかりでなく、世の一部に非難の声すらあるのであります。よつて今回この除外事由を一部拡張することといたしましたのであります。その一は、従来除外事由の一となつていた被告人が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に當る罪を犯した場合を短期一年以上の刑に當るいわゆる重罪を犯した場合にまで拡張したこと。その二は、戦後における犯罪の新しい傾向に鑑み、被告人が多衆共同して罪を犯した場合及び保釈されるといわれる御礼廻り等をして脅迫がましい態度をとる危険が多分にある場合を加えたことであります。而して、この御礼廻りにつきましては、これを保釈の取消事由にも加えることといたしました。以上の諸点は、こと人身の自由に直接関係いたしますので、政府におきましては、今後の運用に特に慎重を期する所存であります。

第二は、被告人が公判廷において有罪である旨を自認した場合には、簡易な公判手続による審理を進めることができることとした点であります。公判において審判を受ける被告事件の八割までが、犯罪事実について争わない場合であるという現在の刑事手続の实情に鑑み、この簡易公判手続の採用によつて、審理の促進と事件の重点的処理を期することができると思ふのであります。被

告人が公判廷において有罪の答弁をした場合に英米法ではそれのみで直ちに被告人を有罪とすることができるとなっておりますが、かかる制度をそのまま採用することには憲法上疑義のある向もありますので、本案では従来通り補強証拠を要することとしつつ、その証拠能力に関する制限を多少緩和し、且つ、証拠調について、裁判所の適当と認める方法によることができることといたしましたのであります。なお漸進的に実施する意味におきまして、この簡易公判手続は差当り死刑無期又は短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当る事件以外の比較的軽い罪の事件につき当事者の意見を聞いて行うこととすると共に裁判所は、一旦簡易公判手続による旨の決定をいたしました後でも、この手続によることを相当でないものと認めるときは、何時でもその決定を取消し、通常の手続により審判することができるといたしました。

第三は、控訴審における事実の取調の範囲を拡張した点であります。御承知のごとく現行法は、旧法のような覆審の制度を廃し、控訴審を専ら第一審の判決の可否を批判するいわゆる事後審とし、第一審判決後に生じた新たな事実、控訴審においては、これを考慮することとできない建前をとつていたのであります。併しながら運用の実際は必ずしもこの建前通りではなく、裁判所によつてその取扱が区々になつているのみならず、少くとも刑の量定に関する事実についてはこの建前を緩和すべきであるという意見が各方面に強いのであります。よつて、この要望に應えるべく、第一審判決後の被害の弁償その他の情状に関する事実については、控訴審においてもこれを考慮することができるとするのと共に、第一審の当時から存在しながら止むを得ない事由によつて公判審理の過程において法廷に出頭されなかつた事実も、控訴趣意書に記載して控訴申立の理由を裏付ける資料とすることを認

め裁判所の調査義務の範囲を拡張することとしたのであります。

第四は、その他の細かい諸点に関する改正であります。これには現行法の技術的な不備を補正いたすのが多いのでありますが、その中でも捜査機関のいわゆる供述拒否権告知について、運用の実情に鑑み、その内容に修正を施したこと、訴訟促進の要請に應えるため死刑以外の判決に対しては書面によつて上訴権の放棄をすることができるようとしたこと、起訴状謄本の送達不能の場合にはその法律関係を明確にするため公訴棄却の裁判によつて訴訟を終結すべきものとしたこと、更に略式手続に関する規定に改正を加えてその適正迅速な進行を図つたことなどは、注目すべきものと存じます。

右のうち、いわゆる集団犯罪の事件を権利保釈の除外事由にする理由および黙秘権についての改正趣旨は第一三国会における政府の説明によれば次のとおりである。

(一) 権利保釈除外事由の追加（三月一二日衆議院法務委員会における政府委員の説明）

新たに加えました第四号は、いわゆる集団犯罪の事件を権利保釈の除外事由とするものでございます。この場合集団犯罪とは、犯罪自体がその性質上集団的である場合、たとえば騒擾、内乱といったようなもののほか、集団強盗のように集団的に行われた犯罪を申します。かような犯罪は従来の経験に、徴しまするに一般に通謀もしくは証拠隠滅の危険がきわめて高いのでありまして、これに保釈され得る権利を与えるというのは適當でないと考えまして、この権利保釈の除外事由に加えようというのでございます。

(二) 黙秘権告知の改正（六月一七日衆議院法務委員会における政府委員の説明）。

黙秘権の問題につきましては、やはり相当むずかしい問題がござ

いまして、憲法の三十八条の規定を受けまして、これをどの程度刑事訴訟法で義務づけするかということは、刑事訴訟法の立案當時からの実は問題でございました。そこで考え方といたしましては、被告人、被疑者には憲法で認められた、何人といえども自己に不利益の供述を強要されないというこの限度をいかに実際に実際の場面で認めて行くべきかということで、相当議論も闘わされたように聞いております。その結果、現在の訴訟法は、ただいま御指摘のように、百十八条におきまして、あらかじめ供述を拒むことができる旨を告げなければならぬということにはつきりなつたわけでございます。この関係から、調べの際には、被疑者があらかじめ供述を拒むことができる、つまり供述を拒否する権利があるということとを告げられますので、何でもかんでも言わなくともいい、一切合財黙つておればいいというふうにとるのもまた無理からぬ事情にあるわけでございます。なるほど憲法の保障する不利益な供述を強要されないということは、これは動かし得ないことであるといたしましても、これを権利として被疑者に認めるということはいかなるものであらうかということ、非常に問題になりました。この点を何とか考えようということで、各地方裁判所あるいは検察庁の意見並びに在野法曹の方々の意見を徴しました結果、いろいろ考え方はあるけれども、少くとも憲法の要求するところは、自己に不利益な供述を強要されないということであつて、名前も住所も全然言わなくてもいいという権利があることではあるまい。その点からこれを今回の改正におきましては、憲法に明示されましたことを本人に告げる——告げるということについてもこれまた議論がありまして、すでに憲法の趣旨が徹底しているから、いままら告げなくてもいいじゃないかという議論もございましたけれども、まだ憲法施行日なお浅いと申してもい

いと思いますが、十分趣旨が徹底してないと間違いが起きる。また一般に被疑者はそういうことになれていないから、ついその場でおぼろけしてしまつて、憲法の条文を忘れる、あるいは知らないということからせつかく本人が憲法で保障されたこういうふうな一つの利益というものを放棄するということもあり得ようかというので、憲法にあるような程度に告げよう、こういう規定に改正いたしました。

刑事訴訟法が労働運動、大衆運動に重大な関係をもっている現在、右の改正案の成否は政府、国民の両側にとつて関心のまとであつたが、第一三国会ではついに審議未了となり、本年においてはその成立をみないことになつた。しかし、その後において政府がその成立に努力するであろうことは必至であつた。

住民登録制度の実施 昨年成立した住民登録法による住民登録制度が七月一日から実施され、その第一回として七月一日午前〇時現在の事実に基づいて住民票の記載がおこなわれた。昭和二十七年四月二十八日法律一〇六号住民登録法施行法、同政令一二三号が制定されたが、住民登録制度の主要点は次のとおりである。

(住民票) 市町村ごとに世帯を単位として作成。所定の用紙に、氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主であることまたは世帯主との続柄、本籍、住所を定めた年月等を届出により記載する。届出がない場合には職権により記載する。

(強制調査) 市町村の当該吏員は記載事項について「疑うにたりる相当な理由」があるときは、事実の調査をすることができる。その場合、関係人に対する質問、文書呈示の請求をおこなうことができる。

(濫用の戒め) 住民登録を他の目的のために濫用してはならない。事実調査は必要かつ相当な程度にとどめ、個人の秘密をおかした

り、個人の利益を不当に侵害したりすることがないようにする。

(罰則) 正当な理由がなくて届出をしない場合は五〇〇円の科料
事実調査にあたる吏員に対して、陳述の拒否・忌避、虚偽の陳述、
文書呈示の拒否、妨害・忌避、虚偽の文書の呈示をおこなつたも
のは五万円以下の罰金を課せられる。

右の住民登録の施行に先立ち、同制度は再軍備のための徴兵原簿
であるとして主として学生、青年の反対があり、各地で拒否運動が
おこつたので、法務府では登録の励行のため各地方法務局にとくに
次の四点を通達した。

①職権登録の徹底。

②登録拒否者に対し罰則があることを周知さす。

③簡易裁判所に対する違反者通知の励行。

④悪質な妨害者の告発。

また国家地方警察でも、各地区署に対して拒否運動の捜査を指令
した。

しかし、全国各大学学生寮における登録拒否や、松阪市で市当局
調査員が、調査には協力できないとして辞職するなどの事件があり
反対運動が広がつたので、法務府では七月三日、民事局長の名で次
のような声明をおこなつた。

住民登録が再軍備のための徴兵原簿になるという無根の宣伝が
行われているが、もし再軍備の必要があれば憲法改正の手續を要
するし、徴兵制をしつたためには兵役法の制定を必要とする。再軍
備反対論者はかかる憲法改正、兵役法の制定自体に反対すべきで
あつて、住民登録法に反対するのは大変な筋違いである。この住
民登録は市区町村住民の利便の増進、市区町村行政の合理化、能
率化による地方自治の強化発展を目的とするものであつて住民登
録を拒否する者はみずから市区町村の構成員たることを否定する

ものであつて、選挙権をはじめ市区町村のサービスを受ける権利
を放棄するに等しい行爲である。

旅券問題 本年四月モスクワで開かれた国際経済会議および九月
北京で開かれたアジア太平洋地域平和会議への出席予定者から、旅
券の発給が請求されたのに対し、外務大臣がそのいづれをも拒否し
たことから、いわゆる旅券問題が大きくとりあげられた。

前者の場合は、生命財産の危険があるというのが拒否のおもな理
由であつたが、後者の場合には、直接かつ著しく平和を害するおそ
れがあるとして、九月一九日外務大臣から次のような正式回答があ
つた。

一、今回のアジア会議は昨年二月末ベルリン東独地区でひらかれ
たコミンフォルム系の世界平和協議会に発源、わが国に対する
国際共産勢力の謀略、宣伝の一翼を担うものである。

二、米、オーストラリア、フィリピン、パキスタンにおいては自
国民の同会議参加を正式に拒否し、参加の確定した国として報
道されている国はインド、インドネシア、ビルマ、セイロン、
北鮮、越南人民共和国などの少数国に過ぎない。

三、中共と外交関係のない国は参加しない。

四、中共地域には五万九千余名の日本人未引揚者がいる。

五、中共官憲に捕えられた日本漁船や船員は多数未釈放である。

六、保障状(ギャランティ・レター)は代表の片道渡航費しか保
障していないので不備である。

このことは国会でも問題になつたが、モスクワ経済会議の場合に
ついて、岡崎外相は六月一日の衆議院外務委員会での次のように述
べ、政府の見解を説明した。

これは旅券発給の場合にもいろいろ議論になつたものでありま
すが、われわれは一つには、モスクワ経済会議等に出席すること

は、御本人がいかに考えられ^たおつても、その周囲の形勢なり雰囲気なり、またその他いろいろの手段によりまして、自然に日本の利益を害するような行動もあり得るのである。行かれる本人が、ある人ならいい、ある人ならいけないというのでなくて、たれでもそういうところへ行けば、日本の利益を害するような結果になり得ることが当然想定されるからというので、一つには旅券の発給を拒んだのであります。そこで現実においては、われわれのおそれおつたような事態ができたのでありますが、これにつきましては、またいろいろの方法もあるうと思ひます。

このような政府の処置については、中国やソ同盟との自由な交流を妨害する一方的な態度であるとして強い反対があつたが、両會議には、行先を他の国とする旅券の発給をうけた高良とみ、帆足計、宮腰喜助、南博らの諸氏が参加して帰国したため、このことを契機として政府はむしろ中国、ソ同盟との交流阻止を強化する方向にすすむため旅券法の改正を考慮しはじめた。六月一日の衆議院外務委員会で岡崎外相は次のように述べて、旅券法改正の意思があることを明かにした。

実は旅券法は、できるだけ旅行に対して自由なる行動を制限したくないという考えから、たとえば外国に行きまして、初めに申請していた土地以外の国に行く場合でも比較的簡単にその変更ができるような措置を講じておるのであります。これは一般の旅行者にとつては、一々日本政府まで行先の変更の許可を求めなければ行かないということであつては、現地でもちよつとほかへ行く用事ができたとか、視察する必要があるという場合にも、非常に不便でありますので、できるだけ善意に考えまして、旅券法の規定はできておるのであります。ところがその善意に考えてできておりますものを悪用しまして、初めに行かないということを言つ

た土地までに出かけて行くというようなことがありまして、非常にこれは将来に悪影響を及ぼすようなこともあるかと思ひます。これらの人々が帰りましたら事情をよく取調べまして、必要あらば旅券法の改正も考慮すべきものだとも私も考えております。ただいま研究中でございます。

なお、両方の場合とも、訴訟になつたが、北京會議への旅券請求者松本治一郎の訴えに対する東京地方裁判所の判決（九月二七日）は次のような理由で旅券拒否を正当とした。

現在日本と非友好的な関係にある中共政府の支配下におこなわれる會議に出席して平和を論議することは、日本とアメリカ等の民主主義国家との友好関係にひびをいらせ、国交上好ましくない事態を生じさせるおそれがあるという外務大臣の認定も、可能な一つの見方である。裁判所は外交について責任ある地位にあるものではないから、外務大臣の認定が一応筋がとおるものである以上、これを違法と認定することはできない。原告（松本治一郎氏）の人物や目的からは、日本国の利益を害する行爲をする心配はないが、しかも外務大臣の認定を正当としなければならぬ。

情報機関設置の動き 政府は七月ごろから、国民に政府の施策を普及徹底させるため独自の情報宣伝機関をおく方針の検討をはじめたが、それは戦時中の言論統制の復活ではないかと懸念され、とくにその準備をすすめているのが戦時中情報局総裁であつた緒方官房長官であるため、大きな問題となつた。

一月二六日には吉田首相が衆議院本會議でその方針を述べたがその要旨は次のとおりである。

わが内閣としては、あえて情報機関とはいわぬが、国内の新事態の真相を外国に知らせ、外国の真相を集めて、これを国内に知らせる機関を設けたいと考え、官房長官のもとで立案中である。政

府が世論を指導統制するというのは過去のことである。国民が良識をもつて正しい判断を下すべきであり、この判断を養うためにこのような新しい機関の設置を考えたもので、御支援を願いたい。また同じ日、緒方長官は記者団に対してその構想を説明したが、その要点は次のようなものであると伝えられた。

- (一) 情報機関は公益法人とし、世界各国の通信やラジオ・ニュースの蒐集、分析、整理にあたり、その情報を政府、新聞社、放送局に知らせる。
- (二) 国内情勢を正しく外国に知らせるために、国内のニュースを集めて外国向けに整理し、ラジオを通じて各国に放送する。
- (三) 政府との関係は、言論統制復活の印象をさけるため、政府出資、管理、監督機構の設置等はおこなわない。
- (四) 政府と情報機関との間に連絡機関を設ける。
- (五) 運営費は、政府がそのニュースを買うという形で支出する。
- (六) 外務省その他の情報関係の仕事はできるだけ新機関に統合する。

このような構想に対して、言論界や野党各派は言論統制への第一歩として強く反対したが、緒方長官は、一二月一日衆議院予算委員会において、星島委員の質問に対して次のように答え、その趣旨を弁明した。

政府が何か官製のニュースを流して、それによつて戦争中に行われておつたような言論報道の統制をやるかのごとき誤解があるようではありますが、政府といたしましては毛頭そういう考えは持っておりません。

政府の考えはまだ十分に固っておりませんが、その趣旨といたしますところは、今日の米ソの対立を中心にいたしました世界の動き、その動きの個々の現象につきましては、いろいろな機関を

通じまして情報を収集しておりますが、全体の基本の世界の動きがどういうふうになつておるか、これを戦争中に非常に発達いたしました各国から放送されております無数の短波、これを集めますことによつて極端な例を申しますならばモスクワの動きを南米あるいはアフリカの放送によつても探ることができないではないか、そういう考えからいたしまして、できるだけこの放送を集めまして、それを整理し分析して今日の国際情勢の動きに最も正しいと思われる認識を得たい、そういう考えから、いわゆる情報機関というものを今もつぱら構想を練つておる。政府といたしましては情報に関する政府の仕事の限界は、正しい事実を出す、ちようど一例をあげますれば、イギリスのステーションナリ・オフィスでやつておりますように白書でありますとか、白書でないまでも、数字その他政府が入手いたしました最も正確な資料を、少しの主観を交えずして、しかも廉価に頒布をするということが、限界であるとは考えております。

政府部内の見解は情報機関の性格について必ずしも一致しておらず、右のように「公益法人」にする見解と「政府機関」として設置する意見とに分れていたが、一二月下旬には、内閣調査室の拡充という方向で、立法措置なしにつくつていく方針が決定された。その構成、機能は次のようなものと伝えられた。

- ① 内閣調査室を拡充し、現在の文化、経済、治安、海外の四班をさらに細分して、十班前後の組織とし、人員も、現在の十五、六名を百名前後に増員する。このほかに、外国放送を傍受するため相当数のリスナー（傍受技術者）を配属する。
- ② 外務員、国警、保安庁、公安調査庁のほか各省の情報と、外国放送、新聞通信その他の情報をすべて収集し、これを分析する。

第三編 労働組合・共産党・大衆運動対策

第一章 ストライキ対策

ストライキ禁止法への動き 政府はかねてから、電気、石炭、ガス、水道、交通等のストライキ禁止について検討していたが、政府すじの言明はしばしば明確性を欠き、立法するかどうか、また立法の場合はどのようなものにするかがはつきりしていなかった。しかし秋の炭労・電産のストライキを契機として、単独法としてこれを制定する方向を急速にとりはじめた。それまでに至る政府の言明をいくつかあげてみると次のとおりである。

(一) 木村国務大臣は二月二六日、参議院労働委員会で次のように述べた。

(ゼネスト禁止法は)私の今作成しております団体等規正令に代るべき法案と別個の観点から出すべきものだと考えます。これは今申上げます通り全然その目的は暴力主義的破壊活動をなし、又なさんとするを目的とする団体に限りますから、正常なる組合運動とか正常なる政治活動をするもの、これは全く除外されております。そこで問題は労働組合運動であるのであります。これも私は正常なる労働組合運動は助成こそすれこれは規正すべき

ものでは断じてないと考えております。問題はいわゆるこれが正常なる枠を離れて、国家の治安を或いは紊すような場合、或いは又国家の一般人に対して非常な不安を与え、脅威を与えるような行動に出た場合のことが問題になるのであります。その場合においてはゼネスト禁止も考えられる余地があるのではないかと考えております。問題はこの団体等規正令に代るべき法案とは全然別個のものであるということは御了承をお願いしたいと思います。

(二) 吉武労働大臣は四月一日参議院労働委員会で、次のように述べた。

労働法としては別にゼネストだからと言ってこれを禁止するという考えはございません。併し争議であつて、それが大規模で而もそれが非常に国民の生活を危殆に瀕せしめるといふような状況のあつた場合にそれを放つて置くというわけに参りませんので、そういうものを合理的な機関によつて解決をするという方法はこれは考えなきやならんという感じは持つておりますが、まだ具体的な案は作つておりません。

(三) 五月七日、木村法務総裁は閣議終了後、ゼネスト禁止法の成文化を急ぎ、第一三回国会に提出したいと言明。

(四) 増田自由党幹事長は五月一〇日車中で、ストライキ禁止を含む

む非常事態立法の構想を次のようにのべた。

政府与党は破防法の修正はしない、全産業がマヒし、国家生活が停止するような緊急事態に備えるため目下法務府と自由党治安対策委で立法措置を検討中であるが、できれば今国会に提出したい。電気、ガス、水道、交通等のストについては何らかの措置が必要であるが、米国のような事業の接收、管理は考えていない。現在廃止されている行政執行法の内容を勘案し、ゼネスト禁止を含めた広範な非常事態立法としたい。

(四) ゼネスト禁止法は治安立法 吉武労相は五月一二日藤田労働代表らと会見、次のような問答をおこなったが、その中で、ゼネスト禁止法は労働法ではなく治安立法であると語った。

(藤田総評議長代理) 公務員に争議権を与えないのは労働者の基本権を制限したものである。また緊急調整によつてストを禁止することは審議会での意見が一致をみず、答申しなかつた点である。これらの制限を今度の労働法改正案に盛りねばならなかつたのはいかなる理由によるか。

(吉武労相) あなた方が今度の改正案に本当に反対しているかどうか私は疑問に思う。表面反対しなければならぬ一応の気持はわかるが、労働組合の実情は少し違つていると思う。

(長谷部法規対策部長) 占領政策による労働運動の制限を独立後もやるということはどういう判断によるのか。

(労相) 審議会の答申になかつた点でも今後の見通しから必要と思われる点を取り入れなければならぬ。

(長谷部氏) 緊急調整で争議を禁止できるのに、その上ゼネスト禁止法を必要とするのはどういう見通しによるか。

(労相) ゼネスト禁止法は労働法ではなく治安関係の法律であり各国とも立法化されている。

(今村副議長) 労相はアメリカでもタフト・ハートレー法があるといつていますが、アメリカの労働者はこの法律に反対している。総評を信頼していると労相はいつていますが、総評所属の組合はすべて緊急調整に反対している。信頼できる総評に対しても緊急調整は必要か。

(労相) この前のメーデーでもあなた方は共産党を押え切れなかつたではないか。今後もし注意しなければ安心できませんぞ。

(石黒国際部長) 大臣は犠牲が出るとおどすが、幹部を首切りに追込むぐらいで下部組合員が改正を納得すると思つていては今後の労働運動の判断を誤りますよ。

労働スト対策 破防法案の撤回、労働法改悪反対、ゼネスト禁止法の立法反対を目標として四月からおこなわれたいわゆる労働ストライキ(第二部参照)について、四月一〇日衆議院本会議で、森山、土井両議員と吉武、木村両大臣との間に次のような質疑応答がおこなわれた。まず両議員の質問要旨を掲げる。

(森山欽司議員)

(一) 最近の総評の政治的偏向と危険性について、労働大臣はこれを健全なる組合運動の発展と考えるかどうか、また法務総裁はこのような危険性を、治安維持の観点からいかに考えられるか。

(二) おそまきながら労働組合幹部と懇談するという方針が四月一日の閣議で定められ四月五日それが行われたそうですが、一体その内容はどうかであつたか、また昨九日、労働代表が官房長官とさらに会見したと新聞に伝えられておりますが、一体どう進展したか。

(三) この法案を提出するとすれば、いつ提出するか。

(四) 今回のゼネストに、ポツダム政令第三百二十五号がはたして

適用されるのかどうか。

(五) 何らの立法措置がない場合にも、労働者の団体行動権を保障する憲法第二十八条にたいして、いわゆる公共の福祉の立場から制限を加えることはできるかどうか、ゼネスト禁止法は断念したものであるかどうか。

(六) 今回のストを政治ストとするならば、弾圧法規反対のみをもつてその根拠とするのかどうか、労働協約、就業規則違反の問題についてはいかに考えるか、労働法上の保護の剝奪を認めるかどうか。

(七) 今回のゼネストにおいて、デモ行進あるいは職場大会その他の行動が行われるであろうが、これに対し、京都事件の二の舞を繰返すことのないような万全の治安対策がとられているのかどうか。

(土井直作議員)

(一) 破防法提出の時期はいつか。

(二) 法案を撤回する意思があるかないか。

これに対する両大臣の答弁は以下のとおりである。

(吉武国務大臣) 森山さんと土井さんの質問に対してお答えをいたします。

今回の総評の政治的な偏向は健全なる労働組合運動と考えるかという御質問でございますが、私は、総評は健全なる労働組合として成長しつつあるものと考えております。しかしながら、今回の暴力主義的破壊活動防止法案に対し、ストをもつてこれに抗議するという態度につきましては、これは健全なる組合のとるべき態度ではないと存じております。

次に、去る四月五日、私どもが労働と会見をいたしましたてんまつについての御質問でございますが、今回の暴力主義的破壊活

動防止法案は、御承知のごとく暴力を防止しようという法律でございます。まして、しかもその暴力は、単なる暴行でなくして、内乱、騒擾、そして殺人と放火、汽車その他の轉覆及び爆発物の取扱ひ、これを暴力として未然に防ごうとする趣旨であります。従いまして、今回総評がこれを誤解をして、ストによつてこれを防止しようというのでございますから、それは誤解である。われわれは健全なる労働組合をこの法律によつて抑圧する意思はごうもないのであります。従いまして、私は法務総裁にお願いして今回の法律の趣旨をよく組合に徹底させ、その誤解を除こうと努力いたしましたのであります。

説明によつて組合側も相当理解された点があつたようでございますが、いまだ納得をされる域に至りませんことは、はなはだ遺憾に存じておる次第であります。

なお、去る四月八日の読売新聞に労働法に関する改正案が発表されたというお尋ねでございますが、私は決して発表した覚えはございません。

目下労働法の改正につきましては構想を練つておる途中でございましたが、不幸にしてその一端が抜かれましたことは、はなはだ遺憾に存する次第であります。

なお、今回のゼネストの実質的の規模についてのお尋ねでございますが、新聞にはいろいろ過大に出ておるようでございますけれども、そう大規模なものとは存じておりません。現在伝えられるところは十二日のストは、炭労、あるいは全鉱、あるいは全自動車の一部がストに入るかもしれないというところでございます。

今回のこのストに対して、政令第三百二十五号がいかになるかというお尋ねでございますが、目下まだ占領下でございます。占

領下でございますから、政令三百二十五号はもろん生きております。しかし、これが今回のストに適用があるかどうかということは、目下のところ考えておりません。

なお、ゼネスト禁止法はどうするかというお尋ねでございますが、私は、ゼネストであるからこれを禁止するという法律を出すことは、できるだけ差控えたいと思っております。しかし、国家国民の生活を危殆に陥れるような場合において、これを放置することは許されません。従いまして、これらにつきましては、合理的な機関によつて合理的に解決するの道を講じたいと考えておる次第であります。

なお、今回のゼネストは違法かどうかというお話でございますが、御承知のごとく、争議権は、労働者の労働条件の維持改善のために憲法が保障しているのであります。これを政治目的達成のために行うことは許されるはずはございません。

なお、今回のストに関連して、治安上の対策ありやということでございますが、去る日京都において総評の行いました決起大会において、一部左翼分子が便乗して乱暴をしたこともございますから、これにつきましては、治安関係とも十分連絡をいたしまして、万遺憾なきを期しておる次第でございます。

なお、土井さんの質問にお答えをいたします。この法案を事前に組合に提示して了解を求めたことはいかぬではないかということとでございますが、実はこの法案につきましては、総評等において誤解がございまして、ストを行うかもしらぬということとでございますから、それは誤解に基づくものである。われわれは誠意を披瀝し、本法の趣旨を徹底せしめて、できるだけかくのごとき行動に出ないようというところから、去る四月五日に懇談をした次第でございます。私どもは労働者の正当なる人権を抑圧するつ

もりは毛頭ございません。

(木村国務大臣) 森山、土井両君の御質疑に対してお答えいたします。

政府が今回提出せんとする破壊活動防止法案なるものは、いわゆる団体活動による社会活動において最も危険なる行為を防止せんとするものでありまして、決して正常なる組合活動を抑制するという意思を持つておるものでありません。この法案の内容を御審議くださいますれば、十分にその意のあるところは了解が得られるものと確信して疑わないのであります。しかるに、その前において、この法案の撤回を求められるということは、私はまことに遺憾しごくであると考えております。十分に国会の審議を得て、これを論議さるべきものであると思ふのであります。従いまして、近く提案せられます以上におきましては、私はこの点について十分な御説明を申し上げて、労働者諸君並びに一般国民の了解を得たいと考えておるのであります。

しかし、この法案の解釈問題について、組合側において多少疑義の点があるというので会見を求められましたので、私はその誤解を解くために、労働大臣とともに十分な説明をしたのであります。労働組合側においても、われわれの意のあるところを十分に御了解になつて、おそろくそういうようなストに入らないものと確信するのであります。

最後に、万一、もし、かりにストがありまして、そのストを利用して、危険分子が破壊活動に入るようなことがありますれば、われわれは法規の照すところによつて、断固としてこれを取締る決意を持つておる、またこれに対処すべき対案を持つておることをここに言明いたします。

その他の点については、すでに労働大臣の言われたところであ

ります。

労働ストに国警・最高検の指示 国警本部では四月一〇日、労働ストに関して、破壊活動から重要施設をまもるよう、全国に指示、最高検でも四月一日全国各検事長、検事正あて次のような指示を与えた。

こんどのストはいわゆる政治的ストで、労働法規の争議権のワケ外のものである。

事件発生の際は緊急の場合を除き最高検に報告し慎重に処置を決めたい。

破防法案修正は最後案 四月一五日保利官房長官は労働代表らと会見、破防法案はこれ以上修正しない（第六編第一章参照）と次のように言明した。

政府は先日労働代表から申入れがあつたようにこの法案を撤回するわけにいかないから、修正することにきめた。修正は労組運動を抑圧する恐れのないように行つたものである。これは政府の最後案であり、十六日ごろには国会に提出したいと思つてゐる。法律的な専門事項について質問があれば、専門家に答えさせるように準備したい。

十八日のストについては組合発展の上から配慮し、組合民主主義の上に立つて善処されたい。

他方労働はその統一見解として、政府の修正は小手先のものだとなつてゐることを発表した。

一、本日発表された修正条文は小手先の修正に止り、破壊活動防止法の有する濫用の恐れ、および民主主義と労働者の基本権に對する危険の除外が極めて不十分である。

一、そのため先日発表された範圍の政府の修正意図でさえも法の上で積極的に生かされておらず、修正前と基本的に異つてい

い。

労働と政府の交渉 吉武労相は四月二六日の衆議院労働委員会での次のように労働ストについて述べ、政府の態度を説明した。

去る十二日及び十八日に行われましたストの關係について、状況を御報告申し上げておきたいと思ひます。

実は御承知のように今回政府が提案をいたしました破防法につきまして、これはたびたび法務総裁からも申しておりますこと、今回のこの法律は極左極右の極端な暴力主義的破壊活動防止しようというのが目的でございます、法案の内容をございただきましても、暴力とは一切の暴力をさしているものではございませんで、暴力の中でも内乱罪を構成するもの、それから騒擾罪を構成するもの、それから殺人、放火、汽車の轉覆、それから爆薬物の使用、それから凶器をもつて公務執行を妨害する、これらの極端な極刑に処せらるべき暴力をあげまして、この暴力をあえて行おうとする団体に対する規則が書かれているのであります。世間的に暴力主義的破壊活動防止というと、一切の暴行脅迫までみな含まれていような印象を受けるのでありますが、そうではないのであります。従いまして今日の労働組合で、御承知のように総同盟にいたしましたし、今日も総評にいたしましたし、もう一つ、あえて言う、あるいは殺人や放火をあえて言う、爆薬物を使つてあえて労働運動を行うということは、想像さえできないし、またやつてもいらないのであります。

従つてわれわれはこの法律が今日の正常なる労働組合に適用になつて、これがために制限あるいは抑圧を受けるとは、実は夢にも思つていないわけでありまして、

ところが組合の方から考えますと、多少私は誤解があつたと思ふ。

それはかつて団規法をやるのだということで、一切の団体が規則を受けるのだということで、昨年末以来世論として出て来ておりましたために、組合側はそのときからすでにこの団規法に反対するという考え方で進んだ。途中この法律の内容が切りかえられたということにあまり気がついてない。切りかえられたということとは全然気がつかぬわけでもないでしょうが、そういうふうに性格がかわつたという認識が、私は欠けていたための誤解があつたと思うのであります。

そこで組合側はたいへん心配をいたしましたして、これはたいへんだ、健全な労働組合がこれによつて抑圧を受けるのじゃないかというところで、政府が提案をする前に十二日のスト、十八日のストを決定したのであります。

そこで私は、これは組合の誤解である、われわれは組合を抑圧する考えはないし、そういう法律であれば、私労働大臣としてもこれに対して異議をとえざるべきであるが、そういう案でない。そこで私が説明いたしましたのでは、主務大臣でございせんから、組合も納得しないでありましょうと思つて、法務総裁に話しまして、一度ぼくのところへ来て組合の幹部にあなたの真意を話していただきたい。そうして組合側がどういう点で反対しているか、その意見も聞いてみようじゃないかということで、四月五日の十一時でございましたが、私の部屋に総評の幹部、法務総裁を呼びまして、説明をされたのであります。これは当時新聞に出てゐる通りであります。

その当時木村法務総裁が法案の説明をされると同時に、かつての治安維持法とどう違うかを説明されました。それは法務府でも相当検討をしておるのであります、私も当時そばで聞いておりまして、なるほどよく勉強しているなと思ひました。かつての治

安維持法は、いわゆる国体の変革もしくは私有財産制の否認という思想を対象にしての治安維持法であつて、従つて思想を取締るうとするところに非常な無理と、実際の適用に幅が出て来たのであります。たゞその点を今度の破防法においては十分検討をしております。たとえて申しますと、暴行脅迫も今度の法律の中で規制の対象にするということは、必要からいへば必要だ、ところがもしそれを入れるというと、組合運動で暴行脅迫的なことは往々ありがちである。それがために健全な労働組合がこれでひつかけられるといふことがあつてはならぬといふ心配から、そういう暴行脅迫的なものは一切除いて、先ほど申しましたように明らかに重罪に処せられる内乱とか、殺人とか、放火とか、汽車の轉覆、こういうふうな露骨な事項だけを拾つて、それをあえて行おうとする団体を規制した。つまり思想にあらずして、はつきりした行動行為といふものを対象にしているといふこれは一例でございす。そういうふうな非常に検討を加えておる点を説明いたしました。私の見たところでは、組合側も、なるほどそういう点を考えているかなと、ある程度は理解があつたと思ふのであります。しかし組合側はそのときは、今説明を聞いたけれども、われわれは十分納得ができない、われわれはこの法案を撤回してほしいといひ、そうしてそのときにどうして、われわれはこの法律に反対をしているかといふ点をいろいろ指摘されて、反対をされておつたのであります。そこで私はその後考えまして、こういう法律というものについて組合がストライキで對抗するといふことは、これは民主政治としておもしろくない。こういうものは国会で論議されるべきものであつて、ストライキといふものは労働者の労働条件に直接関係があつて、初めて憲法が保障しているのだから、そういうものはひとつ自制をしたらどうかと再三申し上げましたけれど

も、なかなか聞き入れられる様子もない。このままほつておくらば、いい悪いは別として十二日にストライキに入る。私といたしましても、独立を目前に控えておるときに、日本でこういう法律に対して反対をしてストライキが行われるということは、国際的に見ても非常に影響するところが多いし、総評という健全なる組合の名においてもはなはだ芳ばしくないものと思ひまして、それならば心配がある点は政府としてもできるだけ除去するに努めようじゃないか、法律にははつきり書いてあり、また法律の精神がそういう組合を対象にして規制しようとするものでないことは明瞭でございますけれども、なおそれ以上に政府として努力して修正すべきものは修正したらどうかということで、ちょうど四月十一日の閣議でございます。私は三つの項目を指摘いたしまして閣議の了解を得たのであります。

その一つは、この法律は労働組合の正当な行爲を制限し、またはこれに介入するように適用するようなことがあつてはならぬということを法文にはつきり書こう。そうしてなおこの法律の規制の対象についても、不必要に危惧の念を与えるような点は検討しよう。それから第二に、この法律に基く行政処分 of 違法なものに対する救済的な処置について考慮しよう。第三は、この法律の公安審査委員会の委員は、労働組合その他各界の代表をもつて組織しよう。この三つを閣議にかけまして、当時閣議におきまして、それではこの三つの事項について修正するといつて、組合側はストライキをやるかという質問がございましたが、私はそれはわからない。これは組合と相談したわけじゃございません。世間ではいろいろと組合の幹部と会つただろうといわれますが、私は会つた覚えはないです。四月五日に労働省の労働大臣室で木村法務総裁と会つただけであります。しかし私はその当時の国会側の空気を

を察しまして、心配をしているようだから、不必要に心配する点は除去することが、政府のとるべき態度であると信じましたから、この三つの事項を私は十一日の閣議にぶつけて、了解をえたのであります。(中略)

しかし相手方は心配をして聞かないのでありますから、心配の点はできるだけ除去しようということで、最後まで努力を続けたのでありますけれども、不幸にしてわれわれがこれだけの努力をした修正では不満である、こういうことで十六日にスト決定をいたしましたして、十八日にすべての企業、総評傘下の組合がストに入つたという状況であります(中略)。なおストライキについて一言つけ加えておきたいことは、この争議の中に、ただ一つ私鉄の争議が関連しておるのであります。私鉄の争議につきましては、ことしの一月以来賃金闘争が行われて参りまして、それが妥結しないですつと引延ばしになつておつたのであります。これも私もとしましては、できればこの政治ストの中に巻き込ませたくない。経済闘争であるならば経済闘争として、何とか事前に解決をさせたいと思ひましたが、そこに一定の関連があつたかなかつたかはつきり存じませんが、前日までに解決する見込みでおりましたものが解決できないで、遂に十八日のストの中に合流をして行われたことは、はなはだ遺憾に存するわけでありまして。こういう公益、多衆の足を奪うような争議というものは、できるだけそういう争議に出ないで、自主的な話し合い、あるいはもし話し合いがつかなければ、労働委員会等を通じて解決するということが私は望ましいことと思つたのであります。遺憾ながら十八日にストに入りました。そこで私も入つたものをほつておくわけに参りませんので、再び争議に入る心配がございましたから、中労委の中山さんとも相談いたしましたして、第二次の二十三日のストにつきまして

は、前日夜通しかかりまして、各経営者及び組合側に勧告をいたして、遂に東京五社につきましては、東武を除く他は午前四時五十分ごろに解決いたしました。運轉ができるようになりました。大阪の方は遂に及びませんでストに入つたのでございますが、これもけさ夜明けにほとんど解決をしておる状況であります。

第三波ストに強硬対策 吉武労相は五月一日、労働省記者団に對し次のように語り、第三波ストはかえつて強硬な法的措置を招くだろうと述べた。

労働第三波ストは政治ストで非合法であることは何回も述べている。労働がこのストを行い、例えば私鉄がストに入るようなことになれば政治ストに對する世論は悪化する。そうなれば世論は「政府は何をボヤボヤしているか」というように硬化し、政府としてもより強い法的措置も行い易くなる。二・一ストのとき土橋君に警告したにかかわらず、きかなかつたためかえつてゼネスト禁止という強い措置がとられることになつた。第三波ストで労働組がそういう二の舞をふむことはまずいから十二日の労働代表との会見でもその点をとくに警告した。しかし第三波ストを行わなければゼネスト禁止法案を国会に出さないということは確言できない。

労働ストは憲法二八条の趣旨に背反 吉武労相は五月二九日参議院労働委員会で要旨次のように述べ、労働ストが憲法第二八条の認める労働者の基本的権利の趣旨に反するという政府の見解を説明した。

元来ストライキ権の行使は憲法二十八条の保障するところであるが、この条項の意図するところは、労使関係における経済問題にたいする意見が不一致の場合認められる最後の手段であることを規定している。労働者といえども国民の構成員であり政治的関心

や政見をもつことは極めて当然であり、かつ又政治と経済の相互関連性も十分認められるところであるが、条約や法律が労働者の生活に影響するからといつてそれ故にストライキという手段に訴えて反対運動を行つてよいという解釈は成立しない。労働者の政治活動一切を否定するものではなく政治活動はその限りにおいて、スト以外の方法で行うべきであり政治的活動としてストまでやり得る権利が憲法で保障されているという見解は明らかに誤つていゝる。もしこれが妥当とすれば内閣打倒のためにストを行うことは当然という解釈がとられることとなり、これは民主主義政治の根本原則に背反する結果となる。過去において、立法の有無に拘わらず、基本的に政治ストを肯定している国家はない。なお政治ストにも規模の大小があり、その現象はおのおの様相が異なるがストにより結果的に政治の施策に影響を来したとしてそれが経済要求に根ざしたものであれば政治ストはいえぬが法律反対ストの如きは、いかなる理由があるにしても正常なる労働活動とはいえない。

労働ストは労働法の保護外 労働省では六月五日、労働ストに對する見解を次官通牒で各都道府県知事あて次のように通達した。

〔問〕一、労働において具体的に計画しているストライキが現実に発生した場合には労働法上いかなる取扱いを受けるか

二、前項の争議行為を行つた者または責任者に対して、使用者が解雇その他の不利益処分を行つた場合には不当労働行為となるか特に組合専従役員についてはどうか

三、第一項の争議行為は政治ストであるとの説があるが、政治ストについては、使用者による解雇、損害賠償請求等のほか、法律上の制裁があるか、特に公益事業について労働法第三七条との関係はどうか

四、政治ストを理由とする使用者の解雇その他の不利益取扱いに

反対して、ストライキを行つた場合、当該ストライキは政治ストと解されるか、経済的ストと解されるか

五、政治的目的と経済的目的とを併せ掲げて行われたストライキは、政治ストと解されるか、経済的ストと解されるか、それは何を基準に認定されるか

〔答〕 一、国会における立法に反対する如きストライキは、一般に所謂政治ストに該当するものであつて、憲法第二十八条で保障する団体行動権の範囲を逸脱した行為である、かかる政治ストには労働法上の不当行為、刑事上、民事上の免責等の保証は与えられない

二、かかる政治ストを行つた者は責任者に対しては使用者はこれに対して解雇その他相当の処分を行いまたは組合その他の者に対して損害賠償の請求をすることが出来る。組合事務専従者であっても、使用者に雇用される者たる身分を持つ者である限り、違法又は不当の行為を犯したときには、これに対して使用者が懲戒し、場合によつては解雇し得ることは当然である。

三、政治ストについては刑事上の免責はないから、その行為が、刑法その他の刑罰法規の規定に該当する場合には、処罰を免れ得ないものである、政治ストについては調停の対象たり得ないものであるから一般に労働法の問題ではない

四、解雇に反対するストライキは解雇が正当であつても労働条件に関する問題であるから一応労働法上の争議行為である

五、政治ストたるか経済ストたるかは、その実体によつて判断されるべきであつて、政治的目的が主体であるならば、これに仮装的にまたはつけ足りとして経済的目的を加えても、これは政治ストと解されるべきである。

炭労・電産スト対策 本年秋季、炭労・電産がおこなつたストライ

キ（第二部参照）に対して、政府がおこなつた対策や言明は次のとおりである。

はじめのうちは、緊急調整をさけるといふ言明が次のようにいつづけられた。

（一）吉田首相は一月八日、参議院本会議で岩木議員の質問に答え、次のように述べた。

公益事業の争議については一般に与える影響の重大であることはいうまでもなく、労使双方の自主的解決が困難な場合には公正な第三者である中労委のあつせんを期待し、それによつて事態の円満解決を図りたい。

（二）十一月一二日の衆議院通産委員会、労働省賀来労働局長は中山中労委会長の職権斡旋を、機宜をえた措置と思うむね次のように答弁した。

職権斡旋の発効は、一方または双方の申請または会長の職権に基いて行われるが、従来は一方の申請で行われたことが多い。今度の職権斡旋はこの方式をとらず、特別に会長自身の判断で職権斡旋というかたちがとられたことは、中山会長が電産争議の事態を重視し、且つ、使用者側の態度不変で放置すれば国民生活に重大な影響をおよぼすものとしてとられた止むを得ない措置で機宜を得たものと思う。

（三）戸塚労働大臣は一月二八日衆議院労働委員会、緊急調整に關し次のように述べた。

緊急調整は法律の主旨からいつて実際の条件がそろわなければ考慮すべきものではないと思ふので、現在、緊急調整をやることは考えていない。また政府が経営者団体からの圧力に動かされて緊急調整をやることなどないと思ふ。

（四）一二月五日衆議院予算委員会で戸塚労働大臣は、川島金次委

員の質問に対して次のように答え、緊急調整の意思がないことを明らかにした。

①政府は今回の両争議について、いかなる努力をいたして来たかというお尋ねであります。御承知のように、政府がみだりにこれに介入することは、かえつて本来の基本方針を誤るものであると思いますので、ときに応じて双方の当事者に勧告をするとか、また中労委のあつせんを要請するとか、そういう間接的なことになるのでありますが、いやしくも介入にわたらざる程度において、ときに早く解決するように進めるとかいうような方法をとる以上に、政府として決定的な手段を持つておらないのでございます。申し上げるまでもなく、現在の制度におきましては、争議の解決は主として自主的の解決にまち、それがどうしてもできない場合には中労委の調停あつせんによるという建前になつておりまして、もちろん中労委は国の機関でございます。政府が直接に出ない方がよいという制度になつておるものと考えておるのであります。そう申し上げますと、きわめて政府が冷淡のように聞えますけれども、今日のごとく大きな影響があることについて決して冷淡に考えておるわけではありませんが、今申し上げたようなわけでありまして、諸種の情報等は始終とつて政府が出てきしつかえない程度においてはいたしておつたつもりでございます。

②争議が今度往々続いて行く場合を予想して、政府がどういう処置をとるか、緊急調整の発令をするかというお話でございますが、御承知のように緊急調整ということは、現実条件が備わるような場合でなければ考えられないことと思つております。今のところさようなことに考えてはおらないのでございます。

田 一二月六日、緒方官房長官は記者会見で次のように政府の態度を説明した。

当面の労働対策については、さきの公益事業令との関係など全般の問題を見合つて労働省を中心に検討中である。緊急調整に乗出すべきかどうかについては、なんともいえないが、もうすこし事態を静観して行くうちには一つの轉機というようなものが訪れるかもしれない。現在改進黨でも重要産業のスト制限に関する立法化を検討中といわれるが、同党が本当にそこまでふみ切るまでには相当な決断が必要だろう。自由党の政調会でもこの問題を検討中だが党側は今のところまだ消極的なようだ。

田 一二月六日衆議院本会議では、伊藤卯四郎議員の炭労・電産ストに関する左のような緊急質問に対して各國務大臣からそれぞれ回答があつた。

(緊急質問)

私は、野党各派を代表いたしまして、電産、炭労の二大ストライキに対しまして政府の対策、方針について、吉田総理大臣、労働大臣、通産大臣に質問しようとするものであります。

すでに御承知のように、この二大ストライキは、今後いつまで続くかの見通しもございせん。従つて、これがこの一二月一ぱいも続くということでもあります。従つて、日本の産業経済は麻痺し、破壊されてしまひましょう。……吉田総理大臣、緒方官房長官は一体このストライキを政府としてどのように対策し、すみやかに解決しようとしておられるか……

このような重大な国内の問題に対して、吉田内閣というものは、これらに対する政府の方針を、ただの一回も具体的に明らかにしたことがございせん。吉田総理大臣は、このような問題についておわかりにならないのであるかどうか、かつてこの大きな争議に対して、みずからの所信を述べられたことがございせん。われわれは、こういう点から考えますと、吉田総理大臣は、このス

トライキを長引かせて、自然のうちに争議団側をつぶしてしまおうと考えておられるのではないかという気がする。すでにこうした重大な問題につきました、大戦後の世界各国は、労働争議が頻発するようなことでは国の産業の再建、経済の復興はできないというところから、労働者の協力の問題について最大の注意と関心を払つて来ておるのでございます。

しかるに、自由党吉田内閣は、このような問題について、いささかも明らかにいたしておりません。のみならず、絶えず労働者に対しては圧迫的なことのみを考えてやろうとしております。

(拍手) それは、先般来あれだけ労働組合側が反対をいたしましたも、あの労働三法を改悪したとき、さらにまた緊急調整法というものを、無理に、与党の多数をもつて押し切つて、制定いたしました。つくるにはつくつてみたものの、さてこの緊急調整法というものが、今度の争議に対してむしろじやまものであるということを、中労委中山会長も言われておるではありませんか。

(拍手) 主管大臣であるところの戸塚労働大臣も、あれは麻酔剤程度であると言つておるじやありませんか。そのような、一体役にも立たない反動的な、そういう労働対策を自由党吉田内閣がやるうとするところに、ストライキは次から次へと続発をいたしまして、全産業の復興再建の立ち上りを大きく遅らしておるということ、すでに自由党の諸君といえども御承知でございましょう。

さらに私が質問をいたそうと思ひますことは、公益事業に対してでございます。電力事業は、自由党吉田内閣が、一元化していたものを九つに分断したことは、お互いに御承知の通りでございます。ところが、名は公益事業であります、実際の運営は私企業と同じ利潤追求でございます。このたびの電産争議が解決をせ

ないのは、——会社側が一割五分の配当を固執しております。この一割五分の配当を会社が固執をしなければ、今の電産争議は大體において解決をいたします。公益事業であるならば、国民がこれだけ迷惑を受けておる、日本産業経済にこんな大きな打撃を与えておる、これを公益事業の責任者として真剣に考えるならば、私はスト解決のために一割五分の配当を固執すべきでないと思ひます。それらを投げ出して、そうしてスト解決の任に当つて、国家国民に対して奉仕的観念に立つてやるといことが、公益事業の一番大事な点であると私は思ふ。

一方、経営者側は、名を公益事業にかりて、徹底的に一般消費者に対して圧力をかけてやつております。この点は、小笠原通産大臣に対して、公益事業に対するとおるの通産大臣の信念、今後こうした公益事業に対してどのような考え方を持つてやられようとするのか——私は、公益事業であるならば、その経営は徹底的な国家管理をもつてやるべきであると思ふ。経営の内容は国家管理に移してやるべきであると思ふ。さらに労働組合などを経営に参加さして、真に消費者側の参加する民主的な、合理的な経営をするということが、これが公益事業の目的でなければならぬと私は思ふのでございます。(拍手) こういう点に対して、小笠原通産大臣は、公益事業に対する性格、そのやり方に対して、どのような信念をお持ちになつておるかを明確に伺いたひのでございます。

さらに私は、最後に炭労ストライキの問題について一点お尋ねしたい。このストライキを放任しておきますならば、いよいよもつて私は、日本の産業経済、国民生活に与えるところは重大深刻というよりも、独立日本の再建に対する重大なる問題であると考えるのであるが、そういう点を、緒方官房長官なり、小笠原通産

大臣は、ほんとうに深刻にお考えになつて、この問題の解決にどのように対処しようとしておられるか。すでに労働争議ではありませんけれども、労働者の問題のみではありません。この問題は、むしろ日本の産業経済の問題、国民生活の問題でございます。従つて、小笠原通産大臣にかかるところの責任は重大である。これはどうしても、当事者双方では、この深いみぞと深刻な状態は解決をいたさないでございますから、政府がこの解決に責任を持つて積極的に乗り出すべきであると私は思う。当事者双方が自主的に解決をするまで放任しておくならば政府はいりません。政府は、少くとも問題が起らないように、事前に対処するところの政治的な方策を講ずべきである。一たび問題が起るならば、すみやかに政府が乗り出して解決をして、国民に対するところの明るい気持ち、日本の産業経済に対する隆々たるところの力を与えるということが、計画的な政府の責任と使命であると私は思う。

さらにこのストライキを早期解決させなければならぬということとは、もはや私がここで多くを申し上げなくても同僚各位の御承知の通りであります……そういうきわめて重大なる関頭に今日立たされて、政府は緊急調整をもつて権力的にこれを抑えようとするのか、さらに、国民の反感をおつてストライキ禁止法をつくらうという意図をもつてこれを見ておるのか、あるいはもつと円満なる早期解決として、どのように解決しようとしておるのか、こういう点を明確に伺いたい。

(各大臣答弁)

(緒方内務大臣) お答えをいたします。炭労スト及び電産ストがようやく重大な段階に立ち至つておりますことについては、政府は一体となつてその推移を注視いたし、総理大臣ももちろん大いにその影響を重視しまして、先ごろ労働大臣からも、労使双方

に対し早期妥結の勧告を行わしめたのであります。政府といたしましては、目下中労委が行つております献身的なあつせんに大なる期待をかけ、積極的な熱意を持つて、一日も早く解決することを望んでおる次第であります。御了承願います。

(小笠原通産大臣) お答え申し上げます。

今度の電産スト及び炭労ストの及ぼす影響のきわめて重大なにかんがみまして、私どもは、一日も早く経営者、労働者相互の良識ある互譲妥協によつて円満妥結を希望いたしております。

電力事業は、仰せのごとく公益事業でございますから、十分政府といたしましては監督をいたしておるのでございます。今回の争議につきましては、経済者側の方ではすでに中労委のあつせんを受諾いたしておることは御承知の通りでございます。さらに電力会社は、従来配当していなかつたが、二十六年度上期は、収益状況がやや配当にたえまするので、初めて一割五分の配当を行うことになつたのでございます。会社の資金を集める関係上等から見まして、収益ある場合にこの程度の配当を行うことは公益事業としても不当ではないと考えます。

公益事業を国家管理する意思はないかということに対しては、さような意思は持つておりません。現在の民間会社が適當であると考えます。但し、公益上必要な監督は今後も十分に行う所存でございます。

炭鉱の坑内の保安につきましては、このごろ若干自然発火を生じているものがございまして、まことに遺憾でございますが、これに対しては適切な措置をとつておりますけれども、ストが長引くことによりまして、またこの種の弊害が生じますことは、日本産業のためにまことに遺憾千万でございますから、早期のスト解決を願ひいたしまして、関係者とも相談をいたしており、目

下中労委が相当の自信を持ちまして、あつせんをいたしておる次第でございます。

(七) 二月九日閣議のあとで緒方官房長官は、次のように語つた。

炭労はまだ中山中労委会長に正式に回答していないようだ。中山会長はこんどの案を最後のなあつせん案だという考えでいるようだから、もし炭労から拒否回答があつても黙つて受取るまいと思う。いまのところ政府としては緊急調整という問題はとりあげない。場合によつては、もう一度戸塚労相が労使双方を招いて勧告するということがあるかも知れない。政府はなるべく介入しない方針を続ける。

(八) 戸塚労働大臣は二月一〇日炭労幹部と会見、要旨次のような勧告をおこなつた。

この炭労争議に関して私としては組合に対し、思いやりのない態度をとつた覚えはなく、充分組合のことを考えていたつもりである。今度の中山会長の幹旋案が出た時は、組合側の主旨が生かされたものであるから、組合側はこれを受諾するものと思つていたところ意外な経過をたどつてしまつたことについて残念に思つている。この幹旋案は経営者側にとつても不満なものであつたらしいが、経営者側は世論を認めてこれを受諾した。労組側もさる第十二回団交再開の際は世論のことを考えているといわれたようだが、今回の決定ではこの主旨が現われなかつたように思う。従つてここでもう一度考えなおし、中山会長の幹旋案を受諾し、争議をきれいに解決されたい。

治安対策を考慮 二月一三日、緒方官房長官は記者会見で次のように語つた。

電産ストについては中労委の努力によつて問題が解決すること

を期待していたが、今となつては少し時期遅れの感がないでもない。緊急調整の発動は今でも避けたいと思つている、ストによつて生ずる一部治安問題についても政府としては対策を講じなければならぬ段階に來たようだ。

緊急調整の発動 (一) 二月一五日、政府は炭労ストに対しついに緊急調整を発動することを決定、次のような政府声明と官房長官談を発表した。

(政府声明)

十二月十日炭労中闘は保安要員の就業拒否準備の指令を発したが、かかる指令にもとづき、保安要員の全面的不労が現実に実行されるならば、施設の荒廃、破壊はもちろん、ひいては国家経済ならびに国民生活におよぼす惨禍ははかりしれざるものあり、また人命にも危険が生ずることが当然予想されるものである。

① 国家の重要資源たる炭鉱を根本的に破壊し施設復旧、作業復帰を不可能にし至難ならしめるとき無謀なる行爲は争議行爲として行われるものであつても明らかに正当なる争議行爲の範囲を逸脱するものであつて、敢えて労調法第三十六条をまつまでもなく、違法なる行爲なること明らかである。

② 従つてこれらの行爲は正当なる争議行爲の範囲を逸脱し刑事上の免責、民事上の免責、不当労働行爲等の労働法上の保護をうけることが出来ない。

③ かかる行爲が行われるならば組合自体として損害賠償の責をまぬかれないのみならず、これを実行せしめ、または実行した場合、組合幹部その他の組合員もまた刑罰法規の適用をまぬかれたいところである。かかる事態を引起すことは単に国家国民のため重大なる損失となるのみならず、労働者自体にとつて復帰すべき職場を失わしめ組合組織を自ら破壊する結果ともなり、

從來破壊的行爲の防止のために闘つて来た民主的労働組合の歴史の上に一大汚点をとどめることとなるであらう。政府としてここに炭労幹部ならびに組合員諸君の慎重なる自省自重をうながしてやまない次第である。

(官房長官談)

政府は現在の石炭争議について緊急調整を行うこととし、中労委の意見を聞くこととした。政府としては隠忍自重あくまで労使関係の紛争は民主的常道に則つて円満に解決せられるべきだと念願し、その努力をつづけ中労委のあつせんをわずらわしてきたが、今日なお事態の解決に至らぬことは遺憾の極みである。すでに無期限ストは開始以来六十日になんなんとして事態は今や放置を許さぬ段階に立ち至り、このままに推移せんか、国民経済および国民生活に及ぼす惨禍は計り知るべからざるものがあり、ここに政府は公共福祉の擁護という立場において万止むを得ずこの措置をとることに決定した。

(二) 政府は一二月一五日、緊急調整発効に関する次のような文書を中山中労委会長に手交、一六日午後三時までに回答を提出するよう依頼した。

現在行われている日本炭鉱労働組合対日本石炭業連盟の本年十月以降賃金に関する労働争議については、左記理由により労働関係調整法第三十五条の二一項に該当する場合であると考えられるが、本労働争議に関して緊急調整の決定をすることにつき、労働関係調整法第三十五条の二第二項の規定に基き、貴委員会の意見を求める。なお本件は事態極めて急迫していると認められるので、貴委員会の意見は、来る十二月十六日午後三時までに提出されるようお願いする。

(理由)

一、八月十三日日本炭鉱労働組合より日本石炭業連盟に対し、本年十月以降の賃金を引上げるべき要求を發した事に始まる本労働争議は、両者の基本的対立のまま団体交渉も決裂し、十二月二日より行われた中央労働委員会会長のあつせんもまた十二月十日あつせん案を組合側が拒否して不調に終り、更に組合側は十月半ば以来行われているストライキを一層強化すべく十二月十七日及び十八日の両日保安要員全員引揚の準備指令を發するに至り、今日まで未だ解決に至らない状況である。

二、さらに長期のストライキにより炭鉱の荒廃は各所に危険状態を呈するに至つており、現に自然発火等の事件も發生しているのであるが、まして十二月十七、十八両日における炭鉱保安要員の全員引揚が行われた場合には、わが国主要炭鉱の大多数は、回復すべからざる多大な傷手を被るに至るべきこと明らかである。

三、以上により今回の石炭争議は国民経済の運行を著しく阻害しかつ国民の日常生活を著しく危うくするおそれがある。

(三) 一二月一三日通産省は緊急調整発効の根拠を次のように發表した。

一、炭労ストは十五日で継続日数五十五日、参加延人員千百八十九万七千九百十八名にもなつた。計画に対する出炭減は五百七十九万七千三百七十トンに達し、このために九月末二百六十八万七千トンもあつた抗所、港頭、市場貯炭は十日現在で八十四万八千トンに激減し、九月末三百七十四万五千トンの主要工場手持貯炭も十日現在百四十九万四千トンに落ちてともに適正保有量をはるかに下回つた。

一、さらに長期の争議のため切羽、抗道の荒廃は著しく、争議が停止しても正常の出炭にかえるまで一週間以上を要し、すでに

残炭放置などから坑内の自然発火は約十カ所で起り、三菱高島は四切羽中三切羽が水没、密閉した。もし保安要員の総引揚げが行われれば炭鉱は荒廃し、早期の回復が困難となつて国民経済に大きな脅威を与えよう。いま重大な危機に直面しているガス、国鉄、鉄鋼、ガラス、北海道暖房用炭の事情は次のようである。

【ガス】 東京瓦斯は十一月二十五日から第一次、三日から第二次制限（六時間供給）に入り十五日現在弱粘結炭は輸入炭をふくめて二万トン、維持日数は十日。大阪瓦斯は十一月二十六日から第一次、六日から第二次制限で十日現在貯炭は一万三千五百トン、維持日数は十日。東邦瓦斯も二次制限に入り十日現在貯炭は九千トンで維持日数は二十日。地方のガスも維持日数は十日—三十日に迫込まれている。

【国鉄】 貯炭ひつぱくから北海道は十一月二十一日から旅客一二%、貨物を二五%制限、十一月二十八日から全国的に旅客七・九%、貨物一〇%を制限、十一日から旅客二九%、貨物三三%と第三次制限に入り、一日の消費量を一万四千トンにまで下げたが、ストが長期化すれば一日一万一千トンの消費量に制限せざるをえない。

【ガラス】 発生炭は全くなり一般炭で代替しているが貯炭は四日—十日分にすぎず炭の休止一步前に来ている。

【鉄鋼平炉】 これも発生炭皆無となり一般炭と重油で一時をしのいでいるが、日本製鋼室蘭工場は十一月二十八日から七〇%の操業停止、川鉄も七基の平炉が休止している。

【北海道暖房用炭】 一カ月十五万トンを必要とするが十月十八日から石炭仲買業者に荷渡しは停止となり、加えて市場貯炭の激減から窮迫をつづけ、例年より早い寒波の襲来によつて重大な社会問題となるおそれがある。

【電力用炭】 電力部門は幸にも豊富な貯炭があつて直接の影響をうけなかつたがそれでも十一月末百九万トンの貯炭になり維持日数は四十日にちぢまつて渇水期を控えて心配されている。対策 窮迫のはげしい弱粘結、発生炭について十一月二十日緊急輸入をすることを決め、つぎつぎに九十一万トン（邦貨換算六十三億円）を決定。既定の下半期輸入分百三万トンと合して百九十四万トンの輸入を入れて需給のバランスをとることに苦心している。

（四） 国警では炭労ストに対する緊急調整発動にともなり取締方針を一二日—五日次のように決定した。

一、組合の中央執行機関がどのような態度に出るかを注視し、もし中央機関がスト続行を末端組織に指令した場合やスト中止の指令を故意に出さずストを続行させる意図が明かになった場合には調法違反として責任者（中間委員長）を檢舉する。

二、中央の執行機関が緊急調整に従つてスト中止を指令した場合でも下部機関がこれを無視してストを続行したときはその単位の責任者（例えば組合の支部長分会長など）を、また末端の個人個人が指令をきかないでストを続行した場合にはそれらの個人を団体とみなし、それぞれ檢舉する。

三、保安要員の引揚げは労調法、鉱山保安法の違反となるが、保安要員が引揚げるときはこれに対抗する代替要員を組合側がビケラインなどで妨害することが予想される。この場合は代替要員を妨害する者を威力妨害罪で檢舉する。

四、スト続行や保安要員の引揚げを行うなど危険度の高い地区（北海道五カ所、福岡県下五カ所）に対しては自治警と連絡して随時、警備力増強のための応援を行う。

（五） 保安問題については、次の二つの通牒がある。まず通産省鉱

山保安局長は一〇月二日次のような通牒を発した。

炭鉱争議中における採炭切羽の維持について

(昭二七・一〇・三一、通産省鉱山保安局)
(長より都道府県鉱山保安監督部長宛)

争議中における坑内外の保安の確保については、経営者および労働者側の協力により、おおむね、適切に処理されていると認められるが、長壁式採炭切羽等の場合においては切羽の移動によらなければ、単に支柱の強化等のみによつては切羽の維持ができない場合の保安上の措置について現地より照会もあつたので、上記の如き場合には、下記方針により措置せられたい。

〔記〕

一、上記の如き場合、切羽の崩壊によつて坑内の通気、排水その他の重要施設の機能を停廃し、もしくは自然発火の危険を生じ、または再開後の作業に著しく危険を及ぼすおそれのあるときは保安委員会を通じ、経営者及び労働者側双方の良識に訴え、必要最少限度の切羽の進行等保安確保に支障のないよう措置せしめること。

二、前号の場合において、双方の意見の一致をみないときは、貴官の判断により労使双方に対し所要の勧告を行う等極力自主的解決を促進する措置をすること。

三、前号の措置によるも解決をみず、かつ、鉱山保安法第二五条による命令を発する必要があると認められるときは、電話等により当局に連絡すること。ただし、同条第二項但書の場合はこの限りでない。

切羽維持の作業等の結果生じた出炭又は争議開始前の出炭等を坑内に長期間放置する結果一部自然発火を生じている事例もあるから、これの出炭放置による自然発火、通気の阻害については、

特に保安確保上支障のないよう留意すること。

なお、昭和二二年一〇月二日、労働省労政局長は鉱山の保安につき次のような通牒を発している。

労調法第三十六条に関する疑義について

(昭和二二・一〇・二、労発第五七号)
(労働省労政局長より宮城県知事宛)

〔照会〕(宮城県知事より)

左記の行爲は労調法第三十六条に抵触するものかどうか至急御回答相煩度い。

〔記〕

一、鉱山(礦山)に於て争議行爲として坑内排水作業を中止すること。右の行爲は坑道、採掘現場及其の附帯設備等を水没せしめ、鉱山を荒廃に帰し、延いては落盤、落石、側壁崩壊等災害の重大なる原因をなす。

二、争議行爲として特設電話の機能を停止すること、右の行爲は火災出水其他の災害事故突発の恐れあるとき若くは突発時連絡の時機を失し保安の確保を妨ぐる虞あり。

三、争議行爲として会社又は事業場の附属病院又は診療所等の運営を停止すること。

〔回答〕

一、労調法第三十六条に「安全保持の施設」とあるのは人命に対する危害予防若しくは衛生上必要なる施設をいうのであつて、鉱山においては、鉱業法及びその附属法令に規定されているガス爆発の防止施設、落盤防止の施設、通気施設、墜落防止の蓋柵等の如き、要するに人命の保護を目的として設けられる施設が之に該当する。

従つて照会の坑内排水作業に関しては右の原則に従い、実際

の状態について個々に判定すべきものである。

なお、その停廃が当該企業の経済的機能を阻害するに過ぎない施設はもとより此処にいう安全保持の施設には含まれないこと勿論である。

二、鉱業特設電話規則（明治三十八年十二月、逓信省令第八十四号）にもとづく特設電話は、一般事業場における専用電話とその性質を同じくするもので、その機能を停止することは一般的には労調法第三十六条の行爲に属しないと考えられる。

三、争議行爲として会社又は事業場の附属病院又は診療所等の運営を停止することは労調法第三十六条所定の行爲ではない。

但し、この附属病院又は診療所内に「安全保持の施設」が存在する場合には、これをも含めて運営を停止するときは、本条に該当する。（註・労調法第三十六条）

工場事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又はこれを妨げる行爲は、争議行爲としてでもこれをなすことはできない。

第二章 大衆運動対策

京都事件と治安対策 木村・天野・吉武の各国务大臣は三月二七日衆議院本会議で、小川半次議員の「京都騒じよう事件の真相に関する緊急質問」に答えて、次のようにその対策をのべた。

国务大臣（木村篤太郎君） 最近各所に暴力行爲が行われることは、まことに遺憾であります。白鳥事件といい、印藤事件といい、かような暴力行爲というものは、平和民主国家建設途上において許さるべきでないことはもちろんであります。ことに最近に

おきまする税務署襲撃事件、これはわれわれ最も重大視しておるのであります。しかして、二月二三日の京都騒擾事件、これにつきましても、われわれは、特審局、国警に、あらかじめ、左翼過激なる破壊活動分子がある種の計画をしておるといふ情報が入りまして、京都市警当局に対して、これらの情報を伝えて、それに対処すべきことを要望しておつたのであります。従つて、市警におきましても、相当の警官を配置しまして、これに万全の策を講じておつたのであります。が、たまたまかようなことになつたということは、まことに残念であります。ことに労働組合が正常な労働運動をやる途上において、一部の危険なる分子がこれを利用して、かようなことが起つたといふことについては、私はまことに遺憾に思つております。ことに学生がデモ行進に参加して、そうして極端なる破壊活動に出たといふことは、まことに遺憾に存する次第であります。

そこで私が要望したいのは、労働組合が、かような破壊活動分子に利用されないといふことであります。われわれは労働組合の健全なる発達をこいねがつておるのであります。おそろく将来ににおいては、さようなことはなからうと思ひますが、くれぐれもさような一部の破壊分子に利用されないようにといふことを、この機会に特にこいねがう次第であります。また学生については、これとに教育者に、これらの点について十分の反省をいただきたいと私は考えております。

そこで、これに対する対策いかんという問題であります。私は特審局、国警、自警、検察庁が互いに緊密な連絡をとりまして、あらかじめかようなことの起らないように、情報を十分に収集いたしまして、万一過激なことが起つたときには、断固としてこれを取締るという方針を持つておるのであります。ことに、この機

会に申し上げたいのは、自警がいかにも勢力が薄弱であるということでもあります。予算の面から申しまして、人員の面から申しまして、はたして将来かような騒擾事件について十分対処できるかどうかということを苦慮しておるのであります。これにつきましては、各位の十分なる御研究をお願いしたいと考えております。私は責任を持つて、これらの点について、将来の機構の改革に当りたいと考えております。ことに国民諸君に對しましては、ぜひともこの左翼破壊分子の将来の活動に對して十分なる警戒を持つて、そうしてわれわれとともに平和国家をつくるように、将来の努力をこいねがいたいと思うのであります。

国務大臣（天野貞祐君）学生が一般の労働運動に参加することは、非常に好ましくないと思つております。ことに高等学校生に至つては、それは非常によくないことだと自分は考えております。しかし、過去のメーデー等に高等学校生が参加したということとはまだ聞いておりませんが、今後高等学校生につきましては、教育委員会等にも連絡をし、また大学生につきましては、大学の学長に連絡をして、十分そういう点について警戒をし、またそういうことの起らないようにいたす考えでございます。

国務大臣（吉武恵市君）最近における暴力行爲につきましては断じて許すべからざるものでございまして、私どもは正常な労働組合運動は決して抑圧する考えはございませんが、限界を越えた行動に對しましては、法務総裁のお話のごとく、断固これを取締りたいと思ひます。

京都事件につきましては、総評の名のもとに決起大会が行われたのでありますが、そのうちに、一部日雇い労務者の中の左翼分子の騒動があつたようであります。

来るべきメーデーについてでありますが、今日メーデーの計画

については、総同盟及び総評の幹部とも寄り寄り相談をいたしております。両方とも幹部におきましては、御承知のごとく今日は大体正常なる組合運動の線に沿つておりますので、このメーデーにおいて左翼分子の騒動なからしむべく協議を進めておる次第であります。

メーデー事件と治安対策 五月一日の東京におけるメーデー事件（第二部参照）については、東京地方検察庁ではこれを騒擾罪として追求、参加者および日本共産党員の逮捕にあたつたが、政府は五月二日の緊急閣議において、この事件を契機として破防法の急速審議を促進することを決定、また国会においては五月六日衆参両院において木村国務大臣は次のような報告をおこない、政府側の見解をのべた。

去る五月一日のメーデーにおきます騒擾事件の概略並びに被害状況、その後の取締状態並びに背後関係について御報告申し上げたいと思ひます。

我が国の独立回復後初めて迎えました去る五月一日メーデーに際しまして、労働者諸君の集会、デモ等の諸行事が全国各地において挙行されました。その数は五二〇カ所、参加人員一〇八万人を数えるに至つておりますが、良識ある労働者諸君の自覚の下におおむね無事平穩裡に行事がとり行われたのであります。不幸にして、東京都内を初め、京都その他数カ所の地におきまして、メーデー行事に便乗した一部極左的破壊分子の策動によりまして前例を見ない極めて悪質な不祥事件の発生を見たことは、誠に遺憾の極みであります。

先ず東京都内におきます騒擾事件の概況について申し上げます。今回の中央メーデーは、明治神宮外苑絵画館前を会場といたしまして、午前一〇時三〇分頃からいわゆる統一メーデーとして催

され極めて盛大な行事が行われましたが、大会の中途におきまして石川島労組員約三〇名を初めといたしまして、全学連、職安細胞ら約一〇〇名が突如相次いで演壇に殺到し、不法にもスピーカーを占拠し、参会者に対し、実力を以て人民広場へ行こうなどと激烈口調で煽動いたしました。一方、その間、会場内外に溢れました参会者に対しまして都学連傘下の学生その他極左分子らは数班に分れて列中を縫い、「人民広場に行こう、人民広場を力で取返せ」とアジリながら廻り、又「アカハタ」復刊第一号、「球根栽培法」、「平和と独立」、「平和と独立のために」等を資金カンパと称して販売いたしますと共に、激烈な内容のビラ数十種類を散布したのであります。やがて大会終了ののち、午後零時四十分頃五方面に分れてデモ行進に移りまして東部、西部及び北部方面のデモ隊は予定の解散地点に至りまして平穩裡に解散いたしました。が、日比谷公園を解散地点といたしまする南部及び中部のデモ隊は、行進の途中、全学連、自由労組、在日朝鮮人らの一部極左分子の誘導によりまして、ジグザグ行進を行い、途中、石を投げたり、窓ガラスを破壊したり、或は外人記者に暴行を加えたる等のことがありましたが、午後二時二十分頃から日比谷公園に到着した大多數の穩健な労組員等は予定通り逐次解散したのであります。

然るに、全学連及び左翼的青年団体を先頭に朝鮮人、日雇労働者らの極左的破壊分子約二五〇〇名は、スクラムを組みまして日比谷公園正門を出て、都電交叉点において警官の阻止するのを突破して北上いたしました。途中第一相互ビル前に駐車中の外人自動車十数台に投石し、窓ガラス等を次々と破壊しつつ、無許可デモ行進を続け折柄馬場先門を警備中の約三〇名の警官の警戒線を突破いたしました。遂に皇居前広場になだれ込んだのであります。

す。その頃二重橋附近においてはすでに警官約二百五十名が警備に就いておりましたが、乱入した暴徒は氣勢を揚げまして、指揮者の号令の下に、警官に対しまして一斉に投石したり、或は持つておりますところの棍棒を振り、竹槍で突込む等、寡勢の警官隊に対し執拗な攻撃を繰返しまして、警官側に負傷者続出し、警官の一名は内濠に突き落とされるという事態に立ち至つたのであります。そのため警官隊は後退を余儀なくされ、二重橋前附近に移動をするうち、漸く警官隊は増強いたされまして約二五〇〇名となつたのであります。が、他方、暴徒は更にその数を増しまして、約六千名となりまして、その後、組織的な攻撃はますます熾烈となり警察官のこれら暴徒鎮圧のため使用した催涙弾も効を奏しませんでした。警察官の負傷者続出したしまして、生命身体の危険を避けるため止むを得ず拳銃を使用するに及びまして、暴徒は漸く後退を始めたのであります。が、警察隊は一挙に暴徒を祝田橋附近まで押返したのであります。併しながら、その際暴徒は警察官三名を捕えまして、棍棒にて殴打し、重傷を加えた上、これを祝田橋附近外濠に突き落とし、這い上らんとする彼らに対しまして更に石塊を頭上に投下するなど、暴虐の限りを尽したのであります。而もその間、暴徒の一隊約五百名は祝田橋附近を通行又は停車中の外人自動車等に棒や石塊を投げつけ、その窓ガラスを破壊する等の暴行を続けたのであります。ここにおいて警察隊は止むなく発砲して、盛んに攻撃いたしまする暴徒を祝田橋から日比谷公園北側電車通りに押し出したのであります。が、暴徒は電車通りに駐車中の外人自動車十数台を轉覆いたしました。これに火を放ち、炎上せしめまして、これが消火に出動した消防車等にまで投石を続けるなど、破壊的行動の限りを尽しまして、首都中心地帯一帯の靜謐を著しく擾乱したのであります。併しながら逐次増強された警察

隊によりまして追い散らされまして、同日午後五時二十分頃に至りまして漸く解散するに至つた次第であります。以上が今回の騒擾事件の概要であります。

次に被害状況を申し上げたいと思います。現在までに判明いたしました被害状況は次の通りであります。

警察官の負傷者が重傷者八三名、これは全治三週間以上であります。軽傷者が六七八名、合計七六一名の多数に達しております。外国人の負傷者は合計一二名であります、暴徒側の負傷者は推定でありますが約二〇〇名であります。ほかに暴徒側の死亡者一名を出しておりますが、同人は検事の死体検視の際ズボンの右ポケット内に小石十数個を入れているのを発見したので、騒擾事件現場において暴徒として重要な役割を演じた者と推測されるのであります。なお本件における警察官の発砲は、前述の通り暴徒の襲撃に対し自又は他人の生命身体に対する急迫不正の侵害に対する防衛のためなされたものと認められるのであります。

次に物的被害でありますが、警視庁側の側車附オートバイ焼却が一台、米軍側の公用又は外入所有自動車焼却が一四台、米側公用又は外人所有自動車損壊が百一台、警察官所携の拳銃三挺が奪取されたのであります。以上であります。

次に事件の措置について申し上げます。本事件の暴徒関係者に対しましては、当日、現場において放火罪、公務執行妨害罪等の現行犯として八名を逮捕いたしました。検察庁におきましては、今次事件を騒擾事件と認定いたしましたして、昨五日までに騒擾罪の罪名の下に逮捕した者は合計二二五名に達しておりますが、目下引続き東京地方検察庁及び東京警視庁におきまして、国警本部特別審査局の協力の下に事件関係者の徹底的糾明に当っておりますので逮捕者の数は今後相当増加する見込であります。なお逮捕さ

れました者のうち、日本共産党員又は北朝鮮系朝鮮人が多いのであります。相当多数の極左分子のおることが判明しておる次第であります。検察庁におきましては、目下全力を挙げまして、右の事件の被疑者の確定逮捕、証拠の収集に当っております。特にその背後関係、計画性の有無等、事件の全貌の究明に努めておる次第であります。真相判明次第断固として処断する所存であります。

次に本事件の性格を申し上げます。目下検察庁におきまして捜査中でありまして、確定的なことは差控えますが、今回のメーデー・デモの参加者の大部分を占めます総評傘下の穏健な労働組合員は、終始平穩裡に行事を行い、予定の解散地点においてそれぞれ無事解散したのであります。本件は、一部極左的破壊分子が群衆の興奮を利用し、激越な煽動によつて行つた計画的組織的な暴挙でありまして、彼らのいわゆる軍事委員会の指導による計画的軍事活動として実践されたものと考えられる節があるのであります。実際、騒擾に加わつたと思われまます暴徒は、それぞれあらかじめ用意しておりました日本共産党地区委員会旗、同細胞旗、北朝鮮国旗のほか、竹槍、棍棒、釘附プラカード等を振りかざしまして、これを武器として使用しておりますが、その数およそ六千名、内訳、旧全労連系労組員及び自由労組員約千名、全学連系左翼学生約二千余名、極左系朝鮮人二千数百名程度と推定いたしておるのであります。なお、今日までに騒擾罪容疑として検挙した者につきまして、年齢層を見ますと、三〇歳未満の青少年が全体の約三分の二を占めております。又、学生、朝鮮人、自由労務者、日本共産党細胞員などの占める割合が比較的多いということは、この暴挙に参加した者が特定の年齢層と或る種の組織体に属する階層であることを推知せしめるものであります。

なお、今回のメーデーに際しまして、全国的に特異な事犯といまして、東京以外では、京都における府庁、市役所、五条警察及び派出所に対する襲撃、破壊等の事件を初め、仙台、姫路、大津、八日市、名古屋、横浜、綾部等の各地において若干の暴力事犯の発生を見ておるであります。京都におきます事件は、公務執行妨害罪等の罪名で六三名を検挙して、目下捜査中でありますが、警察側に重傷一三名、軽傷三三二名、計三四五名の負傷者を出しておるのであります。

次に、今次事件の背後関係について申述べたいと思います。今回の不祥事件の背後関係について見ますのに、本年二月二日の反植民地デーにおける蒲田事件、同二三日の京都事件等と同様、その主体は一部極左的破壊分子であつて、彼らの企図する暴力革命の準備の実践の一環として行われたものと推測されるのであります。今次メーデーに際しましては、これら極左的破壊分子のメーデーを利用する策動に関する情報が入手されたのみならず、メーデー会場及び行進中において、「人民広場」へ参集せよ、実力で人民広場を闘い取ろうなどという内容のビラ多数が撒布されまして、大衆を煽動するなどの行爲が活潑に行われておるのであります。又日本共産党幹部岩田英一君が主要な役割を演じており、又京都において、日本共産党の有力党員である府會議員、市會議員らが煽動行爲をしていることもほぼ明らかになつておる次第であります。更に又、東京並びに京都における破壊的暴力行爲の手段方法は、彼らのいわゆるゲリラ的軍事活動方針に従つて計画的且つ組織的に行われたものであると推定されるのであります。今回の事犯は、その背後において明らかに一部破壊的な共産主義者らの組織を基盤として、その指導並びに煽動の下に行われたものであると推定されるのであります。

次に事前措置について申し上げます。特別審査局、国家地方警察本部及び東京警視庁におきましては、今回の不祥事件に関連する情報を事前に若干入手したのでありまして、治安機関におきましては相互に連絡して対策を協議いたしました。殊に東京警視庁当局といたしましては、中央メーデーの主催者の幹部に對しまして数回に亘り嚴重に申入れを行いました。暴力的不法事犯の発生防止につき協力を求める等、十分なる方途を講じたのであります。が、一面において、主催者の統制力とデモ参加者の自主的精神とに信頼し、徒らに警察力の介入するがごときことなきよう慎重な態度を持していたのと、他面におきまして、メーデー大会散会後デモ隊が五方面に分れて行進したので、警備力を分散せざるを得なかつたために、遂に予想外の事態の発生を見るに至つたと認められるのであります。

今次事件に多数の重軽傷者を出しました事情について申し上げます。只今申上げましたように、警察のメーデーに対する取締は、できる限り干渉と介入を避けることを本旨といたしまして、不法事犯の発生の際はもとより適宜処置することといたしておつたのであります。が、今回の暴徒の携えていたプラカード、指揮棒等はそれぞれ巧みにカモフラージュされておりまして、いつでも竹槍或いは釘付棍棒として、攻撃武器として使用できるようになつていたのであります。更に暴徒等は石やガラス瓶等を用意しておつたのみならず、現場には無数の石塊、石が現われたが、これらが投擲武器として使用されたことなどが警察官に多数の負傷者を出した原因と思われるのであります。又暴徒は、或いは投石、殴打し、或いは靴で蹴り、或いは濠内に突き落とし、甚だしきは拳銃を奪う等、全く暴虐残忍を極めまして、警察官は生命の危険にもさらされたので、止むを得ず催涙ガスや拳銃を使用したのであります。

して、暴徒側にも死傷者を見ることがなつたものと考えるのであります。身命を賭して暴徒鎮圧に挺身し、重軽傷を負つた警察官に對しましては、でき得る限りの慰藉と報償とを以て報いたいと思つておる次第であります。

なお駐留米国軍人等の自動車等に対し重大なる被害を与えたことは、国際信義上誠に遺憾至極でありまして、政府といたしましては、陳謝の意を表し、十分調査の上賠償等の処置をとる次第であります。

新憲法下、基本的人権擁護の名に隠れまして、口に平和独立、自由を唱えながら、みずからは憲法を無視し、国法を否定して、暴力主義的破壊活動をあえてし、毫も恥ずることなき極左的破壊分子の存在と、その集団の実態について、この際、国民一般が改めてその認識を深められ、これが対策に日夜奔走する治安当局の活動に對して、どうか積極的な御協力を与えられんことを切望する次第であります。（「やめ給え」と叫ぶ者あり）穏健な労働運動、或いは大衆運動はもとよりこれを保護助長すべきであります。これに便乗して陰に陽に治安を攪乱せんとする破壊分子に對しましては、治安機構の充実強化と適切な立法措置とによつて、この種事犯の防遏並びに處理に万遺憾なきを期する所存であります。

終りに臨みまして、我が国が講和発効により獨立を回復した直後に、而も首都において、かかる不祥事態の發生を見、多数の人的及び物的の被害を生じ、あまつさえ地方の靜謐を害しましたことにつきましては、重ねて遺憾の意を表したいのであります。政府といたしましては今後この種事態の再發を防止するため万全の措置を講じ以て國民の期待に副いたいと存するものであります。以上を以ちまして私の報告を終ることにいたします。（拍手）

吹田事件に騒擾罪を適用 吹田事件につき大阪地検では六月二五日騒擾罪で對処することを決定、市丸検事正は次のように述べた。

「人民電車」といい、放火、ピストルを奪うなどかつてない惡質なソウジョウ事件であり、国警、警視庁（大阪）の協力を得て速かに檢挙したい。

予備隊出動を考慮 政府は七月一五日治安閣僚懇談會を開き、吹田事件（第二部参照）は共産黨の戰術に一転期を画するものであるとして、次のような治安対策をきめた。

一、治安確保のため、今後大規模な騒亂事件が起つた場合には必要に応じて警察予備隊を「出動」させる。

一、このため国警、自警、警察予備隊、法務府特審局、内閣調査室が合同して至急に総合対策を檢討、またこれらの連絡を緊密にするため常置機關を設ける。

一、治安を乱す在日朝鮮人に對しては積極的な方策を講じる。

ピストル使用の強化 国警では七月二〇日、各都道府県本部あて「集團暴行事件に伴う拳銃の具体的使用方法」を指示「警察官等職務執行法」警察官拳銃使用及び取扱規定」を拡張解釈して、次の場合には射撃していいものとした。

一、相手がピストル、獵銃などの銃砲あるいは火藥類を持つて抵抗して來た場合

二、相手が刀劍類を持つて抵抗して來て、警棒などで防げない場合

三、相手がその他の凶器、たとえば石、鉄棒、薪などで抵抗、この抵抗が殺傷あるいはピストル奪取の意思で積極的に攻撃して來た場合

四、相手が凶器を持つていなくとも、相手に組みしかればピストルを奪われそうになつたとき、あるいは首を締められ窒息しそう

な場合

火炎ビンは爆発物かどうか 七月一二日全国公安検事会合で、最高検の見解どおり、火炎ビンは爆発物であるという意見に一致、全国各検察庁に対し、「火炎ビンについては爆発物取締規則を適用するよう」通告した。これにより火炎ビンの「所持」だけで逮捕できることにしたものである。

他方、一〇月一四日広島地裁、一月一六日大阪地裁でそれぞれ火炎ビンは爆発物でないとする判決があつた。広島地裁があげている理由は次のとおりである。

濃硫酸と塩素酸カリは爆発作用を起すが、これは単にガソリンに引火するための「マッチ」の役目であり、この爆発作用により瞬時に人の生命財産を奪い、または損傷するとはいえない。

第二章 朝鮮人対策

外国人登録法の制定 主として朝鮮人対策である外国人登録法は第一三国会で成立し、四月二八日公布されたが、その制定の理由を政府は次のとおり説明した（四月三日参議院外務・法務委員会における政府委員の説明）。

現行の外国人登録令は、昭和二十二年五月ポツダム勅令として終戦後における最初の外国人管理法として制定実施せられたものであります。その後昭和二十六年一月出入国管理令の施行に伴い、一般外国人の出入国については管理令の適用を受けることとなり従つて外国人登録令は一般外国人の登録関係と朝鮮人及び台湾人の出入国の規則とがその内容をなすに至りました。

平和条約発効後においては、朝鮮人及び台湾人は、日本の国籍

を離脱し、外国人として出入国管理令の適用を受けると相成ります。従つて現行の外国人登録令の連合国最高司令官の入国許可及びこれに附随する不法入国者の退去強制等の規定は外国人登録令としては不必要となり、ここに根本的な改正を必要とするに至りましたと同時に、登録関係の規定の内容においても不備な点が多々ございますので、この際政府としましては、外国人登録令を廃止し、新たに外国人登録法を制定いたしました。平和回復後の在留外国人の管理の適正を期して参りたい所存であります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何卒慎重審議の上、速かに可決せられるよう希望いたします。

提案理由の説明に続きまして順序といたしまして法案の逐条約な御説明をいたすわけでありますが、その前に現在の出入国管理制度がどういう経緯の下に創設されたのか、又これが現在如何よく運営され且つ平和条約発効後において如何なる問題をどのような方針で処理されるのか、その大要を御説明いたします。法案審議の御参考に供したいと存じます。

第一に出入国管理制度の今日に至りました経緯を申し上げます。御承知のごとく終戦前における我が国の外国人の出入国及び滞在に関する管理行政は、内務省の管轄の下にいわゆる外事警察の機構の下に内務省令でその取扱規定を定めていたものであります。終戦に伴いこれらの機構は一切停止せられ、占領軍の直接管理の下に置かれました。即ち朝鮮人、台湾人を含めた外国人の出入国は連合国最高司令官の許可を必要とし、これに対する事務は総司令部の中央及び地方の機構の下で処理されることに相成りました。昭和二十二年五月に至り初めてポツダム勅令として外国人登録令が施行され、占領軍の管轄下において国内的な措置がとられるに至りました。更に昭和二十四年八月、出入国管理に関する政令が

制定せられ、総司令部の行う出入国管理の下に不法入国の取締その他国内行政機関の行う事務及び実施に必要な機構が定められ、外務省に現在の入国管理庁の前身である入国管理部が設置されるに至つたのであります。昭和二十五年二月二十日、連合国最高司令官から入国管理に関する既存の法令及び機構を再検討し、これを一般に認められた国際慣行に一致させるために必要な措置をできるだけ早くとるべきことを指令した覚書を受けまして、更に同年九月十五日附の覚書で出入国管理に関する件の覚書によりまして、不法入国者又は不法在留者を司法保護組織又は警察組織と全然関係のない別個の機構に収容して所要の手續をとるべきことを要請されたのであります。これらの覚書に基きまして政府は昭和二十五年九月三十日、ポツダム政令を以て出入国管理庁設置令を制定され、同年十月一日から外務省の外局として出入国管理庁が発足したのであります。これに対し総司令部側から、司法保護組織又は警察組織と別個の独立した新機構の設置を見たことはいが、不法入国者に対する退去強制等の手續が依然として司法手續を基礎にしておる点は、一般国際慣行にマッチしていないとの理由を以て、改めて新手續令を制定すべき旨の要望があつたのでございます。その結果政府におきまして、昭和二十六年二月二十八日ポツダム政令を以て、不法入国者等退去強制手續令を制定いたしましたのであります。然るに右の手續令の主要部分の実施に先立ちまして、たまたま本問題のため総司令部がアメリカ本国から招聘しました米人顧問から、右手續令は実行上難点が多いこと及び講利を控えて単に退去強制手續のみならず、出入国全般に亘つての手續を含んだ包括的な管理令を制定すべき旨勧告がありまして、総司令部側においてもこの勧告を採用いたしました結果出入国全般に亘る諸管理を規定いたす出入国管理令の制定を見るに

至つたのであります。同時にこの政令を運営するに必要な入国管理庁設置令を制定いたし、ここに連合国総司令官の覚書にございました国際慣行に一致した法令と機構との整備を見るに至つたのであります。ただこの二政令は、連合国総司令官の出入国管理の権限との関連におきまして、即ち直ちに法律化できない実情に置かれておるので、取りあえずポツダム政令として昭和二十六年十月四日公布いたし同年十一月一日から施行いたしました今日に至つた次第でございます。

第二にこれらの政令の内容についてその概略を申し上げます。出入国管理令につきましては、出入国管理の方式といたしまして、一般的に承認されました国際慣行に基いて外国人の入国は原則的に自由であるとし、ただ上陸のための条件に適合していない場合には入国できないものとしております。この考え方は、従来の外国人登録令第三条の規定が、外国人は原則として本邦に入国することができないものとし、例外的に連合国最高司令官の許可によつてこの禁止が解除されるという特殊な管理方式と正反対の立場に立ち、更に寄港地上陸、観光上陸、轉船上陸、緊急上陸及び水難上陸のような特例上陸についても、一般の国際慣行に合致するよう十分な配慮が払われております。又入国の制限事由及び退去強制事由は、本来その国の国内事項ではありますが、いずれも先進諸国の例に倣つて合理性のある規定を設けております。更にこれらの処分はすべて行政処分によつて解決されますが、この手續は人権保障を旨とし民主的な運営を期しております。本邦に在留する外国人の管理につきましては、個々の在留資格及び在留期間を定めまして著しい逸脱のないよう規制いたしております。最後に日本人の出国、帰国につきましても、その方法を規定しまして、密出国のないよう注意を払つております。

入国管理庁設置令につきましては、出入国管理令施行に伴つて生ずる権限、事務等を能率的に運営せんとするものでありまして、出入国の管理に関する任務を一体的に遂行する責任を負う唯一の行政機関としての立場を明らかにし、本庁には長官官房、実施部及び審判調査部を置きまして、それぞれの任務を定め、附属機関としましては、入国管理庁研修所及び入国者収容所を設け特に研修所におきましては出入国の管理という新しい重大職責、即ち外国人を相手に直接いろいろな行政手続をすることは極めて困難な上に、日本の対外的評価にも関連いたします国の機関として重大な責任を伴うところの仕事でありますので、経験者のいないこの分野に、有能な職員を養成することを期しております。

更に地方支部局といたしまして、現在全国に十一カ所の出張所を設けまして、これに入国審査官及び入国警備官を配置いたして、それぞれ必要な任務を遂行させまして、最後に関係行政機関の協力に関する規定を設けて、この仕事が行滑に運用できるようにいたしてあるのであります。今般昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に伴いまして、外務省関係のボツダム命令のうち、特にこの二政令のみを一部改正の上法律化したそうとする政府の意図は、以上申し上げました通り、飽くまでもこの二政令が国際慣行と一致するように立案されたものであり、我が国が平和条約発効後に国際社会の一員となつた場合におきまして、そのまま法律として効力を得せしめて決して不都合はないものと信じ、ここに本法律案として提案をいたしました次第でございます。

第三に最近問題となつております朝鮮人及び台湾人と出入国管理令との関係を申し上げます。昨年十一月、管理令が施行されました当時、朝鮮人、台湾人はこの特殊な国内法上の地位に鑑みまし

て、管理令の適用から除外をいたし、従来通り外国人登録令を適用することといたしました。併しながら平和条約発効後、これらの者は日本の国籍を離脱し、外国人となるわけであります故、出入国管理令の適用については、一般外国人と同等の取扱をし、差別待遇はしないことを原則といたしますが、その特殊性に鑑み国籍の轉換に際し、適切妥當な経過的措施が必要であると考えております。その内容につきましては、目下進行中の日韓会談で話し合いが行われておりますので、その結果が決定次第別に法律を以つて規定することとしまして、それまでは取りあえず平和条約発効後も引続き本邦に居住できるように、今回提案した法律で規定を設けている次第でございます。朝鮮人、台湾人に対し、国籍轉換に際し管理令上如何なる取扱をするかは、日韓会談の結果を待たねばならない次第でありまして、政府としましては、現在日本に居住する朝鮮人、台湾人に対し人道に反するような不当なる取扱をする意図は毛頭ございません。従つてこれらの人たちが善良なる外国人である限りは、日本における居住は確保されるのであります。が、従来ややもすれば政府の真意を曲解する向があることを誠に遺憾に存じております。

最後に平和条約発効に伴いまして、現在連合国最高司令官の有する外国人の日本への入国許可の権限もなくなり、名実共に国際社会の一員として日本政府が自主的に外国人の管理事務を遂行することとなりますが、その責任官庁たる入国管理庁としては、只今申しました沿革に示された人権尊重の根本精神を堅持いたして、慎重な態度を以て今後の事態に処して遺憾なきを期して参りたいと思つております。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

登録拒否とその対策 五七万人にのぼる在日朝鮮人は、外国人登

録法は徴兵・強制送還の資料をつくるためだとして強硬に反対、法務省入国管理局が九月二十九日からはじめた登録きりかえ措置を拒否した。一〇月二一日には、登録済みは一割にもみたく、しめきり日の二八日を前にしてさえわずか二割であつたので、木村法相は一〇月二三日つぎのような談話を発表した（要旨）。

登録切替えについて種々の推測や宣伝が行われているが、登録したものは日本政府の保護を受けられこそすれ、不利になることはあり得ない。ことに管理令の送還規定の運用は人道上過酷な結果にならないよう留意し、貧困者であるというだけで強制送還することはない。まして登録が外国政府の徴兵の資料に使われるなどというのは全く一部悪質分子の謀略にすぎぬ。今度切替えによる登録証は外国人が将来日本に居住するにあつて例えば食糧配給生活扶助など日本居住を合法化する唯一の基礎となるもので登録切替えをしない者はこれらの面で不利になるのだ、切替えの期間延長はしない。したがつて二十八日まで申請しなかつたものはすべて違反者となり刑罰に処せられることになる。当局としては少数の登録妨害者に対しては断固たる措置をとる方針だ。

また、一月一〇日現在なお四万八千人の未登録者がいる事情から、最高検では一二月末違反者の摘発を強化することを決定した。

これにつき、佐藤検事総長は次のように語つた。

最高検としては関係官庁の調査をもとに違反者の摘発を行うがあくまで悪質者の追及に重点を置く方針である。

朝鮮人を強制的に隔離 政府は七月一五日の治安閣僚懇談会で、「不法」朝鮮人を強制送かんする方針をたてたが、その引取り交渉が停頓しているため、治安当局は、国内に強制収容所を設けて強制的に「隔離」することを要望、該当朝鮮人は三・四千人であるとの見込みをたてた。木村法相は八月一二日奈良ホテルで記者団と会

見したさいこの問題につき次のように述べた。

不良朝鮮人を強制送還せよというのは国を挙げての世論といつてよいが、目下は日韓会談が進展せず、またさきに韓国側は密入国者以外は受入れられぬといつて百二十五名を拒否してきた事実もある。政府としては会談の妥結まで強制送還該当者が相当数たまつてもさしつかえない態勢に収容施設を急速に拡充する必要があり、その場所や規模について具体的に検討中である、現在の収容力は長崎県大村収容所に千名を収容できるにすぎない。

なお政府は密入国者や刑の執行を終つたもののほか、公安上有害な分子を送還することも考えている。ただ不良朝鮮人を憎むのあまり善良な人たちまで憎むことになつては由々しい問題である。現在生活保護法により扶助を受けている朝鮮人は六万人におよび、その金額も六億円を越えている。その他直接間接の国費二十億円におよぶものが在日朝鮮人のために支出されているが、その一部が破壊活動資金に流れているとのウワサもある。政府としては朝鮮人に対する総合的対策を速かにたてるのが緊急の問題であることを痛感している。場合によつては政府はこのための機関を設けることになるかも知れない。

第四章 共産党対策

「平和と独立」を停刊 法務府特審局は「平和と独立」紙をアカハタ同類紙とみとめ、三月二八日発行停止の処分をし、同日午前一時、最高検・国警・警視庁の協力のもと、発行所、印刷所、配布網など全国約一〇〇〇カ所を政令三二五号違反の疑いで襲げき、責任者の逮捕・残紙の押収をおこなつた。なお、停刊された機関紙は

一月末現在で一八一八紙に及んでいる。

国会における発言を削除 五月八日衆議院運営委員会は、本会議場における議員の発言に関して次のような決定をおこなった。

議場での言論で議員の品位を傷けたり、事実とはなはだしく異なるようなものに対しては議長から取消しを命じ、あるいは速記録から削除を命ずることができる、これに異議の申出があれば次回の議院運営委員会で取上げ、異議が認められれば速記録にのせるが、異議が認められなければ削除する。

これは共産党の風早八十二議員が五月六日本会議でおこなったメーデー事件に関する質問の中に不穏当なものがあつたとし、占領中のプレスコードに代るものとして作つたわけである。同委員会では共産党、左派社会党は、反対党の言論を抑圧するものとして反対、自由党、改進黨は賛成したが、右派社会党は次回まで留保したいと述べた。

軍事裁判から政令三二五号違反にきりかえ アメリカの軍事裁判をうけて重労働の判決をうけた飯田七三氏ら七氏は、平和条約の発効と同時にその効力が失つたため「釈放」されたが、同時に政令三二五号違反として「再逮捕」起訴された。

全国で二五三名におよぶ軍事裁判服役者のうち約六〇名が同様に再逮捕された。

共産党議員の逮捕 共産党の渡部義通代議士は八月四日、柄沢とし子代議士は八月七日、第一三国会の閉会を機として逮捕された。渡部氏は昨年一〇月大宮市でおこなつた演説が占領目的に有害であつたとされ、柄沢氏は五月三日北炭夕張鉱業所第一坑繰りこみ場で演説をおこなつたことが建造物侵入とされ、それぞれその当時逮捕状が出ていたものである。

第五章 公務員および教員対策

国家公務員新任用制度 昨秋から国家公務員の新任用制度を検討していた人事院では、五月にいたり「職員任用」「職員の身分保証」「人事記録」の三人事院規則よりなる新任用制度を決定、六月から実施した。

要旨は次のとおりであるが、昇任について幹部候補試験をおこなう点が注目される。

【通則】 ①任用は職階制に基いて行ふ。このため全官職を一般分類官職（職階制によつて分類された一般官職）教育関係官職、非分類官職（主として非常勤の官職で職階制による分類のできぬもの）の三つに分け、一般分類官職は約百七十の職種に分け、各職種を通じて八等級とする②任用の種類は採用、昇任、轉任、降任、配置換の五種類とする。

【採用】 等級の低い主として六、七等級の官職に対する採用は競争試験（必ずしも筆記試験にこだわらない）とし、その他の等級の高い官職（一等級から五等級まで）に対する採用は人事院の承認を得て選考の方法による。ただし研究または特殊技能関係の職種にあつては低い等級の官職の採用でも選考による採用を認める。採用試験は六、七等級の場合は人事院が、他は各省庁の任命者が行う。採用の選考は四等級（課長補佐）以上は人事院が、他は各省庁の任命者が行う。

【昇任】 三等級（本省課長）以上への昇任は人事院の行う選考（主として経歴基準による）によることができる。四等級に対する昇任は資格試験を必要とする選考とする。その資格試験は

①一定の経歴のあること

②人事院の行う筆記試験に合格すること

③勤務成績の良好なること（勤務評定で判定）

の三条件とする。これはかつての高文試験に代る資格試験でこれに合格したものは幹部候補としての資格を得ることになる。五等級以下の昇任は原則として各省庁の行う試験による。

【轉任】 各等級を通じ準選考とし、人事院の定める轉任資格要件（昇任の基準よりは緩やかなもの）を満たすことを必要とする。

【配置換】 任命者の全くの自由とする。

【降任】 身分保障の見地から人事院規則に基く場合にのみ降任し得る。

地方公務員の新任用制 自治庁では地方公務員法による都道府県五大市職員の新任用制度の要綱を一月はじめ次のように決定、二月一三日から実施した。その特徴は、

①職員の採用は原則として試験によるものとし、しかも試験を実施する主体は人事委員会とする、②採用試験を公開競争試験とする、ことなどである。

（新任用制度実施要綱要旨）

▽採用および昇任

一、職員の採用および昇任は競争試験の結果作成される任用候補者名簿に基いて行う。

一、しかししつぎの場合においては選考によつて行う。

①現在われている職級の七級（係長クラス）以上の職への採用や昇任または三級（雇員クラス）以下の職への昇任（例えば給仕から雇になる場合）

②国家公務員または他の地方公務員の競争試験や選考に合格した

者を、当該の競争試験に係る職と同等以下の職への採用および昇任

③特殊な専門的知識もしくは技術を要する職、または精神病院の看護人など特殊な職で競争試験を行つても十分な競争者が得られないと、人事委員会が認める職への職員の採用、昇任

④職務遂行能力について職員の順位の判定が困難であると人事委員会が認める職への職員の採用、昇任

⑤その他競争試験によることが不適当なものとして人事委員会の承認があつた場合

▽競争試験

一、目的、方法。試験は職務遂行の能力を有するかどうかおよびその能力の順位を正確に判定することを目的とし、現行の職級に応じて行うことを原則とするが、吏員、雇員の区分および専門的知識または技術を要する職に応じて行うこともできるものとし、試験の方法はつぎの方法の一つによつて行う。

①筆記試験 ②口頭試験および身体検査や人物性行、教育程度経歴、適性、知能、技能、一般的知識および適応性の判定の方法 ③①と②の方法をあわせて用いる方法

二、試験機関。試験を行う機関は人事委員が共同設置されている場合と人事委員会の仕事（自治庁）や地方公共団体に委任されている場合とを除いてはすべて人事委員会とする。

▽選考

一、選考にあつては必要に応じて筆記考査、実地考査その他の方法を用いる。

二、選考機関。人事委員会が共同設置されていたり、人事委員会の業務が国や地方公共団体に委任されているような場合を除いては選考機関はすべて人事委員会とし、機械的に行われる選考や人

事委員会が適当と認める選考については任命権者（知事、市町村長、公安委員など）が人事委員会の委任を受けて選考を行うものとする。

教員政治活動の制限 八月二〇日勳木文部次官は日教組今村副委員長、辻原法制部長を招き、政治活動を自制するよう、次のように申し入れた。この申し入れは岡野文相、保利官房長官の了解をえておこなわれた。

① 日教組では去る六月中旬に開かれた全国大会で「教員は労働者なり」という教師の倫理綱領を決定したが、教員は労働者であるとともにまた教育者でもあるという二つの性格をもっていることを自覚してほしい。

② そういう意味から教師は単なる労働者とは違う面をもっており、親が子供をまかしているという点からも教師は一般の労働者とは違った特異性があるわけだ。この教育者という面から、「教育の中立性」を尊重し、教育者の良識をもち、政治活動にも一定の限界をもつて行動すべきだ。

③ たとえば総選挙や地方選挙などに際して教員組合が単一派を支持したり反対するような指令を発し、それにもとづいた行動をとることはのぞましくないと思うから組合として十分反省してほしい。

④ もし教組の政治活動がこのような形で続けられると、教員組合の政治活動を全面的に禁止するような法制的措置をとらなければならぬ事態も考えられるが、自分はそういう事態を未然に防ぐ意味で、組合側の自制を望みたい。

この申し入れは、自由党が教育委員せんきよの強行によつて日教組の分断をはかつていた時だけに日教組を刺戟したが、辻原法制部長はこれにつき次のように語った。

回答する筋合のものではないと思うが、この申入れを黙殺するかあるいは声明を出すかどうかはまだ決めていない。だが勳木次官がいつた日教組が特定の政党の下請だというように一般に考えられているとすれば誤解だから、それについては誤解をとくようにしたい。

高校の分離を企図 岡野文相は九月九日の閣議で、大学と高校以下の下二本建になつてゐる現行教員給与表を三本建にして高校を分離したいと述べ、閣議は文相に一任した。日教組ではこれを組合分裂策だとして反対したが、両者はそれぞれ次のように語った。

（岡野文相談）

さきに全国高等学校教職員組合から陳情を受けた際、なるほどと思つた。早速九日の閣議でこれを話し教員の給与体系を大学、高等学校および中、小学校の三段階に分けるべきであるということとを提案、了解を得た。非常に常識的なことで、何ら他意はない。

（横枝日教組情報部長談）

第一に、岡野文相が日教組を分断するため、高教組をかかえ込もうとする悪質な意図から出たものと思う。第二に、人事院、文部省は従来いづれも三本建は不合理だとしている。それに人事院勧告がまだされていないので、その実施はいずれにせよ来国会以後となるが、このようなやり方に対しては対策を考えなければならぬ。

第四編 賃 金 政 策

第一章 概 説

戦後の日本資本主義の再建にあつて賃金政策の果たした役割はきわめて大きかつた。一八〇〇円ベースⅡ業種別平均賃金の策定、賃金の間接統制をねらいとした「三原則」、さらには「経済安定九原則」などはいずれも低賃金体制を維持するための直接的な国家政策であつた。しかし資本蓄積がすすみ、資本主義の再建が軌道にのつてから、このような国家の手による直接的な賃金政策は、一応背景にしりぞいた形であつた。すなわちたちなおつた個別資本が、「企業の支払能力」などをたてにとつて労働組合の賃上闘争を圧伏したばかりでなく、日経連をはじめとした資本家団体は、賃金闘争に対抗する陣頭に立ち、個別資本をこぶ激励する緊密な体制ができあがつた。とはいへ低賃金体制を維持する国家的賃金政策が全く消滅したとみることはできない。それは依然として、公務員、公共企業体職員との給与決定や、労働委員会の調停等の形で、間接的ながら低賃金政策のからくりをつくりあげているといつてよい。

一八〇〇円ベースⅡ業種別平均賃金策定の政策は、国家独占資本主義の中で大きな比重を占める官公庁労働者の賃金を統制し、民間

労働者をそれに右へならせさせる意図をもつたものであつた。それはスト権を保持し、戦後の労働運動の先頭をきつていた官公庁の労働組合に対抗する政策であつた。しかしその後官公庁労働者からスト権をはくたつし、そのかわりにこれらの労働者の賃金を決定する機構として人事院や、公共企業体の仲裁委員会などが設置された。低賃金政策を遂行する主体は、一応これらの機構に移された。

けれども低賃金政策のからくりは、複雑である。人事院や、仲裁委員会の賃金決定は、そのまま実施されるのではない。その最後の決定は国会の討議を経て政府が行うのである。したがつて人事院や仲裁委員会の役割は中立的なよそおいをもち、労働者をなくさめる役割を果している。客観的には労働者をなくさめへわずかばかり賃金にいろをつけてしながらも、政府と一体となつて低賃金政策をおしすすめていることはまちがいない。そしてこれらのスト権をもたない労働者の賃金水準は、民間労働者の賃金水準に強い影響を与える点では、業種別平均賃金策定の時と大きなへだたりはないのである。

なお民間労働者の賃金決定にあつて労働委員会の果たした役割が大きかつたことはまえにも述べたが、その場合、C・P・S、C・P・I等の政府統計がたくみに賃金きり下げに利用されてきた。しかしこの事情をみてとつた労働組合は、賃上額算定の基礎にC・

P・SやC・P・Iを使うことをやめ、これらの政府統計にはげしい攻撃を加えた。このことは単に政府統計の攻撃といういみにとどまらず、政府の賃金政策にたいする闘争でもあつた。政府はついに、C・P・Iの改正をよぎなくされ、賃金政策の面で若干の後退をせざるをえなくなつたのである。

右にのべた諸点を、以下具体的な事実を通じて明らかにしよう。

第二章 人事院の賃金対策

給与準則の立案 人事院では国家公務員法第六三条に「職員の給与は、法律により定められる給与準則に基いてなされ、これに基かずに、いかなる金銭又は有価物も支給せられることはできない」という条項にもとづいて給与準則案の作成を五一年夏頃から行つていたが、五二年五月下旬によりやく完了した。この給与準則の立案の趣旨は、一、職階制を基盤とする給与制度を確立すること、二、職員の給与に関する事項を統一して規定すること、三、給与制度の確立に即応して勤務時間、休日及び休暇に関する事項を明確にすること、の三点であつた。それは次のような内容のものである。

(給与準則案要綱)

人事院給与局

第一 総 則

一、この法律の目的及び効力

1、この法律は、一般職に属する職員の給与準則を定め、あわせて職員の勤務時間及び休暇に関する基準を確立し、もつて職員に対し適正な勤務条件を確保するとともに、国民に対し公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

2、この法律は、国家公務員法以外の従前の法律に優先する。

(注) 法律の名称は「国家公務員の給与準則に関する法律」とする。

二、公平取扱の原則

1、この法律の規定は、すべての職員に公平に実施しなければならない。

2、この法律の実施に当つては、職員の人種、信条、性別、社会的身分、門地又は政治的意見若しくは政治的所属関係を理由として差別的取扱をしてはならない。

三、職員の給与を受ける権利

1、職員は、この法の法律定めるところにより、給与を受ける権利を有する。

2、職員の給与を受ける権利は、いかなる場合にも譲渡し、放棄又は担保に供することはできない。

四、給与の原則

1、給与は、官職の職務の種類及び複雑と責任の度に基き、且つ、その官職を占める職員の勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件及び勤務の成果を考慮したものでなければならぬ。

2、給与は、国民一般の生計費及び民間における類似職務に対する賃金を考慮したものであつて、職員が職務に専念することができ且つ、誠実で有能な職員を公務に誘致することができるものでなければならない。

3、いかなる給与も、この法律に基かずに、職員に支給することができない。

4、職員が、他の官職を兼ねる場合においては、これに重複して給与することはできない。

5、この法律の規定に基いてされた給与に関する決定は、正当な事由のない限り、さかのぼつて不利益に変更されることはできない。

6、給与は法律、政令又は人事院規則に別段の定のある場合を除き通貨で直接職員に支払わなければならない。

7、給与は、毎月一回以上一定の期日に支払わなければならない。但し、この法律又はこの法律の規定に基づく人事院規則に別段の定めのある場合は、この限りでない。

8、職員が職員又はその収入によつて生活を維持するものの出産疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求したときは、その際これにその日までの給与を支払わなければならない。

五、苦情の申立

職員は、給与、勤務時間、休暇に関して苦情があるときは、国家公務員法の定めるところに従い、人事院に行政上の措置を要求しまたは、審査の請求をすることができる。

六、給与の是正

実施機関が行つた給与の決定がこの法律及びこれに基づく人事院規則に合致しないと認めたときは、人事院は、これを是正することが出来る。

七、実施機関

1、実施機関（内閣、総理府、法務府、各省、経済安定本部、会計検査院及び人事院並びにこれらの外局）は、この法律の実施に関しこの法律及びこの法律の規定に基いて人事院の定める基準に従い左に掲げる事項を行う権限及び責務を有する。

(1)、所属の職員の給与の種類及び額を決定しこれを支給すること。

(2)、所属の職員の請求する休暇を承認すること。
(3)、所属の職員の勤務時間又は勤務日を定めること。
(4)、その他この法律によりその権限とされる事項。

2、前項に掲げる権限は、その機関の長が行うものとする。

3、前項の権限は、部内の上級の職員に委任することができる。

八、人事院の権限

人事院は、この法律の実施に関し、左に掲げる権限及び責務を有する。

(1)、この法律の完全な実施の責に任ずること。

(2)、この法律の実施及び解釈に関し必要な人事院規則を制定し及び人事院指令を発すること。

(3)、実施機関が行うこの法律の実施についての総合調整を行うこと。

(4)、実施機関が行うこの法律の実施について調査し、並びに資料の収集作成及び報告の提出を求めること。

(5)、給与その他の勤務条件に関し、調査研究すること。

(6)、その他この法律に定める権限及び責務。

第二 基本給

一、基本給

基本給は、国家公務員法及び職階法の規定に基いて分類された官職で常時勤務を要するものを占める職員に対しそれぞれの基本給表により支給する。

二、基本給表

1、基本給表は、次の通りとする。行政職基本給表、技能労務職基本給表、研究職基本給表、公安職基本給表、檢察職基本給表、税務職基本給表、教育職基本給表、医労職基本給表、海事職基本給表、海上保安職基本給表、郵務職基本給表、電気通信職基本給表、

本給表

2、各基本給表の額は月額とする。

3、各基本給表の等級の定義は、法律の別表としどの等級にどの職級をあてはめるかは、人事院規則で定める。

三、初任給

新規採用者の基本給は、その者の属する職級があてはめられた等級について定める基本給の中において、人事院の定める基準に従い、経歴、又は、知識若しくは技能に応じて定めるものとする。

四、昇給

1、職員が各等級の号級について定める昇給期間（法律別表）に定める期間を良好な成績で勤務したときは、1号給上位へ昇給させることができる。

2、基本給表の等級の最高額又はそれをこえる額を受けている職員が、その等級の最長の昇給期間の二倍から三倍の範囲内で人事院の定める期間を良好な成績で勤務したときは基本給号表（従前の通し号俸表）で一号上位へ昇給させることができる。

3、前二項の昇給日は一月、四月、七月、一〇月の各初日とする。

4、職員が生命の危険をおかして職務を遂行したために死亡し若しくは不具癱疾となつたとき、又は職員の功績が極めて顯著であるとき若しくはその勤務成績が特に優秀であるときは、人事院規則の定めるところに従い、第一項及び第二項の昇給の外に特に一号給、又は一号上位へ昇給させることができる。

5、前項の昇給後の昇給期間の計算については、前項の昇給直前の期間は通算する（以下略）

以上のような給与準則案にたいして、国家公務員の組合は全面的に反対した。その理由は次のようなものである。

一、給与準則は職務の実体と責任の度合、すなわち合理的な職階制と職務給によつて作成されるべきであるにもかかわらず、きわめて機械的であり、かつまたわれわれの給与を一定の枠内におしこもうとしている。

二、人事院のねらっているところは官僚主義の復活であり、職員を迎合的、排他的にする。

三、従来われわれが有利だとしていた点については大巾な改悪を行い、既得権の剝奪をたくらみ、不利な点はこれをそのまま容認しようとしている。

四、実施に伴う予算的措置約八万七千円を考慮しているが、これでは実施が不可能である。

五、民間給与などの均衡を保つことなくわれわれの給与をより以上不利にする。

以上のような理由にもとづいて、組合側ではさらに人事院の改革について、「人事院は政治的圧力のために、本務を忘却して政治的結論を求め、これにより給与準則等あらゆる人事院行政を行おうとしているが、こいう態度を改め、あくまで本来の性格である政治的中立性を堅持して公平な人事行政を行ふべきだ」と主張している。

建設省労働組合は、給与準則の基本給にたいして次のように批判している。「最低生活は全然保障されない。……昨春秋の勧告の際人事院が民間賃金の実態調査を行つた際、対象として選んだ事業所の四四％が百人以下の中小企業であり、民間賃金の統計を実際より低く算出して、我々の賃金を不当に低くおさへようとした。公務員は民間労働者の悪い面に同調され、民間労働者は公務員の無権利な状態に段々と近づけられている。」「職制を強化し低賃金を合理化する俸給表。……なぜこんなに巾の広い俸給表ができたか、同じ程度

の仕事のできる人で現在同じ賃金をとっているA、B二人の職員がいる場合、Aは人員配置の関係で地方の出張機関の出張所長、Bは本省の一課員であつたとする（これに似た例は多い）。この場合の格付はAは監督的立場でしかも数人の部下がいるので、当然平課員のBより上位に格付され、Aは六等級、Bは七等級という具合になる。……給与準則では等級別に昇給期間が異つており、下位の等級の昇給は極めて不利にできている。職制以外の大数の中堅、下級公務員をそれだけ長い期間低賃金にしばりつけることになり予算的にも少い額ですむことになる」

以上の批判にも明らかなように、給与準則は公務員給与に職階制を確立し、上下の賃金格差を拡大する結果をもたらすばかりか、依然として「人にたいする給与」という色彩を脱却できず、身分的給与になる傾向が強い。このような内容をもつ給与準則が民間企業にも強い影響を与え、労働者統轄の道具に供されることはみのがすことができない。

人事院の国家公務員給与改訂勧告、官労は五二年春以来最低賃金九七〇円（満一八歳税込）の要求をかかげて闘争してきたが、七月二日から浅井人事院総裁室前ですわり込みを行つた。かくして第一三回国会幕切れ直後の八月一日、人事院は政府および国会にたいし、一般職の国家公務員の給与引上げの勧告を行つた。これによると最低は組合側の要求額の半分にもみたくない四三〇〇円であるばかりでなく、従来の上下の格差九・三倍（一級一号と一四級六号のひらき）を縮小しようとした組合側の基本的主張はくつがえされ、逆に格差は一一・六倍と拡大している。すなわち八級四号あたりの者は三〇〇〇円のアップで一万三五五円となつてゐるが、これを境として上級者は漸増し、局長級は二万余円の増額となつてゐる。これに反して八級以下の下級者は漸減して、最下級はわずか七〇〇

円のアップにすぎない。勧告の具体的内容は次のとおり。

（人事院報告および勧告）

昭和二十七年八月一日

衆議院議長 林 讓治殿

参議院議長 佐藤 尚武殿

内閣総理大臣 吉田 茂殿

人事院総裁 浅井 清

国家公務員法第二八条及び一般職の職員の給与に関する法律第二三条第三号の規定に基き、一般職の職員の給与について別紙のとおり報告し、あわせてその改訂を勧告します。

報 告

(I) 一般職の職員（以下「職員」という。）現行の給与は、昭和二十六年五月当時における経済情勢に応じて同年八月二十日本院が国会及び内閣に対して行つた給与に関する勧告に基いて定められたものであつて、同年十月一日から実施されていたものである。

(2) しかしながら、昭和二十六年五月以降給与に係る経済諸条件は、相当に変化を示してきた。すなわち、これをまず生計費についてみると、特に前回の勧告に際して見込まれた米価改訂の外、生活に必要な物資及び役務の価格が上昇し、かつ生活水準の重要な指標となる物資の消費量が増加した結果、生計費はかなりの上昇を示すに示つた。このため本年五月において勤務地手当を支給しない地域に在勤する職員で、中等度の労働に従事する独身成年男子の生計費は、月額四七〇〇円を必要とすることが明らかとなつた。

次に民間給与の推移をみると、毎月勤労統計等の示す指標はおおむね生計費と同様の動きを示しており、また本院が全国に

わたつて本年三月分について行つた職種別民間給与実態調査の結果においても、各職種ともその給与がかなり上昇している事実が確かめられた。またこの調査によれば、民間における初任給が職員の場合に比して相当上廻つていた外、職員の上位の級の職務に相当する職務を行う民間従業員の給与には著しい上昇が認められた。

従つて、現行の俸給表に掲げる俸給月額については、これを生計費及び民間給与の上昇に応じて改訂する必要があるものと認める。

(3) 民間従業員の扶養手当は、本年三月現在において本院が行つた調査の結果によれば、職員のそれとほぼ同様であつた。従つて職員の扶養手当については、なお当分の間、現行の支給範囲及び支給額を維持することを適当と認める。

(4) 最近における消費実態調査の結果によれば、地域的にみて生計費に若干の変動が生じているので、現行の勤務地手当については、更に調査の上、できるだけ近い機会に本年五月六日に行つた参議院の修正議決の趣旨を斟酌して、別途その改訂について勧告する予定である。

(5) 現在職員に支給している特殊勤務手当については、実状に即しない点があるのでこの際その一部については、俸給月額の改訂を考慮して適当にその支給額を改める必要があるものと認める。

(6) 本院の民間給与実態調査の結果によれば、最近一年間において民間従業員には夏季と年末をあわせて給与月額の約一・五月份に相当する賞与が支給され、その一部は勤務成績を考慮して支給されている実情である。

従つて現在職員に支給されている年末手当及び臨時手当を民

間の実情にあわせて改訂する必要がある。

(7) 以上のべたところによつて、現行の職員の給与を適当に改訂する必要があるので、以上の報告にあわせてその改訂について次のとおり勧告する。

勸告

(1) 俸給

一般職の職員の給与に関する法律に定める別表第一から第五までの各俸給表に掲げる俸給月額を別表に示す新俸給月額のとおりに改訂するものとし、あわせてその改訂に伴い、昇給期間について定める間差額の四〇〇円及び一〇〇〇円をそれぞれ六五〇円及び一六〇〇円に改めるものとする。

なお、一般俸給表の職務の級四級に新たに八号俸俸給（月額七二五〇円）を設ける。

(2) 期末手当

現行の臨時手当及び年末手当に代えて新たに期末手当を設け、毎年六月及び一二月に、それぞれ俸給、扶養手当及び勤務地手当の半月分に相当する額の範囲内で、在職期間に応じて支給するものとする。

(3) 勤勉手当及び奨励手当

期末手当の外に、新たに勤勉手当及び奨励手当を設けるものとする。

勤勉手当は、奨励手当を支給する職員以外の職員に毎年十二月に一人当たり平均額として俸給、扶養手当及び勤務地手当の合計額のおおむね〇・五月份に相当する額を勤務成績に応じて支給するものとし、奨励手当は、企業官庁に勤務する職員のうち、人事院規則で指定するものに年間一人当たり平均額として俸給、扶養手当及び勤務地手当の合計額のおおむね〇・七月份に相当する額を勤

新 勧 告 に お け る 一 般 俸 給 表

	1 号 俸	2 号 俸	3 号 俸	4 号 俸	5 号 俸	6 号 俸	7 号 俸	8 号 俸	9 号 俸	10 号 俸	11 号 俸
1 級	4,300円	4,400円	4,500円	4,600円	4,700円	4,700円	—円	—円	—円	—円	—円
2 級	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900	5,050	5,200	—	—	—	—
3 級	4,900	5,050	5,200	5,350	5,500	5,750	6,000	—	—	—	—
4 級	5,500	5,750	6,000	6,250	6,500	6,750	7,000	7,250	—	—	—
5 級	6,500	6,750	7,000	7,250	7,500	7,750	8,000	8,250	8,500	8,750	—
6 級	8,250	8,500	8,750	9,000	9,250	9,500	9,750	10,200	10,650	11,100	11,550
7 級	9,750	10,200	10,650	11,100	11,550	12,000	12,500	13,000	13,500	14,000	—
8 級	12,000	12,500	13,000	13,500	14,000	14,500	15,150	15,800	16,450	17,100	—
9 級	14,500	15,150	15,800	16,450	17,100	17,750	18,400	19,200	20,000	20,800	—
10 級	18,400	19,200	20,000	20,800	21,600	22,400	23,200	24,200	—	—	—
11 級	23,200	24,200	25,200	26,200	27,200	28,200	—	—	—	—	—
12 級	28,200	29,400	30,600	31,800	33,000	34,400	—	—	—	—	—
13 級	34,400	35,800	37,200	38,800	40,400	42,000	—	—	—	—	—
14 級	42,000	43,600	45,200	46,800	48,400	50,000	—	—	—	—	—

務成績に応じて支給するものとする。但し、貯金、保険等の募集勤務に従事する職員に対しては、現行どおり特殊勤務手当を支給することとし、これらの勤務に係る勤務手当及び奨励手当は支給しないものとする。

(4) 勧告の実施

この勧告の実施により職員の総平均給与月額（俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当を含むものとし、これら以外の給与を含まない。）は、近く勧告すべき勤務地手当の地域区分の改訂

が昭和二十七年五月一日より実施されるものとして、同日においておおむね一万三五一五円となるはずである。

従つて人事院は、この勧告が昭和二十七年五月一日から実施されるように国会及び内閣において適切な措置をとられんことを切望する。

さて、右の人事院の勧告における平均賃金は一万三五一五円であるが、その算出の根拠はどのようなものであろうか。まず食料費については、二四〇七カローを基準として、国民栄養調査、C・P

・Sなどを参考にマーケット・バスケットを組み、成年男子の食料費は月額二六三〇円となつた。この場合すでに摂取カロリーが極めて低く、また消費内容も悪いから、低賃金となるのは当然である。食料費以外のものは、マーケット・バスケットによらず消費実態調査から換算系数によつて算出されているが、たとえば被服費は僅か六三〇円であるから一足百円のくつ下を三足、一枚一五〇円のアンダーシャツを二枚かえばそれでおしまいである。

しかもこの標準生計費は、平均ベースの基礎となるものであるから、実際にはこの標準生計費以下の労働者がたく山居るわけである。以上のような官庁統計の利用こそが、低賃金政策を遂行するための基礎になつて注視すべきであらう。

この勧告にたいして官賃金専門委員会は次のように批判している。「人事院は給与勧告を出すことによつて、われわれ公務員の最低生活確保の賃金要求を否認し、われわれの給料を低めるために大きな役割を果たしてきた。すなわち、勧告については、いつもG・H・Qや政府の鼻息ばかりをうかがい、話にならないほど低い給料をあたかも非常に科学的であるかのように宣伝することによつて国民をギマンしてきた。また、民間労組の団体交渉の際にも出されて最低賃金要求を骨抜きにするためにも役立つ。では勧告のどこにギマン性があるのか。

まず第一には誰にもわかるほど明らかに食えない生計費を、いろいろな統計を使つてあたかも、充分に食えるかのように理論づけをしていること。

第二に、ベース・アップといつても勧告の度に上下格差をますます大きくしているから、実際多数の人々は名目的にも、大した引上げになつていないのに、あたかも非常に改善されたかの如く宣伝している。

第三は故意に低い民間産業の賃金の統計をとり、これと比較して給与体系を作つてゐることである。

第四には、人事院は政治に屈して、国会の終つた頃にいつも勧告し、給与引上の実施を意識的におくらせている。

第二章 公共企業体の賃金対策

公労法によつて争議権をうばわれている公共企業体の給与が、公務員の給与とともに、一般の賃金水準に与える影響は大きい。ここでは、専売公社の給与が中央調停委員会、および仲裁委員会でのようにとり扱われたかを検討しよう。

専売労組は、圧縮理論生計費から計算して、現行一万四〇〇円の基準賃金において六二〇〇円増の一万六六〇九円の平均ベースを要求したのにたいして、七月三十一日に提示された専売公社中央調停委員会の調停案は、一、管理職員を除く一般職員の基準給を八月以降一人平均一万四〇〇〇円とし、二、配分については団体交渉によることとして、その際現行俸給表を廃して、一般職員用の「通し号俸表」と「職種別号俸表」とを作成することなどの内容を含むものであつた。

ところが公社、組合とも七月三十一日調停案を拒否したので、調停委員会は、同日調停の打切りを公示したが、組合側は、八月二〇日公共企業体等仲裁委員会に仲裁申請するにいたつた。

一月二七日仲裁委は、次のような裁定を下し、「公社は戦前水準程度の資金を拒む理由はない。一万三二〇〇円が確保されれば、戦前賃金水準は回復される」と主張した。

(専売賃金仲裁裁定書―要旨)

公企体等中裁委員会委員長 今井 一男

委員 今泉 秀夫

一、公社職員の昭和二十七年度における基準賃金は、八月以降月額平均一万三〇〇〇円とする。

二、前項による新旧賃金の差額のうち、八月から一〇月までの分については、公社は一二月中に一時金として支払うことができる。

三、新本俸の配分は、「通し号俸表」と「職種別号俸表」の二本立によつて行う。

四、扶養手当の額は現行どおりとする。

五、公社は、夏季に支給した報償金の外に、当初予定された額の報償金を支給する。

六、本年度決算において、予定以上の利益を生じた場合は、公社は、その一部を業績賞与として職員に支給する。

七、本裁定の解釈につき疑義を生じ、またその実施に当り両当事者の意見が一致しないときは、本委員会の指定によつてきめる。

(理由)

(一) (略)

(二) 組合側は、専売事業の現状、労働生産性の回復等からみて、戦前の実質賃金は確保されて然るべきものと主張し、その立場から、理論生計費を圧縮して、この程度にとどめたと説明する。

計数の上からみれば、製造煙草は昭和九、一〇、一一年度平均の六〇六億本から、本年度の九〇一億本に増加し、指数において一四九を示し、この間、職員数指数は一〇八に過ぎないの
で、労働生産性は一三八にあがつたこととなる。もつともこれには工程の機械化、製造内容の変化等の要素も相当含まれているが、その点を斟酌して実質的な労働生産性に改めても、それ

が戦前の水準を突破していることは、会社側も認めるところである。しかして専売事業の現状は、その経理状態を含めておおむね順調なのであるから、その限りにおいて、少くとも戦前水準程度の賃金の負担を拒むべき理由は、見出し難いようである。

問題は、如何にして戦前の賃金額を今日に引直すかにあるが、これについては多少議論の余地があるにしても、組合側が試算に用いた、経済審議庁発表にかかるCPIがほとんど唯一つのものである。これによれば、昭和九、一〇、一一の三年平均に比し、消費者実効物価は、本年度のなかばにおいて、その三〇〇倍に相当する。昭和九、一〇、一一年度における専売職員の総平均賃金は月五二四二〇銭であつたから、これに前記倍数を乗ずれば、一万五六六〇円となるが、戦前の賃金額は賞与、勤勉手当その他一切を含んでいたので、基準賃金を算出するには、これから超過勤務手当その他の給与を控除しなければならない。加うるに、ラスパイレス方式は過大に失するという見方があり、職員の構成比率も論議の種になり得るし、殊に年末手当をいくらすするかによつて、その数字も相当変化するわけであるが、いろいろの角度から詮索した結果、一万三〇〇〇円が確保されれば先ず戦前水準に戻つたといえるという、おおよその目安を得た。

現実的には、右の額から税金が差引かれるから、消費水準は戦前よりもなお一割近く低くなるが、これはわが国民経済の現状よりみて、やむを得ないといわなければならないまい。

(三) 公社側は、民間類似産業の賃金に比準すべきことを主張し、具体的には先に調停委員会が行つた紡織、食品、軽電気、製薬、製紙、印刷の六大工業六〇事業所の実態調査の結果を最も有力な資料と認めた。よつてかりに調停案に示された算出方式に従

つてこの資料を整理すれば、基準賃金において、月一万三〇〇〇円を若干上廻る程度に算出されるものの如くである。

(四) 今回の補正予算案に当つては、本年八月の現給に対する二割増として、公社職員の基準賃金は月一万三〇七四円と内定された。

いまこれら三者の数字を比較するに、その出発点、考え方を全然異にするにかかわらず、結果としての数字には、ほとんど逕庭がみられない。よつてこれらを総合勘案して、本年度の基準賃金はこれを月額一万三一〇〇円と裁定することとした。

(五) 新賃金は四月遡及の論もあり得るが、調停関係、国鉄と同じく実質的には夏季手当〇・五カ月分が支払われたこと等からみて、八月から実施するのを相当と認める。裁定が異例の事情により遅延したために、その影響が職員に及ぶことは因より道理ではない。しかしながら、種々困難な手数料を生ずることを慮り、そのうち、八、九、一〇月の三カ月分のベース・アップ差額については、これを一時金として年末に支給し得る途を開くこととした。

右に明らかなように専売の裁定賃金の算式は、まず昭和九一一年の平均給与に、ラスパイレス方式にもとづくC・P・Iの上昇率(三〇〇倍)をかけて一万五六六〇円を算出し、これから報償金と年末手当を控除し、さらに労働時間の修正を加えて一万三一〇〇円としたものであつた。これにたいして組合側は次の諸点を批判している。

第一に、戦前の平均給与五二四二〇銭の中には、雇人の一二四三一銭がふくまれているから、低すぎることを。第二に、物価指数のとり方として、三〇〇倍は過少であり、総評が賃金綱領に発表した三七五・七倍とすること。第三に、報償金を給与から控除したことは

不当である。なぜなら報償金制度は、一九四八年に組合の圧力で獲得されたものであり、これは本来職員の努力による生産の増加に対し、その対償として支払われるものだからである。第四に、所得税、及び地方税についてはなんら考慮されていない。戦前には、勤労所得税は月額一〇〇円までは無税であつたから、戦後における税金負担は、実質賃金を二割低下させる結果となる。

以上の組合の指摘によつても明らかなように、裁定賃金は、一応戦前賃金水準との比較で決定されることになつてはいるが、しかし戦前基準の賃金のとり方が低く、また物価指数もC・P・Iに依存しているため実態を正確に反映しない。したがつて、結果的には低賃金を固定させる役割を果しているといつてよい。

なお国鉄の仲裁裁定については、「国鉄争議」に掲載してあるが、ここには、裁定理由書の一部をかかげておく。

一、我が国の鉱工業は、戦前に比し、約一三〇%の回復率と称せられるのに対し、国鉄の輸送量は旅客において三四二%貨物において一九〇%と、ほとんど他に例をみない増大を示している。

戦前戦後を通じ、国鉄は経理の堅実をもつて知られ、営業費は年々事業収入の六、七割程度をもつて足り、多額の益金を計上して来たのである。

しかして戦後においても、事業分量の回復は右のように著しいのであるから、普通ならば他産業よりも、はるかに余裕がある筈であるのに、現実の姿は、周知のように、甚だ窮屈である。

二、本年度損益勘定予算をみると、償却費及び公債費を除いた狭義の営業費は、一七一五億円であり、一九三六年度の三億五四四二万円に対し四八三倍に当るが、うち人件費は三三六倍であるのに物件費は六八一倍となり後者の顯著な増加が目立つ。

物件費中石炭費は、この間八五九倍を示しているが、その原因

は炭価が凡そ六〇〇倍の騰貴を来たことにあり、また機関車走行キロの増加を斟酌すれば、今後なお節約の要あるが、その額には大きな期待をもち難い。現に一キロ当りの消費量も一九四二年頃の水準に達しようとしている。

物件費中最大の修繕費は本年度五四八億圓に達し、この間九二八倍の激増であつてその合理的な使用については、凡ゆる努力が払われねばならぬがその性質からいつて、減額の余地は皆無である。

右二項目で物件費の八七％を占め、残余は電力及び石油等の動力費三五億圓、被服費一三億圓、備用品費一五億圓等をおもなものとし、合計一三一億圓に過ぎず、而も一九三六年度に比し二五〇億にしか当たらないところからみても、この部分の節約からまとまつた額を捻出することは困難である。

三、国鉄の人員は、一九三六年度の二二万八〇〇〇人に比し、本年度は約四四万四〇〇〇人、一時六三万人を超えていたのを、公共企業体として発足以来一万人の大整理を始め逐年減少を図っているが、まだ絶対数において相当高位にある。

しかしながら、これは業務量と対比して判断を要する。すなわち、列車キロ当りでは、戦前に比し約五割、車輛キロ当りでは約三割多く、人 equal キロ当りでは約三割下廻つており、これに機械化の割合の少いことを考慮に入れば、生産性の回復は、鉱業の約七〇％、工業の約一〇〇％に比し、毫も遜色ないものと認められる。

殊に戦後は、勞働基準法実施に伴い約七万人、連合軍関係一万一〇〇〇人、鉄道公安員約三〇〇〇人、自動車輸送の増加に伴う増員約九〇〇〇人、志免炭鉱約五〇〇〇人等、鉄道の業務量に直接関係のない要員が大幅に含まれており、これを斟酌すれば、も

はや職員数を過大と断ずることは困難であり、その生産性の回復率は一層高く評価されるべきであろう。

損益勘定における人件費は、前述のように、一九三六年度に比し、三三六倍となつてにすぎないが、人員数を調整すれば、人件費の一人当り一八四倍となり、民間賃金とその間凡そ二六〇倍になつたといわれるのに対比すれば、人件費の相対的過少は更に明白である。

従つて人件費対物件費の比率は、戦前おおむね五五％対四五％程度であつたものが戦後は全く逆轉し、本年度は四〇％対六〇％となつてゐる。

四、現在国鉄において最も注目すべきことは、戦災に伴う復旧復興、戦時中の酷使並びに修理不足による老朽荒廢に対する急速な修繕の要請が極めて強いことである。

戦後公社となるまでは、少くとも建設改良（取替）に属する工事経費は、原則として、財政資金によつて賄われた。即ち、一九四五年度より一九四九年度までの工事経費五〇〇億圓の中、国鉄の自己資金によつたものは僅に一八億圓に過ぎなかつた。然るに一九五〇年度からこれを極力自己資金で賄う建前がとられ、本年度は工事経費全体の七四％に当る三〇六億圓が、運輸収入を割いてこれに充てられることになつてゐる。

戦前においては、自己資金をもつて支弁する償却、取替と修繕の合計は、運輸収入に対し、おおむね一〇—一二％程度であつたが、戦後は、前に述べた修繕費の関係で激増し、一九五〇年度以降は、運輸収入に対し三六％を超え、本年度は実に四二％に達している。類似産業である私鉄ではこれは三〇％程度に過ぎない。

なお、国鉄の資産は、再評価すれば一兆八一億圓と称せられ、これは帳簿価格に対して倍数をそのまま乗じたものであつて一

七・七倍となり、これを採算の限度に止めた一般会社の八・一倍、私鉄の三・五倍に比し、はるかに上位にある。従つてこの数字を基礎として償却を行いつつあることは望ましいにはちがいないが、無理なことも明瞭であらう。

五、収入の本源たる運賃は、昨年一〇月の改正により、一九三六年度に比べ、旅客において一〇九倍、貨物において一五七倍となつたに過ぎず、賃金の約二六〇倍、卸売物価の約三五〇倍と比較してもその均衡を得ていない事は明らかであり、通信料金の戦前比約三三〇倍、主食の同約二五〇倍、電力料金の同約一四〇倍と称せられるのに対比してもその相対的低位は十分裏書される。

以上により明らかなように、国鉄経理の悪化は、人員の多過ぎるためでもなく、その能率の悪いことにあるのではなく、その最大の原因は、取替償却の工事費と修繕費の激増にあり、次いで石炭費の膨脹にあり、しかもこれに見合うべき運賃値上げの行われないところにある。その結果人件費は圧迫を受け、相対的に減少をみている。

六、賃金が雇用者たる企業の経理状態によつて、相当に左右されることは、企業責任制をとる以上、現実問題としては止むを得ないところである。従つて民間企業においては、一般水準に比し、可成割高な賃金を得る場合もあるし、また反対の場合もあり得る。しかしながら公共企業体のようなところにおいては、仮に業績が如何に挙つたとしても、余りに割高な賃金は、その性質上、許さるべきであるまいし、同時に、その反対の場合も適當ではないと考へられる。但し業績と全然遊離して決定することも、企業体である本質を無視するものと認められる。従来から国鉄は、その経理能力の關係上、賃金は若干低目に決定されて来た。本委員会は一九五〇年度の賃金決定に当り、本来ならば八五〇〇円以上を妥

当と認めながら、国鉄の支給能力を考慮して、敢えて八二〇〇円と裁定した。これが昨年度調停案の基礎となつたのである。これに新規採用の抑制、扶養家族の増加等を計算に加えるときは、その開きは少くとも更に数百円は増大するものと認められる。しかも今次裁定は、これらの要素を除外し、単に昨年度の賃金をそのまま本年度に引直したものにすぎないのである。すなわち、兩三年間の企業努力、人員の激減、業務量の増加、生産性の向上等の事実も賃金決定の上に格別に斟酌されてはいないのであつて、いわば必要限度の賃金といひ得よう。

企業体として事業を運営する以上、必要な物件費と同じく必要な人件費は確保さるべきであり、物件費のみを優先させようというような議論は公正なものとは認め難い。

七、本裁定実施のためには、本年度において賃金総額を百二、三十億円程度追加することを要する。これは損益勘定の約六％に過ぎないが、前に述べたように、本年度予算には、期待し得る余裕乏しく、その大部分は他に俟つのほかない。

今次仲裁に当り、職員側から、その財源として、主要幹線の電化を始め、十項目による約二百億円の捻出が可能と主張された。その中には、既に国鉄側において解決済み乃至は着手済みのもの、差当り実行不可能のもの、或は幹線の電化のように、凡ゆる意味で推進さるべきであるが、本年度の財源には加え得ないもの含まれていた。

しかしながら公安員経費の政府負担はもつともであつて、これによつて平年度約六億円の金額を見込み得るし、高架線下用地広告関係などの使用料、賃貸料の一般民間水準への引上げも速かに断行さるべきであり、死過蔵用品や遊休不動産の払下げも是非努力さるべきであるから、或はこれらによつて数十億円程度は期待

できるかも知れない。次いで指摘するべきは、定期券の運賃である。戦後運賃改正の度毎にその割引率は増大せられ、今や原価の四一％に過ぎない。このような措置は、勤労者の家計援助のためには確かに必要であるが、これを国鉄の負担において行わせることは、現在の一般経済原則にとり、分配の観念からみても公正を欠く。これを補給金の意味において政府が負担するとすれば、その額は凡そ二〇〇億圓に達する。若し戦前の割引率程度に還元するにとどめてもなお二七億圓の財源となる。更に現在稼働中の資産でも本来の業務に直接必要のないものは、之を払下げるならば相当な額を産み出し得よう。

なお国鉄は現在限度一杯の償却を行いつつあるが、これが他産業並みに考えるならば、一五〇億圓程度は減額されて然るべきものである。また運輸収入に対する修繕と償却の合計につき、私鉄を基準として算出すれば二〇〇億圓以上の負担軽減となり、昨年度の国鉄の比率に従えば一一〇億圓を減すべき計算となる。

八、若し運賃が、戦前に対する物価の倍数まででなくとも、せめて賃金水準の上昇率程度まで引上げられたならば、相当大幅な利用減を見込んで、なお一〇〇億圓を超える収入増が予想できるから、賃金問題の根本的処理はいうに及ばず、施設の復旧から幹線の電化まで、凡ゆる問題が計画的に解決されるであろう。しかしかかる大幅な値上げはもちろん不可能である。それにしても一割なり二割なりの運賃値上げは今の経済の建前に鑑み考究に値する。

もつとも運賃値上げの産業経済に及ぼす影響は甚大であり、国民負担力の回復のまだ十分ではない今日、慎重な態度を要することは論を俟たない。若し値上げを避けようとするならば、鉄道債券で賄うことが考えられる。

国鉄の施設は決して完全に戦前の姿には戻っていない。これを求める国民の声は大きい。そしてこの修繕、取替、償却費こそ現在の国鉄経理の中心問題をなし、既に運輸収入の四二％に達し（修繕関係の人件費を加えれば実質的には五二％となる）しかも多々益々弁じなければならぬ状態にあり、これが人件費を圧迫しているのである。国鉄として、これは負担が一時的にシワ寄せされたものである。たとえそれが資本的経費でなくとも、一時的シワ寄せされた経費の負担を、後年度に繰延べて平準化させることは、むしろ経営の常識である。企業における独立採算は、会計年度毎のバランスの意味に解されてはならない。殊に運賃を政策的に低位に止め、しかも修理復旧を急ごうとするならば、それ以外に途はあり得ない。そしてこれは補給金的な政府負担に俟つよりも一層合理的である。何者、復旧復興によつて恩恵を受けることは、後年度の鉄道利用者の方がより多大であるからである。若しこの負担を現在の国鉄職員に負わせるような措置が講じられたならば、それは勞働価値を公正に扱つたものとはいひ得ないであろう。国鉄の借入金は、本年度末に至るもなお一〇〇億圓に達しない。しかもその資産は時価にして一兆圓を超える。一般民間事業に比し、その外部資本に依存する程度が如何に低いかをうかがうことができる。この面からも、新建設の分を除き、年に二、三百億程度の借入金を数カ年に亘つて求め、修理復旧のおくれを一挙に取り返すことは、最も現実的な手段であろう。若し資金を民間に求める必要があるときは事情により、政府の元利支払保証を付し、或は一部利子補給の措置を講ずれば、更に効果的であろうし、新線建設に当つては、鉄道債券の一部を地方に負担させる方法も考えられる。

しかし一方使用資本一兆圓を超える企業の年収が二〇〇〇億圓

ということとは、経済常識から見ても不合理であつて、その基礎産業たる立場に鑑み、事情の許す限り、運賃は若干は引上げられるべきであらう。

経営上難問題の山積する今日、借入、運賃値上げ、或は経営合理化による財源捻出等につき、切に国鉄当局の善処を期待する。

第四章 労働省その他の賃金対策

中央賃金審議会の最低賃金 中央賃金審議会は一九五〇年十一月一五日発足以来、会議を重ねてきたが、五二年に入つて第二期の審議会となり、審議はやや具体化した。第一期の審議会の結論は、「わが国の産業ならびに労働経済の実情から、わが国における最低賃金としては、一般産業の労働者を対象とする一般的な最低賃金と、賃金水準の比較的低位にある特殊な産業を対象とする最低賃金との二本建とし、その実現の方法としては、さし当り、後者の特殊な産業の労働者にたいする最低賃金制を設定することとし、これらの特殊な産業の企業経営の実態に即応するよう、充分な実情の調査研究を進める」ということであつた。その後、この「特定業種実態調査」についていろいろ審議されたが、結局、絹、人絹織物製造業、玉糸、座繰生糸製造業、家具建具製造業、及び手漉和紙製造業の四業種について調査を行うことが決定された。

この実態調査によると、従業員平均年齢男三三歳、歳三六才の玉糸座繰が、昨年度年間平均賃金二九七二円という低水準である。また支払賃金の並数をみても、玉糸座繰は、調査六八〇事業所のうち二九八事業所が、二〇〇〇円から二九九九円までの賃金を支払つて

実態視察の結果について中央賃金審議会は一〇月、次のような文書を発表した。

（実態視察の結果について）

絹人絹織物製造業、家具建具製造業、手漉和紙製造業、及び玉糸座繰生糸製造業の各業種の実態視察の結果、最低賃金制の実施について左の如く意見の一致をみた。

一、絹人絹織物製造業、家具製造業、手漉和紙製造業、及び玉糸座繰生糸製造業の四業種は、その賃金事情において異なるものがあるが、いずれも低賃金産業であることを認める。しかし、これらの最低賃金制を実施するには、それぞれ問題があるから、なお検討する必要がある。

二、当該業種の問題、製造業者が家内工業にその製品の加工を下請せしめている場合には、その所謂加工賃について、（一）との均衡をはかるよう検討する必要があるものと考えられる。

三、（一）、（二）の検討に当つては、各業種については、それぞれ下記の点を特に考慮する必要がある。

- 1、絹人絹織物製造業 関連繊維産業との関係
- 2、家具建具製造業 職人（熟練工）と見習工との関係
- 3、手漉和紙製造業 完全自営業者が相当に多数存在する場合の問題
- 4、玉糸座繰生糸製造業 器械製糸との関係並びに出釜との関係

なお、これらの四業種とも、支払能力の乏しい極小規模の企業が多いので、最低賃金制の実施に当つては、経営補強等の諸施策について別途に考慮することとする。

一九五二年一〇月三十一日

中央賃金審議会

会長 赤 松 要

専門審議会

会長

殿

労働省の賃金制度改善の勧告 労働省では、全国労働基準局長および労働主務部長合同会議において賃金制度の改善について検討し、八月四日次のような通牒を全国の労基局長宛に発した。

一、賃金制度改善の目的

わが国の現行賃金制度を改善することによつて、労使関係の安定をはかり労働者生活の向上及び経営の合理化に寄与することを目的とする。

二、方法

(一) 計画の樹立及び実施の重点は、企業の実情によつて、各異なるべきも概ね次の各項目を中心とし、特に小企業にあつてはその協同組合等と連繋して、以下の各項目を含む賃金規定等の制定及びその励行運動を展開する等の方法によることが有効である。

1、賃金決定における労使対等の原則の確立

賃金の水準、計算方式支払方法等の設定及びその改廃に関しては、団体交渉等による労使対等の立場における話し合いによつて決定し、これを労働協約その他に明記しておくことが望ましい。

2、賃金計算方式の確立及び明確化

各企業において賃金計算方式に関する労働基準法(以下基準法)上の基準は遵守するべきは当然であるが、左の諸点に関するその他のものについても、あらかじめその計算方式が確立され、又明確化されていることが望ましい。

以下に賃金計算方式において特に留意すべき各項目を列記する。

(1) 時間外、休日及び深夜労働に対する割増賃金支給条件の確立

基準法第三十七条の規定により、時間外、休日及び深夜の割増賃金は当然に支給されねばならないところであるが、基準法に従つて支給する場合でもあらかじめこれを話し合いの上、明確に規定しておくことが望ましい。

又基準法による支給条件を上廻つた条件によつて支給する場合については、尙更その詳細についてあらかじめ労使が話し合いの上、明確に規定しておくことが望ましい。

(2) 有給休暇日における所定賃金支給条件の確立

基準法第三十九条の年次有給休暇日に支給すべき賃金については一定の制限があつて、事業場における年次有給休暇日に対する賃金額が、これを充たしていなければならないことは当然であるが、この法律の限度を超えて支給する場合においても、あらかじめ労使が話し合いの上、これを明確に規定しておくことが望ましい。この場合に、支給条件に相互均衡がとれていることが、労使紛争の予防になることを考えて、事前に均衡のとれるように労使が話し合つて決定することが必要と考えられる。

(3) 休業手当支給条件の確立

使用者の責に帰すべき事由による休業の場合において、使用者は休業期間中当該労働者にその平均賃金の百分の六十以上の手当を支給しなければならないことは、基準法第二十六条の規定から当然であるが、この場合使用者の責に帰すべき事由の範囲及び支給すべき手当の額(その基礎たるべき賃金の範囲、それに対する割合等)について、あらかじめ労使が話し合いの上、明確に決定しておくことが望ましい。

(4) 請負給制賃金における保障金の設定

請負給制によつて賃金を支払うときは、使用者は労働時間に応じて一定額の賃金の保障をしなければならないことは、基準法第

二十七条の規定から当然であるが、この保障給についてもあらかじめ労使が話し合の上で決定しておくことが望ましい。

(5) 実物給与支給の明確化

通貨以外の賃金たる実物給与その他の利益（以下実物給与）の支払は、基準法第二十四条但書の規定により、法令に別段の定めがない限り、労働協約で特別の規定をしなければならない。しかして実物給与も当然労働の対償たる賃金であるから、原則として通貨で支払う賃金の場合と同様に取扱われることが望ましい。

この場合、実物給与の評価額は基準法施行規則第二条によつて、これを労働協約においてあわせ定めなければならないことは当然であるが、これを評価する場合においては、その評価額の間に均衡がとれていることが望ましい。従つて実物給与の評価額はあらかじめ明確に労使で協議の上決定しておくことは、極めて重要である。

(6) 徒弟、見習又は養成工の賃金の明確化

徒弟、見習又は養成工を使用する場合、徒弟、見習又は養成工の特質上、これらの労働者は使用者から一定の労働技術を習得することを主目的にするために、一般の労働者の場合のごとく充分な能率を発揮することはできないのが通常である。然し使用者はその労働の対償たる賃金を支払うべきことは当然であるから、他の労働者に対する場合と同様にその賃金の支給条件をあらかじめ明確にし、これをこれらの労働者に周知せしめ、又規定の通りに支払をなすべきである。これによつて、徒弟、見習又は養成工の使用関係を明朗化し、ひいてはその職場全体を明朗化に役立しめることができるものと考えられる。

(7) 賞与に関する支給条件の確立

企業利潤を財源とする賞与であらうと、経費支弁による賞与で

あらうと、賞与を支給する場合にはその支給条件があらかじめ明確にされることが、労使関係の明朗化乃至は安定のために望ましい。

(8) 制裁事項賃金関係の明確化

減給の制裁については基準法第九十一条の規定によつて一定の制限がなされているのでこの限度内でなければならぬが、制裁を受くべき行為及びそれに対する減給の程度をあらかじめ明確に定めなければならない。その他の制裁についても同様にあらかじめ明確に規定され、又各制裁の程度の間に一定の均衡のあることが望ましい。

(9) 男女同一労働同一賃金の確立

男女が同等の能力を持ち、同じ職務を遂行する場合において、女子なるが故にその定額給、請負単価等について、男子に比して低く定めることは、基準法第四条で禁止されているが、同一の労働に対して男女が同一の賃金を受けることは当然とされねばならない。この点についても労使はあらかじめ話し合つて、明らかに定めておくことが望ましい。

3、賃金支払方法の合理北

(1) 賃金支払五原則（基準法第二十四条）の徹底

(2) 明示の原則の確立

(イ) 賃金支給条件の周知徹底

各労働者の賃金に関する支給条件をあらかじめ周知徹底せしめておくことは労使関係の明朗化のためにも必要なことである。

(ロ) 賃金支払明細書の添付

賃金を支払う場合、その内訳を具体的に労働者に知らしめるため、賃金支払の都度その明細書を添付することが望まし

い。

(3) 賃金台帳作成の励行

賃金台帳を作成すべきことは基準法第八八条に規定するところであるが、これは単に法律上の義務とのみ考えるべきでなく、その労働者に支払った賃金の内訳を記帳しておくことは企業経営上からも当然とされるものと考えられる。

なお、この記載事項の内容についても、基準法施行規則（第五十四条）に規定されている。

4 賃金体系の単純化

終戦後においては、同一の支給目的に対して支給される諸手当が種々の名称で支払われる例が非常に多く見受けられる。これは終戦後のわが国においては止むを得ない事情によるものであるが、尠くとも同一の支給目的に対して支給される手当についてはこれを可能なものから統合することは賃金の計算、支給条件の明確化等の見地からも望ましい。

(二) 実施に当つては、地域別に各産業その他経営条件を略々均一にする適当な企業群毎に関係機関（中小企業に関する協同組合その他これに類するもの）及びその労働組合等と緊密な相互連絡をとり、現場における懇談会、地域的な講演会、講習会等を開催し、又はその地方の特殊事情を反映した適当な方法によることが効果的である。

消費者物価指数の改正 五二年の春季賃金闘争において労働組合は、C・P・S、C・P・Iにたいして強い批判を加えたが、このため総理府統計局ではついに消費者物価指数を改正するにいたつた。従来消費者物価指数が、賃金政策の中で大きな比重を占めていたことを考えると、この改正はかなり重要ないみをもつといわねばならない。

改正の経緯について総理府統計局では次のようにのべている。

「最近になつて消費品の統制も大巾に解け、需給事情も一応落着き、ことに商品の銘柄も一定のものについて連続して調査できるようになり、消費者の購入する商品の価格を小売段階で調査することがより適切となつた。このため、指数の価格資料を小売店舗に求め、またウェイトも最近の消費型を反映したものに改め、併せて従来の指数のもつ二、三の技術的欠陥を是正して、消費者物価指数を本格的な構成で計算するように改正することにした。」

改正の要点は、まず指数の目的及び対象について改正指数は旧指数と同様に日本全国の都市に居住する一般消費者の生計費に影響する物価水準の変動を測定しようとするものであるが、旧指数はいわゆる実効価格をもととして作られていたために、指数の変化の中に物価変動以外に、所得水準の変化ないし消費型の変化（たとえば月の消費量の増減、購入商品の品質銘柄の変化）がおりこまれ、指数を不明瞭なものにしていたが、これに対して改正指数では、消費者の生計費に影響する諸種の要因のうち物価の変動だけを純粹に測定しようとするものとされている。

基準時は旧指数では一九四八年一か年であつたが、これを一九五一年一か年に改めている、これは一九四八年当時は、まだ食料事情その他が豊かでなく、食料品全般にわたつて配給統制の下にあり、家計費全体は食料費に偏重し、また衣料品その他についても価格統制が行われて消費一般の構造は変則的であつた。そのため基準時を一九五一年一か年に改め、最近の消費型を反映させることにした。旧指数に用いた品目は一九五八年の家計消費にもとづいて一九五品目であるが、改正指数では、その後の商品の需給事情等を考慮して、指数品目を全面的に選定し直し、各都市とも約二〇〇前後の品目をえらんでいる。また価格も旧指数ではいわゆる実効価格を用い

ているが、改正指数では小売店舗で実際に販売している正常価格を用い、その資料を総理府統計局の小売物価統計調査に求めた。

旧指数のウェートの算定期間は、一九四八年一カ年間であつたが、これを一九五一年一カ年間に改めた。一九五一年を算定期間としたのは、この年に配給統制が大巾に解け、また生計事情が一応落ついたからである。ウェートの資料は消費者実態調査が用いられている。算式は旧指数ではラスパイレス式であるが改正指数に加重算術平均式が用いられている。

C・P・I改正の要点は右の通りであるが、かなりの改善になつたことは否定できないとしても、完全に欠陥がなくなつたわけではない。たとえばウェートは依然として家計調査としてはきわめて不十分なC・P・S（贈与物は實際は消費していても消費支出に含まれないなど）からとつてゐるため、必ずしも消費実態を正確に反映できない。また基準年次を一九五一年に改めたことは多少の改善であるが、五一年の消費水準はラスパイレス式でなお戦前の六〇％にすぎないから、決して正常な消費構造ではない。さらに問題なのはウェートが従来の数量ウェートから金額ウェートに変わったことである。この場合例えば洋服の購入ウェートについてみると、貧困な収入に制約される結果として洋服の品質がきり下げられるため、洋服の金額ウェートは、その数量ウェートよりも、より少額になる。かくして銘柄の上下の巾の大きなものほど、また高価なものほど、その金額ウェートは、数量ウェートよりも少くなる。

右にのべたようなことからいつて、改正指数も、低賃金政策の道具として用いられる可能性は充分残されている。現にこの指数によつて算定されている実質賃金指数が戦前を上まわつてゐる（第一部「賃金」参照）ことなどにもその点は端的にあらわれているといつてよい。

第五章 資本家団体の賃金対策

勞働組合の春季賃金闘争はマーケット・バスケット方式にもとづく新しい性格のものであつたが、資本家団体は、このマーケット・バスケット方式にたいして活潑な攻撃を行つた。たとえば日経連では、マーケット・バスケット方式にもとづく賃上げが「企業の破壊であり、結局は国民経済を破滅に導く」とのべている。その主張の根本は相変らず「企業の支払能力」論であつた。日経連のマーケット・バスケット方式批判は次の通りである。かなり長文なので、ここにはその一部をかかげておく。

（総括的意見）

一、理論生計費の批判

叙上の如く勞組が科学的合理的と誇示する理論生計費も極めて矛盾撞着に満ちたものであることが判明しよう。理論生計費の勞働医学及び技術操作上の困難性はもとよりであるが、要するにその根本的欠陥は我国における消費可能な絶対物量を無視し、理想の高度の生活水準を要求するところに帰着する。生計費理論の立場からは理論生計費と実態生計費を明確に区分しえないとされている。事実理論生計費と雖も時間と空間による制約を免れることはできない。即ち一國の經濟状態、社会、風俗、慣習、體質、年代、地域差等の現実生活から遊離して算定することは不可能である。従つて理論生計費の各消費品目、数量、ウェイト等は実態生計費の結果を客観的尺度に照らし充分取捨選択のうえ決定するのにより合理的科学的であらう。

この点各勞組の吟味、検討は不充分且粗雑なため、各勞組の希

求生活水準は抽象的観念的であり、明確な希求水準の把握が困難である。従つて表示せられた生計費も高水準である点は一致してもその金額は区々となり、理論生計費の弾力的変動性と主観導入の意図は明瞭に観取される。

このような要求を意識的に行う労組の意図は明らかに階級的政治的闘争の一環としての賃金要求形式で全く現実を遊離した理想的観念的要求と断ぜざるを得ない。

敘上の如く理論生計費そのものに内在する根本的欠陥を除いても要求の内容そのものが現実的な経済要求として果して実現可能か否かによつてその合理性は問われなければならない。なお労組の理論生計費による賃金要求が科学的、合理的な基礎に立つて算定せられたと自負しながらも単に賃金要求に止まり、もつとも個人の労働者にとつて最大関心事である獲得せられた賃金配分の点について何等言及していないのは、彼等の賃金理論が徒らに賃金闘争のための手段にすぎない点を暗々裡のうちに証明しているものといわなければならない。

二、企業支払能力の限界

敗戦直後の生活不安は企業の賃金支払能力を超えた賃金引上要求となり、これが当時の縮小再生産に伴う物資の欠乏と通貨の極度の膨脹という疲弊せる経済を基盤として物価と賃金の悪循環を誘発するとともに、企業の存立を危殆に陥入れた。かかる状況下において偶々電産及び炭坑労働者の賃金闘争が起り、これら基礎産業の一般企業に及ぼす影響は甚大であつたので、緊急事態に対処するためGHQは一九四八年一月賃金（企業）三原則を声明し、当時の変則的な賃金の決定に終止符を打った。その内容とするところは「赤字融資の停止、一般物価水準に影響を与えるような賃金引上の禁止、財政の均衡を破壊する補給金の廃止」であつ

た。従つて賃金三原則は企業の危機という非常事態に直面して採られた措置であるが、企業経営、賃金等が往時に較べ比較的安定化した現在でも、その理論と原則は強く主張せられるとともにまた堅持されねばならない。即ち資本主義経済にあつては企業が利潤を追及し自由競争を行う以上は企業が正常なる利潤を得、再生産のための資本蓄積を行う必要がある。これを許容しえざる賃金乃至人件費の膨脹即ち賃金決定原則の逆立ちは企業の維持発展を阻止するのみならず、企業の破壊であり、結局は国民経済を破滅に導く要因ともなるであろう。この点については日経連としても四八年産別系諸組合より理論生計費による賃金要求が行われた際理論生計費による賃金要求を否定し、賃金決定の方向は能率主義と支払能力に準拠すべきことを明示したが、この基本態度は今日と雖も何等変更の必要を認めない。

右の日経連の主張は、マーケット・バスケット方式にもとづく賃金要求が主観的なものであり、政治闘争の手段だということであるが、いふまでもなくマーケット・バスケット方式は、賃金額算出の技術的手段にすぎないものであり、欧米の労働組合は勿論のこと、我が国でも例えば人事院等においても採用され、実質賃金をあらわすために最も便宜な方法として認められているところである。したがつてマーケット・バスケット方式にもとづく賃金要求が政治闘争であるというにいたつては、枯尾花を幽霊と見まちがひのたぐいに等しいといつてよい、このことはマーケット・バスケット方式が労働者の生活実態をありのままに表現するものであり、低賃金政策をごまかすことが不可能となつたため、資本家が驚きあわてたことをあらわしている。

第五編 失業対策

第一章 失業対策審議会

失業対策審議会は、一九四九年三月二五日の閣議決定「失業対策審議会設置に関する件」により内閣に設けられた。

一九五〇年のはじめ、政府は「審議会等の整理」をおこなったが同年五月一二日の閣議で、つぎのような理由から、失業対策議会は、ひきつづき存置されることになった。

（失業対策審議会の存置について）

我が国失業問題の解決の困難な理由は、終戦後の人口の著増と国民経済の復興が未だ充分達成されないこと等に由来するものであるから、我が国の現状に於て、失業問題の解決をはかるためには、一面できるだけ高い雇用量を維持する観点から財政金融、産業貿易等の経済諸政策を樹立する必要があるとともに、他面現下深刻化しつつある失業状況に対処して、失業者の救済につき有効適切な措置が講ぜられなければならない。

よつて、この際政府は総合的な失業ならびに雇用対策の有効適切な基本的計画を樹立するため、従来の失業対策審議会を存置しこれを強化拡充するものである。

ついで、一九五一年五月三一日には、「審議会等の整理のための総

理府設置法の一部を改正する法律」が公布され、つぎの失業対策審議会令が六月五日に公布された。

内閣は、総理府設置法第十五条第二の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 失業対策審議会（以下「審議会」という。）は、失業及び雇用問題に関する総合的施策についての重要事項を調査審議する。

審議会は、前項に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣の諮問に答申し、且つ、必要に応じ、内閣総理大臣に対し意見を述べることが出来る。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員十人以内を置くことができる。

審議会は、幹事十五人以内を置く。

第三条 委員のうちから内閣総理大臣が指名した者は、会長として、会務を総理する。

会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員、専門調査員及び幹事）

第四条 委員及び専門調査員は、第一条に規定する重要事項に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期とする。

専門調査員は、当該専門事項に關する調査を終了したときは解任されるものとする。

幹事は、關係各行政機關の職員及び第一条に規定する重要事項に關し、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第二項の規定は、学識経験のある者のうちから任命された幹事に準用する。

幹事は、審議會の管掌事務について、委員及び専門調査員を補佐する。

委員、専門調査員及び幹事は、非常勤とする。

第五条 審議會の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(雜則)

第六条 この政令に定めるものを除く外、議事の手続その他審議會の運営に關し必要な事項は、会長が審議會にはかつて定める。

(附則)

この政令は公布の日から施行する。

右の政令にもとづいて任命された委員および専門調査員はつぎのとおりである(一九五二年三月末日現在)。

(委員)

有沢 広己 会長 東京大学教授
井上 清一
荷見 安 日銀政策委員

本田 親男	毎日新聞社長
東畑 精一	東京大学教授
笠 信太郎	朝日新聞論説主幹
永田 清	慶応大学教授
藤林 敬三	慶応大学教授
淡路田治郎	立教大学教授
石川 一郎	経済団体連合会長
林 甚之丞	日本鋼管会長
豊田 雅孝	商工組合中央金庫理事長
高木 作太	三菱鉱業社長
永野 重雄	富士製鉄社長
駒村 資正	江商社長
阿部孝次郎	東洋紡績社長
青木 均一	品川白練瓦社長
沢山 昇吉	沢山汽船社長
佐藤武三郎	芝浦共同社長
佐藤喜一郎	帝国銀行銀取
清水 康雄	清水組社長
金正 米吉	総同盟大阪連合会長
藤田藤太郎	私鉄総連委員長
熊本 虎藏	総同盟副会長
斎藤 勇	全織同盟総主事
島上善五郎	総評政治部長
(専門調査員)	
金刺不二太郎	川崎市市長
武正総一郎	全国農業指導連合会専務理事
内藤 勝	東京大学教授

三原 信一 毎日新聞人口問題調査会常任理事

水川 依夫

近藤 康男 東京大学教授

成田 周次

野尻 重雄 東京教育大学教授

松尾 均 国民経済研究協会理事

以下に、この審議会の答申要旨および意見具申要旨を掲げる。

(失業対策審議会の答申要旨)

(1) 答申第一号 一九四九年九月提出

失業の防止と、これが前提となるべき雇用量の増大を期するためには、まず貿易の振興をはかり、金融対策を確立するとともに対日援助見返り資金の有効適切な活用により産業を振興し、貿易の伸長をはかり、国内的には公共事業などの長期建設事業の拡充が必要である。また、失業者にたいする保護施策としては、失業対策事業の強化拡充をはかることが緊要である。

(2) 答申第二号 一九五〇年五月提出

日雇労働者の保護については、日雇労働者の就労を確保し、失業対策事業の事業経費増額により拡充するとともに、日雇労働者の福利厚生施設の整備をなすこと。

また、産業の振興によつて雇用量を増大し、長期間にわたる失業対策を確立するとともに、農業関係労働者にたいする保護施策を実施し、さらに中小企業の育成をはかり、基本産業の振興により、貿易の伸長策を強力に推進すること。

つぎに、失業保険制度については、これが適用範囲を拡大するとともに、とくに日雇失業保険においては、受給要件の緩和、待期日数の短縮および金額の増加を希望する。また、移民の必要性和、職業安定機構の強化拡充をはかるよう要望する。

(3) 答申第三号 一九五一年六月提出

失業対策事業の実施にあつては、失業対策事業就労適格者を厳選する反面、その就労日数を確保し、同時に賃金を合理的に算定し、作業能率を向上し、あわせて事業効果の向上をはかることが必要であり、また地方財政の逼迫せる実情にかんがみて、事業費の国庫負担を増加するごとく措置すべきである。

日雇労働者の保護についても、その福利厚生施設を整備するとともに、日雇健康保険制度を創設し、あわせて日雇労働者の就職資金の貸与制度の実施を必要とし、これが早急な実施を要望する。

(失業対策審議会の意見具申要旨)

(1) 第一回「失業対策に関する意見」一九五〇年三月提出

イ、産業振興による雇用量の増大方策としては、とくに、国土総合開発計画の早期樹立、農業協同組合の育成、海外市場の把握、減税措置の実施等が必要であること。

ロ、一般失業者の保護については、失業保険適用範囲を拡大する如く措置すること。

ハ、日雇労働者の就職確保と保護については、公共事業、失業対策の予算の増加、日雇健康保険の創設およびセツルメントの設置がのぞましいこと。

ニ、新規学校卒業業者の就職を確保するためには、官民一致してこれが達成に協力するとともに、各種施設による職業補導が必要であること。

ホ、南方未開発地などへの移民の早期実施。

ヘ、第三国人の帰還要請。

ト、失業状況の把握。

(2) 第二回意見「失業対策事業関係経費について」一九五〇年九月提出

昭和二六年度の失業対策事業費は一三二億三五〇〇万円を計上するよう要望する。

登録労働者四五万人を基礎とし、二〇日の就労日数確保を目途として、一カ月当り平均一四日を失業対策事業に就労せしめるとともに、二六年度においては、事業主体にたいして、失業対策事業実施上必要な資材費について国庫の補助が必要である。

(3) 第三回意見「日雇労働者健康保険の創設について」一九五一年一〇月提出

保険者は国家とし、被保険者は失業保険法の被保険者に限定する。経費は、国庫において事務費金額および給付経費の三分の一を負担し、被保険者および日雇労働者を使用する事業主が給付経費の三分の二をそれぞれ半額ずつ負担することとする。

保険の給付は、被保険者にたいしては療養給付、傷病手当金、分娩費、哺育手当金、葬祭料とし、被扶養者にたいしては、療養給付、分娩費、葬祭料の三種とする。

右に關し、国庫負担経費として一四億三〇〇〇万円を必要とする。

(4) 第四回意見、一九五二年一月提出

これは失業対策審議会が設置されてからの答申および意見のうち、とくに実施をいそぐ必要のあるものをまとめている点で、重要な意味をもっている。

一、失業対策事業の運営について

イ、賃金を二〇%増額すること。

ロ、就労日数は二二日を確保すること。

ハ、失業対策事業の吸収人員を二〇%増とすること。

ニ、労力費の国庫補助を五分の四にひきあげること。

ホ、事務費の国庫補助を五分の四にひきあげること。

ヘ、資材費の補助単価を一人一日九〇円にひきあげること。
ト、事業の運営、管理に要する職員の経費、工事雑費の補助をおこなうこと。

チ、事業効果をあげるよう努めるとともに、地方財政の現状にかんがみて地方起債の枠を設定し、その増額をはかること。

二、日雇労働者健康保険制度の創設について

イ、本制度を実施するための事務関係経費は全額国庫で負担すること。

ロ、保険給付に関する経費の三分の一を国庫で負担すること。

ハ、保険の給付内容は現行の健康保険と概ね同様なものとする。

三、日雇労働者の福利厚生施設の設置について

イ、全国の主要都市の日雇労働者の状況に応じてセトルメントを設置して、給食、託児医療、宿泊、入浴、理髪などをおこなうこと。

ロ、右の施設を設置するための経費およびその維持費については国庫においてすくなくとも二分の一を補助すること。

第二章 産業開発青年隊

産業開発青年隊運動の提唱と実践の開始 農村の潜在的失業人口

——農家次三男問題が深刻化するや、この対策として政府、青年団等を中心に産業開発青年隊運動がとりあげられ、今年度より山形県はじめ全国各府県で実施されるにいたった。以下中央、地方におけ

る青年隊運動の動きを記述する。

一九五〇年六月、日本開拓協会、日本青年館、開拓自興会、全指運、海外移住協会等が、農林、文部、厚生各省の援助の下に、農村二三男対策中央協議会を結成した。そしてこの年一二月、同協議会は、国土復興の実践運動として「産業開発青年隊」を提唱し、その方法として各県の開拓課、社会教育課の援助指導のもとに、青年団を主体として運動を推進することを決定した。

一九五二年五月の日本青年団協議会第二回全国大会では、「産業開発の青年運動」展開を決議したが、同七月には農林省と日本青年協議会、二三男対策協議会の三者会談が開かれ、いよいよ具体的に話が進み、政府は法案を準備し予算措置を講ずる段階に入つた。

五二年九月には、建設省当局が「産業開発青年隊の組織その他に関する法律」案を立案したと報ぜられたが（毎日新聞九・一九）その法案の骨子は、「十七才から二十五歳までの未婚の青年男女で青年隊を編成、産業開発、国土総合開発事業に従事させるとともに、その間技術教育を中心とする各種教育を行つて、社会人としての素質技能の向上をはかる」というのである。同紙に報ぜられた建設省案の内容は次のとおりである。

（建設省案）

五三年度は試験的に九五〇〇万円の国庫補助で五十のキャンプ、五千人の青年隊を組織し、将来は、約四〇〇万人と推定されてゐる潜在青少年失業者の五％にあたる二十万人程度をこれに動員する。

右の構想にもとづく法案の上程は、五二年度中はずいに実現しなかつたが、自由党政調会長は総選挙の公約において、産業開発青年隊運動に賛意を表明した。しかし建設省案に対しては、これが右翼運動に発展するとして反対を表明した新聞論説もあり、労働組合方

面でもその性格、将来の動向を警戒して一般には反対の意見が強かつた。たとえば総評高野事務局長はつぎのように語つてゐる。「この産業開発青年隊は一般的産業開発を目指してゐるとは考えられない。この考え方には新国軍のにおいが多分にある。……やはり再軍備への一つの捨石になるのではなからうか」（毎日新聞五二・九・一九）。

産業開発青年隊は、アメリカの民間資源開発保全隊C・C・Cの構想をモデルにしたとも報ぜられたが、それが実はヒットラー・ユーゲンツトの実質をもつのではないかとの疑もあり、建設省計画局長自ら「右翼に利用されるおそれがあるので、警戒せねばならぬ」と語つてゐるほどである（同上）。

産業開発青年隊運動には、まだ明確な思想的性格は表面に出ていないが、山形県野川ダムを現地調査した報告「産業開発青年隊現地報告」（全農林労組機関紙「壁」第四号五二・八）によれば、次の二つの「考え方」があるという。

一つは、この運動の県内班の主体たる連合青年団のそれで、「要するに産業開発青年隊は一、職場、二、即事即物教育の場、三、新しい青年運動の三つの要素をもつた革命的な運動である。この極めて抽象的な青年隊「理念」の中に、われわれは、強い現状打破の要求と国家社会主義的な反動的要素とを見出すことができよう」（同上六一頁）。

第二の考え方は、旧満洲開拓移民論で、北海道への移民を重視している。「庄内開拓協同組合のS氏は……農村厚生協会あたりとつながりをもつており、石黒忠篤氏あたりの信任もあつたようだ。満洲移民で一躍雄名を馳せた西田川郡Y村のT氏らと手をたずさえて庄内農村の二、三男坊の北海道送りに狂奔している。」（同上六二頁）。

なお右の報告によれば、山形の青年隊の出身調査から、この運動が「中農的性格」をもつてしていると結論されている。すなわち山形県産業開発青年隊員の出身は次の如くである。

専門農家	一七	非専門農家	五
商業	一	工業	一
無職	五		

また農家階層は以下のとおりである。

三町以上	二	三町—二町	三
二町—一町	九	一町—五反	八
五反以下	一		

さて一九五二年中に、実際に産業開発青年隊またはその運動主体たる次三男対策協議会が結成され、運動の進められたところは、山形、青森、秋田、北海道、宮城、新潟、福島、静岡、石川、和歌山、三重、兵庫、島根、香川、愛媛、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島等であり、ほかに富山、山梨、岐阜、滋賀、岡山、山口等の諸県でも具体的な活動期に入っている。

山形県野川ダムの青年隊の実態 山形県の農家次三男対策は、県当局が直接これに当らず、青年団中心につくられた「山形県農村青

年振興協議会」(一九五〇・一二・二一設立)に補助金をあたえ、この協議会自体の責任で行われている。まず、次三男対策としての産業開発青年隊補助金の予算額と、県予算、農林関係予算とを比べ、次表の通りである。すなわち、一九五〇年度六二万五〇〇〇円から、五一年度一三六万六〇〇〇円と倍増し、五二年には一一六万円となつている。

産業開発青年隊は、県内班と北海道班の二班にわかれている。県内班は、産業開発促進、職業教育、共同生活、労働を通じての独立自営精神の涵養等を目的として揚げ、北海道班は、入植者の訓練、北海道農業経営の視察、共同生活、労働を通じての独立自営精神の涵養等を目的としている。青年隊の実際の活動は五一年度から始まつた。以下同青年隊の実情を調査した国立国会図書館調査立法考査局勝原文夫氏の報告(「レファレンス」一九五二・九第一八号「農家二、三男の対策」)によつて、その概要を見ることにする。

協議会設立の翌年六月、西村山郡の青年団が、同郡本道寺村月岡の寒河江砂防堰堤工事に自発的に立ちあがり、これが最初の産業開発青年隊県内班となつた。この一団は十一月には野川ダム工事(西置賜郡平野村)に移つたが、宿舍設備の不備、労働の過重等を理由

種別		年度別	
産業開発青年隊関係		内 訳	
予算		県 総 予 算	
昭和二五年度		農林関係予算	
六二五、〇〇〇円		八七八、九九八、七一九円	
昭和二六年度		一、二九五、六二四、五七一円	
一、三六六、六九二円		一、〇三四、〇八七、七八一円	
昭和二七年度		六、〇六九、八〇九、九一四円	
一、一六〇、〇〇〇円			
開発隊未発足のため二、三男対策入植促進援護費			
開発隊三五〇、〇〇〇円他			
は前同二、三男対策			
開発隊三五〇、〇〇〇円他			
は前同二、三男対策			

に白川ダム工事（西置賜郡豊田村）に移転し、翌年迄ここにどまり、五二年三月中旬、一応その事業を終了したものととして解散した。その間隊員の脱落多く、五一年末には一三―四名に減少した。また解散後、二七年度事業に応募したものは五名、他は就職または帰宅中といわれる。

五二年度はいく分組織的に運動を展開することになり、昨年度隊員中の五名を入れて一五名の幹部に、一五日間の短期教育を施し、教育後一旦帰郷して各自の町村で一般隊員の募集をなさしめた。募集ビラは次のごときものである。

〓 働き乍ら学ぶ指導学校 〓

山形県産業開発青年隊隊員募集！

あなたは今何を考え何を望んで居ますか？

私達が本当に希望することは良き社会人になることではないでしょうか。

其れには職業と教養を身につけ自分で独立した生活を、行うことが一番大切なことではないでしょうか。

しかし、この職業と教養……これを働き乍ら自分の力で身につけてゆくことは、果して可能なことでしょうか。

吾々は今これをやつて行こうとします。山形県に一番必要な電源の開発や国土の建設工事に協力し乍ら、良き職業人、良き社会人としての資格を獲得する運動……これが産業開発青年隊の目的です。

これには次の様な条件にかなつた人であれば、どなたでも参加出来ます。

そしてお互が、がつしりと手を握り合い、私達の母胎であるところの郷土の建設に向つて、今こそ強く立上ろうではありませんか！！

◇どんなことをどんな方法で◇

◎資格 満一八歳以上二七歳迄の人で、労働に耐えられる独身の男子であれば学歴は問いません。

◎募集する数 山形県下より約五〇〇名

◎申込の方法 あなたの住んでいるところの青年団長か、役場の勧業係に隊員志願書がありますから、それに記入して団長に提出して下さい。

◎働くところ 野川ダム建設工事、寒河江川砂防工事。三和鉱山、白川砂防工事。

◎働く期間 五月一日より来年三月末日迄（途中で除隊することは歓迎致しません）

◎勉強は、夜間、宿舍で護義や討論会、又はレクリエーションなどを専門の講師が指導して行います。

◎生活は、全部共同生活で食費は各自働いて出し合います。

◎体のことは、労災保険に加入致します。

◎賃金は、平均一日二〇〇円位です。

◎終つてから、修了証書を与え適性に応じて見透しある職業を幹旋致します。

◎申込み、書類で選衡の上、参加通知書を発送致します。

◎集合するとき、移動証明書、寝具（粗末なもの）、身廻品、筆記具等を揃え、働ける準備をして指定される日時に指定された場所に集合して下さい。

山形県農村青年振興協議会事務局

本年度の募集人員は五〇〇名であつたが、実際応募した者はわずか二〇名で前記の教育修了幹部と合せた三五名をもつて開発青年隊を組織し、工事請負人大豊組と個人的に雇傭契約を結ばせ、五月一日野川ダム工事に送りこんだ。

開発青年隊の生活実態と賃金その他勞働条件はつぎのとおりである。

(生活の概況)

当初の三五名は、先ず昨年度の隊員四名が脱落(月岡の寒河江川防堰工事に帰つて行つた)ついで一名が横須賀方面に就職、一名が帰郷のまま帰隊せず、筆者が彼等のキャンプを訪れた際は、隊員二九名、本部員(協議会から派遣されている常駐指導員)三名、炊事婦一名となつた。(中略)この山あいのバラックに寝起きする彼等は、企画、交渉、作業、生活、経理、厚生、教育、弘報という八つの委員会及び各委員会の委員長より構成される運営委員会、総合討議等の活動によつて、次に掲げる日課を自治的に送っている。勿論、目下のところ本部員(派遣員)が多分に援助、指導しているが、何れは隊員の全面的な自治活動に移されるというものであつた。

五・三〇―六・〇〇	起床、朝礼、体操
六・〇〇―七・〇〇	朝食
七・〇〇―一・一・三〇	作業(中間に一五分休憩)
一・一・三〇―一・二・三〇	晝食(帰寮)休憩
一・二・三〇―一・六・三〇	作業(中間に一五分休憩)
一・六・三〇―一・九・〇〇	入浴(毎日)、夕食
一・九・〇〇―二・〇・三〇	教養の時間
二・〇・三〇―二・一・三〇	自由時間
二・一・三〇	点呼就寝

右の日課の内、作業は隊員五、六名ずつが、木工、電気、工作セメント、トロッコ等の諸作業に夫々分属の上、全く本部員の手をはなれ現場監督の指揮に従つて働くという形をとっている。また夜間の教育の時間については、五月中は隊員が生活に順応し、

環境に順応してゆくことが精一杯であつたため、特別な学習は行われず、殆ど総合討議に終始した。しかし六月に入つて、隊員が作業にも慣れ、環境にも慣れて精神的余裕をとり戻したためか、隊員中から講義要望の声が高まり六月一日にはじめて本部員によつて「現代かなづかいについて」という講義が行われ、今後とも一週四日位の講義を行つていく予定とのことである。

隊員の収入は、作業によつて若干異なるが、基本給は一日(八時間)一八〇円、これに宿舍手当の一〇円を加えて計一九〇円で、一日の食費九〇円(五月前半期は八〇円)、炊事婦の給料等を支払、煙草でも買えば、剰余は幾らも残らない状態である。まして当初は作業に不慣れのため肉体的疲労がはなはだしく、相当日数の欠勤を余儀なくされたものが多く、欠勤日の食費等を支払うと残金はなお一層減少せざるを得ないのである。即ち、その実勞働日数の最高は月二四・五日で、平均二〇日前後ということであるから残る一〇日間の生活費を、二〇日間の剰余金で賄うと殆ど残金なしということになる。支出面でうんと切りつめて、月末の残金で精々五、六百円というのが隊員の言であつた。

(隊員の動向)

隊員の年齢は最高二九歳から最低一八歳、学歴は新制高校、旧制中学、小学卒等まちまちで、出身は県下各郡の、主として農家で、農業外のものも四、五名ある。隊員中には、今後とも青年隊運動をつづきたい希望をもつものもあるが、他に職業を求めて自活したいとの希望をもつものが多い。

(賃金問題)

とにかく八時間勞働で人間らしい生活の送れるだけの賃金をくれというのが隊員の声である。これに對して、工事現場の大豊組野川ダム作業所長は「置賜全体の勞賃のバランスを保つためにも

現在の一八〇円が精一杯である。青年隊も残業をやるというのだが」というのである。即ち「本職の土方」なみの日給（二五〇円）三〇〇円を欲しければ残業をやりなさいというわけである。因みに日給一八〇円とは、山形県の失業対策事業における労賃と同水準であるが、この現場では労働者数一日平均二〇〇名中飯場に寝起きする本来の意味の「土方」は四、五〇名程度で、他の大部分が農閑期を利用する地元農民の兼業であるため、基本給は極めて低く押し下げられているのである。即ち本来の「土方」も基本給はほぼ同額の一八〇円であるが、彼等はその体力と余暇にものをいわせて、残業により前述の日給を稼ぎ出しているわけである。一方「二〇世紀の土方」を相言葉とする青年隊は、残業が教育の時間に喰い込むため、これが拒否を申し合せ、残業などしたくても人間らしい生活の出来る資金を貰いたいと希望しているのである。ここに両者の対立がみられ、「働き乍ら学ぶ」むずかしさ、特に私企業の下に「働き乍ら学ぶ」むずかしさがうかがわれる（下略）。

さて右の野川ダム開発青年隊は一〇月末には隊員の三分の二が脱落し、脱落者の大部分は帰郷したり、東京都その他に職を求めて去つたのである。かくて産業開発青年隊のテスト・ケースとして全国注視の的となつていた野川ダムの青年隊はついに十一月五日解散と決定したが、解散までの経過は次の通りである。「産業開発青年隊の工場現場である野川ダムでは今一日から十二時間二交替の突カシン工事に入るので、青年隊がもしこれに欣然参加してくれるならよし、さもなくば青年隊は下山してくれ」という意見となり、県青連では『それでは話がちがう、われわれは労務者たることが目的でない、働きつつ学ぶのが目的できた』と主張し、ここに問題は破局に当面するに至り、青年団としては、当局の口先の激励だけで実質的

支援のない現在ではこの事業は困難である、残念だが一時解散して再起を図るかどうかについて慎重協議の結果、三一日午後五時山形で高桑、寒河江、本田の三幹部と堀田総務部長が面会、ギリギリの交渉をしたが、当局としては『解散はしてほしくない』といい、青年団は『そんならもつと本腰を入れてくれ』と詰めより、結局二日堀田部長と団幹部が現地を視察ついで県として正式に農林省と交渉し補正予算の内容を確かめ県の責任で予算確定前に支出できる金があるなら思いきつて援助することを約し、一応最悪の事態を切りぬけた。だが青年団としては県当局のお座なりな支援に不満を表明している。……（中略）……高桑団長は『県も農林省も口先だけで実のあることは何一つせず、世間には次三男対策を大きく宣伝しているが、私達はもう石な口頭禪では我慢できない、こんな問題は一青年団のやれる問題じゃない、私達は限界を越えて頑張つてきた』と語つた。（山形新聞一九五二・九・一）。

野川ダム青年隊の解散にいたる事情は右の報道でも十分に察知されるが、同日附の山形新聞夕刊によれば、さらにつぎのような事情があつたことがわかる。農林省佐藤技官も過日現場を視察して、『こりや何とか速急に対策を講じないと隊員は病気でたおれる』ともうした程である。それは普通の飯場以外の何ものでもなく、教育の設備もなければ、講師の幹旋もしてやらない。当初面倒をみた開拓課も、現場が自分達の所管外だから手がつけられず、青年隊は現場でママ子扱いされ、誰も面倒みてくれない。……突如十二時間労働問題が一日から実施されると通達されたわけである。……この冷淡に青年団は遂に我慢しきれなくなり、『青年隊解散』を総務部に通告したのである。山形県は、解散後ものこつた一〇名の隊員を西田川郡袖浦村の県営赤川干拓工事に移転させることになつた（河北新報一一・一一）。

第六編 労働行政・労働法の改正

労働省関係予算の審議 第一三国会衆議院予算委員会第三分科
(文部省、厚生省および労働省所管)で、昭和二八年度の労働省関係予算が審議されたさい、つぎのような質疑応答があつた(二月二二日)。

(石野久男委員・労農党) 失業保険法の問題でございますが、私は失業保険金の百四十円は引上げてほしいということ、それから失業保険法の適用される範囲が、ある部署によつては、特にPD工場とかあるいは特需工場等においては、非常に失業保険法の適用がルーズになつておるといふように見受けられる面がたくさんあるのですが、そういう点については当局の立場からどういふうに見ておられますか。

(斎藤政府委員・職業安定局長) 特需工場と申しましたが、一般の国内法の適用を受けます工場であります以上、私は失業保険法の適用がルーズだといつたふうなことをあまり聞いたことがございません。

(石野委員) これは単に特需工場でなしに、公共事業等でもそうでございますけれども、実際職安が労務者をそれぞれの位置に紹介しまして、その任事が行われればおのずから保険法によるところの印紙の添付というものが行われるわけです。問題はここにあるのです。むしろ労務者の諸君は決して印紙をとられること

を拒否しておるのではなくして、今日の段階では日雇労務者自体はむしろこの印紙を張つてもらうことを要望している。ところが実際に経営者の立場に立つてゐる諸君は、この印紙をなかなか張らないのです。張らないために、失業保険金をもらえないような資格を持つてゐるものでも排除される面が多分に出てゐると私は見るので。そういう事実を皆さんはお認めになりますか。

(斎藤政府委員) 日雇い労務者の失業保険の適用につきましては私も果なり安定所を十分督励して嚴重にいたしておるのでございますが、もしそういう事実がございますならば、さらに一層嚴重に励行させるようにいたしたいと思ひます。

(石野委員) 私はその点についてはひとつ嚴重な監督をしていただきたいと思ひます。予算の施行される最大の目的は、労務者自体を擁護することだと思ひるのでございますので、どんな予算を組みましても、これが実行されなければ何にも役に立たないと思ひますから、その点をよく監督していただきたいと思います。

それからこれは予算というよりも、むしろ行政の問題になると思ひますのでございますけれども、臨時工等においては大体一箇月、一箇月で、約三箇月くらいは更新されるのが今の実態だと思ひます。そういう事態のときにこれらの諸君が三箇月たつと完全に解雇されるわけです。そういう場合に解雇予告手当というようなも

の適用が非常に重要になつて参りますが、これに對してどうい
うようなお考えであられるか、その点はつきり聞いておきたい。

(亀井政府委員・労働基準局長) 臨時工につきましては、法律で御
承知の通り一月箇を越えて引続いて同一事業主に雇用されます場
合には、普通の労働者と同じように解雇予告または解雇手当の制
度が適用になるわけでありまして、そこで通常その雇用期間とい
いますか、雇用契約を一箇月ごとに更新して行く例がまああるよう
でございます。そういう場合につきましても、使用者の方において
継続する意思をもつて、ただ形式的に雇用契約を一箇月ごとに更
新するという意思がそこにはつきりつかめた場合におきましては
われわれ行政運営の上におきましては、これは普通の労働者とみ
なすというような取扱いをいたしておる次第であります。ただ
個々の具体的な問題として検討いたしませんければ、二回繰返し
た、あるいは三回繰返したから、これが普通の労務者になるのだ
ということとは、はつきりここには申し上げかねるのであります
大体の考え方としましては、そういう考え方でやつております。

(石野委員) 私はこれはできる限りやはり普通の労働者と同じよ
うに取扱つてもらわなければ困ると思うのです。それと同様に、
先ほど問題にいたしました保険金額の問題について予算的措置を
される場合に、もちろんその百四十円の保険金というものを増額
するということは法律の手續を必要とするわけなんです、現在の
実情からいたしますと、私はもう少し掛金を少しくらいよいけい
にしてもいいから、それらの人々の保険金を多くしてやる措置を
とられる方がいいのじやないかと思ひます。そういう建前からい
たしますと、現在一級の人一日六円とつてゐるものは十円くらい
にして、二級は五円を八円くらいにしてやつて、それに対して百四
十円を二百五十円くらいにしてやるくらいの着想を、むしろ計画

される方がよろしいのではないかと思ひますが、これは早急に措
置されようなお考えはございませんでしょうか。

(斎藤政府委員) 私どもの方といたしましては、これらの日雇
い労務者につきましては、この失業保険金を支給するよりも、むし
ろ失業対策事業によつてできるだけ使用日数を延ばしてやるとい
うことの方が、より適當ではないだらうか、失業対策事業の賃金
も大分上つて参りましたので、むしろあぶれたときの保険金をく
れるよりも、失業対策事業に付かして、手取り賃金をふやしてや
るといふことの方が適當ではないか、こういうふうにお考へてお
るのであります。最近におきましては日雇い労働者の就労日数も二
十日なり二十一日就労ということになつて来ております。そうい
う状態でありまして、また今日雇ひ失業保険の保険経済から
いひまして、さしあたりのところ、この保険日額を上げるという
考へは持つておりません。

(石野委員) ただいまの考へ方はなるほど一面非常に労働者にと
つてありがたいように見えるけれども、實質的にはそこには非帶
に恐るべき低賃金の伏線が引かれてゐるやうに、私には見られる
のでございます。われわれとしては労働者の生活を保持するため
には、当然やはり食えるだけのことはしてやらなければならぬ。
最低賃金というものは真剣に考へてやらなければいかぬと思つて
おります。ある一定額をおしなべて全部に普遍化させるために、
全体としてベースを低くして行くといふやうな形はよくないと思
う。失業対策の事業にしましても、私はできる限りそれに吸収し
てやることによつて、保険金の料率は上げない方がよいという考
え方は、どうも私は労働者に対してありがたい考へ方のように思
われない。

(石野委員) ただいまの災害の増大する傾向は、おそらく統計に

載らないで、特にここ一二箇月の間にまた新しい傾向が出て来ておるのじやなからうかと私は思うのでございます。それはなぜかといえますと、特にわれわれから言えば軍需産業であります。特需関係の仕事が非常にオーバー労働になつております。そのオーバー・ワークになつておる関係から、災害が各所に増大して来ているのではなからうか、本年の見通しとしては、それが非常に増大するのじやなからうかというふうに思うのでございます。これはそのときの施設等による災害というよりは、むしろ労働の強化から来る災害の方が多いのでなからうかと思ひますが、その点についてはどうでございましょうか。

(亀井政府委員) 普通の工場におきましては、統計の上では減少の傾向にございます。これは産業災害の統計並びに労災の面からいつても言えることでございますが、今後特需工場等で、労働強化から災害がふえるのではないかというお話でございしますが、われわれとしては、その問題について、ふえるというふうな見通しは持つてない、と申しますのは、安全の指導につきまして、アメリカ軍関係は今までも非常にセーフティーという問題に重点を置いて労働者の指導に當つております。これはむしろ日本よりも進んだくらいの考え方で指導しておるわけでございまして、従いましてわれわれの行政の上におきまして、それらの指導というものを取入れながらやつている面もございまして、あながち労働強化から、ただちに災害がふえるだろうというようなことは、私として今考えておりません。

(石野委員) ただいまも答弁もあつたのですが、アメリカの労務行政というものは非常にセーフティーというものを重んじているから、日本においてアメリカに関連するところの特需作業等では、そういう問題は起きないだろうということにもかかわらず、事実こそ

れと相反する事態が生ずる危険性がある。私は少くとも最近それに関連する作業場における災害の発生が非常に重なつて来ておるという事実を知つておりますので、そういうふう申に上げるわけでありまして、そういうふう申に申し上げます。そこで私は吉武労働大臣にお尋ねするのでございますが、二十七年度予算に組まれております防衛関係の費用はおのずから産業の面に相当程度軍需産業的性格を持つたものを養成することになつて参ります。従つてこの面におけるところの労働者の労働条件というものは、非常に強化されて来ると私は思うのであります。これを施設あるいは安全装置その他等によつて予防するということが以上に、労働強化から来る災害、過失というものが出来来るおそれがあると思うのでございますので、これに對して特に強い労務管理が行われなければならないと思うのでございます。この際私は少くとも再軍備の性格を持つ産業構造がはつきりして来る段階における労務行政労務管理の基本的な考え方を、ひとつ大臣からはつきり聞いておきたい、こういうふうに思ひます。御所見を承ります。

(吉武国務大臣) もちろんそういう工場につきましても、先般来申し上げましたように、国内法としての労働法を適用するつもりでございしますし、目下その線に沿つて折衝中でございます。従つて十分氣をつけて行きますが、実は先ほど基準局長が話しましたように、何だか非常に労働強化が行われる、行われるというふうに言われますけれども、そういう工場においては、かえつて労働時間というものは正確に守られがちであります。能率を上げるという面はあるかもしれませんが、その労働時間がやたらに延長されるというわけでもございませぬし、また災害の面で見ましても、先ほど答へましたように、製造工場の災害というものはそうふえていないので、むしろ土木建築というか大きい土建関

係の方が災害がたしかにふえていたように、私記憶しておるわけでもあります。もちろん御指摘の点につきましては、私どももいたしましても十分気をつけて行くつもりであります。

(石野委員) 今大臣から、災害の傾向が非常に屋外作業に多い、屋内作業では減少する傾向があるというのは、それは統計によることでありまして、統計でまだ捕捉できない面において、新しい傾向が出て来るということをおは心配するわけなのでございませう。これはおそれなく着実に出て来ると私は思います。従つて私はそういう面でも対策がはつきり立てられなくてはならぬというところが一つ、それから先ほどから労働基準局がすでに予定しておりますように、災害あるいは女子労働者あるいは技能養成という面は、これはおのずから二十七年予算の性格に合致するものであらうと思うのでございます。従つて私はこの二十七年予算においては、労働管理の上において、かつての戦争中の労働管理と同じような線が多分に出て来るのじゃないかという心配を持つのでございますが、そういうような点について、いま一度労働大臣に労働管理というような面で、太平洋戦中に行われたような労働員の態勢を予定されるかどうかということをお、ひとつはつきり聞いておきたいと思ひます。

(吉武国務大臣) 私どもはさようにはならないと思つております。従いまして昔やつたような労働員などという構想は持つておりません。

(風早八十二委員・共産党) 私はPD工場の労働者の現在並びに行政協定以後の身分の問題、あるいはその労働条件の問題についてお尋ねしておきたいのです。これは先般も予算委員会が出した問題であります、全然満足の行く答えが得られなかつたのです。しかしながら労働大臣としては、たとい米軍の施設内でもそ

こで働いておる日本人労働者については、日本の労働法規を適用するという線であるというお話はあつたと思ひます。これは私も一応承つておいたわけでありませう。この点は現在の具体的な状況でどういふふうな見通しにかわつて参りましたか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

(吉武国務大臣) 目下先般申し上げました線に沿つて折衝中でございます。

(風早委員) 目下と言われますが、これは岡崎国務大臣も大体あなたと同じような御答弁であつたと思ひます。その後いわゆる属地主義か属人主義かという問題が非常に大きな問題として具体的になつて参りました、そして結局アメリカは日本に対してどこまでも属人主義といひますか、これは米軍がその施設内外において米人としての一つの特権を行使するというような線が、日本に要求されておるといふふうな伝えられておるわけでありませう。これを裏返しますと、今度はそこで働く日本人については、やはりその特権のもとに従属しなければならぬというようなことになり危険があると思ひますが、そういう点で、このアメリカの主張というものに対して、日本政府はこれを今日日本の国民の要望しておるところに従つてその主張を通される見通しがあるのかどうか、これをもう少し明確にお答えを願ひたいと思ひます。

(吉武国務大臣) 先ほど申しましたように、米駐留軍あるいはその施設に使われる日本の労働者に対しては、日本の国内法、日本の労働法を適用したいという線で折衝をいたしております。ただいま御指摘になりました点は、裁判の管轄権がどちらかという問題ですが、国内法の適用については私が言つた通りでございませう。向うの国内法が適用されるはずはないのであります。裁判官の管轄は私方ではございませぬ。もし御必要ならば法務総裁なん

かにお尋ねになつていただきたい。

(風早委員) では労務大臣の御所管の範囲で問題を出しますが、その場合向うがかりに実際の管理権を持つ、またそれに応じた裁判管轄権を持つ、こういうふうになるとして、しかし日本の労務者である限りにおいては日本の労務法規を適用する、こういう場合に、その経営内において米軍の保安員というものが直接——しかも現在は保安員だけではございません。東日本重工の下丸子工場あたりの例をとりますと、七重の監督を受けておるそうであります。これは証人を出してもいい、証人がたくさんおるのです。この七重の監督を受けている連中で最も手ごわいのが、これこそ武装した向うの保安員である、こういうことを聞いておるのであります。こういったような状態は、日本の労務法規を適用するということの場合に、どういう関係になるのですか、これについて大体のお考え並びに見通しをお尋ねしておきたいと思う。

(吉武国務大臣) 自分のところに労務者を使う場合においては、その使う人がその労務者に対して労務管理するのが当然であります。ですから米駐留軍が日本の労務者を使う場合には、その使う者が労務管理をやる、日本人が使っている場合に日本人が労務管理をやる、その点については同じことだと思ひます。

(風早委員) そのところはちよつとくどいようですが、もう一ぺんお聞きしますが、その監督者は米軍であるという場合において、米軍が日本の労務法規を適用する、こういうことになるわけですが、その点をはつきりしておいてもらいたい。

(吉武国務大臣) 労務管理というのは労務法規を適用するためのものではないのであります。労務者を使う者がどういふふうに仕事をさせる、どういふふうに仕事をしてくれ、これはどこの工場だつて使用者がやつているあたりまえのことでありまゝ。米駐留

軍が日本の労務者を雇つている場合には、その米駐留軍がどういふふうにやれ、こういうふうにやれという労務管理をやりまゝ。その労務管理は国内法たる労務法規を適用する労務管理ではないわけです。それはどこまでも国内法規の適用については国内法の労務法規に基く監督をやる。労務管理と労務監督というものをちやんぼんにしてお考えになつておるようであります。それは違ふのであります。

(風早委員) ちやんぼんにしてゐるわけではないのです。そうするとこういう問題が起る。つまり日本の労務法規に従うとなれば労務組合を持つ権利、その賃金の値上げ、その他の条件の改善のためにストライキをやる権利、こういうふうなものは当然に出て来なければならぬ権利であります。そういう権利は米軍のもとにおいて使われる場合においても、日本の労務者に確保されるということとは明瞭なのですか。

(吉武国務大臣) 国内労務法規を適用したいということは、国内労務法規に規定されたものはみんな含むわけでありまゝ。どれを適用し、どれを除くということとはできない……。

(風早委員) ですから私は具体的にストライキというはつきりした形で聞いておるわけです。そういうものは事実において許されない。また事実においてではないこれは法規上、つまり工場の規則になつて、その規則がおしつけられている。私がこの前予算委員会での総会で、あなたに具体的な資料を読んでお聞かせしたこともあるわけです。そういうふう実際に日本の労務法規は完全に踏みにじられておるわけです。こういう状態をこの行政協定の締結において實際払拭できるかということを私は聞いておるわけです。

(吉武国務大臣) 現在は占頭下でありますから、かつてなことは

できないのであります。しかし独立後においては日本の勞働法規を適用すべく努力をし、折衝を続けているということであれば、おわかりになるじやありませんか。

(風早委員) その見通しはどうですか。

(吉武國務大臣) 見通しは今のところ別に支障のあるようには進んでおりません。

ポツダム宣言の廃止 第一三国会に、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く勞働省關係諸命令の廃止に関する法律案」が提出されたが、參議員勞働委員会(二月一五日)における吉武勞働大臣の提案理由説明は、つぎのとおりである。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く勞働省關係諸命令の廃止に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

今般、日本国との平和条約の効力發生に伴いまして、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件を廃止することといたしたいと存じておりますので、これに基く諸命令につきまして引続きその効力を存続せしめるか否か再検討することが必要となつたわけでありますが、勞働省において主管するものといいたしましたは、勞務充足に関する件、勞務者の就職及び從業に関する件及び勞働に関する団体の主要役職員の就職禁止等に関する件の三件があります。これらは、いずれも次に述べる理由により効力を存続せしめる必要がないものと認められますので、この際廃止いたしたいと考える次第であります。

即ち、先ず第一に、勞務充足に関する件であります。これは連合軍最高司令官の指令に基きまして連合軍最高司令官又は各地の占領軍指揮官によつて指示される勞務を、指示せられた期日及び場所において提供するため制定されたのであります。今般日

本との平和条約の効力發生に伴い占領軍は存在しないこととなり本省令制定の理由は消滅いたしますので、廃止すべきものと考えられるのであります。

次に、勞務者の就職及び從業に関する件につきましては、同じく連合軍最高司令官の命によりまして勞務者に対して資金、勞働時間その他の勞働条件について国籍、宗教、社会的地位によつて差別することがないよう措置するため制定されたものであります。現在勞働基準法第三条中にこの省令に規定する事項と同一の内容が規定せられておりまして、この省令を存続せしめる必要はありませんので、この機会に廃止することを適當と考えるものであります。

最後に、勞働に関する団体の主要役職員への就職禁止等に関する件につきましては、これ又、連合軍最高司令官の命によりまして、勞働者を戦時組織から解放して勞働者自体に自由な自治組織を与えようとする趣旨に基きまして、戦時中大日本産業報国会、大日本勞務報国会、日本海運報国会及び協調会における主要役職員の職にあつた者が、勞働に関する団体に就職するとを禁止するため並びに東京勞働自治連合会及びこれに類似する団体を解放せしめるため制定せられ、その後一般公職追放者をすべての勞働組合の役職員の地位から排除する等のため若干の改正を加えられたものであります。今日におきましては、右に述べました本省令制定の趣旨はすでに達成されたと認められ、又我が國勞働運動の現況から見まして本省令を廃止いたしました場合においても本省令により指定を受けておりますような戦時中の勞働団体或いはそれらの指導者が再び自由にして民主的な勞働団体の發展を阻害するとは考えられませんので、本省令は引続き存続せしめる必要は認められないのであります。

また、おなじく「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案」も提出されたが、勞働大臣による、その提案理由説明（二月二六日、衆議院厚生委員会）は、つぎのとおりである。

ただいま議題となりましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案について、提案の理由を御説明いたします。

日本国との平和条約の効力が発生いたしました場合、昭和二十年制定の勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて、制定されました諸命令についてしかるべき改廃等の措置を講ずる必要があるのですが、厚生省関係のこれらの命令としましては、引揚援護庁設置令、有毒飲食物等取締令、陸軍刑法を廃止する等の政令第七条、死産の届出に関する規程、伝染病届出規則及び引揚者の秩序保持に関する政令があるものでありますが、これらのうち、最後のものを除く五命令は、日本国との平和条約の効力が発生いたしました後におきましても、法律としての効力を持たせる必要がありますので、ここに法律としての効力を有するものとして存続することとしたのであります。但し、これらのうち、引揚援護庁設置令及び死産の届出に関する規程につきましては、字句等について所要の改正を行うことにいたしました。また引揚者の秩序保持に関する政令は、制定当初の目的をほぼ達成いたしましたので、将来法律としての効力を持たせ存続させる必要がなくなりましたので、この際これを廃止することにした次第であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願い申し上げます。

勞働省設置法の改訂 第一三国会で、勞働省設置法の一部改訂が提案されたが、その法律案の内容は、つぎのとおりである（五月二二日、参議院内閣委員会）。

（富樫説明員・勞働省総務課長）勞働省設置法の一部を改正する法律案の内容について御説明申し上げます。

・前回提案理由において述べられましたように、改正の眼目が二つございまして、一つは統計調査部を廃止して統計調査監を設けるといふことと、それから現在事実上設けられております地方の婦人少年室を正式にこの際勞働省の支分部局にするという、この二つでございまして。なお併せまして、先般勞働省の関係のポツダム政令の廃止に伴いまして、当然整理すべき勞働省の権限事項の整理がこの機会に行われておるのでございます。法律の順序に従いまして、只今の関連事項が条文技術的に織込まれておるのでございます。目次の改正は、只今の婦人少年室を設けるために順序の変更をしておるだけでございます。第四条中二十号を削り、二十一号を二十号として以下順次これを繰上げる。これは先ほど申しました勞働省関係のポツダム政令の廃止によりまして、勞働追放という制度がありましたのですが、その勞働追放に関する例外免許の権限をこの際整理して削る、こういうことでございまして。第五条第二項を削ると申しますのは、これは統計調査部を削るということでございます。それに代りまして、第五条の二として「大臣官房に、統計調査監一人を置く。」、こういうことであります。統計調査監の仕事は、「命を受けて、第六条第十二号から第十八号までに掲げる事務を掌理する。」、これは従来統計調査部の所掌事項であつたものをそのまま統計調査監が受継いで掌理するということでございます。第六条第二項もこれに関連して整理したものであります。第十四条中公共職業安定所云々というのは

婦人少年室を正式に追加したためでございます。第十五条第三項中云々も統計調査部長を統計調査監に改めたのであります。それからその次に新たに第三款を設けまして、婦人少年室を正規に設ける、これは先ほど申しましたように、現在労働省設置に際しまして現在に至るまで事実上設けられておりました本省の婦人少年局の出先機関の婦人少年室を正規の本省の支分部局にする趣旨の規定でございます。位置、管轄区域、所掌事項等は、現在通り各府県におきまして大体県庁の所在地に事務所を置き、本省の婦人少年局の所掌事項を地方において掌理するというところで、最後に婦人少年室の内部組織は労働省令で定めるということになつておりますが、これは目下のところ婦人少年室は極めて小規模な陣容を以て構成いたしますので、さしたる複雑な組織を考へておるわけでもございません。普通の常識的な所掌内部組織を目下研究中である次第でございます。

厚生省設置法の改訂 また、厚生省設置法の改訂に関する法律案の内容は、つぎのとおりである（五月二三日、衆議院厚生委員会）。（小山説明員・厚生省総務課長）今回御審議を願つております厚生省設置法の一部を改正する法律案の概要について御説明を申し上げます。

今回の改正の第一点は、引揚援護庁を廃止して、これを内局とすることでございます。御承知のように、現在の引揚援護庁は、昭和二三年の五月に設置されまして、内部組織といたしましては長官官房、援護局、復員局の構成をもつていたのでありますが、今回の改正におきましては、これを内局といたしまして、局に次長二名を置くことにいたしております。

改正の第二点は、現在厚生省の内部部局になつておりますところの統計調査部、国立公園部及び環境衛生部を廃止することであ

ります。これらの部は、いずれも国家行政組織法上は一年間だけを限り——具体的に申し上げますと、昨年の六月一日から今年の五月末日までということとで設けられておるのでありますが、今回の行政機構改革の機会に、かかる過渡的組織を解消するという考へのもとに、これらの三部を廃止することにしたわけでございます。必ずしもこれらの部が、全然必要がないということよりも、むしろさような過渡的な組織を、この際国家行政組織上からなくするという方針に基いて行われることになつたのであります。

ただいま申し上げましたように、これらの部の廃止が、いずれも一つの方針に基くものでありますので、これらの部で処理しておりました事務が一体的に、かつ能率的に、行われますことを助けますために特に統計調査部に属しておりました仕事を統轄する責任者として統計調査監を置き、国立公園部で所管しておりました事務を統轄する者として国立公園監を置くという措置がとられておるのであります。環境衛生部につきましては、これが公衆衛生局にありまして関係上、これらの事務をあげて公衆衛生局長をして直接に統轄させるということにいたすわけでございまして、この結果、機械的に申し上げますと、公衆衛生局長は十一課の事務を直接処理するというところに相なるわけでございます。

改正の第三点は、厚生省の地方支分部局でありますところの駐在防疫官事務所を廃止することにいたして、おることとであります。駐在防疫官事務所は、御承知のように、終戦直後、交通の不便であり、かつ通信も思うにまかせなかつた時代に、防疫官対策を能率的に行ふ必要上設けました組織でありましたが、今日におきましては、通信も敏活に動きますし、交通も容易に運ぶようになりましたので、この際駐在防疫官事務所を廃止することが適當であるという考へに基いて行われるものでございます。これは、ただ

いま申し上げましたような条件が備わっておりますので、駐在防疫官事務所を廃止いたしましたとしても、防疫対策の実施には、いささかの支障もございません。

改正の第四点は、現在引揚援護庁という外局の地方支分部局になつております地方引揚援護局、復員連絡局、地方復員残務処理部を、それぞれ厚生省の地方支分部局にすることでありまゝす。これは引揚援護庁を廃止して厚生省の内局にいたします当然の帰結でございます。

改正の第五点は、引揚援護庁を内局といたしますことに伴ひまして、引揚援護庁の組織の一部を整理するために、現在引揚援護庁で行つております仕事のうち、現業的色彩の強い仕事は、これを引揚援護局という内部部局で直接に処理することとをせず、附属機関で処理させることにいたしました。援護局の一部に含まれております横浜援護所の事務、及び復員局の事務の一部に、含まれております留守業務部の事務を、それぞれ援護所及び留守業務部という附属機関を設けまして、これを処理することにした次第でございます。

以上申し上げました五点が、今回の改正の要点でございます。

労働基準法の改正に関する答申と建議 中央労働基準審議会は三月一五日、労働大臣あて左のような答申ならびに建議をおこなつた。

(答申並びに建議)

一、諮問のあつた労働基準法の改正については、諮問があつて以来、総会を二回、公益委員会を五回、答申案起草小委員会を一回計一八回にわたり会議をもち、慎重審議を重ねた結果、次の点について全員の意見が一致した。

(一)、法第七十条の技能者養成規定は、従来坑内労働について行われていたが、かかる養成の必要であることを認めかか

る養成の場合に限り命令で定めるところにより、満一六歳以上満一八歳未満の男子の坑内の作業を認めること。

(二) 学校教育法に定める六三制の義務教育を修了したものは現在存在しないから、法施行当初過渡期の規定として必要であつた満一四歳以上の者で義務教育を修了したものの就業を認める法第五十六条第一項但書は、事実上不要の規定でありこれを削除しても法の内容には何等の変化も起らぬからこれを削除すること。

(三) 法第三十三条の非常災害の場合に、時間外労働のみならず休日労働をもなしうることは、現行の解釈例規も認めているので、これを明文化すること。

(四) 次の事項については、労使の自主的な協議取極めを尊重し、時間外労働及び休日労働に関する法第三十六条と同様に労使の協定の届出によることとする。

(イ)、法第十八条第二項の貯蓄金管理に関する認可制度を改め法第三十六条と同様に、労使の協定をなし行政官庁に届出した場合には、労働者の委託をうけて貯蓄金を管理することができるとするとともに、この場合その利息は一般市中銀行における預金利率を下らず、労働者から返還の請求があつたときは直ちに返還するとともに、管理の方法を労働者に周知させなければならぬこととし、なお、これら条件に反した場合には、行政官庁は、中止命令を出すことができることとする。

(ロ)、法第二十四条中賃金の一部控除は、法第三十六条と同様に労使の協定によつてなしうるようになすこと。

(ハ)、法第三十九条の年次有給休暇の場合に支払う賃金は、平均賃金又は所定労働時間労働した場合に支払われる賃金に

よることとし、なお法第三十六条と同様に、労使の協定があつた場合には、健康保険標準報酬月額によることができることとする。

(五) 常時一〇人以上の労働者を就業させる事業であつても、仮設建築物で危険又は有害でないものについては、命令の定めるところにより、法第五十四条にかかわらず行政官庁への届出を要しないこととする。

(六) 満一八歳以上の女子については、年間特別期に起る決算或はこれに伴う棚卸の場合に限り、非工業的業務において、法第六十一条中一週間六時間の制限を二週間にについて十二時間の範囲に改めること。

(七) 午後一〇時より午前五時までの間における女子の深夜業は法第六十二条第三項及び第四項の場合を除き、禁止されるところであるが、満一八歳以上の女子について、社会通念上女子の深夜業を是非必要とする極めて特殊な場合に限り、女子の健康福祉に有害でなくかつ中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の定める特定の業務であることを条件として深夜業の例外を認めること。

(八) 法第七十一条の技能者の養成に関する認可制度を改め、命令で定める特別の職種を除き、行政官庁に届出た場合には技能者の養成をなしうることとともに、法第七十三条を改め、使用者が本法に基づく命令に定める条件に反した場合に、行政官庁は当該技能者養成を中止させることができることとする。

(九) 労働基準法に、国は、労働者の福祉の向上によつて労働能率を増進するために資料の提供その他必要な援助をなさなければならぬ旨の規定を設けること。

二、なお右の法律改正点の他に直接には、労働基準法の改正を要しないが、これと密接な関係があり、労働基準法第九十八条第二項に基き労働大臣に建議すべきものとして次の点について全員の意見が一致した。

(一) 家内労働に関する法規を並行的に制定する必要があること。

(二) 休業補償の期間が長期にわたり、その間に平均賃金算定の基礎となつた賃金ベースに変更があつた場合には、労働者災害補償保険法の運用によつて当該労働者の同種の労働者が現にうけている賃金を基礎として補償費を支給するよう措置すること。

労働関係法の改正に関する答申 労働関係法令審議会では労働関係法の改正につき三月二五日、労働大臣あて左のような答申をおこした。

(労働関係法令の改正に関する意見)

一、労働委員会制度

(1)、現状維持を原則とすること。従つて審査機能と調整機能を別個の機関に取り扱わせるとか、或は、調整機関を産業別に設けることはしないこと。

(2)、委員の数は各側三名乃至七名とし、別表によつて各都道府県の人数を定めるものとする。労働争議の調整に関する予備委員を設け予備委員名簿を予め作り、その活用を図るものとする。

(3)、労働委員会の委員を特別職とすること。

(4)、労働委員会直属の事務局を強化し、常時における調査機能を拡充するものとする。

二、不当労働行為

(1) アメリカ法のように、労働組合に対する支配介入を防止することが不当労働行為制度の本来の趣旨であることがはつきりするように書き改めること。

(2) 調整中の発言（現行労調法第四十条）及び不当労働行為の審査中の発言を理由とする不利益取扱を不当労働行為又はこれに準ずるものとする。

(3) 不当労働行為の審査における証人に対して費用弁償すること。

(4) 不当労働行為の審査に際しては、証人の出頭を求めることができる旨を明らかにすること。

三、斡旋、調停及び仲裁

(1) 現状維持を原則とすること。

(2) 現行労調法第十一条第二項を削除すること。

(3) 労働委員会による仲裁は仲裁委員会を設けてなすものとする。

四、団体交渉

現行通りとすること。

五、労働協約

(1) 労組法第十四条の署名は「記名捺印」をもつて代え得るものとする。

(2) 期間

(イ)、三年を越える有効期間を定めることはできないものとする。

(ロ)、有効期間の定めのない協約は三カ月の告知期間をもつて何れの一方からも之を解約し得るものとする。

(ハ)、自動延長は之を認めるも、(ロ)の告示期間をもつてする解約は、之についても可能なる旨を明らかにすること。

なお、一(1)別表については、関係労働委員会の意見を徴して作成されたい。

〔附〕

本審議委員会において討議せられた左の事項については、全員の意見の一致は見なかつたが、各委員の意見は次の通りであつたから報告する。なお、原案は、公益委員の一致の下に作つたものである。

(一)、不当労働行為に関する事項

(1) (原案) 申立期間は行為のときから一カ年とすること。

労働者側委員 反対

使用者側委員 賛成

(2) (原案) 労政職員が不当労働行為の申立人となり得ることを明文によつて明らかにすること。

使用者側委員 反対

労働者側委員 賛成

(二)、労働組合の資格要件

(原案) 労働組合法第五条第一項を廃止し、第五条第二項の規約記載事項を旧法程度に整理すること。

使用者側委員 反対

労働者側委員 賛成

(三)、労働協約に関する事項

(原案) 現行労組法第十七条、第十八条は之を削除すること。

労働者側委員 反対

使用者側委員 賛成

(四)、(原案) 労組法第一条第二項但書の「暴力の行使云々」の規定は削除すること。

使用者側委員 反対

勞働者側委員 賛成

なお参考として議事録を添付する（略）

勞働法改正の提案理由 前記二つの答申案にもとづき、勞働法改正案が第一三国会に提出された。五月一三日衆議院本會議における吉武國務大臣の提案理由は左のとおりであつた。

ただいま議題となりました勞働關係調整法等の一部を改正する法律案、地方公營企業勞働關係法案および勞働基準法の一部を改正する法律案につきまして、一括提案の理由を御説明申し上げます。

終戦以来、占領下において、わが国の勞働法制は飛躍的な發展を遂げ、これがわが国の民主化並びに勞働者の福祉向上に寄与しひいてわが国の國際的信用を高め、日本の經濟の再建に貢獻するところが至大でありましたことは、何人もひとしく認めるところでございまして、今日七年にわたる占領が終結し、自主獨立のときを迎えたにつきまして、占領下につちかわれました勞働法規の基本的原則は、あくまでこれを堅持すべきものであることは申すまでもございせん。

しかしながら、翻つてこれら勞働法規の立法及び施行の道程を省み、七年間の經驗にかんがみてみまするならば、これら勞働法規は、すべて連合國最高司令部の強き勸告と指導のもとに立法せられ、施行されて來たのでありまして、その間、必ずしもわが國の實情に十分沿わなかつた点もなしといたしません。また、講和発効後のわが國の情勢に照して欠くところなしとも言いがたいのでございます。従つて、政府といたしましては、これらの点を率直に検討いたし、よりよき勞働法規の整備をはかりますること、が、獨立を迎えた今日において、きわめて緊要のことと考えるのであります。特に今後わが國が獨立國家として國際間に伍して参

るためには、何よりも經濟的に自立することが喫緊の要務とされるのであります。これがためには、申すまでもなく、國民こそつて努力が必要であり、特に勞使双方が相携えてこのために協力されることが不可欠なのでありまして、この目的のためには、政府といたしましては勞働法規の面において、勞働者の基本的權利を尊重し、その福祉の増進をはかるとともに、特に産業平和を維持し、合理的かつ公正な機關と手續によつて勞使關係の安定を促進し、確保するごとく法規の整備をなすことが、ぜひとも必要であると考へた次第であります。

政府におきましては、昨年来、この見地から広く各方面の意見を聞き、特に政令諮問委員會の意見を徴し、さらに勞使、公益の三者よりなります勞働關係法令審議委員會及び勞働基準審議會等に諮問をいたしまして、鋭意研究を重ねて参つたのでございす。このほど、ようやく成案を得ましたので、ここに国会に提案をして御審議願う次第でございす。各法案は、すべてこれらの審議會等の意見を全面的に尊重いたしましたので、その全員一致の答申のあつた事項につきましては、ほとんどすべてこれを採用いたしております。答申に至らなかつた事項につきましては、これらの機關における討議の過程を参考にいたしまして、特に公益側の委員の意見を尊重して、極力これに沿うごとく立案しておるのであります。

以下、各法案の内容の大綱を概略申し上げますと、第一に、勞働關係調整法等の一部を改正する法律案につきましては、まず公益事業の争議または特別の性質もしくは、大規模の事業に關して公益に著しい障害を及ぼす勞働争議につきましては、これを放置いたしますと國民生活に重大な損害を与える場合には、政府といたしましては、この國民全体に対する責任上、これを傍觀する

ことはとうてい許されないのでございます。従つて、これを五〇日間の緊急調整に付する決定をなし得ることとし、その間に、争議行為を行うことなく、中央労働委員会によるあつせん、調停、実情の調査等を行つて争議による損害を回避し、合理的な機関による平和的な解決をはかり得るごとく改正せんとするものでございます。

さらに、従来労調法に定められておりました三〇日の冷却期間は、過去の経験に徴しまして、その所期の目的を達成することができなかつたと認められますので、この冷却期間を一五日に短縮いたしまするとともに、当事者が自主的交渉不十分のまま、単に争議権獲得のみのために、労働委員会に調停の申請をなすような場合にはこの申請はこれを却下し得ることとしたのであります。

以上は労働関係法令審議委員会の公益委員の案によつたものでございますが、そのほか労調法関係におきましては、同委員会の答申に基き、特別調整委員の設置、仲裁制度の合理的改善等の措置を規定してあるのでございます。

また公共企業体労働関係法関係につきましては、従来占領下においては、公務員は一切団体交渉権が興えられていなかったものであります。このことは、もとより公務員が国民全体に対する奉仕者たることからやむを得ないことでは、ございましたけれども、郵便、営林、印刷その他の現業の国家公務員については、この従事する業務の性質において、一般の行政事務に携わる者とは多少相違が認められますので、これらのものに関しましては国鉄、専売等の公共企業体に準ずる取扱いをなし、給与その他につきましては団体交渉権を認めることが、実情から見て労働者の利益を増進するゆえんであると考えますので、かかる趣旨において公労法を改正せんとするものであります。なお公労法関係では、この

ほか調停委員会の統合、労働組合法との重複の整理等、若干の技術的改正を規定しております。

次に労働組合法関係につきましては、不当労働行為制度を整備し労働協約に関する規定をわが国の実情に合致せしむる等、全面的に労働関係法令審議委員会の答申に基いて改正をいたしておるのであります。

第二に、地方公営企業労働関係法案におきましては、地方公務員中の鉄道、軌道その他の公営企業に従事する者につきましては占領下において、公務員として昭和二十三年政令二百一号によつて団体交渉を禁止されていたのでございますが、独立後の今日においては、国の現業職員に対すると同様の趣旨から、おおむね公共企業体の労働関係に準ずる取扱いとして、これに団体交渉権を認めるのが妥当であると考えたのでございます。よつて、本法案においては、この趣旨により、地方公営企業の労働関係についても、公共企業体及び国の現業職員におおむね準ずる取扱いとし、地方の実情により、調整機関等に関して国の場合と若干異なつた取扱いをいたしております。

最後に、労働基準法の一部を改正する法律案につきましては、労働基準法の基本線はこれを維持しながら、手続の簡素化と、女子の時間外労働、一六歳以上の男子少年労働者の坑内作業の技能養成、その他わが国の実情に照して必要な限度の改正を行わんとするものであります。本法案は、すべて労働基準審議会における全員一致の答申を全面的に採用したものでございまして、労働条件の国際的水準維持の原則を堅持し、その範囲内で、同法の規定をわが国の実情に適切なるものたらしめんとするものであります。

以上、三法案の提案の理由を一括御説明申し上げた次第であり

ますが、以上によつて明らかな如く、これらの法律案は、立案の手續において最も慎重かつ民主的な方法によつたものであると同時に、その内容において、独立後のわが国の経済自立のため不可欠のものでありまして、国家公共の福祉と勤労大衆の利益を擁護するものでこそあれ、労働者の基本的権利を侵害するが如き意図はごうも持たないのであります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いする次第であります。

労働法改正案の成立 労働三法改正案は、五月二七日衆議院を無修正で成立（二三六票対一一二票）したが、参議院では野党各派共同修正案が可決された。それは「緊急調整を大中に修正し、調停申請却下制を削除したものであつたが、両院協議会では自由党の主張により緊急調整の再修正を含む修正案が成案となり、この成案は両院で可決された。

なお、七月一日参議院本会議における岩間正男議員の反対討論は次のとおりであつた。

日本共産党は只今上程されました三法案の原案並びに修正案に反対するものであります。

言うまでもなく、これは破防法を初めとする戦時立法であり、日本民族をアメリカの奴隷とするための弾圧立法であることは余りにも明らかであります。日本の労働者階級は、これら弾圧法案の意図するもの、又その結果惹き起されるであろうところのみずからの運命に對しまして、敏感にこれを察知し、破防法並びに労働三法を中心として、いわゆる悪法反対運動を果敢に展開して來たのであります。これは前後三回にわたるゼネストによつてはつきりその意思が天下に示されたところであります。然るに、政府はこれらの猛烈なる反対闘争を恐れ、事ごとに政治的ゼネストであるとか違法行為であるとか言つてこれを威嚇し、その半面又こ

れが懐柔のため労組幹部を待合にまでおびき出してこれを買収する等、あらゆる陋劣な手段を弄して來たのであります。その結果破防法の中に労働組合や大衆団体には破防法を適用しないなどの修正をまであえてしたのでありますが、これは全く子供だましでしかなかつたのであります。このようにして破防法の通過のためあらゆる手段を弄して顧みなかつたのであります。それは言うまでもなく、破防法こそはあらゆる弾圧法の元締であり、外濠にほかならなかつたからであります。このようにしてあらゆる権力の圧迫によつて強引にその外濠を埋めてしまつた今、労働三法をやすやす通過させようとしているのであります。すでにこのように外濠を埋めて内濠で闘うことが如何に困難であるか、それは今度改進黨、社会党右派並びに左派の諸君によつて闘われた労働三法のいわゆる修正闘争なるものが如何のようなものであつたかを見れば余りにも明らかであると思うのであります。外濠を埋めたあとの内濠の闘いが、先にも申述べましたように如何に困難であるか、困難というよりは事実不可能であるかを、今こそ日本の労働者階級は身をもつて知らなければならぬのであります。そして悪法反対闘争に盛り上つた全日本の労働者の目を破防法から切り離して労働法に向けさせ、やすやすと両弾圧法案の通過を策した政府、並びにその手先、悪質労組幹部の裏切り行為を鋭く追求しなければならぬ時が來ていると思うのであります。

労働三法改悪の中心的な骨子をなすものは言うまでもなく緊急調整であります。この緊急調整については、社会党左右兩派の諸君は飽くまでこの撤回を求めて闘つて來たはずであります。然るに今日の修正案では、その当初の要求を捨てて、中労委の同意を得ることを条件として妥協しているのであります。併し今日現にある中労委の姿を具体的に見るとき、このことは果して安心が持

てゐるであらうかどうか。言うまでもなく今日の中労委の性格は曾つての労資間の利益調整の機関というよりは遙かに資本家の利益本位に傾いてゐるのであります。これはあたかも人事院が實際的には政府機関の一変形としての役割を果してゐると同じように権力に対する奉仕の機関になり下つてゐるのが中労委の性格であり、それは、その人的構成を見れば余りにも明らかであらうといふことを私は指摘しなければならぬのであります。而もこうした性格の変化を現実的に考慮することなく、ただ形式的抽象的に中労委の介在を以つて公益事業労働者の基本的権利である争議権に制限を加えることを許されることであるかどうか、若しこのよゝうな修正が通れば政府は恐らく中労委の御用化、弱体化に對しまして、今後ますますあらゆる権力的な手を打つて来るであらうことは、今から想像するにかたくないところであります。こうして政府は、公益事業に對する争議に對し、緊急調整を乱用して来るであらうことは、現在日本の置かれてゐる國際的國內的情勢から判断しまして、間違ひのないところであらうと思ふのであります。言うまでもなく、アメリカの軍事基地として、戦時体制が着着強化され、すでに防空演習さえ昨今の日程に上つてゐる目下の日本を顧みますときに、公益事業の争議は大小となく公共の福祉を侵し、国民生活の安定を乱すものであるとの拡張解釈によつて、労働者の基本的な争議権が弾圧されるであらうことを、私は鋭く指摘しなければならぬのであります。そのとき、中労委が介入してゐるということが一体どれほどの安全弁になるか。安心感が持てるであらうか。こういう点につきまして、これらの修正は、關係諸君の努力にもかかわらず、我々の容易にくみし得ないところであります。こうした修正は、いわば、ごまかしであり、氣休めであり、ないよりは、あつたほうがよいとする改良主義的意見

でありまして、何ら問題の本質を解決する途ではないのであります。問題をこゝまで落した責任者は一体誰であるか。言うまでもなくそれは、日和見主義的な、社会改良主義的な一味であります。ないよりは、あつたほうがいいとする日和見主義者が、敢然として闘うことをやめ、一歩々々日本の労働階級を、こゝまで陥れた過去の苦い經驗を、私は私自身の體驗を通じてここにはつきり思い浮べるものであります。(「公式論だ」と叫ぶ者あり)

占領下七年、アメリカ帝國主義者は日本を民主化するとの口実の下に日本にやつて來たのでありますが、ボツダム宣言や労働に関する極東十六原則を忠実に守るところか、逆に日本の労働運動を陰に陽に弾圧し続けて來たのであります。かの二・一ストを初め、その後のあらゆるストライキは、アメリカのAFL出身のキレン、その他のボス的手先がGHQの労働課の要職にあつてこれを指図したばかりでなく、総評を中心とした日本の労働組合を強制的に國際自由労連に加入させ、これを骨抜きにしようとしたのであります。又惡法反對の今次ゼネストにあつては、ストライキ放棄、労働強化で日本再軍備の線を貫かせようとしたのであります。而もこれらの背後には常にアメリカの労働政策が強引にその糸を操り、莫大な資金を使つての策謀が後ろに動いてゐたことは紛れもない事實であります。現に最近ではCIOのウィラード・タウンゼントが日本労働運動の分裂に乗り出し、その軍資金は七十二万ドルに及んでゐると言われているのであります。又、一方これと呼応して、占領制度の下請け強化に狂奔してゐる吉田政府は、戦争に反對し、兩条約、行政協定、再軍備に反對する労働組合を、事ごとに、政治闘争、政治ストなりと烙印を押し、反對にストはやらす、政府の言いなり放題になつてゐる組合を目して、健全な民主的労組であると賞めちぎつてゐるのであります。だが

元来、売国的政府から賞められるどんな組合が労働階級の利益と民族の運命を守るところの真に愛国心な労働組合であるというのか。それこそは売国者の飼犬ではないか。これらの飼犬に對しまして、これを尻目にかけて日本の労働階級は現在前進しようとしているのであります。この事態を恐れればこそ、政府は今度の労働法の改悪を志し、組合が冷却期間中、或いは緊急調整期間中にストライキを行えば、三万円、五万円の罰金を科して、これを弾圧しようとしているのであります。併し国家公務員法や公企労法で労働者の手足をもぎりとり、口をふさいでも、積りに積つた労働者の怒りは遂に爆発せざるを得ないのであります。現にメーデー事件や、五・三〇事件に結集されたこれらの力は、国内の売国者や日和見主義者の故ない中傷やデマにかかわらず、日本労働階級の、否、全国民の民族独立、反戦平和への力強い立ち上りとして、世界的に評価されている事実があるのではありませんか。これこそは、まさに公共の福祉、民族の平和と独立を守り抜く闘いであるのであります。又侵略戦争の兵器製造工場労働者、軍需輸送の交通機関の労働者、その他、鉄鋼、石油、石炭、電力等々一切の産業労働者は、「食えるだけの賃金をよこせ」「戦争反対、平和を守れ」「祖国と民族の独立をかちとれ」等のスローガンの下に目下闘いを繰り上げていますのであります。

次に、私の触れたいのは、労働基準法の改悪の問題であります。この改悪によつて、少年の坑内労働と婦人労働者の深夜業や居残り、休日返上が更に拡大し、今では基準法違反は日常茶飯事となつているのであります。而も最近では操業短縮で数万の婦人労働者を帰休の名目で一文も与えずこれを首にし、辛うじて生き残つた労働者に対しては、殆んどただ同様、職制の鞭の下で十数時間も働かされているのであります。このために、労働力の過剰に悩む

東北、北陸等のいわゆる単作地帯の人身売買は目に余るものがあるのであります。石川県では、一村で、一つの村で六十人の娘が特飲街へ売られ、又婦人少年局の調査によれば、九州でも農村の娘たちが海外にまで身売りに出されている。こういうことが報告されているほどであります。炭鉱においては、坑内設備の不備のため、長野県の米子鉱山の生埋め事件や、岩手県の松尾鉱山の地下百メートルの濁水に吞まれた惨事等は、全国に毎日のように起つているのであります。このような坑内に、少年労働者を技術養成という名目で、低賃金、労働強化で酷使しようとする、この労働時間を延ばそうとする、そういうことは、誠に鬼畜でなければ考えられないことでもあります。更にアメリカ式カッペ採炭は、毎日の労働強化と、これに伴う怪我人の続出で、積り積つた全国の炭鉱労働者の不満が、炭労をして今次ゼネストの中心をなさしめた大きな原因を形成しておるのであります。児童憲章で何をきめようと、基準法で婦人の生理休暇をきめようと、アメリカと吉田政府は、戦時中の動員作業より一層むごい労働を、低賃金のため金を取るためには仕方がないと、泣く泣く夫や息子を坑内に送り出しておる有様であります。併し、吉田政府のこのような労働政策も、これに反対して闘う労働階級の威力の前には力がないのである。日本の労働階級は、今次ゼネストの経験からも学び、又職場、地域からの実力行使の巨大な波となつて、このような政策は葬り去られる日が近いであろうことを我々は思うのである。三菱重工は米国のピストルと銃剣の中ですでに五回もストライキをやつて来たし、横浜の三菱造船ではアストリア号の進水をぶつ止める等、実力行使は職場に燎原の火のごとく拡大していることをはつきりと知るべきであろう。

なお、政府は、このように破防法を初めあまたの弾圧立法を制

定しておきながら、一方では白々しくも国際労働条約批准促進を決議したことは、誠に日本労働者のみでなく、全世界の労働者をして侵略戦争へかり立てておることをごまかそうとしておるものであります。国際労働機構に加盟し、国際労働条約を批准したところで、国内におけるこのようなファッショ弾圧立法を制定しようとする吉田政府のごまかしを、今や日本の労働者は憤激のうちに葬り去ろうとしておるのであります。即ち、国際労働機構の大部分を占めている国際自由労連への加盟に対して、総評、電産、日通、日教組、全通、国鉄の下部大衆は、国際自由労連こそアメリカ帝国主義の戦争政策を支持する反動組合であるという理由によつてこれを攻撃しておるのであります。又、朝鮮戦争二周年を経た今日、ソ同盟を初め人民民主主義諸国並びに世界の平和を愛する労働者人民の勢力が強まつており、曾つて朝鮮向け特需インフレで巨利を積み上げた日本の独占資本も、今やアメリカの冷血なるコンマーシャル・ベースとは、日本の全産業を破滅に導くところの出血受注であることを今更思い知らされたのではないでしようか。だからこそ、自由党の内部にさえ公然として岡崎外相に對して腰抜け外交だと罵倒する者が現われており、吉田首相の無能と相俟つて、中日貿易即時締結の聲は、目下資本家ばかりでなく、全労働者階級の要望となつて高まつて来つつあるのであります。ここにこそ、労働者が、平和と独立との闘いを、アメリカ帝国主義の奴隷賃金と奴隷労働の鉄鎖から解放する途を見出しておるのであります。

日本共産党は、国家公務員法、労働関係調整法、公共企業体労働関係法を撤廃し、罷業権、団交権、団結権の労働三権の完全に保障された労働組合の制定を闘い取るためにも、売国吉田内閣の打倒のために闘い抜くことを誓ひまして、本法案に対する反対討

論といったものでございます。(拍手)

全国労働基準局長、労働主務部長会議 労働関係諸法規が、国会で改訂された直後、八月四日にひらかれたこの合同会議で、吉武労働大臣は、つぎのような訓示をおこなつた(要旨)。

先ず第一に、今回国会通過をみた労働関係法規の改正についてであるが、このうち基準法については基準審議会の答申どおりであるから問題ないが、労働関係の法規改正については数次にわたる労働ストまでまき起し、世間にもかなりの問題を起しただけにこの際、これら法規改正にたいする基本的考え方を明確にしておきたい。今回の労働法等の一部改正の狙いとするところは二つある。その一つは、従来、基本的人権として尊重するべきものが制限をうけており、独立後においては従来のまま制限することは気の毒である。尊重すべきは許されるべき範囲内でこれを復活すべきであるというのが第一の狙いである。

即ち現業公務員にたいする団交権の復活がこれである。もともと現業公務員については戦後団交権をもつていたのであるが、遺憾ながら一部極左運動の渦中におち入つたためマ指令によつて組合の組織すら禁止され今日に至つたものであり、この場合、官業労働組合が争議権までもつことには反対であり国家全体に奉仕する公務員たるの本質にかんがみ、自己の主張を貫徹するために争議手段に訴えて国家公共の福祉を阻害するが如きは許されないのであるが、しかしながらこれらの現業公務員が対等の立場で団体交渉をすることはこの際許すべきであることは当然であるとの観点にたち、政府部内には若干の異論もあつたが、私としてはその程度の復活は必要であると強く主張したわけである。

次に緊急調整の制度であるが、占領下においてはマ指令に基きゼネストは禁止され、二・一ストはじめ三月闘争以来、幾多の重大な労働争議がこの指令によつて喰ひ止められた事実を省みる必要がある。近時、日本の労働運動は総評をはじめとして漸次健全化しつつあることは認められるが、なお日本労働運動の中において留意すべきは常に一部の思想的影響が根強く支配している事実であり、これは戦前においても同様な現象であるが、この点アメリカの労働運動と大いに異にする点であろう。アメリカにおいてはCIO系の労組は左翼的であるといわれているがあくまで組合員のための労働組合という基本の上に立つており、決して思想のための労働運動ではないのである。

しかるに日本の労働運動についてみれば一部の思想的背景が常に正常な労組活動を阻害しており、機会あるごとにこれら思想的背景が前面に強く押し出されているのである。かくの如き事態の中にあつて、国家全体の福祉と秩序維持のため民主主義の危機を考慮する必要のないことを誰が保証し得ようか、現に組合指導者の中においてすらこのような一部の思想的背景の支配にたいして一抹の危惧の念をもっている人々のあることを忘れてはならないのである。

かような事態にかえりみて、政府は公益事業の争議にして規模の大なるものまたは特別の性質により国民経済を危機におとし入れるような争議についても、争議権は憲法に保障された基本的人権であるから仕方がないとして手をこまぬいてこれを放置しておくことは国民全体が承知しないし、かつはまた基本的人権は国家公共の福祉のための行使すべきであるとの憲法十二条の精神に立脚しても、かくの如き事態にこれを処置することは国民の信頼にこたえる行政の責任でもあるわけである。

即ち緊急調整の意図するところは、公益事業または規模が大きいため若しくは特別の性質の事業に関するものであるため、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済の運動を著しく阻害し、または国民の日常生活を危くするおそれが現実に存するときは、総理大臣が中労委の意見をきいて緊急調整の決定を行い、争議行為を五十日間禁止し、中労委において解決を図ろうとするのが本旨である。参院修正においてはこの制度が中労委の同意を要することに改めたため有名無実に終ることとなり、緊急を要する場合において労働者側委員が出席するかしないでいたずらに時をすごし急を要するとき間に合わぬ羽目におちいることは妥当ではないと考え、両院協議会にもちこみ再修正を施した次第である、勿論われわれはこの制度を濫用し、いたずらに労組を弾圧するなどの意思は毛頭なく、むしろ今回の改正は国家全体からみれば決して改悪ではない、一部の組合では誤解して内容を見極めるところとなく反対闘争を行つた結果は、基本的人権の制限緩和にも反対するという事態を招来し、遂に労働ストは失敗に終つた。

破防法についても同様であり、規制の対象は暴力的破壊主義団体に限られており、今日の労組が敢えて破壊活動をなすが如きは到底考えられないところであり、労組がこれに反対するのは明らかに赤い魔手がのびていることを率直に認めるべきであろう。数次にわたる労働ストの失敗は議会において論議さるべき事項を無視し、無理にストで解決しようとしたところに大きな原因がある。

勿論今日、日本の労組が健全化に向つて立直りをみせてきたことは五・一メーデー事件の経緯をみても十分諒解されるところで健全労組が共産党の煽動の手にのらなくなつてきたことはよるこびにたえない。しかし共産勢力が世界革命の方式を通じて虎視眈眈んとして、時機を狙いつつある限りにおいてわれわれは異常

な決意をもつてこれと対決しなければならぬのである。

失業対策についてみると、一昨年朝鮮動乱を契機として四十一万の完全失業者が漸次減少をみせ、一時は三十万台にまで減少したが本年三月頃から再び増加の傾向をみせてきたことは経済界の影響もあるとはいえず決して樂觀できる問題ではない。中央においても即応した政策をとることによつて早急に解決を図る考えであるが、地方においても積極的な協力を願いたい。

なお地方職安関係の第一線に立つ安定所の職員が、共産党の暴力活動の危険に身をさらしながらも生命をかけて職務に挺身されつつあることは感激にたえないところである。ただ暴力に抑えられて政治が左右されることは決して許さるべきではなく、失業者があれば一人でも多くこれを救済する途を講ずることは当然であり、この点については今後とも十分努力する。身体障害者の就職については、法律による就職の強制は自分としては好しくないと考えてる。外国にいかような例があるとしても日本国民がかつて日本国民の犠牲となつた人々を法律で強制しなければ就職させられないという事態は間違つており、これらの人々の再就職は何よりもまず日本国民の同胞愛によつてなしとげられるべきで、法律で強制することはその後の問題である。

身体障害者の職業補導のための予算的措置も十分努力したい、これら傷痍軍人にたいする職場の余地は全然ないわけではなく、現在審議会においては官公署、地方公共団体等に斡旋する計画をすすめている。ともすれば傷痍軍人にたいする同情の念がうすらぎ勝ちであるが、われわれとしては易きにつくことなく国民全体の努力によりこの問題を解決したいと考える。労働基準法に対する非難は二つあると考えられる。一つは基準法の水準が高いことである。これは率直に認める。法制定の際において国際労働条

約を全部とり入れ批准していない条約まで入れたのであるから高いのが当然である。しかし国際的にきまつた条約は、これを文化水準としてこれに到達したいという努力を払うべきであろう。今日の経済事情ではたしかに高すぎる点もあるが、これは経済の復興によつて国際水準に早く追いつく努力をすることによつて解決できるものと信じており、無理ではあるができるだけ守つてゆきたい。従つて今回の改正に当つても基本的原則についてはふれなかつた次第である。

次に運用がきこえないとの非難があるが、これはルーズに流れることなく常識的に運んでもらいたい。基準法廃止の声が一部に起つてゐるがこれは無理解の点もあるが運用に当る人々が杓子定規に流れ易いことにも帰因してゐると思う、基準法はあくまで文化的人道的法律である、処罰が本旨ではないから一日も早くその水準に達せしむる慣行をつくらることが大切である。

労働基準法諸規則の改訂 第一三国会で労働基準法が改訂されたのに伴い、九月一日より、五つの施行規則が改められた。その要点は、つぎのとおりである。

(基準法施行規則)

- 一、法第十八条第二項の貯蓄金管理の認可制度を改めることに伴い、使用者が労働者の貯蓄金を管理しようとする爲には所轄監督署長に届けなければならぬことになつた(第六条)
- 一、労働者が労働時間の一部について事業場外で労働する場合においても第二十二条を適用することを明らかにするため、第二十二条中に「労働者が出張その他事業場外で労働する場合」を「労働者が出張、記事の取材その他事業場外で労働時間の全部または一部を労働する場合」と改められた(第二十二条)
- 一、年次有給休暇に関する法第三十九条の改正に伴い、第二十五

条の次に新たに一条を加え法第三十九条第四項の規定による所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金は①時間によつて定められた賃金についてはその金額にその日の所定労働時間数を剰じた金額②日によつて定められた賃金については、その金額③月または週によつて定められた賃金については、その金額をその月、週における所定労働日数で除した金額、これ以外の一、定の時間によつて定められた賃金については前各号に準じて算定した金額④出来高払制その他の請負制によつて定められた賃金については出来高払制その他の請負制によつて計算された賃金の総額を賃金算定期間における総労働時間数で除した金額、その他細部の規定が新たに設けられた。

(労働者預金利率の省令)

一、法第十八条第四項の規定に基き使用者が労働者の預金を受け入れる場合の利率の最低限度は年六分とする、利子の計算については郵便貯金の利子計算の例になら①利子は預入れの月からつけなければならぬが、月の十六日以後預入れの場合その預入の月の利子をつけることを要しないこととする②払戻し金に相当する預金にはその払渡しの月の利子をつけることを要しないことと、預入の月においても払もどしの払渡しがあつたときも同様とすること③十円未満の預金の端数には利子をつけることを要しないこととする④四円未満の利子は切り捨てることとなつた。

(女子年少者労働基準規則)

一、この項では現在当然不用の規定になつてゐる義務教育課程の定義の規定および同様不要の満十四歳以上で義務教育の課程を終了した者についての規定を削除するほか、第十条の項に新たに一条を加え法第六十一条但書の規定による「決算のために必

要な業務」をさらに明確に規定したとことと第十一条の項に新たに一条が加えられ、法第六十二条第四項の規定による女子の健康及び福祉に有害でない業務として①航空機に乗り組むスチュアーデス②女子を内容する寄宿舎の女子管理人が新たに含まれた。

(労働安全衛生規則)

一、第一条の次に新たに一条を加え、常時五百人以上の労働者を使用する事業においては前月の休業傷害件数が百二十未満である場合を除き、専任の安全管理者をおかなければならぬこととなつたことを初め第十条の次に新たに一条を加え安全装置を常に有効な状態に保持するため詳細な規定が新たに設けられた
またアセチレン溶接装置の安全についても同様こまかい規定が設けられた。

(事業附属寄宿舎規程)

一、第二十五条中に新たに一号を設け、食堂には防寒のため適当な採暖設備を設けなければならぬことになつた(二十五条)
また第二十八条第六号中に汚物処理の方法としてなるべく便所は水洗式にする旨附け加えられた(第二十八条)

中労委規則の改訂 第一三国会で、労働組合法、労働関係調整法が改訂され、八月一日から施行されたので、労働組法第二十六条の規定に基いて、次の如く中労委規則の一部を改訂し、八月一八日に公布施行した。

一 緊急調整事項の取扱

(一) 臨時総会召集—緊急調整の決定につき意見を聞かれたとき及び緊急調整の決定の通知があつたときには、中労委の会長は定例総会に附議することは勿論臨時に総会を召集してそれに附議する改正点は

調査 → 調査
調査 → 調査

(イ) 第四条第二項中「又は」を削り「請求があつたとき」の次に「又は中労委にあつては緊急調整の決定につき意見を聞かれたとき及び緊急調整の決定の通知があつたとき」を加える。
(ロ) 第五条第二項中「又は」を「、」に改め「労働爭議の調整にかかる管轄指定に関する事項」の次に「又は緊急調整に對する意見および緊急調整の決定にかかる事件の取扱に関する事項」を加える。

(二) 爭議の実情調査—中労委に実情調査委員を設けることができる。改正による追加点は

(イ) (第六十二条の三を追加) 労調法第三十五条の三の規定に基き中労委が緊急調整の決定にかかる労働爭議の実情を調査するために、実情調査委員会を設けることが出来る。実情調査委員会の運営については、この規則第五条第五項から第七項までの規定を準用する。

(ロ) 前項の規定による実情調査の結果は、これを総会に報告しなければならない。

二 特別調整委員の権限

(一) 委員の設置、定数、任期、罷免に関して第五条第七号にこの旨を加える(追加規則略)

(二) 委員は総会の同意を得て関係する調停又は仲裁事件について意見を述べることが出来る旨規則第十三条に追加する(追加規則略)

(三) 委員は会議において指名により関係事項について報告又は説明することが出来る旨「特別調整委員」を十三条三項中に加える(改正規則略)

三 仲裁委員会の運営

(一) 委員会の会議は委員長が必要に応じて召集し、会議の経過

及び結果を必要に応じて会長又は総会に報告し、また会議における議事運営は中労委規則、労調法の関係条項の定めるところによる。規則十一條を改正し「仲裁委員会」を加えさらに同条第四項に運営は「本案に定めるもののほか、労調法、第三十一条の三から第三十一条の五まで並びにこの規則第八十一条に定めるところによる」の一項を加える。

(二) 委員の選定及び指名の手續

(イ) 関係当事者の合意による仲裁委員の選定がなされなかつたときには、(労調法第三十一条の二但書に規定する場合) 労委の会長は関係当事者の意見を聞いて委員の公益委員または特別調整委員の中から指名することになつてゐるが、その場合当該事件に直接利害関係ある者を指名することができない(規則第八十条第一項)

(ロ) 会長が仲裁委員を指名したときは担当職員を指定して仲裁委員及び担当職員の氏名を関係当事者に通知しなければならない(同第二項)

(ハ) 仲裁委員会の委員長は関係当事者が指名した労使の労委委員または特別調整委員の氏名をそれぞれ相手方当事者に通知しなければならない(同第三項)

(ニ) 仲裁委員会の会議の期日及び場所はその都度前記労使の委員に書面または口頭で通知しなければならない(同第四項)

四 労働爭議の実情調査

規則第六十三条の規定を削除し、新たに左の如く、第六十二条に第六十二条の二を加える。

(イ) 爭議が発生したときには、労委の会長は必要に応じ委員、特別調整委員、事務局若しくは職員に実情調査をさせ、幹旋員候補者に調査依頼をなすことができる。その爭議が公益

事業にかかるときは速かに右の調査をさせ、または依頼をしなければならぬ（第六十二条の七）

（ロ）右の実情調査の結果は会長に報告せねばならぬ（同の2）

（ハ）地労委は公益事業争議の実情調査を開始したとき中労委に報告せねばならぬ（同の3）

（ニ）緊急調整の実情調査（第六十三条の三前掲）

五 公益事業の争議行為の予告

（イ）十日前の予告義務違反の疑ある者に対し委員会は公益委員会との議決により警告を発することができる。（規則第五十九条改正）

（ロ）十日前の予告を労委が受けたときは会長はその事件の実情と共に予告受領の旨を総会に報告せねばならぬ。（規則第六十二条の四追加）

（ハ）地労委は二以上の都道府県にわたり、または全国的に重要な公益事業の争議につき争議行為の予告を受けたときに、直ちに中労委に報告せねばならぬ。地労委がその事件の管轄の有無につき判断し難い場合にも、また同様とする。（規則第六十二条の四追加）

労調法第三十七条の解釋に関する通牒 労働省は、九月一五日労調法第三十七条の「公益事業の争議行為予告制度」について、各都道府県知事あて労政局長通牒をだした。

（1）通知には、事件、争議行為をしようとする日時、場所およびその争議行為の概要が明らかとされなければならない。

（イ）事件

労調法第三十七条には「公益事業に関する事件につき関係当事者が争議行為をするには」とあるから、何の事件についての

争議行為の通知であるかが明確にされなければならない。従つて、その通知にかかる争議行為の目的その他によつてどの事件であるかが明らかにされる必要がある。例えば、賃上問題について争議行為の通知をした後において、その問題についてでなく他の問題、例えば解雇問題で争議行為をしようとする場合には別個の事件についての争議行為であるから、あらためて解雇問題について争議行為をなす旨の通知を別個になさなければならない。

（ロ）日時

日時についてはできるだけ具体的に、できれば「何月何日何時から何月何日何時まで」というように記載すべきである。しかしながら、十日以上前に通知するのであるから、確定的なことは記載できないこともあるがその場合にも「何月何日何時から何時まで、但し情況如何によつては何月何日何時から何時までに変更することもある。」とか「何月何日以降何月何日まで」の間において何時間ストを行う」というように、できる限り具体的に記載するのが至当である。

要するに、公衆がいつ争議行為が行われる予定であるかを判断し得ることが目的であるから、事情の許す限り明確にすべきである。

（ハ）場所

争議行為の通知は、公衆にその争議行為によつて受ける影響を知らせることが趣旨であるから、争議行為の場所は、例えば私鉄でいえば、何々鉄道の何々線というように記載するのが至当である。十日前に争議行為を行う事業所が具体的に明確になつていない場合でも、一応「全事業場」を通知しておくというのではなく、大体予想し得る事業場を挙げ、且つ変更される可能

性がある場合には、これを書き加えるように、できる限り具体的にしておくことが至当である。

(二) 概要

争議行為の種類、規模等を(イ)、(ロ)との関連において通知するわけである。

例えば、同盟罷業を行うのか、怠業を行うのかというような争議行為の種類、例えば電産についていえば、事務スト、電源ストの区別、電源ストならばそれによる出力何割減というようにどの程度の規模で行われるかについて明らかにし、その他の事項についても、それによつて公衆が当該争議行為による被害を具体的に知り得るように記載することが至当である。十日前にまだ具体的に明確に定めていないときでも、できる限り具体的に記載するようにすべきことは日時、場所の場合と同様である。

(2) 以上の如く通知書の記載事項は、できるだけ具体的であることが必要であるが、場合によつては具体的な争議計画が十日前に定め難いこと、その他事情如何によつて単に「何月何日以降事件解決まで事業場の全部または一部においてストライキを行う」といったような通知がなされることも止むを得ない場合も予想し得る。従つてこのような通知があつた場合には事情止むを得ないときは、一応これを受理し、ただ労調法第三十七条の、事前に争議行為を具体的に公衆に予知せしめるという趣旨に鑑みて、同条の十日前の通知とは別個に、そのような通知を受けこれを公表した後においても、組合が争議行為の日時、場所、概要について一層具体的に決定した時は、事前に公衆に周知させるため組合はこれを都道府県知事又は労働大臣に直ちに通報するようにすべきであり都道府県知事としてはかかる通報のあり次第、これを周知する方法を講ずるよう、然るべく指導、措置方取り計らわれない。

労働行為の基本方針

(1) 九月十七日の労政局長通牒。

一、労働行政当面の重点

① 労働情勢の迅速適確なる把握、独立を契機として一部非民主的分子は再び労働組合に対する働きかけを活発化し労働組合を自己の企図する方向に利用しかつ動かさんとしているとともに、既に日雇労働組合等をつかつて暴力主義的行為に出ずる等労働情勢において労働組合、使用者団体の動向その他の労働情勢を絶えず適確に把握し情勢の推移に応じて適切な施策を行いうるようし、さらにこのようにして把握した労働情報は可能なる限りこれを労使及び一般に提供して、労使をして正しい情勢認識の上に立つて行動し得る如くするとともに、これにより公正な世論の形勢を図り民主的労働組合運動の確立と労使関係の正常な発展を促進すること

② 労使に対する啓蒙教育の推進 労使に対する法規の普及徹底、労働協約及び組合規約に関する指導その他労働組合の健全化及び労使関係の合理的安定の基礎をつちかうところの労使教育は独立回復の今後においては一層強化する必要がある、わが国の労使関係の実体に即応しつつ一方において労使関係者の行う自主的な教育活動に対し、教育施設、資材等の提供、研究会の開催等の援助協力を与えてこれを促進助長するとともに、他面都道府県自体としても長期労働学校等による体系的労使教育を中心とし併せて中小企業等の具体的条件の未熟部面に対して一般的労働教育を継続することとし、もつて労働組合の健全な発達と労使関係の安定に資すること

③ 労働争議の予防解決の促進、労使間の意見の不一致については労使が自主的にその解決を図るよう苦情処理機関その他の自主

的紛争解決機関による自主的平和的な解決を奨励し、労働爭議の予防につとめるとともに、労働爭議が発生した場合には労働委員會に協力してその早期解決を促進すること

④ 労使に対するその他の協力援助の積極化

右の他、所管事項につき労使の相談に応じてそのよき助言者協力者となり、また労働会館その他の都道府県の労働関係施設を拡充してその利用に供し、且つ労働文庫視聽覚資料その他の教育資料を労使に積極的に提供する等、労使に対するサービス機関たる機能を益々積極化して健全な労働組合、正常な労使関係の発達に協力すること

二、労政機関就中労政事務所の拡充の強化

右のように各般の労使行政を強化して行くためには労使機関を整備強化することが必要であり、就中労政行政の性質上これらの施策を多数の労働組合および労働者大衆に滲透せしめて行くためには、その第一線機関としての労政事務所を拡充強化されたいこと。

① 労政事務所は単に争議行為の届出の受理や諸調査の実施等を行う事務機関にとまらず、前各項に掲げた如き各般の事業を実施する第一線事業実施機関たるものとし、その諸機能を十分果しうるため、労政事務所には可及的速かに労働会館乃至これに類似する会議室、図書室等の施設を有する独立庁舎を確保せられたく且つ労政事務所の職員は労政事務所の機能を十分果すに足るだけの人員を確保するものとし、且つ労政事務所の性格機能に應ずる適任者を選任する如くされたいこと。

② 以上の趣旨に従い出来得る限り現存の労政事務所の強化拡充をはかるべきであるが、現存の労政事務所の全部につきその強化を図ることが困難であり、且つ現存の労政事務所では前述の機能を

を十分に果し得ないと思われるものがある府県にあつては、現存の労政事務所を適宜統合の上労政事務所たる機能を十分發揮しうる如く拡充強化すること。

なお右により労政事務所の総合を行う場合でも前述の如き労政事務所の性格機能からして、地方事務所の中に労政事務所を綜合することは避けられたいこと、なお労政事務所の重点配置等を行う等の場合は事前に当方の意見を求められたいこと。

(2) 労政局長通牒「労働教育の拡充推進について」(二月一五日)

(一) 目標

労使関係の合理的安定を達成するためには、先ず労使関係者の理解と自覚を必要とするが占領期間中の労働教育の施策は司令部の一方的指導によるものがあり、その中にはわが国の実情に必ずしも適合しない部面もあつたから、今後はこの部面を是正し、独立後のわが国における労使関係の実態に即応しつつ、労使関係者の行う自主的な教育活動に対し、援助協力を与えと共に、主体的条件の未熟な方面に対しては、行政機関自ら積極的な教育活動を継続実施することとし、他面最近における一部破壊分子の暴力的活動の激化に対処し、労使関係者は因より一般国民に対し、積極的に強力且つ公正な広報活動を展開する。

(二) 重点

① 労使の自主的教育活動の援助

労働教育は労使の自主的活動によつてこれを行うことを本旨とするに拘らず、わが国においては未だ満足すべき段階には程遠い現状にある。この不振の原因は、政治経済の動向等客観的条件のみならず、労使の主体的条件にもあるから自主的教育活動を振興するためにはその必要についての啓蒙を徹底すると共に、教育資料の提供、教育施設の設置等、実質的方策を講ずる。

②政府の行う教育活動の継続

未組織労働者及び中小企業における労使の間においては、労働組合及び労使関係問題に対する理解の程度は低く、且つ自主的な教育活動は殆んど実施されていない現状にあるので、これらの者に対しては視聴覚教育資料の利用等平易な方法によつて大衆教育を実施すると共に、これと併行して中央、地方の幹部に対して常設による専門的教育を行い、両々相俟つて所期の効果を期するものとする。

③広報宣伝活動の強化拡充

労使関係者並びに一般国民に対し政府の労働政策の趣旨を徹底させると共に、破壊的分子による労働組合並に産業の正常な発展を阻害せんとする宣伝に対抗し公正な世論の基礎を培養するため各種の方途を講じて広報宣伝活動を行つてゐるが、今後はその計画化、組織化を図つて、一層強化拡充する。

(3) 戸塚労働大臣の衆議院労働委員会における演説(十一月二八日)

独立後における重大問題はいうまでもなく経済自立の達成にあるが、これを果すためには労使関係の安定が緊要であり、労使関係安定によりはじめて生産の増強が行われることは当然である。労使関係の安定は極めて困難なことであり、ややもすれば利害相反する労使の対立がみられるのであるが政府としては、先般改正された労働関係諸法規の適正なる運営を根本とし、労使双方が互譲の精神をもつて自主的解決に努力され、解決困難な場合は公正にして民主的な中労委によつて争議の合理的且平和的迅速なる解決を希望する。しかしながら政府としてはその反面において情勢の変化に応じ臨機の措置をとることもまた止むを得ないかもしれないが、事情の許す限り法の限界で争議が解決するよう努力する。

労働者の福祉については格段の努力を続けるつもりで目下検討中である。

労働基準法については先般国際水準の維持を原則として改正された労働基準法の適正なる運営によりかつまた、労働衛生、産業安全についても出来得る限り努力する、最低賃金については中央賃金審議会で審議中であるがこれが影響するところ極めて重大なものがあるので、政府としては審議に介入することなく慎重な検討を期待しているところである。

失業問題については、朝鮮動乱後一時雇用にも活況を呈したが最近必ずしも樂觀を許さない状況にあり、治安とも関連する重要問題であるので特に慎重に対策をたてたい。政府の方針としては経済の興隆により雇用量の増大をはかことが基本的な考え方であるが、なお失業保険、失業対策事業により遺憾なきを期したい。これがため失業対策事業については賃金値上就労日数の増加について若干の予算を計上した。

最後に傷痍軍人を含む身体障害者の雇用であるが今春来任意登録制を実施、雇用主に働きかけ求人の開拓につとめるなど着々対策を講じているが、なお今後とも一層の努力をしてゆきたい。なお私としては以上のような方針の下に労働行政を推進してゆく考であるが私は極めて誠実にこれの諸施策を履行実施してゆく決意であることを附言する。

第七編 使用者の労働対策

——日本経営者団体連盟の活動——

第一章 基本方針と新陣容

一 たまたま第一回労働スト決行の前日にあたる四月一日、日経連は丸の内工業倶楽部において第五回定時総会を開き、前々日航空事故で死んだ三鬼隆代表常任理事に黙禱を捧げたのち、報告、役員改選（新たに顧問会議増員）、木村法務総裁の政治ストにたいする発言等があり、左の決議文を満場一致で可決した。

（決議）

六年有余にわたる占領行政も近く終りを告げ、名実ともに独立国家としての再生の途はいままさに開かれんとしている。

思うに、一時破滅に瀕したわが国民経済がようやく復興から発展への曙光を見出し得る段階に到達し得たのは、一に国民総力を挙げての再建への尊き努力の結晶であるが、その間占領軍当局の理解ある指導と援助に対し、われわれは深甚の感謝を捧ぐるものである。

顧みるに、一昨年以来わが国民経済は急速に回復の途を辿りつつあるものの、それは外的要因に負うところ多く、その現実を深

く内省するに、生産力発展の基礎たる資本の蓄積、国民の生活水準などいまだ充実強化されたとはい難く、独立後の企業運営を思うとき、われわれは今日ほど経営者の責任と努力を要請されている時はないことを痛感する。

かかる重大時期に当り、近時労働運動の中にはとかく安易なる解放感にとらわれ、わが国民経済の貧弱なる基盤を看過し階級的政治的闘争に走り、ために真の民主的な労働運動の発達が阻害され、しかもこの間隙を利用して極左分子の産業破壊活動がいよいよ著しくなりつつある実情は、まことに寒心に堪えぬものがある。われわれは今後のさらにきびしい国際経済に伍して、わが国の自立経済の基礎強化の国民的使命を達成するためには、平和産業確立こそわが国今日の緊急時と信ずる。

この際われわれ経営者は独立の第一歩にあたりいよいよ民主国家における企業経済の社会的責任を自覚し、努めて民主労働組の信頼と理解を深め、もって国家繁栄の基礎を確立せんことを誓うものである。

昭和二十七年四月一日

日本経営者団体連盟
第五回定時総会

役員改選の結果は次の如くである。

(新役員氏名)

代表常任理事

加藤 正人 (大和紡社長)

諸井 貫一 (秩父セメント社長)

議長 (地方部会)

加藤 正人

副議長 ("

河田 重 (日本鋼管社長)

村岡 喜六

磯村 乙己

麻生太賀吉 (麻生鋳業社長)

酒井 喜四 (帝国石油社長)

櫻田 武

総理事

前田 一

鹿内 信隆

(右の麻生、酒井両氏の辞任に伴い秋の臨時総会で左の二名が後任として補充された)

副議長

羽仁 路之 (太平鋳業社長)

同 田代 茂樹 (東洋レーヨン会長)

特別委員長

岡野保次郎

企画 倉田 主税

組織 鷺尾 瞬三 (大阪製鎖会長)

財務 山川 良一

教育 中島 慶次

弘報 今里 広記

失業対策 永野 重雄

企業合理化 青木 均一

総務 小林 中

社会保障 "

湯浅 佑一 (湯浅蓄電池社長)

国際連絡 "

石坂 泰三 (東芝社長)

労働法規 "

箕浦 多一

中小企業対策 "

大塚 肇

顧問

明石 照男

浅野 良三

足立 正

鏑谷 正輔

石川 一郎

石田 礼助

植村甲午郎

大屋 敦

金子喜代太

加納 久朗

河合 良成

郷古 潔

島田勝之助

斯波孝四郎

正田貞一郎

篠原三千郎

鈴木 祥枝

高橋竜太郎

寺井 久信

中川 末吉

中島久万吉

中野金次郎

中村 元督

長崎 英造

原 安三郎

藤原銀次郎

松本健次郎

万代順四郎

渡辺 義介

(関西側)

浅田 長平

小畑源之助

浅田 長平

岡崎 忠雄

関 桂三

小寺 源吾

島津 源吉

三村 起一

中松 真郷

古田俊之助

(中部側)

三輪常次郎

二 次期政権の首班問題をめぐって自由党内部の内紛が大きく伝えられた折柄、十月四日、経団連、日本商工会議所、日経連、同友会の経済四団体は、政局の安定に関して次のような緊急決議をおこない、即日、吉田首相、鳩山一郎、自由党総務会長、政調会長らに手交した。

(決議)

今回の独立後初の総選挙に臨んで、われわれは経済界の総意として、安定政権が確立し、現下の困難な内外諸状況に対処し、政治経済その他諸般の分野において、速かに強力な体制を整備すべきことを強く要望してきた。

総選挙の結果は、国民の良識と公平な判断により、自由党が過半数の議席を占めることとなり、国民多数の希望が、自由党による安定政権の確立にあることが実証されたことは、経済界としてもまことに慶祝にたえない。

しかるに伝えられるところによれば、次期政権の管理問題をめぐって自由党内部に意見の対立があり、その調整が困難視されていることはまことに憂慮にたえない。

独立後なお日が浅く内外諸状況まことに容易ならぬこの際、万一安定政権の成立が困難となるような事態に陥れば、それは経済界のみならず国民多数の期待に反することとなり、かつ将来政党政治に対する重大な不信と失望とを結果する惧れがある。

よつてわれわれはこの際、自由党が今回の選挙を通じて国民から寄せられた信頼に深く思を致し、小異を捨てて大同につき、党内の結束をかため、責任をもつて安定政権の確立に全力をつくさんことを、ここに重ねて要請するものである。

三 一〇月一六日、日経連は独立後初の臨時総会を工業倶楽部で開き、総選挙後の政局不安を前にし、総評の秋季攻勢に対処するため、「独立日本の当面する諸困難に対処せん」とする全国経営者の決意」を新たに、労使関係にたいする左のような申合を全員で可決した。なお席上、静岡経協から停電ストの違法性を追及しこれの根絶を期するとの緊急動議が提出された。また総会は規約の一部を改正し、申合事項の一項として、「日本国有鉄道、専売公社、電電公社等の如く全国的規模をもつ公社にして加入の申込があつた場合は

規約第四条の全国的業種別団体に準じて会員とすることができ」の一項を附加した。なお席上、各業種地域代表から、共産党対策をはじめとする治安態勢の確立を中心とする意見の積極的な意見の開陳がおこなわれたことが注目をひいた。

（独立後の労使関係に対する日経連の見解）

本年四月講和条約の発効によりわが国の政治的独立は達成されたが経済的自立は時恰も世界経済環境の悪化に遭遇し重大試練に突入し国際経済情勢は俄に好轉の兆を期待し得ず、輸出の減退、企業収益の低下等によりわが国経済力の発展、雇用の維持、国民生活の向上は益々困難を加える情勢に向いつつある。経済活況への最大の期待は日米経済協力を軸とする防衛生産態勢の確立、東南アジア開発への寄与、更に電源開発その他基礎産業の建設、合理化に対する財政金融政策の積極対策にかけられているが、これがためには政治の安定、社会治安の確保は最も重要な大前提でなければならず、これと共に国民各自がその職責に応じて最善の努力を傾け、国民総協利総努力の実を挙げる真の民主主義的秩序の確立、遵法精神の徹底が根幹的要件とされなければならぬ。顧みるにわが国の労使関係は総評の成立後労働組合の民主的成長に大なる期待が持たれたにも拘らず組織の充実強化を徒らに政治階級闘争の手段に求め、これが企業内に持込まれて殊更労使関係を複雑化し、このため共産党活動に乗ぜしめる絶好の機会を与え、一日として産業平和の日を見ざる状況にある。

われわれは現下の内外諸情勢の下における産業界の重責と労使関係の現状に鑑み、敢てここに労使関係に対するわれわれの見解を披瀝し自らの覚悟を新にすると共に、組合側の理性に訴え、その協力を促さんとするものである。

一、労働組合の政治闘争主義の排除について

昨秋の九・一スト、総評の非常事態宣言、今春の五波におよぶ破
防法反対の政治ストなど、これら一連の労働攻勢はすべて総評幹
部の指導によるものであり、しかもその指導理念は明らかに平和
三原則を基底とし政治闘争主義であり階級闘争主義であつた。

その方向は本来の労働組合活動を離れ結果的には日本共産党と
何等異るところなく、常に労使関係の安定を阻害し、社会不安を
醸成せしめて来たことはまことに遺憾とするところである。

われわれはここに正常なる労使関係の樹立を祈念する立場から
労働組合運動より一日も早くかかる政治的階級的闘争主義の排除
を要請する

二、破壊活動の排除について

戦後我国労働組合は未曾有の発展をとげたが、その過程におい
て労働組合の基調たるべき民主主義は共産党の支配と侵略により
屢々危機に瀕した、かかる危機はレッド・パージ或は組合の自覚
の下に回避されて来たが、共産党は執拗に合法、非合法を通じ組
合への滲透を計ると共に最近において公然と軍事活動を具体化し
職場を暴力を以て脅かしつつある。

かかる結果は今次の総選挙における国民の審判となり、職場に
おいては労使相協力した職場防衛運動の昂揚となりつつある。併
し国際的背景を有つ彼等は今後一層行動を活潑化せしめることは
必然であり、吾々は政府の確固たる治安対策の実施を望むと共に
健全なる労使関係の発展を阻害するあらゆる破壊活動の排除を決
意するものである。

三、賃金問題について

今や秋季労働攻勢は昂らんとしつつあるが、その旗印として掲
げられた総評賃金綱領は、労働組合内部からも既に批評がある如
く企業経営、国民経済を全く無視した政治闘争を擬装した要求と

いうより外はない。国民生活水準はなお戦前への回復には及ばざ
るとするも、これを労働者のみの生活について見ればその実質賃
金所得の最近の著しい回復によつて一般国民の平均水準を遙かに
超えた生活回復の現状にあることは、あらゆる権威ある統計の明
らかに示す通りである。しかも現下の経済難局に処して企業収益
は益々低下の一途にあり、経済自立達成のためには、企業の資本
蓄積、合理化は一層その重要性が痛感されているときにある。も
とより労働者の経済的地位の向上、生活改善は、企業経営責任者
の念願とするところであるが、それは企業経営、産業の発展と離れ
てはあり得ず、またそれは国民経済全体の充実発展の上に均衡あ
る改善が遂げらるべきものであることを確信する。

四、労使紛争の解決

占領治下労使間の紛争は屢々司令部その他権力機関の手によつ
て解決されてきた。併し独立後の今日労使間の紛争はかかる権力
機関の介入を極力排し労使が双方の立場を理解し互譲の精神を以
て徒なる力のみの対立を排し合理的な解決が図られねばならな
い。勿論平和的解決機関たる労働委員会は今後益々その機能を充
実發揮し紛争の解決に多大な役割が期待されるがあくまでその解
決の方途は労使双方の主張の中から合理性を求め国民経済的視野
に立ち勇断を以て解決に當るべきである。

四 関西経協は五月一六日、大阪商工会議所において本年度初の
役員会を開き、左の通り委員を選任したうえ、労働ストにたいする
日経連の基本方針を確認し、その線に沿つて対処することを決め
た。

会 長 加藤 正人（大和紡社長）
副会長 鷺尾 瞬三（大阪製鎖会長）
同 手塚 敏雄（川重社長）

同 鈴木 庸輔（島津製作所社長）
専門委員会委員長

労働体制 村岡 四郎（京阪電鉄社長）

労働経済 田島 健（石原産業専務）

労働教育 田保 常三（日本レイヨン常務）

福祉厚生 湯浅 佑一（湯浅蓄電池社長）

企画特別委員長 松原与三松（日立造船社長）

五 賃金問題については、日経連は十一月一日、「総評のマーケット・バスケット理論の誤謬について」と題して大要左のような見解を発表した。（週間労働、十一月一四日号）

一、総評のバスケット論は所謂生活費賃金的な考え方であり、賃金が労働の対価に応じて支払われるという本質を没却した議論であつて、現実的には賃金の決定は単に生活費のみで決定せられるのではなくて企業の支払能力、労働力の需給、労働条件をも総合的に勘案しなければならないものであるが、若し総評のいうように賃金が物量的に決められたり、品目、銘柄、数量等選択の自由を無視して画一的に決められるとすれば、これは現物賃金的理論で賃金の本質を理解しない主張である。

二、総評のバスケット方式では賃金の要求額は労働者の要求、経営実態、労使の力関係によつて決定せられた賃上げ率によつて、如何様にもマーケット・バスケットが組めるという全く融通自在な恐るべき新理論でその結果は企業の支払能力を無視し、国民経済の現況を無視した要求となつてゐる。

三、要するにマーケット・バスケット使用の妥当なやり方は最低生活費、標準生活費等の算出の場合とか、インフレ期において物価昂騰に対して実質賃金を維持する尺度として、また各国間の賃金比較の場合、等その目的に応じて作成すべきもので、主

観恣意によつて変轉、自在なマーケット・バスケットでは実質賃金を表わすものでもなければ賃金要求の根拠とはなし難い。

六 経営者団体、とくに独占的大企業の経営者の間では、一層の対米協力の推進がおこなわれ、経団連日米経済提携懇談会（会長長崎英造氏）を改組して、新たに日米の協力機関を結成し、兵器受注に即応する態勢が作られることになった。

なお三月二四日には、満五年間在任した総司令部労働課長エーミス氏が帰国することになったので、日経連および関経協主催の盛大な送別会がおこなわれた。

第二章 治安対策・労働運動對

策・職場防衛運動

労働スト対策 まず春の破防法反對闘争にたいし、関西経協では木村法務総裁の自重要望（四月三日）、関経協定時総会における吉武労働大臣の破防法についての講演（同四日）などに呼応して、次のような、政治スト反對声明を発表した（日経連タイムス、四月一日号）。

（関西経協の声明）

一、政治ストは、現行労働関係法規に照し、違反行爲であり、いやしくも民主国家においては断じてゆるさるべき行爲ではない。

二、同法案の内容は刑法上の内乱、政治上の目的を以てする騒擾殺人、汽車轉覆、その他暴力主義的破壊活動を行つた団体並びにその行爲を規正するための法的根拠を確立し、治安の確保を計らんとするものであり、何等労働条件に關係を持たないものである。

三、現在世界的不況の渦中にあつてわが国經濟も著しく不振の状況にあり、ゼネストを敢行するにおいては國民經濟を甚しく麻痺させるにいたるものと憂慮せられる。

四、今や講和発効の秋に直面し名実共に國際威信を回復せんとする段階においてこれが重大な障害となる。

五、破壊活動をとことする一部尖鋭分子の最近における極めてはげしきしゅん動に鑑みてその乗ずる機会を与え不測の生産阻害行爲、治安攪亂行爲等が隨所に激発することが深憂せられる。

六、以上の観点から真に民主的勞働運動を希望する勤勞者諸君は本来の在るべき勞働運動に対し懷疑的となりあるいは組合内部分裂等の結果を招き惹いてはわが国勞働運動の健全なる發展の障害となる。

政府や資本家側の種々の説得や警告にもかかわらず、ついに勞働ストは四月一二日、一八日に実行されたが、日経連では、このストの責任追及のため処理委員会を設けて協議した結果、五月一四日、最高機関たる常任委員会において左のごとき基本方針を決定した。また次に予想される第三波ストにたいしては、本方針を適用し、組合のスト通告は事前警告を発してこれを峻拒し、政治ストの違法性を明らかにするとともに、責任追及の態度を留保すること、休日振替などの便宜の措置を拒否することの三項目を公式に申し合わせた。

(政治スト事後措置に関する基本方針)

一、責任追及の範囲 経営の秩序破壊に対する秩序罰と受けた損害に対する補償(損害補償)に区分されるが、その何れを実施するかまたは併加するか並びにその追及の限度は各個企業において行われたストの態様と実態に応じて行う。

二、責任追求の種類 ①(秩序罰)ストの実態に応じ、各個企業の就業規則にてらしこれを行うが將來に対する警告を同時に含

ましめる②(損害賠償)捕捉可能の限度において受けた損害の実態に即し請求する。

これより先、日経連が五月七日に決定した「破防法反対闘争の責任について」は、右の政治的方針を法律的に裏付ける統一方針といふことができる。(勞働法令通信、五月二三日号)

(破壊活動防止法案反対闘争の責任について)

まえがき (略)

第一、国家に対する責任(刑事上の責任)

一、今次ストと業務の妨害

一般に争議行爲と刑法第二百三十四条に定める業務妨害罪との關係については、同盟罷業は業務妨害罪の構成要件に該当するが、正当なるものについては勞組法第一条第二項により違法性が阻却されるとする考え方と、業務妨害罪の構成要件としての「威力を用い」とは「不正な威力の使用」の意に解すべきであり、勞働組合の結成という団結そのものの、そしてまた同盟罷業そのものは憲法上保障された適法な行爲であり、その団結または同盟罷業の勢力を使用することは、その使用の仕方(方法)が違法でない限りいわゆる「威力を用い」に該当しないから、最初から業務妨害罪の構成要件には該当しないと考える方が対立している。

併しながらこのいずれの考え方に従うとしても、罷業がその手段方法において暴行脅迫を伴うような場合は、刑法上の業務妨害罪の責を問われうるものであることは勿論である。

「破壊活動防止法案」反対のため、いわゆるストライキは、勞働組合という組織体の意思決定に基いてなされたものである点において勞働組合のなす行爲であることは認めざるをえないが、前にも述べた通り、憲法及び勞組法上保障された団体行動権に基くものではないから争議行爲の範疇には属しないものである。

その「集団的な勞務停止」ないしは「集団的な職場離脱」の手段は、争議行爲の場合とは異り、全然法律上許されたものではないので、この手段自体は不当に使用者の業務を妨害したものであるといふことができるであろう。

二、今次ストと「威力」

ただ問題は、この業務妨害が「威力を用い」若しくは「虚偽の風説を流布し」又は「偽計を用い」てなされたか否かといふことである。それが只單に勞働組合という組織体によつてなされたといふことだけでは必ずしも「威力を用い」てなされたものとはいへないであろう。それは「勞働組合」なる組織は、憲法の保障に基き合法的に認められたものであり、勞働組合組織は現在一つの社会的現実として与えられたものといふから、たとえ今次のストライキが違法であることは明白であつても、勞働組合という一つの集団の形においてなされたという、ただそれだけの事実では他に脅迫暴行と認むべき手段が講ぜられない限り、使用者に対し、その意思を制圧し、あるいは畏怖の念を生ぜしめるに足る程度の威力とは認め難いからである。

併しながら、例えば正当目的と目すべき職場大会開催を名目として使用者の承認を求めながらも、實際は職場大会を開くことなく、職場放棄をなしたような場合には「偽計を用い」て使用者の業務を妨害したこととなり、刑法第二百三十三条の業務妨害罪となる場合もあるものと考ええる。

三、正当と信じてなしたストとその責任

要する今次「破壊活動防止法案」反対ストが刑事上の業務妨害罪に該当するか否かといふことは個々の具体的事実に即して検討しなければならぬこととなるが、注意すべきことは刑事上の責任が問題となる場合は行爲者個々の責任が問われるものであると

いふことである。ここでは団体としての責任、団体機関としての責任という形で問われるのではなく、その行爲の形態が単独でなしたか、数人共同してなしたか、あるいは人を教唆若しくは幫助してこれをなさしめたかといふことが問題となる、といふことである。

われわれは今次のいわゆるストライキは法の保障に基く争議行爲ではなく違法な行爲であると考えているのであるが、若し客觀的にこれが違法なものと評価されるにも拘らず、行爲者が主觀的に正当な争議行爲であると誤信していても、その行爲自体の違法性は阻却されるものでなく、ただ可罰責任阻却の事由となるか否かが問題となるに過ぎないであろう。

今次のストライキの違法性についてはすでに数次の政府当局の見解発表もあり、また世論において相当論議の中心となつていたことでもあるので行爲者において違法の認証が全然なかつたことは考えられないのであり、百歩譲つても、少くともあるいは違法なものではないかといふ未必的故意が推定されることは疑ないであろう。

第二、使用者に対する責任（民事上の責任）

一、損害賠償の責任（債務不履行の責任）

（前略）いづれにしても以上眺めたように、この問題については諸家の見解が区々に岐れている。併しながら、近代の工場生産の實態より見るときは、勞働者は企業者の組織統制下に勞働力を集団的に提供するものと考えられ、争議行爲の場合はその勞働力の共同管理が使用者の手から離脱し勞働組合の手に移つること、あるいは勞働者相互間における共同意識の存在すること等を考え合わすならば損害賠償債権そのものは性質上不可分でないとしてもこれを不可分のものと解することが理論上の帰結ではないか

とも考えられる当事者の意思にも合致したものといえないであろうか。なお研究を要する問題であらう。

二、雇傭契約の解決

今次のストライキは前にも述べたように個々の組合員としては従業員の立場に於て雇傭契約に基く労務の提供を履行しなかつたものであり、それはたとえ、組合の指令に基くものであるうとも法上の争議行為に該当しないものであることを知りつつなしたかあるいは知らざるにつき過失のあつたものといわざるを得ないから、民法第五四三条に定める「履行ノ全部又ハ一カ債務者ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ不能トナリタルトキ」に該当し、債権者である使用者は雇傭契約の解約をなしうることは疑いない。

また民法六百二十七条及び六百二十八条にはそれぞれ雇傭に特有な契約解除が規定されているので、使用者はこの解約権を行使することも可能である。

ただ労働基準法、並に労組法は労働者保護の立場から民法の一般原則に対し、労組法第七条、労基法第十九条乃至第二十一条において雇傭権の制限をなしており、また企業内の労働協約、就業規則等にも雇傭に関する制約条項が設けられているからこれらの規定、約款等に従うべきことはいうまでもない。

なお一般に雇傭は自由であるか、あるいは雇傭については正当理由を要するかという問題が従来論争の一つとなつており、裁判例等に於ても雇傭の自由を肯定する論、否定する論の両者が示されていることは周知の通りである。

三、懲戒——（就業規則上の責任）——

(1) 懲戒の対策

争議行為あるいはその他の組合活動が正当であるときは就業規則は作用しえないが、争議行為が正当でない場合とか、若しくは

不当な組合活動をなした場合にこれに対して就業規則の適用がある。労働法は団体交渉その他の団体行動をする権利の正当行使に對してのみ保護を与えるものだからである。

今次の「破壊活動防止法案」反対闘争はストライキの形においてなされたとしてもそれは法上の争議行為ではなく、また、職場大会の形になされたとしても、予め正規な手続きを経て会社の承認若しくは諒解等をうけていない限りは手段において不当な組合活動である。それだから、いずれの場合も会社は就業規則若しくは協約上の懲戒権を發動して、行為者を懲戒に処することが出来るといわねばならない。（以下略）

(一) 闘争に参加した組合員

今次の闘争は、ストライキの形でなされたとしても争議行為ではない。それは雇傭契約上の労務の提供を怠つたものであり労使間の信義に反する行為である。またそれによつて企業内の秩序を紊した行為であるから懲戒に該当する行為といわざるをえない。

今次闘争の目的は、それ自体、法上の争議権をもつて保障せられた事柄に関するものではなく、本来政治的手段に訴えて達成すべきものである。従つて、これを組合が争議行為の形において促進しようとすること自体が正しくないのであつて、たとえ組合の機関の決定であらうとも、その決定は正しくないものであるのだから、個々の組合員としては、これに従わねばならない筋合のものではないと解する。従つてただ単に組合の指令に従つたということだけでは個々の組合員の行為の正当性を主張する根拠とはなりえない。

個々の組合員としては本来一般市民の立場において政治運動の自由を保有しており、今次闘争の目的とするところを、如何

なる形式に於て達成すべきかの判断を自由になしうる立場にあるのであつて、——この意味ではスト権委譲することにも問題があると思う……組合と雖もこの個人の持つ自由を束縛するよ
うな方法において組合意思を強制することには組合に与えられた政治活動の自由の範囲を逸脱し、個人の基本的人權を侵害するものであるとさえいいうるであらう。またそうしたことが組合の統制上の必要に基くものであるとも考えられないからである。

組合の指令に従つた行動であつても、その指令が違法不当なものであつた場合には免責されるものでないことはすでに労働委員会の裁定例等において明らかにされている。(以下略)

(二) 闘争を指導し実施を促進した指導部員

指導部員も組合員であり会社の従業員であるから前述した組合員の立場において懲戒に処せられることはいうまでもないがそれ以外にただ指導部員であるということだけに基いて特別の懲戒に値するか否かは疑問である。

懲戒の対象となるのは個々人の行爲そのものであるから、特に指導部員として指導若しくは、実施促進につき具体的な行動をしていない限りは、指導部員としての責任を問うことは困難であらう。

今次のストライキの実態は、特別な不法行爲が見られない限り、単純な債務不履行である。指導部はいわば、個々の労働者として、この債務不履行をなさしめることによつて、会社の業務を妨害したことになるのであるが、指導部がこれを決定したとした場合、それは組合規約に基く権限か、あるいは特に組合員からの権限委任に基いて決定したものと見ざるをえない。その内容の不当性はともかくとして、決定する行爲そのものは、

一応権限に基く行爲であるとも見ることができであらうから単に「決定した行爲」それだけでは、執行部員を懲戒に処する理由とはならないのではないかとの考え方がある。然しながら内容に於てすでに争議権の保障のない行状を、争議行爲の形において実行することを決議したことは、権利乱用に基く違法な行爲の実行を決議したこととなり、決議したこと。自体が会社の秩序紊乱と重大な関係をもつといいうるであらう(以下略)

(2) 懲戒処分と裁量(略)

四、協約上の平和条項違反の責任

われわれは今次のいわゆるストライキは、その性格が法上の争議行爲でないと解するが故に理論的には協約上の平和条項は適用の余地のないものと解することもできるのであるが、また少くとも集団現象としての実態を重視すれば争議行爲に準ずるものとして平和条項の適用をうけるものと解することも可能であらう。

五、賃金の不払

この問題は理論的には責任に関する問題ではないが、正当な理由なき労務提供の拒否である以上、対価としての賃金の支払いをうけないことはいうまでもないだろう。ノーワーク、ノーペイの原則によるものである。

x

x

x

以上、われわれは今次ストに伴う労働者側の使用者に対する責任を検討して来た。損害賠償はその第一目的が使用者の蒙つた損害の填補にあることはいうまでもなく、これに對して懲戒は企業秩序の保持、従業員への懲戒目的の達成ということを主眼となされるものである。両者は全然その目的を異にしているのであるから、理論上はこれらの責任を併せ問うことも勿論可能である。それは恰も刑事法上の処罰と民事上の損害賠償とが併用され

うることと何ら変りない。ただ、労働対策、労務管理の立場からこれを如何に運用するかということは自ら別個の問題である。

第三、使用者と取引関係に立つ第三者に対する責任（略）

右のような日済連の方針に沿つて、全国の炭鉱経営者で組織する日本石炭鉱業連盟では、労働スト第二波に参加した炭労にたいする責任の追及について協議した結果、左のように徹底的に責任を追及する方針を決定して、一七日炭労本部にそのむね通告した。

一、政治ストは容認せず、その責任追及のため、全炭鉱経営者は一致結束して具体的措置をとる。

二、具体的措置①責任追及は、ストを行つた組合ならびにその指導または行動上の責任者（上部組織への出向者を含み以下責任者と称す）②四月十八日ストに対しては左の措置をとる。責任者に対する懲戒処分または訓戒③今後政治ストが行われた場合は（イ）責任者に対する処分（ロ）四月十八日ストを含む損害賠償請求の提訴。

このような身分上の責任追及と損害賠償請求の強行を申合わせたにもかかわらず、第三波ストがおこなわれたが、日経連は、六月二七日、緊急常任理事会を開いた結果、責任追求を機械的に実施することをやめ「将来の労使関係という大局的見地に立つて」これを保留することに決定した。要旨は左の通りである（日経連タイムス、七月三日）

六月七日に実施を予定された第三波ストはわれわれの毅然たる態度と世論の厳しい批判のためか組合内部には自制的な傾向が漸次顯著となり、第三波ストは実質上瓦解し、続く第四、第五波と分裂的なストの様相を呈し随つてストの実態は労働側の誇大な宣伝にも拘らず自主的判断に基きこれに追隨しなかつた組合も少からず、結果的にはほとんど実害を伴わざる名目的ストに終つ

た。

かかる結果を招来した所以のものは民主主義労組の結集体として出発した総評が一部の容共的左派幹部の言動に左右され民主主義の原則を無視し、世論を排して政治ストの如き暴挙を敢行したため、世論の硬化を招くと共に、内部的にはかかる容共左派に対する民主労組の対立を深め、一般組合大衆もその実態を認識したことに基づくものである。斯る労働側反省の起因となりたるものは、吾々経営者の強き結束の下に統一された方針を敢行せんとする毅然たる態度をとつたことであり、経営者側としてもまた尊い試練であつたと思う。五次に亘つて行われた政治ストは叙上の如く一部には経済的損害を齎したものもあるが、全般的に喧伝された如き甚大な実害はなく且つ民主労組の反省も顯著となつた新しい事情の下において吾々は先に決定した政治ストの責任追求の具体的実施に就て更に真摯な検討を遂げたのである。

一部には飽く迄既定方針を強行すべしとする主張も数多くあつたが、将来の労使関係を慮り民主労組の今後の動向に信賴し大局的見地に立つて責任追及を全般に亘つて機械的に強行することをさけ、企業において反省が極めて顯著であると認める組合に対しては一先ずその実施を猶予することがこの際妥当な措置との結論に達した。

また経営者側で最も強硬だつた石炭連盟もこれにならつて措置保留を決定し、六月二七日、左の通り炭労本部に通告した。しかし炭労は、政治ストは合法であるのに、これを違法とすることを前提とした通告は受取る理由を認めないとの回答をおこなつた。

政治ストを行つた場合、組合並に爭議責任者に対し、責任を追及する旨既に通告しておいたが第二次スト（六月七日、六月十七日）における貴方の態度に照らし今回に限つて具体的措置の実施

は留保することとした。

なお今次ストにおける当方の蒙った損害は生産減二十万噸以上である。

秋季闘争対策 秋季闘争にたいしては、日経連はこれを「天王山の闘い」であると呼号し（日経連タイムス、一〇月二三日号）戦後かつてないほどの強硬な態度をとつた。その場合主要な戦術は、組合分裂工作、職場防衛運動、直接的なスト破り工作と並行して、この闘争を「政治闘争主義」として大きく宣伝し、平和闘争と賃上闘争とを切り離そうとすることに重点がおかれたこと、および、電産と炭労に集中的に攻撃をかけたこと、であつた。

「政治闘争主義」の批判は、日経連の秋の臨時総会における「独立後の労使関係に対するわれらの見解」（前出）の中心思想であつた。日本鉄鋼連盟は電産の停電ストにたいして、これを放置することとは国民生活に重大な影響を与える恐れありとして、左のような「電気事業の争議行為に関する要望」を決定し、日経連、経団連、日本商工会議所の三団体に、相協力して善処するよう要望した。

（要 望）

電産労組は九月二四日以来今日までに電源ストを重ねること七次に及んでいるが、この影響は漸次一般家庭中小企業は勿論、鉄鋼業においても特に電気炉生産に容易ならぬ事態を惹起しつつある。電産労組がこのまま電源ストを続け、あるいは停電ストを実施するに至るとせば、その結果はわが国国民生活全般にわたり由しき事態を招来する恐れすらある。

先般改正をみた労働関係調整法中に、公益事業争議に対する緊急調整制度が新設された趣旨にも鑑みわれわれは今日の事態を黙視するに忍びず、取りあえず左記事項の実現を要望するものであるが、貴三団体におかれても相協力して善処されたい。

一、労働大臣は、電産労組をして労働関係調整の精神に従い、争議行為の日時、場所、種類、規模等に関し、一〇日前に具体的かつ詳細に予告せしめるよう措置すること

（右に関しては電力会社からも労働大臣に要望すること）

二、電力会社は、所管官庁と積極的に密接な連絡を保ち、ストによる停電計画を具体的かつ詳細に一刻も早く消費者に周知させるよう一段と努力すること

三、既に失効した公益事業令に計るべき新法律制定に当つては以上の趣旨を具体化することは勿論ストによる停電の如き公共の福祉阻害行為を可及的に抑止する措置を講ずること。

十一月五日、炭労争議にかんする中山中労委会長のあつせん申入れにたいし、石炭鉱業連盟代表は、「常盤の妥結、日鉱の交渉再開等から漸く解決の目途もついて来たので自主的解決の努力を行いたい」とあつせんを拒否して強硬に出、また日経連は「従来電産の賃金について屢々抗争が続けられたが常に司令部その他の権力機関で解決され、経営の基本である合理化は空文に終つた」として「安易な妥協を排す」と叫んだ。（日経連タイムス、十一月二〇日号）また日経連は、一〇月三十一日の傘下業種団体会長会議において、電気技術者の登録動員にかんする申合せをおこない、組織的なスト破りに乗り出した。以下、電産争議についての日経連の申合、見解、決議を掲げておこう。

（申合了解事項）

九月二四日以来数次に及ぶ電産争議はその影響するところ極めて甚大であり日本経済の再建を阻害し民生の安定を脅かしていることは周知の通りである。

今やこの争議は国民世論のきびしき批判の前に立つ実情に鑑み経営者は日本経済における生産擁護の立場と国民民福安定の観点

に立ちこれを座視するに忍びないものがある。

依つて全国業種別経営者団体は大義名分の遂行のために本日の会合において左の如き申合せをする。

一、各業種別団体傘下の企業内における電力会社の自衛運轉に協力せしめ、もつて電源スト、停電ストによる被害を最小限度に喰い止めるよう努力する。これがため早急に全国的に右電気技術者の名登録に着手する。

二、電力会社側は右の協力申出に対し、これの受入れ態勢を早急に整備すること。

三、本計画実施に伴う経費は加盟団体の連帶負担とする。

昭和二十七年一〇月三十一日

日本経営者団体連盟業種別団体会長会議
(電産争議に対するわれらの見解)

第一、格差賃金は当然である

各社の責任経理下に行われている現状で統一賃金は既にその基盤なしと断ぜざるを得ない。組合は単一の故に統一賃金を要求しているが、その理論的根拠は何等ない。

第二、賃金決定は経営の安全度に立つ。

凡そ賃金の決定は経営の支払限界の中に決定するべきは当然であり、同時に経営の安全度の上に決定するべきことも論はない。

電産の今回の要求は無論のこと、中労委調停案の一万五千四〇〇円すらも一時的豊水という自然現象に基づく経理状態を当にしている話で、ベース・アップという恒久的制度に対し一時的源資を充当するが如きは経営者として到底採り得ざるところである。

第三、賃上を需要者に負担せしめてはならない。

価格を自由に決定し得る一般産業と異り公益企業の電気事業において賃上は電気料金に直ちに影響するが如きは断じて採らるべ

きでない。一万五四〇〇円の調停案実施の曉には電気料金の値上げは必至であり、われわれは企業の合理化体制実施の下に自らの労力と工夫の中に賃金上昇を図るべきである。

第四、労働条件は社会水準化せねばならない。

電産の労働条件は周知の通り、労働時間その他に於て遙かに水準以上にある。勿論労働条件は向上こそすれ低下は敢て望む所ではないがこれらは全て当該企業の主客観条件の下で決定するべきで、電産の場合自らの労力の結晶の上に賃上げを進めらるべきで、今日社会水準並に労働条件を実施することは当然である。

第五、中労委案には当然幅が認めらるべきである。

六月中労委へ調停申請が出て以来九月六日の調停案提示に至る期間調停委員会に於てわれわれは屢々上述のことを繰返し主張した。中労委は昨年一〇月より本年六月までのC・P・I、C・P・Sの実績の上に本年一〇月までの推定を加味し、機械的に全産業は一九・八%賃上げが行わるべきだとし電産にこれを当てはめた。この間労働条件の更改、給与制度の改革についても屢々対策を提示したが結論はこの機械的な算定による調停案となつた。併し格差についてはこれを認め、第七項で「この賃金の実施が困難な所は各自で交渉すること」が附加されたことは、この調停案に自ら幅のあることが認められたとみてよいし当然の帰結でもあつたであらう。

第六、安易な妥協を排す。

今回の電産争議が、総評の呼号する政治攻勢であることは周知の通りである。表面に受取る姿は経済闘争の形であるが、その底に流れるものは明らかに政治闘争である。従来電産の賃金について屢々抗争が続けられたが常に司令部その他の権力機関で解決され、経営の基本である合理化は空文に終つた。政治闘争の色彩を

もつ闘争を経済闘争の調停機関である労働委員会がこれを合理的に捌くことは極めて困難のことは予め察知されたところであるがわれわれは労働委員会の機能に万全の期待をかけると共にわれわれの主張の正しい限り中労委がこれを勘案し万全の措置をされることを望んでやまない。

第七、電産争議は放任してよいか

電産という特殊企業に対し社会的、労働法的にみての特殊性は

1、独占性の故に代替性がないこと

2、争議は労使間の損害よりも直接第三者に直ちに甚大な影響を全国的に与えること

3、組合は争議権を行使し得るが経営側は事実上ロック・アウトの如き対抗手段がとりえないこと。

等の特殊性があり、これらの事情を充分に検討し公共の福祉の立場から電産争議に対し何らかの考慮が払われるべきこともまた当然である。

(決 議)

今次電産争議は額に二カ月余に及びその影響は広汎且つ深刻にして事態は一刻の猶余も許さざる情勢にある。

思うに今回の紛争は電産労組の賃上げ要求に端を発するが、電気産業の如き公益事業の争議が、争議当事者より寧ろ第三者たる電力需要者および一般国民大衆の大なる犠牲において行われ、しかもこれが正当なる争議権の行使として国法によつて保護放任されていることはわれわれのまことに不可解とするところである。

われわれ電力需要者はかかる現状を黙視するに忍びず、国会、政府並びに争議当事者に対し事態收拾を図るとともに電産争議の根本的解決のため左記三項目の達成を強く要望する。

〔記〕

一、電気産業労使双方は、直ちに電源、停電等の不法なる手段を中止し、平利的方法によつて解決をはかること。

二、その解決の方途はあくまでも労使双方の自主的努力によるべきであり従来の如く賃上げが直ちに電気料金の値上げを招来する如きことを絶対に回避すること。

三、電気産業の公益性並に争議の特殊性に鑑み電源又は停電ストの如き争議手段は法律をもつてこれを禁止すること。

九電力会社は、電産ストについて中山中労委員会員の提示したあつせん案にはなお大きな不満があるが、今次争議が経済の運行並びに需用家各位の日常生活に与える影響を考慮して、このあつせん案を受諾することを決意（日経連タイムス、一二月四日号）し、また炭労ストについては、ついに緊急調整の発動をちとつた石炭連盟および日経連によつて次のような声明文が発表された。

（緊急調整に対する石炭連盟の態度）

一、自主交渉が行詰まり、労使間の問題が社会問題化して来たので、当方としては世論を尊重し、世論に従つて、中労委の斡旋申入を受け、しかも今後石炭企業に重圧が加わることを敢て忍んで斡旋案を受諾したのである。

一、しかるに、炭労は世論を無視し、斡旋案を一蹴し、さらに態度を硬化して、保安放棄という非合法、破壊闘争を強行せんとし、まことに憂慮すべき事態に立ち至つたことは甚だ遺憾である。

一、ここにおいて本日政府は緊急調整を行う旨を決定したが、政府がその責任と立場において、かかる措置を決められたことは止むを得ざるところであろうが、本来自主交渉により解決すべき労働問題に権力が介入せざるを得なくなつたことは誠に遺憾である。

一、かかる事態を招いたことは、炭労が世論を無視し経済問題であるべき交渉ルールを逸脱した結果であると断ぜざるを得ない。

しかし事ここに至つた上は、法の定めるところに従い、世論の厳しい批判に應えて、事態收拾のため炭労が誠意を示されることを期待するものである。

（緊急調整発動に対する声明）

政府は炭労争議の事態が国民経済と国民生活を著しく不安に陥れている実情に鑑み遂に労調法による緊急調整を動発するに至つた。

そもそも、われわれは、本争議解決の道はあくまで労使双方の自主的交渉によるべきであり、緊急調整の如き権力の介入による解決手段を極力避くべきことを主張しつづけてきた。

しかるに炭労組合の幹部をはじめ、これを指導する総評の主要幹部は、当初よりこの争議に政治目的を介在せしめ最近に至つては政局の不安を利用して社会党左派と協力して一気に政治混乱を招来せしめんとする野望を表面化し、争議の長期化は勿論、世界に類例をみざる保安要員の総引揚げなどの悪辣なる争議手段の強行を指令するに至つた。かくては国家的資源ともいふべき石炭鉱山が崩壊の一步手前に瀕する最悪事態に望むことは必至であり、かかる炭労の暴挙が今日の緊急調整の非常措置をとらざるを得ざる結果を招来したものであり、その責任は挙げて炭労組合にあることは明かである。

翻つて今日の段階において炭労ストの解決について経営側においてはきびしい世論に鑑み経理上忍びがたきを忍び中労委の幹旋を已むなく受諾せるに至つたものでありわれわれとしてはこの幹旋案が一応世論の集約されたものとし今後においてもこれをあく

まで尊重し世論に應えんとするものである。

日本経営者団体連盟

治安立法の要望 労働スト、秋季攻勢など労働運動の激しい昂揚にともなつて、経営者団体ではこれによつて経営者の企業秩序が乱され、財産上の損害をうけることは迷惑で、その防止のためには明確な政治スト禁止の立法措置によるほかないとして、日経連は六月一三日の常任理事会で次のような要望を決め、政府および国会に提出した。

（政治スト禁止を含む治安立法の緊急促進に関する要望）

最近の労働運動が、破壊活動防止法案反対、労働関係諸法規改正反対のための政治スト等に見るが如く労働者の政治目的を使用者に対する争議行為の手段に訴えて達成しようとする風潮にあることは顯著なる事実である。

本来この種の政治ストは、その目的が国家の立法を實力に訴えて反対阻止しようとするもので国家の法秩序を無視するものといふべく、使用者としては最初から自己の支配領域に属さない事項に関する問題であるが故に、政治ストによつて使用者がその業務を停廃せられ企業秩序の紊乱と財産上の損害を蒙るということは誠に迷惑千万なことであるといわざるをえない。

このような争議行為が、法の保護に値しないものであることはいふまでもなく、使用者としてはこれに対し雇傭契約に基く責任を追求し、もつて間接に政治ストの防止につとめつつある。

また労働者のこの態度に対しては世論もその不合理を指摘しつつあるのみならず、労働組合組織内部においてさえも必ずしも、この種ストライキを支持しない一部労働者が存在するようにすでに政治ストが許さるべきでないことはすでに一般の国民感情となつていゝというも敢えて過言でない現状にあるにも拘らず、実情

はこうした各方面の批判を無視して、更に第三次並に第四次の政治ストが企画せられ、実行に移されんとしている。この風潮は明らかに現行法秩序を無視しようとする一部勢力の影響によるものであることはいうまでもないが、一面現行法の不備に基因するところも少なくない。

われわれ経営者は、労働組合の良識ある判断に訴え政治ストが未然に防止せられることを期待してきたのであるが、すでに現実には事態が物語るように、これを防止し得ない段階に到達していることを考えると政治ストの防止は明確なる国家の禁止的立法措置に俟つ以外に、その効果を期待しえないことを痛感せざるをえない。

この問題はその事柄の性格上当然国会において論議せらるべきものであり、しかも前述したような国民感情の存在と現下の事態の進展状況にかんがみ、緊急の促進を要する問題であると思科するものである。特に政府当局の善処方を要望する次第である。

また秋の電産争議にあつて、日経連では一一月六日、公益事業令失効に伴う臨時措置について次のような要望を通商、法務、労働各大臣、官房長官、衆参両院議長宛にそれぞれ提出した。

公益事業令第八十三条、第八十五条の失効に伴う臨時措置を早急に促進すること。

電力は近代国家における産業経済の正当運行ならびに国民の日常生活に対し、必要不可欠な資源であり、特に電気施設の安全保持は、その技術的特性と相俟つて国家治安の確保に対し直接且重要な影響をおよぼすものであることはここに事新しく述べるまでもない。旧電気事業法第三十三条及び旧公益事業令第八十三条が電気工作物の損壊ならびにその機能障害による電気供給または使用の妨害を未然に防止し、また同令第八十五条が正当事由なき電

気供給の阻害を禁止した所以のものも右に述べたような電気施設の特種性を重視するの精神にでたものと思料する。この立法の精神は、講和条約の発効に伴い昭和二十七年法律第八十一号によつて政令旧公益事業令の失効した昭和二十七年一〇月二十四日以降においても何等の変化があるべきではない。加之同令の失効によりこの種犯罪に対し固有の特別法的罰則を失つた現在においては、それがたまたま進行中の電気関係経営者対電気産業労働組合間の争議行為に対し、少なからぬ心理的影響を与えつつあることは看過し難く、ややもすれば争議行為の手段をして正当範囲を逸脱させるの弊を透発し易いことも否定できない。これは独り争議当事者たる労使間のみならず、一般の需要家である工場の生産力ならびに公衆の日常生活に対し直接重大な支障を与えまた国家の治安に対しても不測の障害をもたらすこととなる。よつて政府当局においてはかかる危険を未然に防止するため旧公益事業令第八十三条及び第八十五条に代るべき臨時措置を講究せらるるよう特に要望する。

さらに、一二月一二日、東京電力協会会長土光俊夫氏ら設立委員によつて全国電力需要者連絡協議会の設立委員会が開かれたが、会の途中で本設立委員会は「電力スト禁止立法期成協議会」の設立委員会に切換えられることとなり、左の通り、活動方針、役員、宣言が決定可決された。

(活動方針)

今回電力スト禁止立法期成協議会(略称全電協)の事業活動は約款に定むる目的に基き左記方針によるものとする。

(一)、全国都道府県における現存電力需要者団体の組織の拡大強化をはかるとともに、未組織地方による団体の結成を促進すること。

(二)、これがため全国各都道府県において(少くとも一カ所)電力需要者大会を開催すること、右大会には、中央本部より一名以上の役員出席し、連絡提携の緊密化をはかること。

(三)、活潑なる弘報宣伝を展開すること。

右に必要な一般資料は中央本部においてできる限り全国各地に行き亘るよう大量作成すること。

但し、各地方の特殊事情に基き必要な資料はそれぞれの地方において作成すること。

(四)、中央、地方一丸となり世論の喚起に努め、一大国民運動に盛り上げること。

(五)、中央、地方を通じて右世論を立法、行政に強力に反映せしむること。

役員として会長一名、副会長若干名、理事長一名、常任理事および財務理事それぞれ若干名幹事がおかれるが、今回は次の通り一応決定された。

〔会長〕土光俊夫 〔副会長〕飯田務、丹村荒喜(北陸)、神吉英

三(東北)、箕浦多一(関東)、他地区は未定。

〔理事長〕鹿内信隆(日本製版社長)

(宣言)

今次電産争議は終戦以来繰りかえされた例年の争議に對比し、その範囲広く、且長期間に亘り波状的に行われ、爲に大工場の生産は麻痺状態となり、中小企業では賃金遅配、倒産、人員整理の兆を呈し、更に病院における急患は死に直面するというのが如き不祥事態を招来している。

かかる緊迫せる重大なる段階に立つて、われわれは当面、争議当事者双方が速かに不法なる争議手段を中止し、平和的手段によ

る妥結に努め終局的には争議当事者よりむしろ第三者である企業及び国民大衆の大なる犠牲において行われる争議手段を法律をもつて禁止するよう政府、国会並に争議当事者に強く要望し来つたところであるが、ここに全国電力スト禁止立法期成協議会の発足に当り、全国の需要者の大同団結をはかり一大国民運動を展開し、その総意を結集して一路右目的達成に邁進する決意を表明するものである。

右宣言する

昭和二十七年一月一二日

全国電力スト禁止立法期成協議会

職場防衛運動 前年末、経営者団体によつて計画されて来た職場防衛運動は、本年から各方面で実施段階に入つた。

関西経営者協会は八月一日役員会を開いて、職場防衛実施基本要領を決定した。その大要は左のとおりである。

(職場防衛実施基本要領)

一、企業内部における対策

(1)、人的防衛組織の確立

(2)、各工場事業場ごとに労使双方より委員を選出して防衛委員会を設置

(3)、防衛対策本部を設置し指導系統の確立および防衛責任の班別編成

(4)、警備、当宿直員の強化および精神的よりどころとして体力の練磨、防衛意識の高揚などに努める

(5)、物的防衛設備の完備、建物、周囲の外堀の補強、施錠の完備、警報器の設置、守衛所と会社首脳部間の連絡装置の完備、火災ビン、硫酸等に対する防護資材の充実を行う。

二、企業外部との情報連絡その他の対策

(1)、経営者間の連絡、同一地区、業種の会社経営者間の情報の連絡

(2)、治安当局との連絡

三、事前、事後の処置および防衛委員会並びに防衛対策本部との関係、更には職場防衛実施に当つての労務対策についての関連事項について規定した。

つづいて八月二十九日、関経協は第二回企画特別委員会を開き、暴力主義活動にたいして企業の自主的防衛を確立するために、業種別地域別の経営懇談会、部会等をはじめ、関西産業復興会議へも呼びかけ、職防意識の向上とその完璧を期することを申合せた。

また、一月一日、二日の両日、恒例の経営法曹全国連絡会議が顧問弁護士三九名を中心にして工業倶楽部で盛大に開催され、職場防衛をめぐる法律的な諸問題のうち、入社時の誓約書の法的性質ならびに効力、企業内破壊分子の排除、従業員教育と団結権の関係など、職場防衛を中心とする討議がおこなわれた(日経連タイムス、一月一日号)。

第三章 学生対策

一 兵庫経協では、五月二十九日の特別委員会において、学生運動について協議した結果、次のような要望意見などを決め、これを当局に要望するとともに、今後積極的、全国的にその対処策を促進することになった。

(学生運動に関する要望)

講和の発効により、日本は再び独立国家としてその主権を回復したが、複雑なる国際情勢の下にあつて、真にその独立を確保す

るためには前途なお幾多の困難と試練を覚悟しなければならぬ。

よくこの困難を克服し試練に堪えるのは、一つにかかつて全国民が一致協力して経済の自立と発展のために渾身の努力を傾け得るか否かにあるのである。

最近国際共産勢力の指導下にある一部不穏分子は国内治安の攪乱を策し、武装蜂起への地下工作は日を遂つて積極化し、具体化しつつあり、かかる情勢が国民の協力態勢を阻み、我国に対する民主国家群の信用を失墜せしめ、延いては産業の再建を阻害する事極めて大なるものは誠に憂慮に堪えない。

しかもこれら破壊分子の策動は純真なる学生層にまでその魔手をのばし相次ぐ学園内の不祥事件となり、更にメーデー当日には朝鮮人、自由労働者、並に学生が騒擾事件の中心勢力となつてゐることは学内において共産党のフラク活動が活潑に行われつつある明白な証左である。

思うに次代において国家再建の重要な役割を担うべき学生諸子の一部が其の立場と本分を忘れ、これら破壊分子の策動に加担し軽率盲動することは国民の等しく憂慮するところであつて、近き将来これら学生諸子が企業組織の中堅として進出出来る事を思えば、われわれ企業経営者としては之が対策を真剣に考えざるを得ないのである。この意味においてわれわれは学生諸子に対し強く反省を促すと共に、文部当局及び学校当局が深くこの重大事態を認識しその文教施策に又学生の訓育に慎重なる考慮を払い速かに万遺憾なき方途を講ぜられるよう強く要望する次第である。

最近における学生の動向は極めて寒心に耐えぬものがあり、特にこれら学生の受入れは単に企業の破壊、損失を招くのみならず、再建途上の我国経済自立も又非常に憂慮せられるに鑑み、かかる

学生の採用は勿論、これら学生を輩出する学校の卒業生の採用も非常に危険を感じられるので、経営者としてはこの際早急に何らかの対処策を講じなければならぬ。

一、企業内部に於ける対策。(1) 人的防衛組織の確立。(イ) 各工場事業場ごとに労使双方より委員を選出して防衛委員会を設置。(ロ) 防衛対策本部を設置し指導系統の確立および防衛責任の班別編成。(ハ) 警備、当宿直員の強化および精神的よりどころとして体力の練磨、防衛意識の昂揚などに努める。(2) 物的防衛設備の完備、建物周囲の外堀の補強、施錠の完備、警報器の設置。守衛所と会社首脳部間の連絡装置の完備、火災ビン硫酸等に対する防護資材の充実を行う。

二、企業外部との情報連絡その他の対策。(1) 経営者間の連絡同一地区、業種の会社経営者間の情報の連絡。(2) 治安当局との連絡。

三、事前事後の処置及び防衛委員会並に防衛対策本部との関係更には職場防衛実施に当つての労務対策についての関連事項について規定した。

関西経営者協会では、七月八日、第六一回役員会を開き、大阪市警視総監から「最近の治安問題」について詳細な説明を聞いたのち種々の要望が出され、久保田鉄工社長から「最近における学生の動向は極めて寒心に耐えぬものがあり、特にこれらの学生の受入れは単に企業の破壊、損失を招くのみならず再建途上の我国経済自立も又非常に憂慮せられるに鑑み、かかる学生の採用は勿論、これら学生を排出する学校の卒業生の採用も非常に危険に感じられるので、経営者としてはこの際早急に何らかの対処策を講じなければならぬ」との提案があり、活潑な論議ののち、近く常務委員会を開いて対策を講ずることになった。

つづいて七月二二日の第四二回常務委員会では、将来日本経済を背負つて立つべきこれら学生の最近の動向は誠に憂慮すべきものがある」との結論に達し、次のごとき要望を作成して、文部省、近畿の大学当局、および関係機関に通告をおこなうことを決定した。また同日、開経協は関西の大学当局者を招いて学生の善導および就職問題等につき懇談した。

(学生運動に関する要望——要旨)

近時学生の一部には、明らかに特殊の政治的目的をもつて学生運動に没頭、これを指導し或いはこれに同調し、このため勉学の使徒たる分別を失い、学生本来の使命たる学業を放擲して顧みずまた日・鮮共の各種行事に参加して、暴力主義的破壊活動並びに騒擾事件に捲きこまれて慮外の事態を惹起するものあり、これがため社会秩序は乱れんとし、人心の不安を招くに至っている。かかる事態の責任は、当の一部学生にあるといえ、青年特有の感傷性行動性を巧みに利用する日・鮮共の破壊分子にこそ帰せられるべきものであつて治安維持に必要な方策が急速に実現せらることを切望する所以である。

もとより当の学生は極めて一部のものに限られることは明らかであり、さらにそれらの学生中にも自省と悔恨に涙するものもある。しかしなお少数のものは未だその悪夢覚めやらず、学業を顧みないため学力は益々低下し、品性もまた粗暴となり、その思想行動を改めない限り将来学窓を出ても如何なる職場も与えられないことは疑いないところである。殊にかかる学生は少数であるとはいえ、これに附利雷同するものもあり、大学当局並びに一部の教授中にはかかる事態を放置し、または極めて消極的態度を以つて適切な対策を講じないため、かかる事態を増長せしめるかの感なしとしない。

われわれ経営者としては、大学卒業者を採用し、将来企業経営の幹部職員として経営の枢要に参画せしめることを考えれば、今日の事態はこれを軽視することは出来ないものである。われわれは大学の自治に尊敬と期待を有するのであるが、文部並びに大学の当局においてはわれわれの意図するところを了とせられ、学内の機構を刷新し、学生生活の指導、思想、行動等社会生活に影響する事柄については積極的に善導せられるよう、よろしく真剣且つ急速にその根本的対策を樹てられんことを切望すると共に、一方学生諸君においても真の在るべき学生の姿をよく猛省認識せられて健全な道を歩まれんことをここに希求する次第である。

日経連でも、七月三〇日、東京三大学の学長を招いて学生問題についての懇談会を開いた。(日経連タイムス、八月七日および一四日号)。また、九州、兵庫等の各経営者協会も、学生運動にたいする声明を發し、また学校当局者との懇談をおこなった。

二 七月七日、九州経営者団体連盟と九州地区大学補導部連絡協議会共催の明年三月卒業生採用にかんする懇談会が開かれた。出席者は大学側二二大学、経営者側三一名。その席上、採用条件は「第一に思想、第二に健康、第三に成績」を鉄則とする旨述べられ、とくに経営者側の發言の中に左のようなものがあつたことが注目される。

- (一)、赤は経営秩序を破壊するから採用しない、一度採用すればこれを排除すること自体困難である。
- (二)、卒業生推薦に当つては大学は責任をもってもらいたい。
- (三)、人物考査を依頼した際は特に思想関係を具体的にしかも正直に報告してもらいたい。「思想穩健」と紋切型回答では困る。
- (四)、採用決定後とかく学生がルーズになり勝ちである。特に健康に留意せられたい。

(四)、最近の学生は責任感、忍耐力に欠けており、また礼儀を知らない者が多い。また自己主張が強過ぎ民主主義が上すべりをしている。これらの点は平素より補導に留意せられたい。

三 関西経協の「学生運動に対する要望」(前出)に応じて、近畿大学では八月一日、近畿大学祖国防衛学生隊が結成された。九月末現在、隊員数一五〇名でいどである。八月一二日、約二〇名の隊員が関西経協を訪れ、今後の指導を懇請した。

附
録

その一
その二

労働関係法令一覽
労働組合・官庁・諸団体名簿

附録その一 労働関係法令（一九五二年）

- 職業安定法施行規則の一部を改正する省令（二・一、労働省令第一号）
- 労働基準法施行規則の一部を改正する省令（三・一四、労働省令第二号）
- 労働者災害補償保険法第二七条に基く昭和二七年度の保険料率の決定（三・一五、労働省告示第三号）
- 失業保険法の一部を改正する法律（三・三一、法律第三〇号）
- 政府職員の特殊勤務手当に関する政令の一部を改正する政令（三・三一、人事院政令第五五号）
- 職業安定法施行規則の一部を改正する省令（四・一、労働省令第三号）
- 労働省所管不動産登記嘱託指定の件の一部改正（四・一、労働省令第四号）
- 失業保険法施行規則の一部を改正する省令（四・一、労働省令第五号）
- 労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（四・一、労働省令第六号）
- ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律（四・七、法律第七五号）
- 夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令（四・一七、政令第一〇九号）
- 労働省組織規程の一部を改正する省令（四・二六、労働省令第七号）
- 技能者養成規程の一部を改正する省令（五・二七、労働省令第一〇号）
- 職業安定法施行規則の一部を改正する省令（六・三、労働省令第一一号）
- 職業安定法施行規則の一部を改正する省令（六・三、労働省令第一二号）
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（六・一二、人事院法律第一八三号）
- 職業別賃金調査規則（六・二六、労働省令第一三号）
- 労働大臣の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規程の一部を改正する省令（七・八、労働省令第一四号）
- 緊急失業対策法施行規則の一部を改正する省令（八・五、労働省令第一五号）
- 労働省設置法の一部を改正する法律（七・三一、法律第二八一号）
- 労働基準法の一部を改正する法律（七・三一、法律第二八七号）
- 労働関係調整法等の一部を改正する法律（七・三一、法律第二八八号）
- 地方公営企業労働関係法（七・三一、法律第二八九号）
- 労働関係調整法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（七・三一、政令第三二一号）
- 労働組合法施行令の一部を改正する政令（七・三一、政令第三二二号）
- 労働関係調整法施行令の一部を改正する政令（七・三一、政令第三二三号）
- 公共企業体労働関係法施行令の一部を改正する政令（七・三一、政令第三二四号）
- 地方に置かれる公共企業体等調停委員会の名称、位置及び管轄区

域に関する政令（七・三一、政令第三二五号）

○技能者養成規程の一部を改正する省令（八・五、労働省令第一六号）

○職業安定法施行規則の一部を改正する省令（八・一五、労働省令第一七号）

○労働省組織規程の一部を改正する省令（八・一五、労働省令第一八号）

○労働省職員定数規程の一部を改正する省令（八・一五、労働省令第一九号）

○政府職員の特殊勤務手当に関する政令の一部を改正する政令（八・一八、人事院政令第三五〇号）

○労働基準法施行規則（八・三一、労働省令第二三号）

○労働基準法第一八条第四項の規定に基き使用者が労働者の預金を受け入れる場合の利率を定める省令（八・三一、労働省令第二四号）

○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（八・三一、労働省令第二五号）

○女子年少者労働基準規則の一部を改正する省令（八・三一、労働省令第二六号）

○事業附属寄宿舎規程の一部を改正する省令（八・三一、労働省令第二七号）

○労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（八・三一、労働省令第二八号）

○労働基準法施行規則の一部を改正する省令（九・一〇、労働省令第三二号）

○地方公営企業労働関係法の施行期日を定める政令（九・一六、政令第四一七号）

○地方公営企業労働関係法第五条第一項但書に規定する者の範囲の基準に関する政令（九・一六、政令第四一八号）

○職業安定法施行規則の一部を改正する省令（九・二七、労働省令第三二二号）

○中央労働委員会規則の一部改正（九・三〇、中央労働委員会規則第三号）

○職業安定法施行規則の一部を改正する省令（一〇・二〇、労働省令第三四号）

○労働基準法施行規則の一部を改正する省令（一一・一、労働省令第三五号）

○労働省組織規程（一一・一五、労働省令第三六号）

○職業別賃金調査規則（一一・二〇、労働省令第三七号）

○石炭関係労働爭議に関する緊急調整の決定の公表（一二・一七、総理府告示第二八〇号）

○船員労働委員会規則（一二・二四、船員中央労働委員会規則第二号）

○公共企業体等労働関係法施行令の一部を改正する政令（一二・二六、政令第四九八号）

○国の経営する企業及びその職員についての公共企業体等労働関係法の適用に関する政令（一二・二六、政令第四九九号）

附録その二 労働組合・官庁・諸団体名簿

労働組合

(名 称)	(所 在 地)	(電 話)
日本労働組合総評議会	東京都港区三田四国町二ノ六	三田(45)五七九二、六二六九、六〇二七
全国繊維産業労働組合同盟	〃	三田(45)五四三一、五七九六、六九五四
全国蚕糸労働組合同盟	東京都中央区京橋三ノ二片倉ビル内	京橋(56)四八五四
日本炭鉱労働組合	東京都千代田区神田三崎町二ノ四	九段(33)二一五四、六二四八、七四四八
日本私鉄労働組合総連合会	東京都港区芝高輪南町三〇	大崎(49)一八三八、八五二八
日本鉄鋼産業労働組合同連合会	東京都港区本芝三ノ二〇	三田(45)四九六八
日本電気産業労働組合	東京都中央区築地五ノ一	築地(55)一三九一、二六五七、四二八二
全日通労働組合	東京都千代田区三年町一	霞ヶ関(58)〇六二八、〇八三四、〇八五九
合成化学産業労働組合同連合会	東京都港区本芝三ノ二〇	三田(45)五七〇〇、五七三〇
全日本海員組合	東京都港区本芝三ノ二〇	赤坂(48)三三六〇、三五〇三、三五〇七
全日本金属鉱山労働組合同連合会	東京都港区三田功運町二一	三田(45)四六三八、九
化学産業労働組合同盟	東京都豊島区高田町二ノ二五	九段(33)三六一九
全日本自動車産業労働組合	東京都品川区大井元芝町七〇四	大崎(49)七六三二、八三七一
全日本港湾労働組合	東京都大田区山王二ノ一八二五	大森(66)二三〇〇
日本放送労働組合	東京都千代田区内幸町二ノ二	銀座(57)七七五一
全日本海運労働組合同連合会	東京都中央区京橋一ノ二ノ七大阪商船ビル	京橋(56)四二五一
全国映画演劇労働組合	東京都千代田区有楽町二ノ一日劇内	和田倉(20)二一一一、五
日本教職員組合	東京都千代田区神田一ツ橋教育会館内	九段(33)六〇二九、八一〇一
国鉄労働組合	東京都千代田区丸ノ内一ノ一運輸省内	丸ノ内(23)〇〇三九

附 録

全国自治団体労働組合協議会	東京都千代田区丸ノ内三ノ一都庁内	和田倉(20)一〇〇一、一〇
全国通信従業員組合	東京都新宿区信濃町三一四谷郵便局内	四谷(35)二四〇〇、二四六〇、二九七九
全国電気通信労働組合	東京都千代田区大手町二ノ一	丸ノ内(23)〇〇八八、二五八四、二五八九
全駐留軍労働組合	東京都港区芝三田四国町二ノ六	三田(45)四〇八〇
全農林省労働組合	東京都千代田区有楽町一ノ一一中農ビル内	和田倉(20)〇三五一、六九
全専売労働組合	東京都品川区大井立会町五六五	大崎(49)六六一〇、七九二一
日本都市交通労働組合連合会	東京都港区麻布一本松七	芝(43)五四五三
日本財務職員労働組合連合会	東京都千代田区代官町二関東信越国税局内	丸ノ内(23)〇三七〇、一〇九
全国水道労働組合連合会	東京都千代田区丸ノ内三ノ五都庁内	和田倉(20)一〇〇一、一〇
全印刷局労働組合	東京都北区西ヶ原町一二二五	駒込(82)二一〇一、一〇五
全電波従業員組合	東京都港区赤坂青山北町四ノ一	赤坂(48)四八二二
大蔵省職員組合	東京都新宿区本塩町二	四谷(35)〇七六九
全国金属労働組合	東京都港区芝三田四国町二ノ六	三田(45)〇二七〇
日本労働組合総同盟	"	三田(45)五三五九
日本鉱山労働組合	"	三田(45)七二四三
全国金属産業労働組合同盟	"	三田(45)五七五九
全国造船労働組合総連合	"	三田(45)七二四三
全国化学労働組合同盟	"	三田(45)五七五九
全国食品産業労働組合同盟	"	三田(45)七二四三
全国土建一般労働組合同盟	"	三田(45)五七五九
全国港湾労働組合同盟準備会	"	"
全国産業別労働組合連合	東京都港区芝公園六号地中労委会館内	芝(43)一一三三、二三八二
全国機械金属労働組合	"	芝(43)一一三三、二三
全国化学産業労働組合連合	"	"
全国土建産業労働組合連合会	東京都渋谷区北谷町二九	渋谷(46)四三〇五、四三〇六
帝国石油労働組合	東京都新宿区東大久保二ノ三一七	四谷(35)三一五一、九
新産別京都地区連合会	京都市下京区寺町四条下ル労働会館内	

附 録

全国銀行従業員組合連合会	東京都港区青山南町六ノ一二〇	青山(40)〇九八二ノ四
全日本造船労働組合	東京都渋谷区原宿三ノ二九八	赤坂(48)三二六四
全国機器電機産業労働組合連合会	東京都港区本芝三ノ二〇硫労働会館内	三田(45)四九六八
全国紙パルプ産業労働組合連合会	東京都新宿区下落合一ノ三三〇	落合(95)五九五八
全国電機工業労働組合	東京都港区芝新堀町三一	三田(45)二八九四
全日本百貨店労働組合連合会	東京都台東区南稻荷町九九	下谷(83)一七九〇
全日本損害保険労働組合	東京都中央区銀座西二ノ一	京橋(56)四二九一
日本新聞労働組合連合	東京都千代田区有楽町二ノ三朝日新聞内	和倉田(20)〇一三一ノ四一
全石油産業労働組合協議会	東京都千代田区丸ノ内三ノ一〇日本石油内	千代田(27)七二七一
全国生命保険外務労働組合連合会	東京都中央区京橋二ノ八第一生命内	京橋(56)七二二一ノ九
車輛産業労働組合連合会	神戸市兵庫区和田山通一ノ六川崎車輛内	
全国セメント労働組合連合会	東京都港区芝新橋六ノ一八	芝(43)三三四〇
全国生命保険労働組合連合会	東京都千代田区丸ノ内三ノ四生命保険協会内	千代田(27)一一〇五ノ九
全日本電線工業労働組合	東京都品川区平塚六ノ一〇四三	荏原(08)七四〇五
全国瓦斯労働組合連合会	東京都港区芝海岸通り一ノ一五	芝(43)一一一一ノ九
全国自動車運輸労働組合連合会	東京都台東区西町二〇東貨内	下谷(83)七六七七
映画演劇労働組合総連合	東京都中央区築地四ノ一四東劇裏三階	築地(55)三九八六
全日本塩業労働組合総連合	岡山市四番町	
全国旅客自動車労働組合連合会	東京都港区赤坂溜池町三一	赤坂(48)〇五七七
全日本倉庫労働組合同盟	東京都中央区日本橋兜町二ノ九	兜町(67)〇六三五
全日本ホテルレストラン従業員組合連合会	東京都港区芝琴平町二一	芝(43)四四五三
全日本新聞労働組合	東京都港区芝新橋七ノ一二	芝(43)三四〇五
大化学産業労働組合	産別会館内	芝(43)三一〇五
全国土建労働組合総連合	東京都港区芝白金三光町四八六土建会館内	大崎(49)八〇五二
全日本土建一般労働組合	東京都港区芝新橋七ノ一二	芝(43)三〇〇五
東京都労働組合連合会	東京都千代田区丸ノ内三ノ一都庁内	和田倉(20)一〇〇一ノ一〇、一一〇一ノ一〇
日本自治団体労働組合総連合	東京都千代田区永田町一ノ三一日本自治会館内	霞ヶ関(58)〇〇一七

附 録

日本国有鉄道機関車労働組合	東京都品川区上大崎四ノ二四九	大崎(49)六四三八
全日本駐留軍労働組合	東京都港区芝海岸通り三ノ一	三田(45)一三五五
全国土建労働組合	東京都千代田区神田宮本町八	下谷(83)七九二九
全日本産業別労働組合	東京都港区芝新橋七ノ一二	芝(43)三〇〇五
全日本金属労働組合	〃	芝(43)三二〇五
全日本医療従業員組合協議会	東京都千代田区神田三崎町結核予防会内	神田(25)三二二三、〇六二九

農民組合・農業団体

日本農民組合総本部(統一派)	東京都千代田区大手町一ノ五	日本橋(24)三〇二七
日本農民組合総本部(主体性派)	東京都千代田区内幸町二ノ一六	銀座(57)六五四三
全国農民組合総本部	東京都港区芝琴平町二	芝(43)〇八三九
農民組合総同盟	東京都千代田区永田町一ノ四	霞ヶ関(58)一七九三
全国購買農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町二ノ八	和田倉(20)〇二二一、九

官廳・公共企業体

総務省	東京都千代田区永田町二ノ一	霞ヶ関(58)〇一〇一、五
内閣府	東京都千代田区三年町五	霞ヶ関(58)〇二〇一、九
統計局	東京都新宿区若松町九五	九段(33)〇一九四
統計局	東京都台東区上野公園	駒込(82)三七五一
日本学術会議事務局	東京都中央区日本橋本石町日銀内	日本橋(24)七〇八二、四
外国為替管理委員会	東京都千代田区神田岩本町三	茅場町(66)四二七一、三三〇一
特別調査員	東京都中央区銀座東七ノ五	銀座(57)六一二〇、九
公益事業委員会	東京都千代田区霞ヶ関一ノ一	霞ヶ関(58)〇二二一
法務省	〃	霞ヶ関(58)一一二一
最高検察庁	東京都港区芝田村町一ノ二	銀座(57)五一一一、九、四一七五
外務省	東京都新宿区塩町二	四谷(35)一一〇一、一一一一
大蔵省	東京都中央区新川一ノ六ノ二六	京橋(56)〇四二五、四五三七
証券取引委員会		

農林漁業金融公庫

千代田区有楽町一ノ七蚕糸会館内

和田倉(20)二二九一

国会政党

衆議院

東京都千代田永田町二ノ一四

霞ヶ関(58)〇一三一、〇一八一

参議院

東京都千代田区永田町二ノ一四

霞ヶ関(58)〇一二一、〇二六六

立国会図書館

東京都港区赤坂一ノ一

赤坂(48)五二八一、一五

自民党

東京都千代田区永田町

霞ヶ関(58)〇一一一

改進黨

東京都港区芝新桜田町二七

銀座(57)二六〇一、一二

日本社会党(右派)

東京都千代田区永田町一ノ四

霞ヶ関(58)一七九四

日本社会党(左派)

東京都港区芝西久保桜川町七

芝(43)二一八七

日本共産党

東京都渋谷区千駄谷四ノ七一四

青山(40)〇一九二

労働者農民党

東京都千代田区永田町衆議院内

霞ヶ関(58)〇一三〇、九

緑風会

〃

霞ヶ関(58)〇一二一、九

自由党(鳩山派)

研究調査機関

法政大学大原社会問題研究所

東京都千代田区富士見町法大内

九段(33)〇一五六、九

政治経済研究所

東京都渋谷区穂田一ノ四ノ一四四

青山(40)一七〇五

世界経済研究所

東京都千代田区神田小川町二ノ一

神田(25)一三一〇

国民経済研究協会

東京都中央区京橋三ノ二片倉ビル

京橋(56)六四九一

中国研究局

東京都千代田区九段四ノ二ノ六四

九段(33)六二九八

産業労働調査局

東京都千代田区有楽町競売会館二〇八号室

日本橋(24)一四五一(内線二〇)

産業労働調査所

東京都千代田区九段二ノ一千代田会館

九段(33)九一〇八

三菱経済研究所

東京都千代田区丸ノ内三ノ八仲八号館

千代田(27)一四五五、一四五六

労働科学研究所

東京都世田谷区祖師谷二ノ一二二六

砧(43)六四四

労働調査協議会

東京都港区芝田村町四ノ二二

芝(43)五〇〇六

日本生活問題研究所

東京都港区芝公園六号地中労委会館

附 録

大	日	水	兵	広	北	大	大	京	大	兵	米	農	中	民	日	世	統	P	社	綜	亜	婦	農	日
原	本	産	庫	島	海	阪	阪	都	阪	庫	西	林	央	主	本	界	計	H	会	合	細	人	政	本
農	統	事	立	県	道	府	府	府	府	県	西	林	央	主	本	界	計	H	会	合	細	人	政	本
業	計	情	労	立	立	立	立	立	立	産	調	統	委	義	農	経	研	研	文	労	問	問	法	法
研	研	調	研	科	科	科	科	科	科	業	調	計	員	科	業	調	究	究	研	研	研	協	協	協
究	究	査	究	究	究	究	究	究	究	究	議	協	務	協	究	査	究	究	究	究	究	究	究	究
所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	局	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所	所

倉敷市住吉町七三六
 東京都千代田区富士見町法大内
 東京都渋谷区千駄谷五の九〇二農協会館内
 神戸市生田区相生町一ノ二七
 広島市基町一
 札幌市北四条西四丁目
 大阪市旭区大宮北之町二ノ五九
 京都市中京区烏丸通竹屋町上ル
 大阪市西区江之子島上之町
 神戸市下山手通七ノ二ノ一
 大阪市西区道頓堀一ノ一大阪銀行ビル
 東京都港区芝田村町二ノ三
 東京都渋谷区穂田一ノ四
 東京都港区芝公園六号地中労委会館
 東京都千代田区神田神保町二ノ六
 東京都杉並区下高井戸四ノ一〇二六
 東京都千代田区大手町二ノ八
 東京都港区芝田村町四ノ一日生ビル六階
 大阪府北河内郡門真町
 東京都中央区新富町一ノ五
 東京都港区霊南坂七
 東京都渋谷区縁ガ丘七
 東京都中央区銀座東一ノ一
 東京都港区芝公園六号地中労委会館
 東京都世田谷区北沢町二ノ一六一
 東京都港区芝田村町四ノ二二
 東京都千代田区丸ノ内三ノ一四東京商工会議所内

九 段(33)〇一五六一九

城 東(33)三八七九
 上 局(3)七八八六
 土 佐堀(44)四〇〇一
 元 町(4)一八八一
 新 町(53)〇一四〇
 銀 座(57)二五九八
 青 山(40)〇二六〇
 芝 段(43)五一〇六
 九 段(33)八八〇二
 荻 窪(39)〇二七九、三〇二三
 和田倉(20)〇四〇一
 芝 地(43)五九六四
 築 地(55)一八五五

京 橋(56)〇五四八
 芝 地(49)一一三三
 世 田谷(42)三八二一
 芝 地(43)五〇〇八

社会通信編集局
大阪貿易協会
農村人口問題研究会
地理調査所図書館
日本放送協会放送文化研究所

東京都港区芝愛宕町一ノ三四
大阪市東区南本町二ノ一八明治屋ビル
東京都渋谷区稲田一ノ四
千葉市黒砂町二四一
東京都品川区上大崎長者丸三〇〇

芝 43)五八〇六
船場 25)五二四二
千葉 一〇六二一三
大崎 49)八一四一

東京大学社会科学研究所
早稻田大学人文科学研究部
大阪市立大学経済研究所
神戸商科大学経済研究所
京都大学経済学部調査資料室
横浜市立大学経済研究所
法政大学社会学部図書館
福岡商科大学図書館
一橋大学経済研究所
長崎大学産業経営研究所
神戸大学経済経営研究所
滋賀大学経済研究所
関西学院大学産業研究所
福島大学経済学部
立教大学経済研究所
和歌山大学経済研究所
愛知大学国際問題研究所
専修大学社会科学研究所
東北大学経済学部研究室
全近畿各大学教授懇談会事務局

東京都文京区本富士町一
東京都新宿区戸塚町一ノ五八
大阪市西区阿波座中通二ノ六
神戸市垂水区西垂水町
京都市左京区吉田本町
横浜市西区老松町二
東京都港区麻布新堀町七
福岡市七隈町
東京都北多摩郡国立町
長崎市片瀨町三
神戸市灘区高羽嘉太夫新田
彦根市中島町
西宮市上ヶ原
福島市森合
東京都豊島区池袋三丁目
和歌山市関戸二七八
豊橋市町畑町
東京都千代田区神田神保町三ノ八
仙台市片平町
大阪市西区阿波座中通二ノ六大阪市大内

小石川 85)〇七〇一
九段 33)八四八一五
三田 45)二四五〇
国立 五七

新聞通信機関

朝日新聞	毎日新聞	読売新聞	日本放送	日本經濟新聞	東京經濟新聞	產業經濟新聞	共同通信	時事通信	ニッポン・ニューズ	ジャパン・ニューズ
東京都千代田区有楽町二ノ三	東京都千代田区有楽町一ノ二	東京都中央区銀座西三ノ一	東京都千代田区内幸町	東京都中央区日本橋茅場町二ノ一六	東京都千代田区内幸町二ノ一〇	東京都千代田有楽町二ノ四	東京都千代田区内幸町日比谷公園	東京都千代田内幸町一ノ一	東京都中央区西銀座七ノ六	
和田倉(20)〇一三一	和田倉(20)〇四二一	京橋(56)二一九一	銀座(57)七七五一	茅場町(67)〇〇五四、〇二五一	銀座(57)三一〇一	銀座(57)五一二五	銀座(57)二二二一	銀座(57)六一六一九	銀座(57)五八五四	銀座(57)七八七四、六

經營者團體

日本經濟者團體連盟	日本經濟團體連合會	日本產業協議會	日本經濟同業友會	日本商工會會議所	關東經濟經營者協會	關西經濟連合會	日本鐵鋼連盟	全國銀行協會連合會	日本石炭鋁業連盟	大阪商工會會議所
東京都千代田区丸ノ内一ノ二	"	"	"	東京都千代田区丸ノ内三ノ一四	東京都千代田区丸ノ内一ノ二	大阪市北区堂島西町一	東京都千代田区丸ノ内一ノ一	東京都中央区本石町三ノ八	東京都千代田区有楽町日活會館	大阪市堂島西町一
丸ノ内(23)四四七一	丸ノ内(23)四三七五	"	丸ノ内(23)一九八四	丸ノ内(23)三五四一	丸ノ内(23)〇六二四	福島(45)〇一五一、七	和田倉(20)一七九一	日本橋(24)五〇一一、五	丸ノ内(23)四九三七	福島(45)〇一五一、七

その他の団体

自由法曹団・東京合同法律事務所	東京都港区芝平町二一	芝	(43)二六〇二
日本民主婦人協議会	東京都港区芝新橋七ノ一二		
婦人民主クラブ	〃		
日ソ親善協同会	東京都渋谷区千駄谷三ノ五二一	芝	(43)四八七七
日中友好協同会	東京都千代田区西神田二ノ一東方学会	九	段(33)二五三九
日華文化協同会	東京都文京区湯島二ノ一	小石川	(85)四六〇六
平和擁護日本委員会	東京都文京区田町二八	小石川	(85)二三九四
フイリッソビソ友の会	東京都中央区京橋一ノ二大阪商船ビル	京	橋(58)八一五五
自由文化人権協同会	東京都千代田区麴町一ノ四竹工堂ビル	九	段(33)一二七二
日本文化自由委員会	東京都港区芝新橋一ノ八	銀座	(57)〇〇五七
全日本学生新聞連盟	東京都千代田区神田三崎町二ノ一八	九	段(33)四七七五
東京大学学生新聞会	東京都文京区本富士町	小石川	(85)三五〇六
世界政治府協同会	東京都渋谷区西ヶ原九二一	淀	橋(37)四三一八
農民教育協同会	東京都文京区表町二七ノ一		
労働者教育協会	東京都千代田区神田神保町一ノ五一	神	田(25)三四七一

附 録

第256表 労働スト組合別参加人 員.....	421	る訴願件数.....	517
第257表 全国労働組合産業別組 織状況.....	463	第261表 農地改革関係訴訟提起 件数.....	519
第258表 主要労働組合系統表...	469	第262表 農地関係行政事件種類 別件数.....	520
農民運動		第263表 農地関係行政事件結果 別件数.....	521
第259表 農地改革実績年度別表	515		
第260表 土地買収受渡しに對す			

第 217 表 林業労働者の独居生活 者実支出内訳……………	212	数……………	238
第 218 表 林業労働者の独居生活 者の生活費……………	212	第 237 表 規模別各月発生労働争 議（総括）……………	238
第 219 表 漁業種類別年間労働日 および労働時間……………	216	第 238 表 規模別各月発生労働争 議（同盟罷業・同盟怠業・工場 閉鎖・業務管理）……………	239
第 220 表 小名浜における漁業労働 者の年間就漁月数……………	216	第 239 表 産業別作業停止労働争 議……………	241
第 221 表 業種別漁業労働者数の 季節的変動……………	217	第 240 表 産業別各月発生労働争 議（総括）……………	242
第 222 表 漁業労働者の出身地別 構成……………	219	第 241 表 産業別各月発生労働争 議（同盟罷業・同盟怠業・工場 閉鎖・業務管理）……………	244
第 223 表 日本水産捕鯨船員各職 別平均給与……………	220	第 242 表 府県別各月発生労働争 議……………	247
第 224 表 捕鯨キャッチャー船員 給与額……………	221	第 243 表 主要要求事項別発生労働 争議件数……………	251
第 225 表 かつを・まぐろ船員給 与額……………	221	第 244 表 産業別主要要求事項別 発生労働争議件数……………	252
第 226 表 中小経営における漁業 労働者の平均日当……………	222	第 245 表 要求事項別各月発生労働 争議件数……………	254
労働争議		第 246 表 継続日数別争議解決状 況……………	255
第 227 表 労働争議件数および参 加人員……………	232	第 247 表 継続日数別争議の推移	255
第 228 表 半期別発生労働争議参 加人員……………	232	第 248 表 解決結果別労働争議…	256
第 229 表 労働損失日数の推移…	232	第 249 表 解決方法別労働争議…	256
第 230 表 月別発生労働争議……	233	第 250 表 解決方法別労働争議月 別推移……………	257
第 231 表 月別発生および繰越労働 争議……………	234	労働組合運動	
第 232 表 総争議中争議行為を伴 うもの……………	235	第 251 表 日雇労働者求職闘争の 推移……………	403
第 233 表 労働損失日数の争議形 態別内訳（発生および繰越）…	236	第 252 表 日雇労働者求職闘争の 発生状況……………	403
第 234 表 争議 1 件当り平均参加 人員……………	237	第 253 表 要求事項別日雇労働者 求職闘争状況……………	404
第 235 表 発生争議 1 件当り平均 参加人員の月別推移……………	237	第 254 表 日雇労働者の交渉をう けた官公庁……………	404
第 236 表 規模別発生労働争議件		第 255 表 労働スト参加人員……	420

附 録

品量（食需単位1日当り）.....	169	第196表 農業従事者数.....	191
第170表 食需単位当り攝取熱量 ならびに蛋白質.....	170	第197表 農林業労働力数.....	192
第171表 世帯人員別攝取栄養量	171	第198表 兼業従事者数.....	192
第172表 全国建築物被害状況...	173	第199表 農家一戸平均の就業情 態.....	193
第173表 最近における東京都の 住宅事情.....	174	第200表 1952年度農家経済現金 収支累計.....	194
第174表 各市における地区不良 度別戸数・世帯数・人口.....	175	第201表 農村物価指数.....	196
第175表 戸数よりみた不良住宅 地区の規模.....	175	第202表 農家財産収支状況.....	197
第176表 不良住宅地区一覧表...	176	第203表 地域別農家経済現金収 支概要.....	199
第177表 読み書き能力の得点...	178	第204表 農家経済と租税公課負 担.....	200
第178表 問題別全国平均点.....	178	第205表 農家所得に対する租税 公課負担の割合.....	201
第179表 学歴別得点状況.....	179	第206表 1反歩当り所得と租税 公課.....	201
第180表 職業別成績状況.....	179	第207表 所得階層別にみた農家 の経済と租税公課の負担.....	202
第181表 産業別成績状況.....	180	第208表 所得階層別にみた税種 別農家の負担.....	204
第182表 年令別成績分布状況...	181	第209表 所得階層別にみた公課 その他の負担.....	205
第183表 男女別・年令別成績状 況.....	181	第210表 所得と経営面積の相関 関係.....	206
第184表 新聞を読むことと得点 との関係.....	181	第211表 所得と所得税の相関関 係.....	206
第185表 市部・郡部別得点状況	181	第212表 所得と税務署所得更生 決定額との相関関係.....	206
第186表 地域別平均点.....	181	林業・漁業労働者の情態	
農家の情態と農民の生活		第213表 林業労働者の家族同一 世帯実収入内訳.....	209
第187表 総農家数.....	183	第214表 林業労働者の家族同一 世帯実支出内訳.....	210
第188表 理由別増減農家数.....	184	第215表 林業労働者の家族同一 世帯生活費内訳.....	210
第189表 経営農用地面積広狭別 農家数.....	185	第216表 林業労働者の家族同一 世帯実収支.....	211
第190表 専業・兼業別農家数...	185		
第191表 農機具使用農家数とそ の割合.....	186		
第192表 家畜・にわとりの飼養 頭羽数.....	187		
第193表 家畜・にわとり飼養農 家数.....	188		
第194表 農家総世帯員数.....	189		
第195表 農家人口の動態.....	189		

第 130 表 同上女子労働者用便所 を掃除する者…………… 127	第 148 表 週間東京卸売物価指数 145
第 131 表 同上住込通勤女子労働 者の行っている使用者のための 家事…………… 128	第 149 表 東京卸売・小売物価指 数…………… 146
第 132 表 本職別、製品種類別平 均一戸当りの内職状況…………… 131	第 150 表 東京公定料金指数…………… 147
第 133 表 妻の勤務と内職…………… 133	第 151 表 消費者物価指数…………… 148
第 134 表 労働基準法違反件数 (女子及び年少者関係) …… 133	第 152 表 勤労者家計の収支 (東京) …… 149
第 135 表 造船業に働く年少労働 者の拘束時間別事業場数及比率 134	第 153 表 勤労者世帯実収入の推 移(東京) …… 150
第 136 表 同上実働時間別事業場 数及比率…………… 134	第 154 表 勤労者世帯現金収入 (東京) …… 151
第 137 表 同上年令別、常用工・ 臨時工・技能養成工別、平均実 働時間数…………… 134	第 155 表 勤労者世帯の支出金額 の推移(東京) …… 153
第 138 表 同上年令別、常用工・ 臨時工・技能養成工別、平均月 給与額…………… 135	第 156 表 勤労者世帯現金支出 (東京) …… 154
第 139 表 同上性別・常用臨時別 ・就業理由別件数及び比率…………… 135	第 157 表 実収入階級別実支出の 比較(東京五人世帯換算値) …… 154
第 140 表 同上常用工・臨時工・ 技能養成工別、年令別、賃金階 級別年少労働者数…………… 137	第 158 表 五人世帯実収入階級別 実支出(1952年5月、東京) …… 155
第 141 表 「経済的原因」による 欠席児童生徒数…………… 137	第 159 表 勤労者世帯1か月間の 収入(1952年、全都市) …… 157
第 142 表 「経済的原因」による 労働又は行爲の名称別欠席者数 139	第 160 表 勤務者世帯1か月間の 支出(1952年、全都市) …… 158
第 143 表 府県別人身売買被害年 少者数…………… 141	第 161 表 東京都家計調査…………… 159
第 144 表 人身売買被害児童数… 142	第 162 表 炭鉱労務者(坑内)生 計収支調…………… 161
第 145 表 就業業務別人身売買被 害児童数…………… 142	第 163 表 郵政省職員生計調査… 163
第 146 表 売られた児童の親元の 職業…………… 142	第 164 表 日本国有鉄道職員1世 帯1か月平均生計費…………… 164
第 147 表 前借金…………… 142	第 165 表 一人一日当り栄養攝取 量(東京) …… 165
労働者の生活	第 166 表 食品群別栄養攝取量 (東京) …… 166
	第 167 表 都市一人一日当り栄養 攝取状況…………… 167
	第 168 表 農民の栄養攝取量(全 国平均一人当り) …… 168
	第 169 表 林業労働者群別攝取食

附 録

第 89 表 月別・産業別一か月平均現金給与総額（常用労働者）	82
第 90 表 製造業中分類別賃金上昇の比較	83
第 91 表 鉱業，製造業における平均賃金の前月比	83
第 92 表 鉱業，製造業における常用労働者種類別 1 人平均月間現金給与額	84
第 93 表 公務員給最高最低倍率	84
第 94 表 鉱業，製造業における常用労働者 1 人平均月間労働時間数	85
第 95 表 製造業実質賃金指数	85
第 96 表 主要資本主義諸国工業賃金の比較（週賃金）	86
第 97 表 産業別賃金格差	87
第 98 表 産業別・規模別平均賃金格差	87
第 99 表 規模別一か月当り平均現金給与総額（鉱業）	88
第 100 表 規模別 1 か月当り平均現金給与総額（製造業）	88
第 101 表 鉱業，製造業における性別全常用労働者の 1 人平均月間現金給与額	89
第 102 表 製造業における賃金の府県別格差	89
第 103 表 賃金構成比率の推移	90
第 104 表 規模別賃金構成比率の推移	91
第 105 表 臨時給与の現金給与総額中に占める割合	96
第 106 表 産業別にみた定期給与と臨時給与	97
第 107 表 賃金不払状況	99
第 108 表 賃金不払の趨勢	100
第 109 表 原因別賃金不払状況	100

第 110 表 産業別一か月平均実労働時間数	102
第 111 表 所定労働時間，休憩及び休日調（業種別）	105
第 112 表 期間別時間外及び休日労働協定届数	109
第 113 表 業務上死傷災害発生状況	110
第 114 表 年令別，男女別死傷災害発生状況	111
第 115 表 原因別死傷災害発生状況	111
第 116 表 産業別死傷災害発生率	113
第 117 表 炭鉱災害発生状況	115
第 118 表 原因別炭鉱災害発生状況	116
第 119 表 炭鉱主要災害	118
第 120 表 カッペ採炭法実施前後の災害率比較（月別）	121
第 121 表 珪肺罹患者の珪肺程度別調	123
第 122 表 絹人絹織物工場における所定始業時刻（女子労働者の回答）	124
第 123 表 同上所定終業時刻（女子労働者の回答）	124
第 124 表 同上休憩時間数（使用者の回答）	125
第 125 表 同上能率給採用数	125
第 126 表 同上男女別，職種別平均現金給与総額	125
第 127 表 同上男女別，扶養家族別平均現金給与総額	125
第 128 表 同上労働者の男女別食費負担有無別現金給与額階級別分布	126
第 129 表 同上女子労働者の手取現金給与額の浮動性	127

第 49 表 学校種別・男女別卒業後の状況	41
第 50 表 学校種別・男女別産業別就業者数	42
第 51 表 学校種別・製造業中分類別就業者数	43
第 52 表 学校卒業者就職斡旋状況	44
第 53 表 就業情態別14才以上人口	45
第 54 表 不完全就業者の動向	46
第 55 表 従業上の地位別就業者数	47
第 56 表 就業・轉業希望者数	47
第 57 表 就業・轉業求職者数	48
第 58 表 日雇不就労者延数	48
第 59 表 輪番制で非番となつた日雇延数	48
第 60 表 職安への新規求職者中の失業者数（常用・臨時）	49
第 61 表 一般失業保険金受給資格者の就職状況（常用・臨時）	50
第 62 表 失業保険業務状況（常用労働者）	50
第 63 表 失業保険業務状況（日雇労働者）	51
第 64 表 農林業の従業上の地位別就業者数	52
第 65 表 農家世帯員中16才以上30才未満男子人口の構造（経営規模別）	52
第 66 表 農家世帯員中（世帯主・同居人・雇人を除く）16才以上30才未満の男子人口の構造（専兼業別）	54
第 67 表 16才以上30才未満の男子で自家農業をつぐ者、分家するもの、その他（いわゆる次、	

三男）の情態	54
第 68 表 次三男就業状況(A)	56
第 69 表 次三男就業状況(B)	57
第 70 表 常用工・臨時工別雇用指数（製造業）	57
第 71 表 産業別臨時工採用工場比率	58
第 72 表 常用工，臨時工別解雇者数	58
労働者・農民の組織状況	
第 73 表 年別組合数および組合員数	61
第 74 表 産業別単位労働組合数および組合員数	62
第 75 表 産業別労働組合の規模別分布状況	65
第 76 表 規模別組合数および組合員数の推移	65
第 77 表 組織別および種類別組合並に組合員数	66
第 78 表 府県別単位労働組合数および組合員数	67
第 79 表 適用法規別組合数および組合員数	68
第 80 表 加入主要団体別単位組合数および組合員数	68
第 81 表 主要団体別組織労働者数の推移	69
第 82 表 農民組合の組織ある市町村数と組合数	72
第 83 表 農民組合員数	75
第 84 表 国有林労働組合員数	77
第 85 表 漁業労働者数	78
第 86 表 漁船規模別乗組合員数	79
第 87 表 漁業労働組合組織状況	80
第 88 表 全日本海員組合漁船部組織状況	80
労働と労働条件	

統計表目次

労働人口の構成

第 1 表	総人口の増加……………	3
第 2 表	戦後の社会増加と自然増加及び年次計に対するその割合…	4
第 3 表	戦時及び戦後の人口動態推移……………	4
第 4 表	階級別市町村人口……………	5
第 5 表	男女別人口の増加……………	6
第 6 表	年令 3 区分別人口……………	6
第 7 表	14 歳以上人口の就業状態……………	7
第 8 表	職業別就業者数……………	8
第 9 表	産業別就業者数……………	9
第 10 表	三大産業別就業者の割合……………	11
第 11 表	従業上の地位別就業者数……………	11
第 12 表	完全失業者の失業前の職業……………	13
第 13 表	完全失業者の失業前の従業上の地位……………	13
第 14 表	雇用者の就業時間別数……………	14
第 15 表	職業別雇用者数……………	14
第 16 表	産業別雇用者数……………	15
第 17 表	年令別雇用者数……………	15
第 18 表	「一般の雇用者」、「国、公共団体及び進駐軍の雇用者」別雇用者数……………	16
第 19 表	国の常勤職員の数……………	17
第 20 表	地方公務員数……………	18
第 21 表	工場従業者数……………	18
第 22 表	地方別工業労働者数……………	19
第 23 表	産業別工業労働者数……………	19
第 24 表	産業別・男女別工業労働者数……………	20

第 25 表	鉱山労働者数……………	20
第 26 表	職種別炭鉱労働者数……………	21
第 27 表	県別炭鉱労働者数……………	22
第 28 表	炭鉱請負夫・臨時夫数……………	22
第 29 表	船員数……………	23
第 30 表	日本国有鉄道職員数……………	24

雇用と失業

第 31 表	産業別常用労働者雇用指数 (1951 年基準) ……	26
第 32 表	産業別常用労働者雇用指数 (1947 年基準) ……	27
第 33 表	製造業の雇用構成変化……………	27
第 34 表	産業別労働異動率……………	28
第 35 表	産業別入職率……………	29
第 36 表	産業別入職率 (生産労働者) ……	30
第 37 表	産業別離職率 (総数) ……	31
第 38 表	産業別離職率 (生産労働者) ……	32
第 39 表	公共職業安定所への求職状況 (常用・臨時) ……	33
第 40 表	公共職業安定所への求職状況 (日雇) ……	34
第 41 表	公共職業安定所への求人状況 (常用・臨時) ……	35
第 42 表	公共職業安定所への求人状況 (日雇新規求人) ……	35
第 43 表	公共職業安定所を通じての就職状況 (常用・臨時) ……	37
第 44 表	公共職業安定所を通じての就職状況 (日雇) ……	37
第 45 表	産業別企業整備状況……………	39
第 46 表	年次別企業整備状況……………	40
第 47 表	規模別企業整備件数……………	40
第 48 表	理由別企業整備件数……………	40

——の栄養情態……………	169
臨時工……………	57
臨時工調査（東京）……………	57
輪番制……………	49

レ

レーバー・クローズ……………	363
----------------	-----

ロ

労働調法37条解釈に関する通牒……………	868
労闘ゼネスト……………	411
——の自己批判……………	422
——対策……………	791
労働異動率……………	27
労働関係調整法……………	856
労働基準法……………	855
労働行政の基本方針……………	869
労働組合	
単位労働組合の組織状況……………	61
労働組合連合体の組織状況……………	69
労働組合調査報告……………	364
労働災害……………	107
——の発生状況……………	110

——の発生率……………	114
——とカッペ採炭法……………	117
労働時間……………	102
労働者の政治的自覚……………	228
労働省設置法……………	853
労働省賃金制度改善の勧告……………	833
労働争議	
——件数……………	231
——参加人員……………	231
——形態……………	235
——規模……………	227, 237
——産業別分布……………	240
——地域的分布……………	240
——要求事項……………	250
——解決状況……………	252
労働争議統計……………	231
労働損失日数……………	233
労働日数……………	102
労働法改悪反対闘争委員会（労闘）	368
労働力調査……………	44
労働力調査臨時質問……………	47
労農党……………	698

附 録

——の現状……………	607
農民の栄養状態……………	166

ハ

破壊活動防止法……………	762
——反対闘争……………	229, 409
——違反事件……………	663
反植民地闘争デー……………	429
反戦権利擁護全国大会……………	641

ヒ

非求職の就業希望者……………	45, 47
非労働力人口……………	45

フ

歩合制……………	220
物 価……………	144
富士モーターズの争議……………	362
婦人団体の選挙対策……………	647
「婦人団体連合」結成準備の動き…	646
婦人労働者	
——の労働時間……………	124
——の賃金……………	124
——の生理休暇……………	127
——の産前産後における休業……	130
——と労働基準法……………	133
フランスの労働運動……………	452

ヘ

「平和と独立」の停刊……………	815
北京メーデー……………	429
ベースアップ闘争……………	228

ホ

保安隊の出動に関する訓令……………	759
保安庁法……………	758

法廷秩序維持法……………	777
ポ政令に基く労働関係命令の廃止…	852
ポツダム政令……………	744

マ

マーケット・バスケット方式……………	391
松川事件……………	655

ミ

三菱下丸子工場の争議……………	361
三菱重工労連の争議……………	362
宮城県農家次三男調査……………	56
民営鉄道員数……………	23

メ

メーデー	
——前夜祭……………	430
——スローガン……………	431
——宣言……………	431
——事件対策……………	658, 807

ヤ

山形県野川ダムの産営開発青年隊…	843
------------------	-----

ヨ

読み書き能力……………	178
四単産の総評指導方針批判……………	375

リ

離職票……………	51
離職率……………	27
旅券法……………	787
林業労働者	
——の情態……………	208
——の組織状況……………	77
——の生計費……………	207

——業種別団体会長会議……………	882	評議会)……………	470
——政治スト禁止を含む治安立		——第3回大会……………	230
法の緊急促進に関する要望……………	885	——賃金綱領……………	229, 383
日本教職員組合(日教組)……………	490	——最低賃金法案……………	398
日本鋼業の争議……………	297	——闘争宣言……………	343
日本鉱山労働組合(日鉱)……………	475		
日本交通公社労働組合(交通公社)……………	488	ネ	
日本国民救援会……………	666	年少労働者の情態……………	134
日本国有鉄道機関車労働組合(機			
労)……………	285, 488		
日本国有鉄道職員数……………	239		
日本子供を守る会……………	651	ノ	
日本再軍備反対委員会……………	643	農 家	
日本財務職員労働組合連合会(日		——の総戸数……………	183
財労連)……………	495	——の農用地面積別戸数……………	184
日本自治団体労働組合総連合(自		——の専兼業別戸数……………	185
治労連)……………	496	——の経営条件……………	186
日本私鉄労働組合総連合会(私鉄		——人口……………	189
総連)……………	488	——の経済収支……………	193
——の争議……………	264	——の租税公課負担……………	198
——の賃金綱領……………	386	農業従事者	
日本新聞労働組合連合(新聞労連)……………	483	——の数……………	191
日本炭鉱労働組合(炭労)……………	475	——の一戸当就業状態……………	192
——の争議……………	230, 313	農業動態調査……………	52
日本鉄鋼産業労働組合連合会(鉄		農業労働者の闘争……………	529
鋼労連)……………	477	農業労働力……………	191
——の争議……………	290	農村社会主義政治力結集懇談会……………	592
——の賃金改善基本方針……………	382	農村物価……………	196
日本電気産業労働組合(電産)……………	487	農民運動	
——の争議……………	230, 335	——の大勢……………	504
日本都市交通労働組合連合会(都		——の諸形態……………	505
市交通)……………	489	農民組合……………	71
日本弁護士連合会……………	659	——の数……………	71
日本放送労働組合(日放労)……………	483	——の組織ある市町村数……………	71
日本労働組合総同盟(総同盟)……………	472	——の組合員数……………	74
日本労働組合総評議会(総評・総		農民総同盟……………	590
		農民団体	
		——の動向……………	504

タ

大化学産業労働組合（大化学）	479
大同鋼板の争議	297
弾圧法規反対労働者総けつ起大会	409
弾圧法粉碎総けつき中央大会	410
短時間就業者	46

チ

地方公務員	
——数	15
——任用制度	817
中央賃金審議会	832
駐留軍労働者の労働条件	352
中労委規則	886
朝鮮解放救援会	667
朝鮮人の強制的隔離	815
賃 金	
名 目——	81
実 質——	85
——の国際比較	86
——の支払形態	90
——の不払状況	99
賃金共闘	410

ツ

追加就業希望者	47
---------	----

テ

転業希望者	47
——率	48

ト

統一委員会	372
統一戦線	228
東京電力労働組合（東労・東電労	

組）	487
----	-----

東京都労働組合連合会（都労連）	496
-----------------	-----

徳田論文	706
------	-----

土地闘争

未墾地開放増反闘争	511
-----------	-----

ニ

入職率	27
-----	----

西ドイツの労働運動	454
-----------	-----

日鋼赤羽労組	363
--------	-----

日清紡美合工場の闘争	649
------------	-----

日農（主体性派）

——の現状	607
-------	-----

——総本部活動	569
---------	-----

——第10回中執委	570～574
-----------	---------

——全日代表者会議	574～587
-----------	---------

——上越協議会運動方針	587～590
-------------	---------

日農（統一派）

——の現状	607
-------	-----

——長野県連の供出闘争方針	524～527
---------------	---------

——全国農民大会	530
----------	-----

——第2回中央委員会	531
------------	-----

——全国大会	531～557
--------	---------

——1952年運動方針	540
-------------	-----

——新潟県連運動方針	
------------	--

——農林インターの書簡	561
-------------	-----

日飛モータースの争議	362
------------	-----

日本官公庁労働組合協議会（官公

労）	492
----	-----

日本学生平和会議	640
----------	-----

日本経営者団体連盟（日経連）

——第5回総会	872
---------	-----

——「総評のマ・バ理論の誤謬 について」	876
-------------------------	-----

——「被防法反対闘争の責任に ついて」	877
------------------------	-----

全国土建労偽組合総連合（土建総 連）……………	485	——漁船部……………	611
全国土建労偽組合同盟（全国土建）	485	——の争議……………	300
全国農民組合（全農）		全日本海運労偽組合連合会（全海 運）……………	489
——の組織状況……………	71, 74	全日本開拓者連盟（全開連）	
——の現状……………	608	——の現状……………	609
全国農民連盟（全農連）		全日本金属鉱山労偽組合連合会 （全鉱連）……………	476
——の組織状況……………	71, 74	——の争議……………	276
——の現状……………	608	——六社共闘……………	277
全国民主主義労偽運動連絡協議会 （民労連）……………	472	全日本金属労偽組合（全金属）……	477
全国旅客自動車労偽組合連合会 （全旅労連）……………	489	全日本港湾労偽組合（全港湾）……	489
全日本医療従業員組合協議会（全 医協）……………	491	全日本国立医療労偽組合（全医労）	491
全日本印刷出版労偽組合（印刷出 版）……………	483	全日本産業別労偽組合会議（産別 ・産別会議）……………	472
全日本塩業労偽組合総連合（塩業 労連）……………	481	全日本自動車産業労偽組合（全自 動車）……………	478
船員数……………	23	——の争議……………	306
全日本海員組合（海員）……………	489	——賃金三原則……………	307
全日通労偽組合（全日通）……………	490	——三社共闘……………	309
戦後の人口……………	3	全日本新聞労偽組合（全新聞）……	483
全石油産業労偽組合協議会 （全石労）……………	480	全日本倉庫労偽組合同盟（全倉庫）	490
潜在的失業者……………	51	全日本造船労偽組合（全造船）……	478
全専売労偽組合（全専売）……………	482	全日本損害保険労偽組合（全損保）	487
全造幣労偽組合（全造幣）……………	495	全日本駐留軍労偽組合（全日駐）…	496
全駐留軍労偽組合（全駐労）……………	496	全日本電気工事労偽組合協議会……	485
——の争議……………	352	全日本電線工業労偽組合（全電線）	479
全通信従業員組合（全通従組）……	484	全日本土建一航産業労偽組合（全 建労）……………	485
全通信労偽組合（全通労組）……………	483	全日本土建一般労偽組合（全日土 建）……………	484
全電波従業員組合（全電波）……………	484	全日本百貨店労偽組合連合会（全 百連）……………	492
全都日雇賃上共同闘争委員会……………	406	全日本ホテル・レストラン従業員 組合連合会（ホテル従連）……………	492
全都日雇統一会議……………	408	全農林省労偽組合（全農林）……	495
全都民主日雇労組連合協議会……………	407		

——に関する政府の対策……………	143	全国産業別労働組合連合（新産別・ 産別連合）……………	471
ス		——の組織方針……………	378
水産業基本調整……………	221	全国自動車運輸労働組合連合会 （全自運）……………	490
吹田事件……………	811	全国児童文化会議……………	654
セ		全国商業・事務員労働組合協議会 （全商協）……………	491
税金闘争……………	527	全国食品産業労働組合同盟（全食 産）……………	482
正職興業の争議……………	648	全国信託銀行従業員組合連合会 （全信運）……………	486
政令 325 号……………	660	全国生命保険外務労働組合連合会 （全外運）……………	486
世界各国の実質賃金……………	441	全国水道労働組合連合会（全水運）	491
世界各国の社会保障……………	448	全国税関労働組合（全税関）……………	495
世界各国の労働条件……………	444	全国生命保険労働組合総連合会 （生保総連）……………	486
世界労運……………	459	全国生命保険労働組合連合会（全 生保）……………	486
専売賃金の仲裁裁定……………	826	全国セメント労働組合連合会（全 国セメント）……………	481
——に対する組合側の批判……………	828	全国繊維産業労働組合同盟（全繊・ 全繊同盟）……………	481
全印刷局労働組合（全印労）……………	483	——の民間労組統一方針……………	372
全大蔵労働組合協議会（全大蔵）…	495	——組織防衛委員会……………	379
全化学産業労働組合同盟（新化学）	480	——賃金白書……………	388
全学連……………	637	全国造船労働組合総連合（造船総 連）……………	478
全国映画演劇労働組合（全映演）…	482	全国自治団体労働組合協議会（自 治労協）……………	495
全国化学労働組合同盟（全国化学）	480	全国電機工業労働組合（全国電機）	479
全国瓦斯労働組合連合会（全国ガ ス）……………	481	全国電気通信労働組合（全電通）…	484
全国紙パルプ産業労働組合連合会 （紙パ労運）……………	480	全国電力スト禁止立法期成協議会…	347
全国機械金属労働組合（全機金）…	476	全国土建一般労働組合同盟（土建 一般）……………	485
全国機器電機産業労働組合連合会 （機器電機労運）……………	479		
全国銀行従業員組合連合会（全銀 連）……………	485		
全国金属産業労働組合同盟（全金 同盟）……………	477		
全国金属労働組合（全国金属）…	476		
全国金融機関労働組合協議会（全 金融）……………	485		
全国交通運輸労働組合協議会（全 交運）……………	487		

(合化労連)	481
——の賃金要求方針	392
厚生省設置法	854
公定価格	145
国会共闘	410, 411
国家公務員	
——数	15
——任用制度	816
——給与改訂勧告	823
国際経済会議	615
国際児童擁護会議	651
国際自由労連	460
国際婦人デー	644
国鉄賃金の仲裁々定	287
国鉄労仲組合(国鉄)	488
——第11回大会	286
——の争議	283
子供の日	654
雇用指数	25, 57
雇用労仲者	13
——の職業別数	14
——の産業別数	15
——の年齢別数	15
サ	
最低賃金制	228
裁判所傍聴規則	779
左派社会党	
——第9回大会	674
——1952年度運動方針	679
——選挙公約	685
——の最低賃金法案	400
サリヴァン勧告	411
産業開発青年隊	841
シ	
自営業主	45
次三男	52

失業保険統計	49
失業対策審議会	52, 839
社会タイムス	682
社会党再建派	696
車輛産業労仲組合連合会(車労連)	478
就業者	
——の職業別数	8
——の産業別数	9
——の従業上の地位別数	10
就職数	35
自由人権協会	668
住 宅	
——の建設状況	172
不良——	174
集団示威行進取締法案	779
住民登録制度	786
自由労仲組合全国活動家会議	406
常東農民総協議会	562
消費者物価指数	835
常用求職者の再来件数	34
職階給	
十条製紙の——	92
職場防衛連絡協議会	381
諸国民平和大会	
——開催についてのアピール	626
——アピール	630
新規求職数	33
人 口	
——の都市集中	5
——の性別構成	5
——の年齢別構成	6
人事院の給与準則案	720
——に対する組合側の批判	822
人身売買	
——の実態	137
——取締に関する法律	143

附 録

季節出稼	53
基地反対全国農民会議	417
虐殺事件対策委員会	439
九州経営者団体連盟	890
求職闘争	403
求人数	35
教員給与3本建	818
教員政治活動の制限	818
共産党	
——創立30周年	706
——の民族解放民主統一戦線綱領	710
——の左派社会党への申入れ	710
——第22回中央委員会総会	716
——議員の国会における発言の 削除	816
——議員の逮捕	816
供出米価	522
日農長野県連の——闘争方針	524
行政協定	722
——に伴う刑事特別法	737
——に伴う土地使用法	741
漁家	
——人口	78
漁業	
——センサス	78, 219
——の雇用関係	219
——における賃金制度	220
漁業労働組合	
——組織率	80
——数	80
——海員組合漁船部	80
——協定書	223
漁業労働者	
——人口	78
——組織状況	78, 80
——数の年間変動	218

——の職業病	218
——の漁撈作業	218
——の供給	218

漁 船

——船員法	218
漁民組合	609
緊急調整に対する石炭連盟の態度	884

ク

軍用地のための土地接収	505
——反対闘争	508

ケ

警 察

——法の改正	774
国家地方——の強化	777
——のピストル使用	811

警察予備隊

——令の改正	752
——の武器使用	754

刑事訴訟法	783
-------	-----

珪肺	122
----	-----

兼業従事者

——の数	191
——の一戸当就業状態	192

健康保険適用獲得期成同盟	406
--------------	-----

コ

公安条令の違憲判決	782
-----------	-----

公共職業安定所

——事業状況報告	33, 48
——失業保険業務月報	51

工業労働者

——の地方別数	19
——の工業部門別数	20
——の体制別数	21

鉱山労働者数	21
--------	----

合成化学産業労働組合連合

索

引

ア

秋田県農村次三男対策調査	56
アジア諸国の労働運動	457
アジア太平洋地域平和会議	621
——招集のよびかけ	621
——の日本問題に関する決議	623
——の民族独立問題に関する決議	624
アブレ	48
アメリカの労働運動	456

イ

イギリスの労働運動	455
池貝自動車の争議	362
伊丹警察予備隊愛国グループ	620
伊丹飛行場拡張反対署名運動	620
イタリアの労働運動	453

ウ

請負給	
炭鉱の——	95
右派社会党	
——第9回大会	670
——第10回大会	673
宇部窒素の争議	229, 273
運輸・通信労働者数	239

エ

映画・演劇労働組合総連合	
(映演総連)	482
栄 養	
労働者の——状態	165
農民の——状態	166

オ

大蔵省職員組合(大蔵職組)	495
---------------	-----

カ

海運産業労働組合中央協議会	
(海運労協)	489
外国人登録法	812
——の登録拒否とその対策	814
海上警備隊	
——の設置	756
——の装備計画	757
火災ビン	812
化学産業労働組合同盟(化学同盟)	480
学生の農村調査	639
学内の自治	633
学令児童生徒の不就学状況	135
家 計	147
——の収入状況	150
——の支出状況	151
実収入階級別世帯の——	152
炭鉱労働者の——	157
日本国有鉄道・郵政省職員の——	157
家族従業者	47, 52
鹿地事件	664
学校基本調査	40
家庭婦人の内職	130
関西経営者協会	
——職場防衛実施基本要領	887
——「学生運動に関する要望」	869
完全失業者	12, 44
——の前職	12
——の就業時における従業上の地位	12
官庁労働組合協議会(官労)	492
関東特需関係労組協議会	363
カンパニー・ユニオン	365
キ	
企業整備状況	36

索引および統計表目次

検印省略

日本労働年鑑 第26集 / 1954年版

発行 復刻版発行 編著 発行者 発行所	昭和28年11月20日発行 昭和45年12月15日発行 法政大学 大原社会問題研究所 木 樽 哲 夫 労 働 旬 報 社 東京都港区芝西久保巴町32 電話 (434) 3 6 8 1 振替東京 1 8 0 3 7 4
製版所 印刷所 製本所	株式会社 平 文 社 平 文 社 田中製本印刷株式会社

定価 3800 円

日本労働年鑑 《戦後復刻版》

* は既刊

* 第 22 集	戦後特集	3,500円
* 第 23 集	1951年版	3,900円
* 第 24 集	1952年版	3,800円
* 第 25 集	1953年版	3,700円
* 第 26 集	1954年版	3,800円
* 第 27 集	1955年版	3,900円
第 28 集	1956年版	3,900円
第 29 集	1957年版	3,700円
第 30 集	1958年版	3,700円
第 31 集	1959年版	3,500円
第 32 集	1960年版	3,500円
第 33 集	1961年版	3,500円
第 34 集	1962年版	3,500円
第 35 集	1963年版	3,500円
別 巻	戦時特集	3,600円

労働旬報社刊